

平成 27 年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 5 号）

平成27年 6 月30日（火曜日）午前10時3分開議

議 事 日 程 第5号

平成27年 6 月30日（火曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 乙第 1 号議案から乙第17号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 乙第 1 号議案から乙第17号議案まで

乙第 1 号議案 沖縄県税条例等の一部を改正する条例

乙第 2 号議案 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

乙第 3 号議案 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄県青少年保護育成審議会設置条例

乙第 5 号議案 沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例

乙第 6 号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

乙第 7 号議案 沖縄県いじめ防止対策審議会設置条例

乙第 8 号議案 工事請負契約について

乙第 9 号議案 売買代金請求事件の和解等について

乙第10号議案 運転免許の取得可能年月日の誤通知により生じた損害の賠償に関する和解等について

乙第11号議案 初心運転者講習通知書の誤送付により生じた損害の賠償に関する和解等について

乙第12号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第13号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について

乙第14号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

乙第15号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

乙第16号議案 専決処分の承認について

乙第17号議案 専決処分の承認について

出 席 議 員 (47名)

議 長	喜 納 昌 春 君	9 番	花 城 大 輔 君
副議長	翁 長 政 俊 君	10 番	砂 川 利 勝 君
1 番	比 嘉 京 子 さん	11 番	具志堅 透 君
2 番	比 嘉 瑞 己 君	12 番	大 城 一 馬 君
3 番	西 銘 純 恵 さん	13 番	具志堅 徹 君
4 番	玉 城 満 君	14 番	渡久地 修 君
5 番	仲 村 未 央 さん	15 番	山 内 末 子 さん
6 番	新 田 宜 明 君	16 番	仲宗根 悟 君
7 番	儀 間 光 秀 君	17 番	照 屋 大 河 君
8 番	上 原 章 君	18 番	當 間 盛 夫 君

19 番 吉 田 勝 廣 君
 20 番 又 吉 清 義 君
 21 番 島 袋 大 君
 22 番 中 川 京 貴 君
 23 番 座喜味 一 幸 君
 25 番 玉 城 ノブ子 さん
 26 番 赤 嶺 昇 君
 27 番 新 垣 清 涼 君
 28 番 瑞慶覧 功 君
 29 番 崎 山 嗣 幸 君
 30 番 新 垣 安 弘 君
 31 番 呉 屋 宏 君
 32 番 前 島 明 男 君
 33 番 照 屋 守 之 君

34 番 新 垣 良 俊 君
 35 番 仲 田 弘 毅 君
 36 番 嶺 井 光 君
 38 番 嘉 陽 宗 儀 君
 39 番 玉 城 義 和 君
 40 番 奥 平 一 夫 君
 41 番 新 里 米 吉 君
 42 番 高 嶺 善 伸 君
 43 番 狩 俣 信 子 さん
 44 番 金 城 勉 君
 45 番 糸 洲 朝 則 君
 47 番 新 垣 哲 司 君
 48 番 具 志 孝 助 君

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 翁 長 雄 志 君
 副 知 事 浦 崎 唯 昭 君
 副 知 事 安慶田 光 男 君
 知 事 公 室 長 町 田 優 君
 総 務 部 長 平 敷 昭 人 君
 企 画 部 長 謝 花 喜一郎 君
 環 境 部 長 當 間 秀 史 君
 子 ども 生 活 金 城 武 君
 福 祉 部 長 仲 本 朝 久 君
 保 健 医 療 部 長 島 田 勉 君
 農 林 水 産 部 長 下 地 明 和 君
 商 工 労 働 部 長 前 田 光 幸 君
 文 化 観 光 スポーツ 部 長 末 吉 幸 満 君
 土 木 建 築 部 長 平 良 敏 昭 君
 企 業 局 長 伊 江 朝 次 君
 病 院 事 業 局 長

会 計 管 理 者 金 良 多恵子 さん
 知 事 公 室 秘 書 新 垣 秀 彦 君
 広 報 交 流 統 括 監 池 田 克 紀 君
 総 務 部 池 田 克 紀 君
 財 政 統 括 監 照 屋 尚 子 さん
 教 育 委 員 会 委 員 長 諸 見 里 明 君
 職 務 代 理 者 天 方 徹 君
 教 育 長 加 藤 達 也 君
 公 安 委 員 会 委 員 大 城 玲 子 さん
 警 察 本 部 長 親 川 達 男 君
 労 働 委 員 会 事 務 局 長 知 念 建 次 君
 人 事 委 員 会 事 務 局 長
 代 表 監 査 委 員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 比 嘉 徳 和 君
 次 長 知 念 正 治 君
 議 事 課 長 平 田 善 則 君
 副 参 事 兼 勝 連 盛 博 君
 課 長 補 佐

主 幹 中 村 守 君
 主 査 川 端 七 生 君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

般質問を行い、乙第1号議案から乙第17号議案までを議題とし、質疑に入ります。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一

質問及びただいま議題となっております議案に対す

る質疑の通告がありますので、順次発言を許します。
中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川 京貴君 皆さん、おはようございます。

自由民主党の中川京貴でございます。

一般質問を通告しております。項目に従いまして一般質問を行います。

平成27年6月16日、20日米空軍嘉手納基地にバーモント州空軍所属のF16戦闘機が計10機飛来し、暫定配備された。嘉手納基地にはことし1月中旬から4月中旬までの間、ウィスコンシン州空軍所属のF16戦闘機12機と兵員約250人が暫定配備されており、州空軍の暫定配備は2度目となります。

地域住民は、相次ぐ外来機の飛来により騒音激化及び空軍機から部品落下事故の続発、飛来及び暫定配備に対し、断じて容認できない。

平成22年5月28日の日米安全保障協議委員会の共同発表で確認された嘉手納基地における負担軽減にも逆行するものである。

1、米軍基地問題について。

(1)、嘉手納基地・普天間基地の騒音被害について。

(2)、嘉手納基地・普天間基地の運用について。

(3)、嘉手納基地・普天間基地の外来機被害に関するこれまでの県の取り組みと認識について。

(4)、翁長知事の訪米の成果について。

(5)、政府に対し日米地位協定改定に向けて県は要請すべきではないか。

(6)、基地返還跡利用について。

2、防音工事について。

(1)、平成25年・26年度の防音工事の実施と件数、執行率、総予算について。

(2)、平成27年度の防音工事の件数と予算について。

(3)、平成26年・27年度の認可外保育所の防音工事の件数と予算について。

(4)、県営団地の防音工事が対象になっている件数と手続の簡素化、今後の取り扱いについて。

3、観光振興について。

(1)、本県観光の将来展望と課題について。

(2)、本県観光は好調に推移し、2014年度は約717万人もの観光客が本県を訪れた。2021年度1000万観光立県に向けての取り組み、また目標達成に向けた誘客戦略について。

(3)、沖縄の青い海・青い空は貴重な海洋資源で、観光沖縄の宝であるが本県が推進する観光・リゾート

地の整備と調和をどのように図っていくか、本県の観光関連の予算は。(平成26年・27年)

(4)、海の牧場(海洋牧場・釣り公園・海上レストランなど)を建設し、沖縄独自の施設実現について県の見解を伺いたい。

(5)、1000万観光立県に向けて、国道58号交通渋滞緩和のための手段として高速船の活用を求める。(海上タクシー・クルーズ船)

ア、那覇空港拡張整備に伴い、空港内あるいは近くに港湾整備をし、那覇から北谷町約15分、嘉手納町20分、読谷村25分、恩納村30分、名護市40分、本部町50分と高速船を活用し、1000万観光立県に向けての海上のインフラ整備はできないか。

イ、港近くを整備しタクシー、バス、レンタカーなどと連携し、国道・県道・中北部の交通渋滞の対策はできないか。

(7)、MICE施設について、翁長知事が与那原町と西原町にまたがるマリンタウン東浜地区に決定した経緯と理由について。

(8)、マリンタウン地区は、交通インフラのおくれが指摘されているが、2020年度の供用開始にインフラ整備が間に合うか今後の取り組みについて。

(9)、本県におけるヨットハーバー整備の状況と今後の計画について。

4、土木建築関係について。

(1)、防衛局、総合事務局、県発注工事の平成25年・26年の予算と執行率について。

(2)、県内業者の受注率について。

(3)、県発注の県内下請業者の特記事項は実施されているか。

(4)、最低基準価格の見直しについて、現在おおむね90%台にて実施していると思われますが、実際の入札結果を確認する限り、若干のばらつきがある。

(89.3%から89.7%) 現在の実態の説明、今後制限価格を見直すかについて確認したい。

(5)、県発注工事入札について、現場が中断している箇所であっても、別の現場監督をすることができるか。

(6)、西原町2級河川小波津川改修工事について。

ア、予算と完成時期、これまでの進捗状況について伺いたい。

イ、地元地域から陳情要望等が出されていると思うが、コンセンサスが得られているか。特に氾濫が集中している平園の地区とのコンセンサスはとられているか伺いたい。住民説明会は行っているか伺いたい。

ウ、地元地域から予測される河川の氾濫による被害

に対し、地元から要求が出れば県は責任を持って対応できるか。

5、道路行政について。

(1)、国道58号の交通渋滞対策について。

(2)、国道58号の交通渋滞緩和のために県道74号線（沖縄嘉手納線）池武当近くに高速道路のアウトインができるインターをつくっていただきたい。フルインターですね。

(3)、西海岸道路（嘉手納バイパス）の進捗率と完成予定について。

(4)、北谷町砂辺第1ゲート近くの交通渋滞対策について。

(5)、読谷村役場（読谷残波線喜名）から国道58号弾薬倉庫を通して沖縄市の高速北インターにつながる（仮称）沖縄読谷線道路要請が出ていると思うが、県の認識と取り組みについて伺いたい。

(6)、ライカム（イオンモール）オープンに伴い、これからも地域開発とともに交通渋滞が予想されます。その課題と解決に向けて、北中城村役場近く的高速道路インターをアウトインができるフルインターとして整備していただきたい。

6、我が党の代表質問との関連について教育委員会に質問したいと思っています。

球陽高校、開邦高校同時中高一貫教育が来年度から実施されます。地域の地元が大変喜んでおりますが、1クラスしか実現しておりません。教育長、これは地域のニーズに応じて2クラスができるか、今後の展望について伺いたいと思っています。

答弁を聞いて再質問を行います。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

中川京貴議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは米軍基地問題についてに関する御質問の中の、訪米の成果についてお答えをいたします。

今回の訪米では、国務省、国防総省、連邦議会議員及び有識者など19名もの方々に直接面談する機会を得ました。面談を通して、今沖縄が置かれている状況を詳しく正確に伝えることができたことは、大変有意義なことだったと考えております。特にマケイン上院軍事委員長及びリード同副委員長と面談できたこと、マケイン議員側から継続して私と建設的な対話を続けたいとの話をいただけたことは大きな成果だと考えております。

次に、観光振興についてに関する御質問の中の、沖

縄観光の将来展望と課題、観光客1000万人の目標達成に向けた取り組みについてお答えをいたします。3の(1)と3の(2)は関連しますので、一括してお答えをいたします。

沖縄県は、世界水準の観光・リゾート地の形成を目指し、観光客数1000万人等の目標を掲げており、その達成のためには、課題とされている受け入れ体制の整備や誘客プロモーションに戦略的に取り組むことが必要であると考えております。

このため、昨年度沖縄観光推進ロードマップを策定し、空港や公共交通の機能拡充、宿泊施設の充実、外国客への多言語対応などの受け入れ体制を整備することとしております。また、誘客について、国内市場においては、季節や客層に合わせたプロモーションを実施するとともに、沖縄旅行未経験者の需要獲得に取り組んでまいります。海外市場においては、沖縄観光のイメージを伝えるキーコピー「Be. Okinawa」を活用し、テレビ・新聞等のマスメディアやウェブサイト等を通じて沖縄観光ブランドの浸透を図るほか、今後策定するアジア経済戦略構想に基づき、成長著しいアジアのダイナミズムを捉えながら、戦略的に誘客活動を行ってまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 米軍基地問題についての中、嘉手納基地・普天間基地の騒音被害についての御質問にお答えします。

県では、関係市町村と連携し、嘉手納及び普天間飛行場周辺において、航空機騒音の常時監視測定を実施しております。

平成26年度の測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺では22測定局中8局で、普天間飛行場周辺では15測定局中1局で環境基準を超過しております。また、最大ピークレベルでは、嘉手納飛行場周辺の砂辺局で116.0デシベル、普天間飛行場周辺の上大謝名局で120.5デシベルを記録し、1日当たりの平均騒音発生回数では、嘉手納飛行場周辺の砂辺局で64.3回、普天間飛行場周辺の上大謝名局で34.4回を記録していること等から、依然として周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼしている状況にあります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 米軍基地問題について

の御質問の中で、嘉手納飛行場・普天間飛行場の運用についてお答えします。

嘉手納飛行場につきましては、防空、反撃、戦略、偵察、機体整備等の総合的な機能を有する極東最大の空軍基地であり、F15戦闘機、KC135R空中給油機、MC130特殊作戦機等が配備されております。沖縄防衛局の嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査によると、平成26年度の常駐機、外来機等の離着陸回数は、合計で4万2446回、1日平均166.6回となっております。

普天間飛行場につきましては、海兵隊の輸送機、ヘリコプター基地及び兵舎等施設の機能を有し、MV22オスプレイ、AH1軽攻撃ヘリ、CH53E大型ヘリ等が配備されております。沖縄防衛局が実施した平成25年度普天間飛行場における回転翼機の飛行状況調査におけるMV22オスプレイの飛行状況は、離陸が838回、着陸が825回となっております。

同じく米軍基地問題についての御質問の中で、嘉手納飛行場・普天間飛行場の外来機被害についてお答えします。

沖縄防衛局の嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査によると、平成26年度の外来機と考えられる航空機の離着陸等回数は約1万1000回で、全体の約25%を占めております。嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、外来機のたび重なる飛来に加え、米国州空軍F16戦闘機がことし1月に続き、今月も配備されるなど、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

普天間飛行場については、普天間飛行場負担軽減推進会議の議論を踏まえ、最も重い負担となっている外来ジェット機F18の飛来について、昨年日本政府から米政府へ申し入れを行うなど、問題提起がなされております。外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対し、これまで強く要請しております。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音の軽減を日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

同じく米軍基地問題についての御質問の中で、日米地位協定の見直しについてお答えします。

日米地位協定の見直しについて、県は、これまであらゆる機会を通じ、日米両政府に対し要請してきたところであります。

県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。このため、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に日米地位協定の見直しを粘り強く求めてまいりたいと考えております。

次に、防音工事についての御質問の中で、平成25・26年度の実施件数等についてお答えします。

沖縄防衛局に確認したところ、平成25年度住宅防音工事の予算額は約80億2900万円、実施世帯数は4460件、執行率は91%となっております。同じく平成26年度の予算額は約81億9400万円、実施世帯数は5212件、執行率は85%となっております。

同じく防音工事についての御質問の中で、平成27年度の件数と予算についてお答えします。

沖縄防衛局に確認したところ、平成27年度の住宅防音工事の予算額は、約59億5300万円となっており、5月末時点で654件、約24億5500万円が交付決定されております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 米軍基地問題についての御質問の中の、基地返還跡利用についてお答えいたします。

今後返還が予定されている嘉手納飛行場より南の6施設は、沖縄の新たな発展のための貴重な空間であり、その跡地利用は、中南部都市圏の都市構造のゆがみを是正し、県土構造の再編にもつながる大きなインパクトを持っております。

そのため、県では、関係市町村と連携協力して、広域的観点から跡地利用の方向性を示した中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を平成25年1月に策定したところであります。

今後、県は、広域構想を踏まえた関係市町村の跡地利用計画の策定を支援し、国、関係市町村、地権者等との密接な連携を図りながら、中南部都市圏の都市構造の再編及び県全体の発展に資する跡地利用につなげてまいりたいと考えております。

次に、観光振興についての御質問の中の、高速船を活用した交通渋滞対策についてお答えいたします。3の(5)アとイは関連いたしますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

沖縄県は、極めて高い自動車依存型社会が形成され、交通渋滞が日常化しております。沖縄県総合交通

体系基本計画において、交通渋滞の緩和策として、体系的な道路網の整備や、過度な自家用車利用から公共交通利用への転換が重要であることが示されております。そのため、はしご道路を初めとする幹線道路ネットワークの整備を行うとともに、バスロケーションシステム、ＩＣ乗車券システムＯＫＩＣＡ、ノンステップバスなどの導入や系統別カラーリング等、路線バスを初めとする公共交通の利用環境改善等に取り組んでおります。現時点においては、高速船を活用した交通渋滞対策は予定しておりません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） それでは、2の防音工事についての御質問の中で、認可外保育施設の防音工事についてお答えをいたします。

沖縄防衛局へ確認したところ認可外保育施設の防音工事について、平成26年度の実績は、設計及び工事で8件、約6200万円となっております。また、平成27年度については、現時点で設計及び工事で8件、約2億円を予定しているとのことであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 防音工事についての御質問の中で、県営団地の防音工事についてお答えします。

県営団地のうち防音工事の対象となっているのは、砂辺団地ほか9団地1701戸であります。住宅防音工事を行うに当たっては、入居者において、県営住宅の設置及び管理に関する条例に基づき、模様がえ申請を県に申請し、その承認の後、沖縄防衛局に補助金申請を行う手続となっております。

県としては、県営団地の所有者として、住宅防音工事希望届の取りまとめを初めとして工事の集約化を図る等、手続の簡素化に向け沖縄防衛局や関係部局との調整を進めていきたいと考えております。

次に、観光振興についての御質問の中で、ヨットハーバー整備状況と今後の計画についてお答えします。

本県においては、宜野湾港マリーナや糸満フィッシャリーナを初め、公共マリーナ等が8カ所、民間マリーナが2カ所整備されています。また、現在、（仮称）与那原マリーナを整備しており、今後、中城湾港（泡瀬地区）のマリーナを含む2カ所を整備する計画となっております。

次に、土木建築関係についての御質問の中で、防衛局、総合事務局及び県発注工事の予算と執行率についてお答えします。

沖縄防衛局調達部の平成25年度予算額は240億円、執行率は91.1%、平成26年度予算額は1222億円、執行率は97.7%、沖縄総合事務局開発建設部の平成25年度予算額は731億円、執行率は90.9%、平成26年度予算額は929億円、執行率は79.8%、また、沖縄県土木建築部の平成25年度予算額は574億円、執行率は87.7%、平成26年度予算額は651億円、執行率は84.2%となっております。

同じく土木建築関係についての御質問の中で、県内業者の受注率についてお答えします。

県内業者の受注率は、沖縄防衛局調達部発注工事においては、平成25年度発注件数の87.3%、発注金額は71.1%、平成26年度発注件数の74.7%、発注金額は21.5%となっております。

沖縄総合事務局発注工事においては、平成25年度発注件数の83.3%、発注金額は58.0%、平成26年度発注件数の84.0%、発注金額は52.3%、また、沖縄県土木建築部発注工事においては、平成25年度発注件数の97.3%、発注金額は95.2%、平成26年度発注件数の95.2%、発注金額は90.7%となっております。

同じく土木建築関係についての御質問の中で、下請業者の県内企業優先活用についてお答えします。

土木建築部における平成25年度発注工事の下請状況は、発注工事772件中1541社の下請業者が参加しておりました。このうち県内業者は1460社、率にして約95%となっており、特記事項はおおむね履行されているものと考えております。今後とも、下請業者の県内企業優先活用について、受注業者に要請してまいりたいと考えております。

同じく土木建築関係についての御質問の中で、最低制限価格の引き上げ等についてお答えします。

現在の最低制限価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルより率の高い算定式を用いて、沖縄県財務規則に基づき、予定価格の70%から90%の範囲で設定をしております。その上限値は、平成21年度のコスト調査の結果から、落札率90%が損益分岐点であると推測されることや、90%程度であれば予定価格と最低制限価格に幅があり競争性が確保できること、また、沖縄県建設業審議会では予定価格の90%が適正であるとの答申があったこと等から、90%と定めております。なお、平成26年度の最低制限価格の平均は89.6%となっております。

最低制限価格の見直しについては、社会状況の変化があることを踏まえ、平成26年度に行ったコスト調査の結果をもとに、沖縄県建設業審議会に諮ることとなり、最終的には、沖縄県建設業審議会の答申を受けて決定することとしております。

同じく土木建築関係についての御質問の中で、現場中断時の配置技術者についてお答えします。

沖縄県では、現場中断時において、現場代理人の常駐を要しないことを規定した、建設工事請負契約約款第10条第3項を平成26年6月に改定しました。この改定により、工事の全面一時中止期間が書面により明確となっていることと、発注者との連絡体制が確保される場合には、その期間はほかの工事への現場代理人の配置が可能となっております。

なお、監理技術者等についても、平成16年3月より、監理技術者制度運用マニュアルに基づき、準備期間や全面一時中止期間、工場製作のみが行われている期間等が書面により明確になっている場合、その期間は、他の工事への配置が可能となっております。

同じく土木建築関係についての御質問の中で、小波津川改修事業の進捗状況についてお答えします。

小波津川改修事業は、整備延長約3.8キロメートル、総事業費約85億円となっております。当該事業は平成15年度に着手し、平成26年度末で56%の進捗となっており、国道329号より下流側の約900メートルにつきましては、一部の用地難航箇所を除き、おおむね整備が完了しております。平成27年度は、事業費約2億2000万円で主に国道329号より上流の護岸工、橋梁改築、用地買収を実施する予定となっております。

県としては、西原町と連携し平成35年度の完成を目指して、鋭意整備に取り組んでいきたいと考えております。

同じく土木建築関係についての御質問の中で、小波津川改修事業に係る住民コンセンサスについてお答えします。

小波津川改修事業につきましては、平成15年度の事業着手以降、地域住民が参加した川づくり協議会や事業説明会等を8回開催し、事業に対する理解と協力をお願いしてきたところであります。最近では、平成25年6月に事業の説明会、平成26年12月には用地に関する説明会を開催しております。

県としては、引き続き地域住民へ丁寧に事業説明を行いながら、早期整備に取り組んでいくことにしております。

同じく土木建築関係についての御質問の中で、河川

の氾濫被害への対応についてお答えします。

河川の氾濫被害につきましては、自然災害に起因するものであることから、補償の対象にはならないものと考えております。

次に、道路行政についての御質問の中で、国道58号の交通渋滞対策についてお答えします。

国道58号の交通渋滞の緩和等を目的に、国により、読谷村から糸満市に至る延長約50キロメートルの沖縄西海岸道路の整備が進められているところであります。また、国道58号に集中している南北方向の交通量を分散させるため、国・県が連携して、はしご道路の構築を推進しているところであります。

同じく道路行政についての御質問の中で、池武当インターチェンジの整備についてお答えします。

池武当インターチェンジの設置については、地域活性化や渋滞緩和を図る観点から有効であり、はしご道路にも位置づけられております。

県としては、沖縄市や関係機関等と連携し、事業化に向け取り組んでいきたいと考えております。

同じく道路行政についての御質問の中で、沖縄西海岸道路・嘉手納バイパスについてお答えします。

沖縄西海岸道路の嘉手納バイパスについては、国において整備が進められており、平成26年度末の進捗率は、事業費ベースで約10%となっております。完成予定については、現時点において、未定とのことであります。

同じく道路行政についての御質問の中で、砂辺第1ゲート近くの渋滞対策についてお答えします。

国道58号の北谷町砂辺第1ゲート前の砂辺南交差点については、沖縄地方渋滞対策推進協議会において抽出した主要渋滞箇所には含まれておりません。しかしながら、当該交差点の南側にある、国体道路入口交差点が主要渋滞箇所となっており、同交差点の影響を受けているものと考えております。

現在、国において、国体道路入り口交差点を含めた主要渋滞箇所について、渋滞対策を検討しているところであり、これらの対策の実施によって、砂辺第1ゲート前付近についても緩和されるものと考えております。なお、その後の交通状況を踏まえ、渋滞が続くようであれば、国と調整をしてみたいと考えております。

同じく道路行政についての御質問の中で、（仮称）沖縄読谷線の県の認識と取り組みについてお答えします。

米軍嘉手納弾薬庫地区を横断する、いわゆる沖縄読谷道路については、中部市町村会から国土交通省や内

閣府、地元選出国會議員へ継続し要請されており、県としても、中部地区道路網の構築を図る必要があると考えております。当該道路については、昨年度に読谷村と連携し、その可能性について沖縄防衛局へ問い合わせを行ったものの、回答についてはまだない状況であることから、あらゆる機会を通して確認していきたいと考えております。

同じく道路行政についての御質問の中で、喜舎場インターチェンジについてお答えします。

北中城村喜舎場に設置されている喜舎場スマートインターチェンジは、現在、那覇方面への入り口のみとなっております。当該インターチェンジをフルインターチェンジ化することについては、渋滞緩和を図る観点から有効であり、はしご道路に位置づけられています。

県としては、北中城村や関係機関等と連携し、事業化に向け取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 観光振興についての中で、観光・リゾート地の整備及び観光関連予算についてお答えいたします。

沖縄県としては、青い海、青い空をつくり上げている沖縄の自然と、そこから得られる豊かな恵みを質の高い状態で次世代へ継承していくため、環境保全に十分に配慮した観光振興を図ることは非常に重要であると考えております。

そのため、県においては市町村や地域の民間事業者などの関係者と連携し、環境と共生した持続可能な観光まちづくりに取り組むとともに、自然・文化・歴史の適切な保全と持続的な活用を図るエコツーリズムを推進しているところであります。また、観光関連の当初予算については、平成26年度が約85億8500万円、平成27年度が約89億5100万円となっております。

同じく観光振興についての中で、大型M I C E施設の場所決定の経緯等についてお答えします。

沖縄県においては、成長著しいアジア地域や国内のM I C E需要を取り込み、沖縄観光のさらなる飛躍等を図るため、平成25年度から有識者委員会を開催し、大型M I C E施設の整備について検討してまいりました。建設地の選定に当たっては、有識者委員会の意見を踏まえながら、5つの候補地について、今後の道路整備の進捗やM I C E関連施設用地の確保の可能性等を確認検討し、最終調整を行って、去る5月22日に建設場所を中城湾港マリンタウン地区に決定いた

しました。

同地区を選定した理由は、2020年度の供用開始が可能であること、今後、交通アクセスが向上すること、周辺地域の用途変更や土地利用計画の見直しを行うことで、宿泊施設や商業施設等の立地が可能であり、将来的にM I C Eエリアとしての成立可能性が高い地域であることなどを考慮したものであります。

同じく観光振興についての中で、マリンタウン地区の今後の取り組みについてお答えします。

マリンタウン地区については、今後、那覇空港自動車道小禄道路、国道329号南風原バイパス、与那原バイパス及び一般県道真地久茂地線が整備されることで、那覇空港や那覇市街地との交通アクセスが大きく向上することが見込まれます。

県としましては、国道や県道の整備状況を確認しながら、大型M I C E施設が2020年度の供用開始に間に合うよう関係機関と連携を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） それでは、観光振興についての御質問の中で、海の牧場についてお答えいたします。

海の牧場については、定置網漁業等を活用した魚類の畜養や加工処理により、水産物の付加価値を高めるとともに、定置網漁業の体験及びダイビング等による観光漁業などを総合的に組み合わせたものと考えております。

海の牧場の整備の可能性については、地元の漁協及び市町村の要望に加え、環境や養殖の専門家の意見及び費用対効果等を踏まえ、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、我が党の代表質問との関連についての御質問で、中高一貫教育校のクラス数増についてお答えいたします。

去る3月末に開催した併設型中高一貫教育校に係る県立開邦中学校及び球陽中学校の説明会には、約2000名の参加者があり、その説明会の中では、今後のクラス数増についての御質問もありました。

今後のクラス数につきましては、両県立中学校の実績や課題等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 それでは再質問を行いたいと思っております。

先ほど知事が答弁をしておりました訪米の成果について、基地問題いろんな問題取り上げたということでありましたけれども、国防総省、国務省、連邦議会及びその関係者に沖縄の基地問題をいろいろ要請したとありますが、私はそのときに騒音防止協定を厳守し、嘉手納基地、普天間基地の騒音軽減を実施するため知事は訪米のときにそういった具体的な騒音被害も負担軽減の状況を要請したのかお伺いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） お答えします。

今回の訪米においては専ら普天間飛行場の移設問題についてお話をさせていただきましたので、議員御指摘の嘉手納飛行場、普天間飛行場のその騒音についてはお話はしてございません。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 もちろん御承知のとおり普天間基地の問題は避けては通れない問題ということでその要請であったことも十分承知なんです、しかしながら普天間の基地問題以上に嘉手納飛行場の騒音問題、悪臭の問題、さまざまな課題がございます。そういった沖縄県内で解決できない問題を直接米政府に要請行ったときに私は要請すべきだったと思っていますがいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 米軍基地をめぐる諸問題につきましては、議員御指摘のように騒音問題もございますし、それから事件・事故の問題もございます。それから地位協定の問題もございます。多々ございますので、今後ともこういう問題について機会を捉えて日米両政府に対しては要請していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 騒音防止協定とか嘉手納基地、普天間基地の騒音軽減を実施するために知事がそういう要請をする。地元外来機が来たり、またそういった基地被害が出たときに、もちろん三連協を初め地元議会が要請、抗議行動を行います。しかしながら、御承知のとおり高校の入学式、卒業式またそういった学校行事があっても訓練をとめることができないんです。私は沖縄県では限界があることも、知事の訪米のときにそういった具体的な負担軽減はしっかり訴えるべきだと思っているんですが、知事、見解をお願いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 中川議員の御質問にお答えいたします。

今回の質問の中で、嘉手納飛行場の騒音含めいわゆる外来機等々の大変厳しい現状を改めて確認をさせていただきました。そういう中で、この米国に行った場合あるいは日本政府に対してもそうなんですが、先ほど公室長からもありましたとおり項目が多岐にわたっていきまして、嘉手納飛行場の場合には嘉手納飛行場ということで要請に行かないとなかなか通訳も入れたりしてやりながら難しいところもあります。しかしこれは大変厳しい今数字を見て改めてそういった機会を設けて、しっかりとお伝えをしていきたいなと思っております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 御承知のとおり仲井眞県政のころは、先ほど知事公室長答弁しておりました、嘉手納では22局、8局が、普天間では15局に1局、その当ても大変厳しい騒音被害があった中で、数字を出して訪米のときに要請をしたということも説明を聞いております。私はぜひ地元でできる要請行動、抗議行動はもちろんそうですけれども、地元でできないことはやはり知事がすべきだと思っております。これは要望を申し上げておきたいと思います。

(6)番目の基地返還跡利用についてお伺いしたいと思います。

改正跡地法は御存じですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 承知しております。

これまでの軍転特措法、それから沖縄振興法の第7章にあったものを一元化した跡地利用推進法となっております。

○中川 京貴君 議長、休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

中川京貴君。

○中川 京貴君 本当は知事に聞いたんですけど、知事、実はこの改正跡地法というのは自民党、公明党がたしか3年前に主導権で実現した法律なんです。

先ほど答弁いただいた謝花部長が、細かい作業は全て謝花部長がとり行っただけと私は認識しております。それはこれまで返還をされて3年しか軍用地料払えなかったんです。しかしながら3年では跡利用がで

い、建物もできない、道路整備、電気・インフラができない。それをやはり主要収益が開始できるまで周辺の土地の賃借料と均衡を考慮しながら地主に負担をかけない返還をしていこうというのが目的なんです。そういった意味では1500万円控除から5000万まで引き上げて、ですから今、県も市町村もまちづくり跡利用するときにその控除があるおかげで西普天間地区も含めて、いろんな跡利用ができるんです。そういった意味では翁長知事がこの跡利用についてどういう認識を持っているのか伺いたい。例えば、今後西普天間地区も返ってきます。嘉手納飛行場、きのう説明も質問もありましたけれども、嘉手納飛行場の返還も訴えるのか。例えば読谷村のトリステーションそこの返還も訴えるのか、その後の跡利用について知事の認識を伺いたい。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 御質問にお答えをしたいと思います。

私も前の仕事が那覇市長でありますので、軍転協においてそういったこと等の要請等もやってまいりました。県におきましては、今おっしゃったとおり職員の皆さん方が全力を挙げてこのような形でのいい状況をつくっております。跡地利用という意味では那覇市の場合でも新都心地区というのがありました、あのときには跡地利用の制度が何ら活用されるところじゃありませんで、一般の区画整理でさせてもらいましたけれども、今こういった形で3年という形であったものが収益が確保できる状況あるいはそういった状況が来るまで延長されたということは、大変重要だというふうに思っております。

また、特に環境面でも今沖縄市のドラム缶の話もありますけれども、アメリカのほうではそういった跡地利用をやる場合には15カ年間環境をしっかりと調べてからでないともちづくりができないというようなこういう厳しい状況もございますので、こういったこと等もかみ合わせますと跡地利用がいかに関係分野において大変なことかというのがよくわかりますので、今議員がおっしゃったこうして改正された法律をしっかりと私ども踏まえながら地主の皆さん方とも御相談をしてまちづくりをやっていきたいと思っております。しかしまだまだ十二分ではないと思っておりますので、そういったこと等も含めて中身について私も全力を挙げてやっていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事の答弁のとおり、基地問題は本当に大変なものがあると思っております。御承知のと

おり、名護市の許田地区そこも返還予定地なんです。しかしながら、知事御承知のとおり稲嶺市長はその許田地区においても継続使用していただきたいということで防衛局に要請したこと、知事御存じですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） キャンプ・ハンセン、シュワブの件だと思いますけれども、その件について名護市がそういう要請をしていることは承知しております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 やはり、今すぐ返されても使い道のない軍用地もあるんです。そういった意味では5年、10年その跡利用のプランをつくって地元との話し合いも合意形成をとりながら、そしてその道路、インフラ整備、国の補助金、また予算も通してやっていかなければ、これまで知事がよく言う接收されたり、また軍用地料として、提供した接收された方々が急に返されたんでは不利益を及ぼすと。そういったことも踏まえて私はやっぱり地元、県、国と協議する必要があると思っています。いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 今の状況等はよく本土のほうでも沖縄県にとっては大変マイナス的な要素で、基地は返せというのに返してあげると言ったら嫌だということで、大変沖縄県がごねているような感じで、披露されているのをよく見聞きますと、やっぱり今議員がおっしゃるようにそういった意味での、いずれにしろ今後活用できるようなものを5年、10年でできるようにして、そして返されたほうが地主にとってもいいというような形のものをしっかりとつくる必要があるだろうなと思っております。ただ、残念なのはああいうふうに接收をされて、ある意味ではどちら側からも使い道が今のところないというようなところから先に返そうとするというような形で、こちら側もまたそれはちょっと待ってくれというような状況が沖縄の矛盾のところだと思いますので、ぜひそれをこちら側からしっかりと対応してやっていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 次の質問に移ります。

防音工事について、平成25年・26年、25年は80億、26年は81億の執行率がありました。本年度27年においては59億しかありません。この20億の差額について、もし知っていれば部長答弁できますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） まず、予算額について

の御質問ですけれども、平成26年度が81億円余り、平成27年度が59億円余り、この差額については、平成26年度以前の予算については当初予算に加えて年度途中で補正をした金額、それが加わった結果多くなっていると理解しております。したがって、今年度の予算についてはこれは当初予算だけです、それで20億余り低くなっていると理解しております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 これも御承知のとおり、補正予算できるように国との協議が必要なんです。そういった意味では沖縄県、島尻安伊子先生はもちろんそうですけども、宮崎衆議院議員、沖縄県の選出国會議員を通して私は予算要求すべきだと思っております。

御承知のとおり、3番目の認可外保育所も宮崎衆議院議員が国会で取り上げてこれまでできなかった認可外保育所の防音工事も前回8件、今年度8件予定されております。

そういった意味では知事も政府に要請すべきだと思っております。いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 私も知事就任しまして半年、いろいろ紆余曲折ございましたけれども、何となくそういった意味での落ちつきが出てきたと思いますので、その意味では自民党の國會議員の皆さん方のお力添えもいただきながら、今言った項目等々また応援をしていただければありがたいというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っております。

次は、観光振興について。

ア、1000万観光立県に向けて、私先ほど国道58号交通渋滞その対策はどうかと。

それは1000万観光立県に向けて那覇空港も拡張整備を進めております。間違いなく1000万観光になると沖縄の交通機能が麻痺すると思っています。謝花部長は答弁で、現時点で海のインフラ整備そういったのは一切考えていないと答弁がありましたけれども、私は1000万観光立県に向けて海上のインフラ整備は避けて通れないと思っております。やはり、100キロまたは100キロ以上の高速船を活用した中北部のインフラ整備はすべきだと思っておりますが、知事いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 今の御説明はもっともだとい

うふうに思っております。しかし、大田県政のときに高速船を取り入れましたけれども、なかなか前に行かなかったという経緯がございます。こういった費用対効果を含め早目にそういったことにも検討しながら陸上の部分、海上の部分いい形で将来生かされたいと思っていますので、これから担当部局とこの件についても調査研究をしていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、大田県政のときと今の時代と比較されては困ります。当時は500万観光もない時代なんですね。それと、この沖縄観光ロードマップ（資料を掲示） この中に、知事、ちゃんとあるんですよ。この……

休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前10時59分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○中川 京貴君 知事、この中に観光、もし文化観光スポーツ部長答弁できたらお願いしたいんですが、この中に高速船も渋滞、効果があると私は思っている、それで提案しています。やはりこの沖縄に観光で来た方々が沖縄の交通渋滞に巻き込まれて、もう二度と来たくないという不快感を与えることなく、中北部に30分、ましてや40分で高速船で行く。例えば、それ以外にのんびりとして行きたいという人たちはクルージングでも結構だと思っています。そういった意味では、鉄軌道イコール、鉄軌道はもう御承知のとおり時間がかかるんです。1000万観光立県に向けて私は今年度からそういうチームをつくっていただければ、来年、再来年には実現できると思っているんです。この観光の中にも知事、うたわれております。

ぜひ、もし部長、答弁できるならば……。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時1分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えします。

ロードマップにおいて、そういった形で検討と記載をいたしましたのは関係部局とも内容について調整しながら記載をしたところでございます。今後、議員からございますように観光客1000万人に向けて2次交通、非常に課題としてはあると思います。そういう中で、海上交通についての検討ということについては示

唆を含んだ御提言と受けとめまして、今後、庁内関係部局と意見交換をしていきたいと思っています。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 実は、私、知事、この高速船も含めて、あと東京オリンピックそしてMICE施設、USJ、いろんな形で沖縄が注目されると思っています。そのときにその沖縄に来るリピーター、観光客の皆さんが飽きないようにいろんな仕掛けが必要だと思っています。そういった意味では先ほど提案しました海の牧場、本土にある海洋牧場と海の牧場違います。インターネットで海洋牧場と入れるのは、本土・福岡にもあります。あの牧場と私が提案する海の牧場全く違います。

沖縄は御承知のとおり海洋県なんです。ウミンチュも365日海に出られません。3分の1出ればいいほうだそうなんです。ダイビングもあります。そこで海がしけても台風以外に沖縄の観光を世界または本土にもアピールするための海の牧場、例えばジンベイザメ、そしてヤイトハタ、ナポレオンフィッシュがある部屋、敷地をつくってここでダイビングをする。また、定置網でとれた魚そこをその日ですぐ水揚げするのではなくて、競りのコントロールをしながら海がしけたときにはこの定置網から魚をとって供給をします。その市場のコントロールをしながら、つくり育てる漁業も必要だと思っているんです。そういった意味ではこの高速船、観光牧場も一緒なんですよ。ぜひ、1000万確保に向けて知事の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 大変情熱あふれる夢のある話をしていただきました。高速船と海の牧場がどういう形でつながるかということ等も含めて、ある意味では特に海の牧場のほうにおいては私も規模を含め、あり方についてはまだ自分なりに研究したことはありませんので、今のお話を聞きましたのでぜひ担当部局とそういったこと等も踏まえながら、これから勉強しながら1000万人観光、2000万人観光に備えられるような魅力あるものに向けて頑張っていきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 ぜひ、知事、この件については1000万観光に向けて取り組んでいただきたいと思います。

土木建築において、先ほど部長答弁いただきました。県内発注業者の受注率については数字はわかりました。しかしながら、不調・不落によって入札できなかった件数があると思います。その件についてと対策

についてお伺いしたい。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 平成26年度土木建築部発注工事におきまして、20%が入札不調となっております。前年度に比べて1%増加しております。その入札が不調ある不落になるという対象工事、主に発注規模の小さな工事で不調・不落になるような傾向がございます。

対策としましては、入札参加者を広く募るため指名競争入札から一般競争入札への移行、対象業者の供給範囲の拡大や地域要件の拡大等の入札条件の見直しを行った上で再度入札を行っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時5分休憩

午前11時5分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

どうぞ。

○土木建築部長（末吉幸満君） 平成25年度全開札件数の中での不調・不落になったのは180件、19.4%でございます。平成26年度894件に対して178件の19.9%という数字になってございます。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 この数字を見た限り、やはり最低制限価格の90%は上げるべきだと思っております。これはぜひ答弁お願いしたいのと、もう一つは西原町の小波津川、ぜひ部長、この小波津川の平園区民とのコンセンサスが得られるような協議をしていただきたい。地元からの要請書が上がっていると思っております。私もその要請書持っていますけれども、地元がMICE施設、当時はMICE施設が来る予定がなかったんです。それと西原町の町役場もその小波津川の上のほうに建設されました。そういった意味では国道・県道、地域住民がコンセンサスが得られるようなその改修工事をしていただきたい。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） まず、最低制限価格の見直しでございますが、平成21年度に設定いたしました90%、その状況のときから社会状況の変化はございます。このため、土木建築部としましては平成26年度にコスト調査を行っておりまして、その結果をもとに沖縄県建設業審議会に諮ることになっていまして、最終的にはその審議会の答申を受けて決定することにしております。

それから、平園区からの要請でございますが、議員指摘のように平成25年6月に要請書が来ています。それについてどのような対応をするというのがまだ地元の方々に説明されていないようですので、当然早目に今後の工事の進め方、それからその要請に対する我々の考え方というのは早急に説明差し上げようと思っています。

以上でございます。

○中川 京貴君 以上で終わります。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 おはようございます。よろしく願います。

質問する前に順番を入れかえて行うこと、そしてまた質問項目を削除する場合がありますので御理解をお願いします。

まず最初は、我が党の代表質問との関連で、翁長政俊議員の普天間問題より行います。

翁長知事は辺野古をつくらせない、その手法の一つとして今提案されている外来生物の侵入防止に関する条例について、それは想定してない趣旨の答弁であったと理解しておりますけれども、マスコミ報道等で翁長知事はその可能性についてコメントが出されているのではと考えるものであります。

改めてこの条例と辺野古との関連をお伺いします。お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時9分休憩

午前11時9分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） この外来生物に関する条例と知事と県の権限について、先日お話した件かと思えますけれども、その際に知事が10の権限を持っている、その中には特にこの外来生物に関する条例については、カウントしていませんよ、念頭には置いていませんよという答弁をしたところでございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 環境部長、ちょっと確認させてください。

せんだって環境部長は、この条例に関する答弁で県執行部が条例をつくる手順と議員提案の手順は異なるような、そのような趣旨の答弁だったかなと思いますけれども、その確認お願いできますか。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

○環境部長（當間秀史君） 県執行部の条例を制定する場合の手続と、それから県議会とのそういう手続に

ついては、県議会については承知をしていないということをお願いしました。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ということは、県執行部がつくるときは環境審議会への諮問とか、あるいは県民への公表は義務づけられておりますよね。議員提案についてはそれを省いてもいいのか、あるいはまたそこについてはわからないということでもいいんですか。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

○環境部長（當間秀史君） 例えば、環境関係に関する条例であれば環境審議会の意見に諮問をして答申をいただくということは、手続としてありますけれども、ただこの環境審議会というのは附属機関ということでこれは地方自治法に定める執行機関の附属機関でありまして、この審議会がまず県議会に意見を言うことにはないだろうと考えられます。

それと今申し上げた県民の意見を聞くという話でございますけれども、これは環境基本条例の12条の中で、「県は、環境の保全及び創造に関する施策に、県民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。」とありまして、ここで言う県は通常執行機関と解されるわけですがけれども、今回の議員提案の条例につきましてもこの趣旨は提案者において理解されているものと認識しております。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 総務部長、これは法律的な観点からどうなのかということを少し確認させてもらえますか。執行部がつくる条例でそういう手続が必要、議員提案でつくるとこういうふうなものは省かれる、法的な根拠というのはどうなっていますか。条例をつくるときには憲法とか法律の定めがありますよね、その根拠について教えてもらえますか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（平敷昭人君） 例えばまず議員提出の条例の場合ですと、提案の流れを申し上げますと、自治法に基づきまして、地方公共団体の議員は、御存じかと思えますけれども、定数の12分の1以上の賛成をもって条例案を提出できるということになっております。

そしてその条例案を作成するに当たっては、現在その補助は議会事務局が行っている、役割として行っているところでございます。議会事務局のほうから例えば条例案作成に係る支援依頼と申しますか、法制執務的なチェック等のアドバイスの要請があればその辺は対応しているところでございます。

そういうことで、そのように対応を行っておりますけ

れども、例えば知事提出条例の場合、提案条例に係る事務を所管する部局においてまず案が立案されまして、総務部のほうに法令審査を行う法制審議会というのがございます。そういうところで法制的な審査も行いまして、これは総務私学課の権限として所掌事務として執行部の提案については法制審査を行うことになっています。そして庁議で審議をした上で、知事決裁を経て議会に提出されるという段取りになっています。議会の法制審査に関しましては、あくまでも知事提案の分に関して総務私学課が法制審議会の前のいろんな審査も行いまして、各部の統括監等で編成します法制審議会でもた審査も受けるという形になっております。

一般的な流れはそのような形になっております。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 私は法律的に執行部提案と議員提案が明確にそういうような規定がある、決まりがあるのかというそれを聞いているわけですね。その規定ありますか、違うという規定が。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（平敷昭人君） ただいま申し上げましたのは、自治法上はいずれの場合も条例の提出ができますよと、また議員の場合も12分の1の賛成をもって提案ができます。知事のほうも提案ができます。ただその審査過程に関して、自治法上は特に明確なそういう違いというのは、規定はありません。ただ先ほど申し上げた、環境で申しました審議会に諮る必要があるかどうかということに関しましては、またこれは別の観点の基準になろうかなと思います。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 これ全国でもそういう条例が20ほどつくられておりますけれども、全て審議会とかそういうふうな県民の講評も含めて記載されております。

憲法94条の規定、あるいはまた地方自治法の条例制定のその根拠を見ると、やっぱりどう考えても執行部提案と議員提案の同じ環境とかというふうなものが手続が異なるということは考えられないわけですね。そういうふうなあれがあれば、執行部が条例制定するのに都合が悪い場合は、全てどんな条例でも議員がつくって提案をしてやるというそういうようなことになるわけです。このことはきょうは主ではありませんから、後ほど私は大きな疑問を持っておりますから、憲法的にもあるいは法律的にも、手続的にもどういふようなことが必要なのか我々も議員提案として出す以上は非常に大きな責任を感じているわけですね。ですからそこは、使う側が執行部ですから、条例をつくるの

は議員、使う側が執行部ですから、県知事の責任でこれは執行するということになりますからそういうことも含めて対応していきたいと思っております。

次に、4番目の辺野古対策課に移ります。

この目的と現状についてお願いできますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） お答えします。

辺野古新基地建設問題対策課については、辺野古新基地建設問題に関する事務を一元的に管理、執行することを目的として設置しております。

その同課の仕事の内容としては、まず1点目に、辺野古新基地建設問題対策の総合的企画及び調整に関すること、2点目に、辺野古新基地建設問題に係る関係機関との連絡調整に関すること、3点目に、辺野古新基地建設問題に係る情報収集及び広報に関することなどとなっております。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 私、非常に不可解なんですけれども、このような条例を3月、4月からスタートしてこの間に設置したということでありましてけれども議会には事前に何の説明もしないですね、どういうことですか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（平敷昭人君） 辺野古新基地建設問題対策課につきまして、設置についての説明の御質問ですが、まず地方自治法の158条にございますけれども、知事の直近下位の内部組織、部等ですけれども、その設置につきまして、かつその分掌する事務については条例で定めるといふふうにされております。

そういうことで、沖縄県部等設置条例というものでその辺は定めることになっております。しかしながら、その部の中にある下にあるただいまの辺野古新基地建設問題対策課等各課につきましては、内部組織と申しておりますけれども、これについては知事の裁量によりまして行政組織規則で設置を行うことになっておりまして議会に提案等を行っていないところでございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 私は議会に提案をしなさいとは言っていないんですよ。何で説明がないんですかという話なんですよ。

こういう基地問題、辺野古を抱えて、翁長知事がそれをとめるためにそういうふうな対策課をつくる。そういう重要な案件を何で議会が新聞報道でしかわからないんですか。会派個別ごとのそういう相談でもいいじゃないですか。そういう配慮もしない。知事、議会

ウシェーティ ナイピランドーという話ですよ。（発言する者あり）　ここじゃない。

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

○照屋 守之君　ないがしろにしていますか。知事も議会出身ですよ、浦崎副知事も安慶田副知事もそうじゃないですか。議会がどういうものであるかと十分わかり切っていませんか。きちっと部の設置ということの提案じゃないですよ、これは。ですから会派個別ごとに新年度こういう形でスタートしましたけれども、こういう課題があってこういうような課を設置して、こういう取り組みをしたいということであれば、何もこう一般質問なんかする必要ないじゃないですか。おかしいんじゃないですか、知事、副知事ということですか。副知事2人が問題でしょう、こういうのは。議会とか執行部とか知事の意を受けてそういう調整をしたりとか、そういう役回りが副知事の役割なんじゃないですか。翁長知事、安慶田副知事どうですか、説明してくださいよ。

○議長（喜納昌春君）　安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君）　照屋議員の質問にお答えいたします。

今、条例の制定のいきさつにつきましては、総務部長からの説明がありましたようでございまして、今議会に対する説明が不十分だったんじゃないかという意味に対しましては、手続上、適切じゃなかったなということに思っております。

○照屋 守之君　不十分じゃないですよ、やってないでしょう。

○副知事（安慶田光男君）　十分ですね、事前に……

○議長（喜納昌春君）　答弁中です。

○副知事（安慶田光男君）　議会にも説明すべきだったということに対しては、適切じゃなかったと思っております。

○照屋 守之君　浦崎副知事は……

議会出身で答えてくださいよ。

○議長（喜納昌春君）　浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君）　安慶田副知事からも答弁ありましたけれども、議会と行政は車の両輪とよく言われておりますので、当然のごとく説明はしてしかるべきであったというような感じはいたします。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋 守之君　この今現場で監視をさせておりますね。きのうも答弁ありましたけれども、この監視の目的もない、成果もない、このような現場監視の仕事というのは県職員のプライドを損ないませんか。やる気を損なうような、そういうふうなあれになっていませ

んか、この対策課の仕事は、いかがですか。（「どこに項目があるの、これ、議長」と呼ぶ者あり）　辺野古対策課の仕事……

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。（「どこにあるの」と呼ぶ者あり）

○知事公室長（町田 優君）　現在のところ……

○照屋 守之君　4番目にある。

○知事公室長（町田 優君）　……この辺野古の確認業務に……

○議長（喜納昌春君）　冷静に。

○知事公室長（町田 優君）　……つきまして、職員等から問題があるとの情報は、一切聞いてございません。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋 守之君　当たり前じゃないですか。こういう一職員が知事に対して問題があると言いますか。何を考えているんですか。

県庁の職員のプライドは……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君）　静粛に。

○照屋 守之君　県民のために役に立つことでありますよ。地方公務員として役に立つ喜びがあるから頑張れる。この現場監視というのは、県民のそういうやる気、プライドそういうものに対してどういう何をもって役に立って、仕事の喜びとかというのを与えるような内容になっているんですか。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君）　知事公室長。

○知事公室長（町田 優君）　現場において、ボーリング調査等がどういうふうに進捗しているのか、そういう報告、ペーパーとか日報とかあるいは写真で毎日報告しているんですけれども、そういう詳細な情報をもとに知事、副知事は政策判断ができますので、その意味では非常に重要だと我々としては考えております。

○議長（喜納昌春君）　照屋守之君。

○照屋 守之君　やっぱりこのような辺野古対策課の仕事としての現場監視は、辺野古基金の島ぐるみ会議があるじゃないですか、ああいうのに任せたほうがいいですよ。行政はそういうことをやるものじゃないですよ。だから、こういうことをやっていくと、県庁がそういう反対運動の拠点になる。外からはそういうふうに見えますよ。ですから、県行政と反対運動、別物ですよ、今はもう一体化していますから。ですからそれは別個別個に振り分ける意味からも今の監視は辺野古基金、お金たくさん持っていますからね、島ぐるみ会議をお願いをするという、そういう仕分けが必要であると思いますけれどもいかがですか。（発言する者

あり)

○議長(喜納昌春君) 知事公室長。

静粛に。

○知事公室長(町田 優君) 業務の必要性につきましては、私ども当然ながら不断にそれが必要かどうかというのは常に検討していかなければならないと考えておりますので、今後とも必要に応じてその業務を継続するかどうか、どこまでやるのか、いつまでやるのかその点については検討していきたいと考えております。

○議長(喜納昌春君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 次に進みます。

1は全て削除します。

次の5月17日のセルラースタジアムの県民大会ですね。知事挨拶について取り上げます。

①、日本の安全保障は、日本国民全体で負担する気構えでなければ沖縄のほとんどの県民に負担させておいてと日本国民を批判しておりますけれども、県知事として批判ばかりでは問題解決しません。どのように取り組みますか、お願いします。

○議長(喜納昌春君) 知事公室長。

○知事公室長(町田 優君) 県としては、今後とも粘り強く日米両政府に対し、米軍基地に起因するさまざまな問題、事件・事故や日米地位協定の見直し等を求めてまいりたいと考えております。

○議長(喜納昌春君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 県知事として、こういう形で批判をされるのであれば、日本国民全体で負担させることができるのか、政府に交渉して、それを実現するのが県知事の仕事であります。責任であります。そうじゃないですか。

○議長(喜納昌春君) 知事公室長。

○知事公室長(町田 優君) 知事は一連の面談で、総理や官房長官それから防衛大臣に対して、県の考えを何度も申し上げておまして、そういう席で要請しているということになっております。

○議長(喜納昌春君) 照屋守之君。

○照屋 守之君 セルラースタジアム3万5000人ですか、かなりの人数が集まって、本土からも相当集まっていますね。

せんだつての知事選挙、翁長知事を応援した本土から相当来ていますね。辺野古基金も本土から相当お金集まっていますね。島ぐるみ会議も本土に相当大きなネットワーク持っているじゃないですか。ですから、私はぜひ全国の翁長知事の応援団にこのネットワークを活用して、普天間飛行場の受け入れ先、それ探して

もらったらいいですよ。(発言する者あり) そうしたらですね……

○議長(喜納昌春君) 静粛に。

○照屋 守之君 一発で普天間飛行場の問題も解決するし、辺野古の問題も解決しますよ。知事いかがですか、それやられてくださいよ。(発言する者あり)

○議長(喜納昌春君) 静粛に願います。(発言する者あり) 静粛に。

翁長知事。

○知事(翁長雄志君) 照屋議員の御質問にお答えします。

今の御質問はそれを解決する方法として筋が違うんじゃないかなと思います。こういう形で、不特定多数の本土の方々にいろんな形で辺野古基金もお世話になっておりますし、沖縄の基地の問題に御理解もいただく方々がふえてきておりますが、そういったものに基地を受け入れてもらうようにやるというようなことは、これは私は筋違いだというふうに思っております。(発言する者多し)

○議長(喜納昌春君) 照屋守之君。(発言する者あり)

静粛に願います。

○照屋 守之君 県知事が対案を持たないから提案しているんですよ……(発言する者あり)

○議長(喜納昌春君) 静粛に願います。質問中です。

○照屋 守之君 今、本土では、沖縄は基地を担保にして振興策をもらっているという批判もあると聞いております。さらに今、辺野古基金で全国からお金を集めていて、このことも今後批判される可能性は私はあると思っております。ですからそれより、お金は要らないから、お金は要らないからぜひ普天間を引き受けてほしい、そういうふうな動きを、翁長知事がだめだったら島ぐるみ会議を先頭にさせればいいじゃないですか。そういうふうなものをつくって普天間飛行場の移設が本土にできれば、これ解決するわけじゃないですか。政府だって喜びますよ。そういう提案をすれば、翁長知事が今対案を持たなくてだめだと言っている案も、これは一挙両得じゃないですか、いかがですか。(発言する者多し)

○議長(喜納昌春君) 静粛に願います。静粛に願います。

安慶田副知事。

○副知事(安慶田光男君) ただいまの御質問にお答えいたします。(発言する者多し)

○議長(喜納昌春君) 静粛に。答弁中ですから。

○副知事（安慶田光男君） 先ほど普天間の移転先を探させるべきじゃないかという意味に関しましては、知事が答弁したようなとおりでございまして、今後やはりこれは沖縄県とあるいは本土政府の問題でありまして、当然のことながら本土政府があるいは日本政府が代案をその移転先を探してくるべきだと私は考えておりますし、翁長知事は代案じゃなくても意見ははっきり主張しております。沖縄県内じゃなくて、県外移設をということで普天間移設先の案はちゃんと出しているということを御理解いただきたいと思います。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

答弁聞こえませんか、静粛に。

照屋守之君。

○照屋 守之君 だから、知事是对案を持ってないから、アメリカでも、じゃどうしますか、対案を出してください、日本でも対案出してくださいと言うと、持ってないと言うから提案しているのであって、それはありがとうございますと言うべきじゃないですか、私に。

次に進みます。

何回も確認します。沖縄はみずから基地を提供したことは一度もございません。普天間飛行場もそれ以外の基地も戦後強制接収されて基地建設がなされているのでありますと断言しております。これは事実ですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 昨日知事が申し上げたとおり、私どもが入手した資料によりますと、これは辺野古区事務所が発行した辺野古誌からですが、その中で当時の状況として、民政府はこれ以上反対を続行するならば集落地域も接収地域に線引きして強行立ち退き行使も辞さず、しかも一切の補償も拒否すると、強行に勧告してきたということが記されております。そういう状況の中で契約に至ったということは、私どもとしては、みずから差し出したというふうには考えられないと思っております。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 1956年12月28日ライカム軍司令部事務所において、久志村長と米国民政府とで土地使用契約が締結されております。

先ほど公室長は申し上げておりましたけれども、これは自主的な契約でありますよ。この事実、これは嫌々ながらだったら契約しますか、いかがですか。契約している事実があるんですよ。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います、静粛に。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 私どもとしては、その契約に至った過程がどうなのかということが大事かと考えております。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 この辺野古誌、先ほど挙げましたけれども、この中で確かにそういう背景ありますよ、背景あります。いろいろ調整をして地元が有利になるようにいい条件をつけて契約をして、辺野古誌によれば、地元においては強制的なものではなく協力的な立場で契約したと、これに辺野古誌に記されているんですよ。（資料を掲示） 協力的にやったという、この事実はどうしますか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 最終的に契約に至ったということは、私どもとしても承知しておりますけれども、大事なのは先ほども申したようにそこに至るまでの過程において、さまざまなことが起きた、それを称して自主的というのはちょっとそれは違うんじゃないかということで申し上げている次第でござい

ます。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 知事も同じということですよ。これは私は知事に答弁してもらいたいですけれども、この辺野古誌の都市計画事業というところにあって、山依存に頼る閑村の僻地生活より、将来展望に立ち、基地という経済基盤のもとに地域開発を進め、住民の文化生活向上を図るのがより賢明な施策であると、有志会では軍用地計画に踏み切り、戦後の部落経済の転換をなす英断を下したことは、字行政史上特筆すべき出来事であったと記録されて、辺野古区は軍用地契約を高く評価しているわけですね。これはまさに自主的にやったからこういう辺野古誌の中に記録されるということじゃないんですか、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 昨日でしたか、この件についてお答えをしたわけではありますが、照屋議員におかれましては、この時代背景も含めてこの状況を考えていただきたいというふうに思っております。

この辺野古誌の中に先ほど公室長からも申し上げましたけれども、これがどのような形でやられたかというと、このように全島的な軍用地闘争の中、島では1955年の収用予告以来、USCAR土地係官による水面下での地主との直接交渉が続けられていた。民政府は、交渉の中で当初軍用地反対を続けている字に対

して、もしこれ以上反対を続行するならば、部落地域も接収地に線引きして強制立ち退き行使も辞さず、しかも一切の補償も拒否する等と強行に勧告してきたことから、住民も一様に驚き、有志会では急変した事態に対処するに再考せねばならなかったということが辺野古誌には書かれておるわけであります。

そうしますと、その当時は、日本国憲法の適用もございません。U S C A Rこれはもう今の日本政府よりもはるかに沖縄にとっては強い権力を持ったところがあります。そういったような中で、このような今申し上げました、補償もせぬぞというような形で民法も何もないければ今のような裁判制度もないわけですね。こういう中で、どういうふう人間に心が動いていくかという、受けざるを得ないのではないかと。そうするとそれをできるだけ有利にやっというとするのは何も沖縄県民だけじゃなくて世界中のそういった状況に置かれましたら、誰でも少しは有利な条件にしていこうというような形にやるのは、私は普通だと思うんですね。しかしながらこの状況は、また、サンフランシスコ講和条約で切り離されて、日本国民でもなければ、アメリカ国民でもないという、大変不安定な環境の中で契約を迫られて、それをいわゆるその後の土地の有効利用などにも使われるということで喜んでいた。そういったものが自主的に契約をし、そして土地を提供していたのかどうかということを踏まえますと、私たちはウチナーの歴史を、戦後の歴史を考えますと、とてもそれを辺野古の方々が喜んで、将来軍用地料ももらえるからどうぞお使いくださいというようなことではなかったと、私は思っております。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、知事の認識は、知事のお考えですけれども、事実とは全く異なりますからね。事実を歪曲していますよ。

私の手元に、普天間基地移設予定地辺野古キャンプ・シュワブは、住民の誘致運動によって建設されていたという、そういう記録があります。これは、今は亡くなったサンキ米陸軍中佐の手記でありますけれども、この人の手記に……（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君） 静粛に……（発言する者多し） 静粛に願います。

○照屋 守之君 1956年、昭和31年、私が在沖米国民政府民政官陸軍中將の副官兼通訳官をしていたころ、久志村村長比嘉村長が私に接触し、村おこしのために米軍基地を誘致したいと陳情した。当時、沖縄米

軍用地の支払い方法をめぐっては、反基地運動が起きていたため、中將は基地誘致の陳情へ即答を避けた。しかし、再三にわたる陳情と、そのたびに久志村議会議員全員の署名を携えてきたため、民政官は応諾。在沖米四軍に照会したところ、陸海空軍はこれ以上の基地増設は不要と答え、残った海兵隊が訓練場増設の必要性からこの誘致に応じた。

誘致運動をしているんですよ。この事実ですよ、いかがですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） だから時代背景を考えていただきたいということを言っているわけですよ。契約というのも自由意思ということもございます。その前提の中で、いわゆるU S C A Rからこういった土地を接収するぞという話の中から物事を一つ一つ、ある意味では結論として受けざるを得ない場合には、有利に物事を進めていこうとするのは、何も私たちがこういったことがわからないような状況ではないと思います。戦後のこの行われている中で、強制接収というそれが事前にあったからこそそういった法律も何にも守られるような状況でもない中で、あの地域の方々が今おっしゃったようなことを仮にやったとしても、これはみずから進んでどうぞという形でやったものではないと私は思っているわけであります。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 知事がどう思っているかが、誘致は誘致なんですよ。こういう事実があるんですよ、ねじ曲げないでくださいよ。

1957年、昭和32年の10月19日沖縄新聞の紙面を紹介します。知事にも渡してあります。

この大見出しが……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

○照屋 守之君 海兵隊基地の永久建設を陳情、新聞記事ですよ、これも。一括払いも進んで村の繁栄に新規接収も認めるとあります。これは、金武村、今の金武町の事例であります。紙面を紹介します。

金武村の村議会議員と土地委員会の代表者らが米国に現在のハンセン仮設キャンプをできるだけ早く、恒久的海兵隊キャンプに切りかえてほしいと陳情した。金武村ではすぐ近くにある久志村、辺野古の住民たちがシュワブ海兵隊建設のため、自分たちの土地を使用してくれと申し出て、現在すばらしい繁栄をしているのに刺激され、早くから金武村にも米軍を誘致して村の経済を繁栄させるべきと陳情。陳情の内容は、土地委員並びに村会議員の私たちは、現在ハンセン仮設キャンプのある金武村金武区の正式認可を持つ地主代

表である。同軍用地の大半を所有する私たち金武区民は、同地域に永久的海兵隊キャンプが設立されることが私たち住民に最も大きな利益を与える道であると信じて、陳情書を提出しているわけであります。なおかつ私たちは、恒久キャンプの建設は米国にとっても有益であると考えます。こういうところまで添付して、永久的な使用を望んで現在に至っているわけであります。この新聞記事も事実であります。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 1960年の6月11日の沖縄タイムスでございます。この土地の問題は56年にそういう形で行われておりまして、物事が一つ一つ前に進んでいって、こういった時がたちますとその状況に応じてのものが起きてくることは、これは当然予見できるわけであります。

今、この海兵隊にいわゆる誘致に大変希望を見出したような話をされておりましたけれども、あの戦後が終わって5年、10年こういったような中で、県民が生活している様子等々も私たちは同じウチナーンチュとして考えていかなければなりません。その中で、この三、四日前も普天間基地は田んぼの上に建っていたんだというような話もございました。あれをいわゆる基地で食おうと思って、周辺に集まってきて、あの町ができたんだという話をされますと、これもいわゆるあの周辺に住みたかったという意味では、内面からすると言おうと思えば言えるかもしれません。しかしながら、人間が何をどういうふうにするかを思い、そういったことをするかということと、時代背景いわゆるサンフランシスコ講和条約で切り離されて、大変心細い中で県民は頑張ってきたわけでありますから、そういったこと等を普通の今の時代における契約みたいな形で話をするというのは、私は戦後の70年の沖縄の歩みというようなものをどのように捉えるのかという意味では、やっぱり基本的に考え方が違うのかなと、このように思うわけです。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 考え方が違うと言って、事実をねじ曲げて、それを認めない県知事のほうが異常ですよ、これはおかしい話ですよ。

県知事はこのことを菅官房長官、4月の5日、そしてまた総理にも全く同じようなことを発言していますよね。それ、確認できますか、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時45分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君） ちょっと確認しないといけませんけれども、今、照屋議員がおっしゃるとおりだというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから私は、これ非常に問題だと思っていますね。やっぱり沖縄県知事が、事実に関しましてこれは県民大会3万5000人の大会ですよ。（資料を掲示） こういう場所で事実と反することを堂々と発言をして、その県民感情をあおる、あるいはまた国民感情をあおる、これは世界にも発信されていますからね。これやっぱり沖縄県知事に対する信頼が恐らく失墜すると思っているんですよ。これはそれぞれの知事の言い分ですけども、客観的に見ると、これはキャンプ・シュワブあるいはハンセンも全く同じような状況ですよ。知事がおっしゃるようなああいう形では、基地の提供を行っておりませんよ。

私は、非常に不思議なのは、翁長知事は県議時代に、この大田昌秀知事に、平和と基地のリンク、つまり経済と基地はリンクするということで、会議録にもあるように明言されているんですよ。この普天間の問題、平成8年から現在に至っているんですよ。20年近くなります。その間、この軍用地接收の問題というのは、これは恐らく官房長官の会談の手前から出てきた話ですね。本来はそういう長い政治人生の中で、知事はそういう接收の問題があれば、どんどんどんどん問題提起すべきはずなのに県知事になっていきなりそういうふうなことを提起をしているというのは、非常に腑に落ちませんけれども、これ県民も納得できませんよ、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 20年前ですか、承知はしていませんけれども、私も政治家として30年間いろいろやってまいりましたが、私なりに成長してまいりました。時代背景を考えながら、照屋議員とも県外移設で共闘を結んだこともございます。ですから、その時期時期でお互いの政治的な主張と一緒にやった時期もありますし、今こういう形で全く考え方が違うようなこともございます。これは、戦後のずっと政治の流れの中で、冷戦構造時代におけるこの日本の政治のあり方、沖縄の政治のあり方、そして今のような中国が台頭してくるような、あるいは経済的に日本を抜いてしまったという、そういったような中で考える政治のあり方、こういう大変この日本の政治におきましても柔軟な形で21世紀を目指して頑張っていこうというふうにして政治家はやっているわけですね。ですから

そういったようなこと等の柔軟性としっかりとした考え方、それぞれがしっかりとした考え方を持って、政治をやっていくというのが、これは大切なことであって、今おっしゃるような昔の枠組みでというようなことになりましたら、誰も威張って昔の枠組みと今の自分というような話をできる人が何名いるかどうか、これも私自身からすると、政治の検証という意味では大事なところではないかなというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 知事、私は知事が進める辺野古反対とか、その公約を否定しているわけじゃありませんよ。私は、何でわざわざそういうことをするのに事実をねじ曲げて県民を、国民を、あるいは官房長官や総理大臣までいわゆる事実と異なりますから、だましていうことになりませんか。それは、マスコミを通して県民感情をあおる、国民感情をあおるというふうなそういうことになっているわけです。ですから、こういうふうな事実をねじ曲げて報道するということは、県民感情をあおって一度心にしみついた県民感情というのはなかなかとれるものではありませんよ。ですから私は、知事はこの事実を素直に認めて、県民に国民に総理や官房長官にわびて、事実誤認であったということをわびなければ、今後県知事の信頼回復というのは難しいんじゃないかなと思いますけれども、この報道は全部されていきますよ。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） この一般質問を通じまして、照屋議員と私の違いもだんだんだんだんよくわかってまいりました。ですから今おっしゃるようなことは、私からするととても承服しかねますので、私は、沖縄の戦後の歴史というようなものを私なりに政治家として価値観を持って判断をし、そして多くの県民とより共有ができるように、そういったような形で物事を進めさせていただいておりますので、今の件につきましてはお断りをいたします。（発言する者あり）（拍手）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

照屋守之君。

○照屋 守之君 情けないですね。それぞれの考え方の問題じゃないですよ。事実を事実として、しっかり受けとめる沖縄県知事であってほしいという、そういうことを言いたいわけです。ですから、今誤解が生じていますから、その誤解を解くよう、ぜひ頑張ってください。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後 1 時22分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

新垣哲司君。

〔新垣哲司君登壇〕

○新垣 哲司君 一般質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

知事就任から半年が過ぎましたが、知事自身の心境についてお尋ねをいたします。

さきの代表質問の中で、知事答弁で沖縄の心という表現で、ウヤファーフジを敬い、子や孫を幸せに願い、誇り高く子々孫々までという知事の名文がございました。まさに感動いたしました。その中で歴代の知事がその時々本土と沖縄との関係、社会情勢を添えてそれぞれ独特の表現で発信したことが注目されました。

まず、西銘知事は、ヤマトウンチュになりたくてもなりきれない、大田知事は平和を愛する共生の心、稲嶺知事は異質なものを溶け込ます共生の心、そこで伺いたいんですが、仲井眞前知事は、沖縄の心ということとはなかったのか、説明を願います。

次に、(2)番目の沖縄問題は、基地以外にも課題が多くこの対策について伺います。

ア、経済物流、子育て人材育成、公共交通、文化環境の事業、鉄軌道導入などについて進捗はどうなっているか伺います。

それから、基地問題について、2番目の。

今回の知事の訪米に当たって米国の国務省及び国防総省のアポが全くとれずに非常に難儀したようですが、そこで県庁の事務方は、最終的に外務省沖縄事務所泣きつき、沖縄事務所、東京の外務省、在ワシントンの日本大使館というルートで、国務省と国防総省のアポをとりつけたとのこと。鳴り物入りでワシントン事務所を開設し、平安山所長を置いたものの、ほとんど機能しなかったというわけですが、年間7000万円以上も予算を出しておきながら、これはどういうことなのか伺います。

(2)、辺野古に反対するならば、知事は普天間飛行場の返還を実現するための対策を示すことが行政の責任である。知事は、行政の立場で対話をするべきだ。公費を投じて訪米で何の成果があったのか、これについて明確にお答えを願いたいと思います。それから知事は、沖縄県は今まで一度もみずから基地を差し出したことはないと言いますが、これは明らかに間違っ

います。現在まさに移設が予定される名護市辺野古の地域にあるキャンプ・シュワブ、1956年村議会の議決は、また地主全員の賛成のもと、米国民政府との間に賃貸契約が結ばれております。私はその事実確認について、知事に質問をいたします。

次に、辺野古の件で、国と県が決着がつかない場合、知事は国と対決する、闘う姿勢を持っているのかどうか、これについても伺います。

次(4)、那覇軍港について。

那覇軍港の移設問題が実現すれば基地の負担軽減、基地の跡利用、浦添市移設受け入れについて伺います。

3、外郭団体について。

今回の一連の外郭団体の人事のうち最も問題だと思われたのは、コンベンションビューローの会長の人事であります。就任されたんですが、御存知のとおり、会長は立て役者であり、これほど露骨な論功行賞人事はないと思いますが、この件について伺います。

M I C Eについては多くの方から質問がございますので、取り下げたいと思います。

それから我が党の代表質問との関連について、翁長政俊議員の辺野古以外の米軍基地は容認するかについて、これもお尋ねをしたいと、こういうふうに思っています。

あとは、再質問をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 新垣哲司議員の御質問にお答えをいたします。

政治姿勢についてに関する御質問の中の、知事就任半年後の心境についてお答えをいたします。

昨年の12月に就任して以来、私は県民に約束したさまざまな課題に取り組んでまいりました。この間、最重要課題である辺野古に新基地をつくらせないという公約の実現に関しましては、安倍総理大臣を初めとする国の要人やアメリカ合衆国政府及び議会の要人などさまざまな方々との対談や情報発信を行ってまいりました。

県経済の振興に関しましては、成長著しいアジア地域の活力を取り込むため、中国や台湾を訪問し、経済交流の促進を提案してまいりました。福州との定期便が開設され、今後も順調に経済交流の芽が育っていくよう取り組んでまいります。大型M I C Eの建設地が決定したことで、国内外のM I C E需要による沖縄観光の活性化に大きな期待が寄せられます。今後も沖縄21世紀ビジョンに掲げる諸施策の実現やアジア経済

戦略構想の策定等、県政の重要課題に積極的に取り組み、県勢発展のためさらに速度を上げて全力を尽くしていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） それでは、政治姿勢についてのの中の、経済物流の進捗状況についてお答えいたします。

国際航空物流につきましては、沖縄で国際貨物ハブを展開するANAが現在、貨物便を国外8路線に就航させており、平成27年度には、中国アモイとフィリピンマニラへの2路線が新たに就航する見込みと聞いています。海上物流につきましては、平成26年度に県内船社が相次いで台湾航路を開設し、沖縄—台湾間の物流が活発化してきており、これらの航路と台湾に寄港する国際的な船社との提携によりアジアを初め、世界各国との海上物流ネットワークの構築がされております。さらに、平成27年4月21日に台湾港務株式会社（T I P C）と那覇港管理組合がパートナーシップ港に関する合意書を締結し、双方の港湾間における物流拡大へ向けた取り組みを実施しているところで

す。

今後、県としましては、航空及び海上物流の関係機関と連携を図り、航路の拡充、取り扱い貨物量の増大、物流ネットワークを活用する企業の誘致に努め、物流産業を観光産業、情報産業に次ぐリーディング産業として育成し、自立型経済の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 政治姿勢についての御質問の中で、子育て分野等の進捗状況についてお答えをいたします。

県では、子育て分野における重要課題である待機児童解消のため、今年度から、待機児童解消支援基金により、施設整備費の市町村負担分の4分の3を県が支援し、大幅な負担軽減を図ったほか、事業所内保育施設の整備費補助、保育士の正規雇用化促進事業等の新しい取り組みを実施しております。また、保育士確保の一環として地域限定保育士試験の実施を予定しているところであります。これらの取り組みにより約1万8000人の保育の量の拡大と約2300人の保育士を確保することで、平成29年度末までの待機児童解消を図

ることとしており、引き続きその実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 政治姿勢についての御質問の中の、公共交通の進捗状況についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げる「人間優先のまちづくり」、「低炭素島しょ社会の実現」、「世界水準の観光リゾート地の形成」を図ることを目的として、路線バスを初めとする公共交通の利用環境改善等に取り組んでおります。このため、交通弱者を含む全ての利用者の乗降性にすぐれるノンステップバスを平成24年度から毎年40台導入し、平成28年度までの5年間で計200台を導入する計画としております。また、複雑な系統を色でわかりやすく整理する系統別カラーリングについては、平成26年度に115台のバスに導入いたしました。さらに、バス停での待ち時間を短縮できる、本島主要バス4社共通のバスロケーションシステム「バスなび沖縄」と、外国人観光客向け4カ国語に対応した公共交通の経路検索サイト「ルートファインダー沖縄」について、平成25年4月から運用を開始しております。あわせて、去る2月2日には国道58号におけるバスレーンの区間延長により、路線バスの定時速達性の向上を図るとともに、乗降時間の短縮と運賃精算の手間を軽減するIC乗車券システムを、昨年10月20日の沖縄都市モノレールでの先行運用に続き、ことしの4月27日から本島主要バス4社での本格運用開始をしております。さらに、過度な自家用車利用からの転換に向け、県では「わたた〜バス党」を立ち上げ、公共交通の利用促進に関する意識啓発活動を重点的に取り組んでおり、今後もテレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用した活動を継続していきたいと考えております。

次に、鉄軌道導入の進捗状況についてお答えいたします。

鉄軌道の計画案策定に当たっては、社会面、経済面、環境面等のさまざまな観点から総合的に検討を行う必要があります。県民及び市町村等の理解と協力が不可欠であることから、透明性の高い計画策定プロセスが求められております。そのため、計画案策定に当たって5つのステップに分けて、段階を踏んで検討を行っていくこととしており、昨年10月にスタートいたしましたステップ1の検討を行ったところであります。本年1月にはステップ2へ移行し、3月から専門家に

よる審議を開始しております。これら検討状況については、県民へ情報提供し意見を求めるPI活動を5月10日から1カ月間実施したところであります。

今後は、県民から寄せられた意見等を専門家で構成する技術検討委員会及び計画検討委員会に報告し、段階的に検討を進め今年度末までに計画案を策定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 政治姿勢についての中、環境分野の進捗状況についての御質問にお答えします。

本県における環境問題としては、地球温暖化や各種開発による自然環境への影響に加え、廃棄物の適正処理といった身近な課題があり、世界に誇れる自然環境豊かな沖縄を目指して、各種施策を展開しております。具体的には、地球温暖化対策として、温室効果ガスの削減に向け、ホテルなど観光関連施設における省エネ改修や離島市町村における再生可能エネルギー導入への補助事業を行っております。自然環境の保全については、サンゴ礁再生や世界自然遺産の登録に向け、マングース防除などに取り組んでおります。また、赤土等流出防止対策としては、沖縄県赤土等流出防止対策基本計画で定めた目標の達成に向け、重点監視海域を設定して取り組んでおります。さらに、廃棄物・リサイクル対策として、海岸漂着物対策や離島におけるごみ処理の広域化、公共関与による産業廃棄物処分場の整備に取り組んでおります。

今後とも環境分野の課題解決に向け、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 政治姿勢についての御質問の中で、文化事業の進捗についてお答えいたします。

県では、知事の公約である誇り高きウチナー文化の普及促進の実現に向け、さまざまな事業を展開しております。

しまくとうばの普及継承については、県民大会や語やびら大会の開催等による県民意識の醸成、小中学校における読本を活用した学習機会の創出のほか、しまくとうばの講師の養成等に取り組んでおります。

沖縄空手会館は、沖縄伝統空手を保存・継承・発展させるとともに、「空手発祥の地沖縄」を国内外に発

信する拠点として、平成28年度中に供用開始することとしております。

組踊や琉球舞踊、沖縄芝居については、沖縄県立芸術大学における人材育成や、若手実演家の育成等を目的にかりゆし芸能公演への支援等を行っております。さらに、伝統文化活動を支える基盤の形成については、地域の文化の再発見と保存・継承に関するシンポジウムや各地の伝統芸能を集めた「特選沖縄の伝統芸能」公演を開催するほか、文化資源を観光や島の活性化につなげる取り組みへ支援しております。

続いて、外郭団体についての御質問の中で、沖縄観光コンベンションビューロー会長の人事についてお答えします。

県と密接な関連を有する沖縄観光コンベンションビューローの会長については、知事の政策を理解し、県と緊密に連携して、観光施策を推進する能力を有する必要があると考えており、そのような観点から、今回の会長人事は適任であると考えています。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 基地問題についての御質問の中で、知事訪米におけるアポどりについての御質問にお答えします。

県は、これまで知事訪米における国務省、国防総省との面談調整について、外務省の協力を得ることを慣例としてきたところであり、今回も同様の手続をとっております。その手続と並行してワシントン事務所は、今回の知事訪米において、国務省、国防総省を含む全ての面談者と実質的な調整を行っております。

次に、同じく基地問題についての御質問の中で、普天間飛行場返還実現のための対案及び訪米の成果についてお答えします。

戦後70年間、過重な基地負担を背負う沖縄が、危険性除去のため、代替施設を考えなければならないというのは、大変理不尽であると考えております。今回の訪米では、国務省、国防総省、連邦議会議員及び有識者など19名もの方々に直接面談する機会を得ました。面談を通して、今沖縄が置かれている状況を詳しく正確に伝えることができたことは、大変有意義なことだったと考えております。特にマケイン上院軍事委員長及びリード副委員長と面談できたこと、マケイン議員側から継続して知事と建設的な対話を続けたいとの話をいただけたことは大きな成果だと考えております。

次に、同じく基地問題についての御質問の中で、辺

野古新基地建設に対する姿勢についてお答えします。

政府においては、地元の声に真摯に耳を傾け、普天間飛行場移設問題の早期解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。また、現行の移設計画をこのまま進めることなく、我が国が世界に冠たる民主主義国家であるという姿勢を示していただきたいと思います。

次に、同じく基地問題についての御質問の中で、基地負担の軽減、浦添市移設受け入れについてお答えします。

那覇港湾施設について、県としては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で進めることが現実的と考えております。去る4月に行われた移設協議会において、浦添市から代替施設の位置変更の要望がありました。代替施設の位置の変更の可能性については、引き続き代替施設と民港の港湾計画との整合性を図りつつ、円滑な移設を進められるよう、協議会において調整を行っていくことを確認しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 議長、答弁漏れがあります。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時45分休憩

午後1時50分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

新垣哲司君。

○新垣 哲司君 お三方の知事の沖縄に対する思い、沖縄の発展のために非常に頑張ってまいりました、3名の知事は。これは知事がある意味で、沖縄の表現をとって立派にやったというような表現でした、申し上げたとおり。ただ仲井眞さんにとって一言も触れなかったんですよ。だから、仲井眞さんも沖縄の発展に非常に頑張ったんですよと、一言。やっぱり議場は全部わかりますよ、これは、しかし対外的にはあんな沖縄の心持っている人はいないと、私は個人的にそう思っているんですよ。なぜわざわざ、大田さんが知事的时候には当時は翁長知事も敵対意識だったよ。今はどうかわかりませんよ。しかし、一番近かった、選対本部長を務めた仲井眞さんに一つも触れないということは、これは沖縄の発展にとってちょっと欠けていると思いますから。その辺を率直に知事のお言葉を聞きたいということですよ。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 新垣哲司議員の御質問にお答

えいたします。

先日、沖縄の心を言われたときの私の答弁は、その前の記者会見で、あるマスコミの方から大田知事は共生の心、それから稲嶺さんは異質なものを受け入れる柔軟な気持ち、それから西銘さんはヤマトウンチュになろうと思ってなりきれない気持ちということになりまして、その後、仲井眞さんについては3名の心を割ったというような話があったんですよ。ですから、これ何か言いにくいなと3名の心を合わせて割ったということですから、それで、共生とそれから異質とウチナーの心ということでその中で私もその意味からすると仲井眞さんと同じ気持ちで、3名の気持ちには大変心に染み入るものがあったと。要するにお三方ですね、三方を割った話と染み入るものがあったと。やはり歴代みんな苦労されているんだなというようなことで、具体的な言葉が3名は出てきたものですから、この言葉を使わせてもらったんですね。仲井眞さんの場合には、その記者会見の中では、3名の心を割ったような気持ちですということだったものですから、具体的に話がしづらいなというような気持ちで話をさせていただきました。

○議長（喜納昌春君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 マスコミだけの話を聞いたらこうなるんですよ、わかりにくくて。みずからの自身の心、真心からちょっと……、ありますでしょう、長い間一緒に行動して政治家としてありますでしょう、本当にこれ。こういうことで、私は時間は費やしたくないんですが、本当に知事の仲井眞さんに対する真心の気持ち、先輩としての知事の。これは何かありますでしょう、心に。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 私は、今定例会でも仲井眞さんのすばらしいひところは引き継いでさせていただきますという話をさせてもらっております。ですから、強いて仲井眞さんと私の違いという意味では、埋め立てを承認をしたということが大きく違うわけでありまして、それ以外のものは私は、従来からもう少しは違うでしょうけれども、ほぼ一緒ですよというような話もさせてもらっているわけですから、仲井眞さんの2期8年間の実績というものは評価をしながら、私はそれをいいところは継いでいくという話をさせてもらったわけです。

○議長（喜納昌春君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 その言葉を先に言えばいいんですが、全然出てこないものですからこういうふうに言われるんですよ。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。静粛に。

○新垣 哲司君 誤解を与えるんですね。余り大きい誤解ではないと思いますが、だから政治家としての信念と今まで痛感したことを私は、知事に率直にわかるようにという気持ちでお伺いしたんですよ。

次、進めます。

基地問題についてですが、訪米をいたしましてなかなかアポもとれなかったという、最終的には東京事務所、外務省やワシントンの大使とアポをとったという。これは知事、やはりワシントン事務所の職員も難儀して、これは一番大事なことで、政府との信頼関係がなかったらこういうふうに通じなかつたということですが、最終的にどなたが窓口になってしっかりアポとってくれたんですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 先ほども御答弁したんですけれども、今回のワシントン、知事訪米につきましては、専らワシントン事務所がアポの調整を具体的にやっております。それと並行して、外務省に対しては従来から慣例として便宜供与という手続をとっております、今回もそれは並行してやっておりますけれども、実際にアポをとるために動いたのはワシントン事務所であると理解しております。

○議長（喜納昌春君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 米国行って国務省や国防総省など19名の要人に会って、場合によってはシンクタンク合わせれば30名近くなるかもしれませんが、ただお会いしてそのときの……

ちょっと議長、休憩願います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時57分休憩

午後1時57分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○新垣 哲司君 要人の、最高機関である軍事委員長のマケインさんとかお会いして、また副委員長のリードさんも同席してまたお会いしたということなんですが、これだけ要人に会って知事が上京したのは一番大事なことは、普天間をいかにしてもつくらせないということで行ったと思うんですよ。向こうの反応は、これ率直に申し上げたというんですが、はいわかりましたじゃ、どういような本当にこの感触、感触ですよ、米側の。この感触を報告していただきたい。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） お答えします。

今回面談した多くの方から御発言があったのは、話

を聞いてよく理解できた、あるいは初めて聞く話が多かったという反応が一番多かったということでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 正確に伝えていると言うんですが、その返事はということなんですか。米国のこの関係者は、それに対する反応ですよ。基地は反対だけじゃなかったと、そういうことなんですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 先ほど来答弁しておりますけれども、大体同じようなメモが回っているというようなことは感じておりました。大体言葉が一緒でありましたので。そういったようなものが冒頭でお話をされてから、いろいろ意見交換をするわけですが、今そういった意見交換の中からは原理原則その1カ月前には、2週間くらい前ですか1カ月くらい前ですね、この2プラス2、オバマ・安倍会談があったわけですから、そういった意味での日米合意というものは私は承知しながらこの問題はワシントンDCに訴えなきゃいかぬなということで行ってきたわけでありまして。そういった反応というのは、ある意味では想定をされておったわけですが、私たちがいろいろ歴史を含め、その辺野古の現状等々を話をしましたら、今答弁がありましておとりよく理解できたと初めて聞く話も多かったというようなことは一様に話としてはございました。今しかしそこは、中堅どころがおられるわけですから、よっしゃわかったということにはなりませんけれども、その後、いわゆるアーミテージさんやあるいはまたキャンベルさんなんかの発言なんかを聞いても少しずつそういった影響というのは出てきているのかなというふうにも思います。それから、辺野古の基地そのものがやはり私の見通しからしますと、大変厳しいというふうに思っていますので、この建設が厳しいということについてお話をしましたら、マケインさんがこれからも建設的に話し合いをしていきましようという話がありましたので、あくまでも具体的に1から10まで、一つ一つさいころみたいなものを乗せていったわけではありまして、約30分間の会話の中でそこまでできたというのは、それも私のほうで大体19名ですか、それからほかのグループは50名ほどというような形でやってきているわけでありまして、大変これは大きな効果があったというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 知事側の説明を伝えたということで、このマケイン上院議員を初めリードさんなんか、

はいわかったということじゃないんですよ。これはあれですよ、継続的に今後とも対話をしながら、継続的に話ができればということなんです、これは知事、社交辞令ですよ、アメリカの、アメリカは。あなたが行ってですよ、知事、向こうが、いや、次からは来るなよ、こういう問題だったらって言いませんですよ、それは。そういうことで、これあなた知事さんの思いですよ、思い。これをじゃしっかりするためにどうするかということは、知事は先を読まぬといかぬわけですよ。米国では19人会ったというのに、誰一人も、はい辺野古はいいよという人、いました。どうですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） そうでない方もおりましたけれども、クローズでありますので、数は少のうございましたから、そういう方もおりました。これは、多分より多くこういったものにかかわってない議員だったというふうに思っております。話を聞いたら、そうかと、じゃ議員で議会で視察をぜひ組みたいというような話をされる方もおりました。

それから、社交辞令という形でおっしゃっていますけれども、これはこれからの年月がそれを証明すると思うんですね。ですから来年の今ごろやっぱ社交辞令だったなと言えばよろしいわけで、今これから起きることは一つ一つ、場面場面の展開があらうかと思えますので、ぜひそういったものは見きわめられたときに話をさせていただきたいなと思います。

○議長（喜納昌春君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 後で質問しますが、工事はもう7月ぐらいから進むんですよ、ぼんぼん。今でももう進んでいるんですよ。社交辞令の次に言ったら売り言葉でこういうふうなお話するんですが、あと裁判の話もまた争いの話もやりますが、こういうような考え持つからだめなんですよ。本当にみずから普天間を移設して、そしてやはり基地を整理縮小するという考え方を前提に持っていかなとこの物事というのは進まないですよ。

次に、辺野古は絶対につくらせないという知事の姿勢はわかりますよ。どういう形で本当に辺野古をつくらせないというような法的な根拠を含めてちょっとお願いします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） これはもう就任以来、私は一つ一つお話をさせてもらっております。具体的に言いますと、名護市長権限もありますし、知事権限というのもございます。それから第三者委員会を発足をして

来月中にはどうやら結論も出てくるようであります。どういふ結論になるかわかりませんが、そういったようなこと等を含め、いろんな形でこの辺野古の問題に関してはさわれる場面が出てくると。ただしこれを具体的に話をしろと言われても相手がいることでもありますから、こう出てきたらこうしますよとかこんな話をすると失礼な話になりますので、私はそれにそういった権限を持ちながらこの問題については対処をしていきたいとこのように思っています。

○議長（喜納昌春君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 第三者委員会というのは、知事が設置した委員会ですよ。仲井眞さんが承認したことについて、どうしたら基地をつくらせないかのための第三者委員会だと、私たちはそういうふうにいるんです。ですから、知事の権限で今のうちに、もうつくらせないんだってつくらせないというはっきりした県民にメッセージしてくださいよ。そうすればわかりやすいですよ。この辺はどうですか。第三者委員会というのは、知事の諮問機関じゃないの。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 第三者委員会は本当にその意味では、特に環境問題、弁護士という形で入っているわけですが、大変公平・中立に時間をかけて、2月、3月ごろも一般県民の方からはすぐ埋め立てられるのではないかと、3月中にでも結論出さないと間に合わないんじゃないかというような話があったときでも、しっかりとこれは検証させていただくということになりまして、今月まで延びてきて、そしてなおかつ先月にはまとまるのではないかというような話でございまして、これをこちらが結論ありきでやっているということになりますと、これは大変失礼な言い方だというふうに私は思っております。ですから、これからのあり方としても今おっしゃるように、今取り消し撤回しないと県民がわからぬという話をしているわけですが、私たちはこういうことも視野に入れて、いずれ来月が来るし再来月が来るし、3カ月後が来るんですよ。こういったようなこと等を踏まえて言えば、私たちはそういうことにしっかりと対処しながらやっていくというふうに今申し上げておきます。

○議長（喜納昌春君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 来月、再来月これから来るという意味がもうちょっと詳しく言ってくれませんか。中身がよくあれですから。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） だから、相手がいることですから、詳しく話して、あした向こうが背負い投げで来

るはずだから、私はそれを受けてともえ投げでいきたいと思えますよというような話じゃないんですよ。ですから、こういうものは相手がいらっしやるので、私は背負い投げ一本でいきますなどというこんな話をすることとは、これまたあり得ませんので、そのことを話してやはりいずれにしてもこの問題を打開するためには、話し合いもあるでしょうし、いろいろ変化が出てくることがあるかと思っています。そういったことを踏まえて一つ一つ対処をしていきたいとこのように申し上げているわけであります。

○議長（喜納昌春君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 知事、知事の考えは、いよいよ国との対決も視野に入れなければならないという、こういうことだと私は今の表現から、答弁を聞いて、そういうことだとしかうかがえません。それでも今言うように名護市の問題あるいは第三者委員会等含めて基地問題に対する含めて、もう知事の言い方はこれは恐らく来月ぐらい結論が出るとなった場合、これが知事の言うとおりのなった場合、訴訟が始まると思うんですよ。これは今、県は米軍飛行場・普天間問題に伴う名護市辺野古の新基地問題で国側と訴訟の準備をしていかなければ間に合わぬからということの話が聞こえるんですが、そうなんですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 現在の県の方針としては、従来申し上げているとおり、まずは第三者委員会の報告を待ちたいと。その報告を見て今後どうするか、取り消しするのか、撤回するのか、それを検討してまいりたいと考えておりまして、その先の話というのは、まだ現在どういうふうになるのかというのは、予断を持って申すことは難しいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 皆さんは手続を2週間以内に期限が定められるということで、この準備を進めているというふうに言われているんですよ。これ新聞にもあります。はっきり公表してくださいよ、そうであれば。県民にわかるように、これも。進めているんでしょう、訴訟の準備も。どうですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 今後の推移につきましては、これは先ほど知事が申し上げているとおり、相手のあることですのでさまざまなことが考えられます。ですから、我々としては、さまざまなことを想定しながら、あらゆる手法を検討しているというそういう状況でございまして。

○議長（喜納昌春君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 しかし、皆さんは準備をやっているんでしょう。やってないの、どうですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） さまざまな準備をしております。

○議長（喜納昌春君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 訴訟についてはどうですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 全てを含めてさまざな準備をしております。

○議長（喜納昌春君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 あんたも、あんたと話しても何もあれだね、逃げ言葉だけだね。やっているはやっているでいいんですよ。知事は答えているんでしょう、7月、8月ごろから動く。そういうことなんだよ、なぜ言わないの。（「さまざな準備しているさ」と呼ぶ者あり） さまざまと言ったら世界中につながるんだよ、これ、こういう日本語は。もう一遍答えてくださいよ。2週間以内ってどういうことですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） マスコミの報道というのは、いろんなことを根拠に推測で書いておりますので、私どもの進む方向が全てそのとおりになるとは限られておりません。今のところは、予断を持ってどうするというのはできない状況です。

○議長（喜納昌春君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 これは、まさに来月で、9月定例会でもしっかり今言ったことを覚えていてくださいよ。もうそれまでには大体準備がわかってきますから。次は答えてください、今言ったことも。

次、進めます。

知事は、沖縄県では一度もみずから基地を提供したことがないと言っていますが、この明らかになっているのが、キャンプ・シュワブは1956年、村議会の決議または地主会全員の賛成のもとで米国との間に賃貸契約をなされている、これ事実なんですよ。

私事実確認をしたいと思います。私の前に新垣議員から守之議員からもこれ質問やったんですが、皆さんが言うのは、ハンセンのことは言っているんですね、さっきの答弁見た場合。まず、これをお答えください。事実関係、その当時はなかったのか、あったのか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時13分休憩

午後2時14分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 議員の御指摘のとおり、キャンプ・シュワブにおいて最終的に賃貸借契約をしたというのは事実でございますが、私どもが言っているのは、そこに至る過程において自主的に契約に応じてないと。つまりその辺野古誌によりますとこの民政府からは、立ち退き行使も辞さず、しかも補償も拒否すると強行に勧告してきた。そういう事実を経て締結に至ったと。そういう経緯があるものですから、自主的に基地を差し出したものではないとそういう評価をしているわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 公室長、あなたが言うのはキャンプ・ハンセンのことじゃないの。違うでしょう。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 今はキャンプ・シュワブのことを申し上げております。

○議長（喜納昌春君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 キャンプ・シュワブは、ちゃんと名護市とそれから地主としっかり契約しているんですよ。これやっているの、やっていないの、みずから地主が。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 先ほど申し上げたとおり、契約はしておりますけれども、その契約に至る過程において、自主的にやったものではないということでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 幾らあれだろうと、時代だろうと、こういうことはやってないでしょう。ちゃんと辺野古誌にあるんだよ、あるんだよ、これ。契約をやっているんでしょうと聞いているんだよ。やっているんでしょう、背景はいいよ、あれは。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 契約はしておりますが、自主的に契約に応じたものではないということでございます。

○新垣 哲司君 休憩願います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時16分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

新垣哲司君。

○新垣 哲司君 当時の久志村、名護市と合併して比

嘉村長さんと、それから村議会の皆さんの議決を経て民政府に米軍基地の受け入れを誘致するんですよ、するんですよ。これはこの背景は、そうじゃないという意味ですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 済みません。

今、議員御指摘の誘致に動いたという資料について私ども持ち合わせておりません。

○議長（喜納昌春君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 ほらそうでしょう、上げようと思ったよ。そうじゃなければそうだと見せてくれませんかと言えいいんだよ。実際にあるんだよ、これ、村誌に。（資料を掲示） 何ではぐらかすような答弁ばかりやるの。だから、キャンプ・シュワブは1956年にこういうように、村決議はもとより地主みんなで合意を得たと、こういうことなんですよ。これを否定するものだから、私はそう言っているんだよ。そうじゃないんだよ。だから事実確認はこうだよということですから、これしっかり答えてください。今、見ますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時18分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君） きょうも先ほど来、この件で平行線でございましたけれども、私ども辺野古誌という辺野古の歴史を書いている中で、この島では——島ではというのは辺野古のことですけれども——1955年の収用予告以来、USCAR土地係官による水面下での地主との直接交渉が続けられていた。民政府は交渉の中で、当初軍用地反対を続けている字に対して、もしこれ以上反対を続行するならば部落地域も接收地に線引きして強制立ち退き行使も辞さず、しかも一切の補償も拒否する等と強行に勧告してきたことから住民も一様に驚き、有志会では急変した事態に対処するに再考せねばならなかったということが書いてあるんですね。その後の沖縄県の流れは、四原則もそうありますが、基本的にはあらがうことというのも100%ずっと今日に至るまでであるというわけじゃないんです。どこかでは軍用地主として契約もしているわけです。だから、これが歴史的背景の中でみずから差し出したわけではないということを私たちは言っているわけなんですよ。契約そのものが、特に復帰前は日本国憲法や民法の適用もない中で自由意思でやれたかどうかともわからない。そういったようなものの中で、また時系列的なその一番万事のときのそれから二、三年過

ぎてきた後のものとか、あのときの激動の時代というのは県民の心も大きく揺れ動くんですね。この苛酷な環境というものからすると、みずから差し出したというようなことはこれは普通あり得ません。だから、私たちは今おっしゃるようなことも、いずれその後も今おっしゃった時期からさらに三、四年後もどこかが契約していると思いますね。そうすると、これはこの戦後の流れの中で、そして復帰前の中で、どうしても県民の苦しみといいますか、悲しみといいますか、そういったようなものの中から私は行われたのではないかなとこういうふうに思っているものですから、私自身は私が申し上げたようにみずから差し出したことはないというようなことをしっかり持っております。

○議長（喜納昌春君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 こんなへ理屈みたいないろんな資料がありますよ。これは私百歩譲って、今知事の答弁はわかったとして、村議会と地主が契約したのは認めますでしょうと。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 契約したことは先ほど来認めていますけれども、その前提条件があったということでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 もう時間もないですが、この基地問題はもう翁長さんでは解決できぬね。やっぱり政府ともしっかりしながら、アメリカとも仲よくしながらある意味では、そうしないとこの基地問題というのは非常に難しいね、今の答弁からすると。もっと素直にしっかりとしないと、これは沖縄の基地負担軽減というのは、やっぱり与党・野党もない、しっかりとやるべきだと、私はこういうふうに認識して、質問終わります。

○議長（喜納昌春君） 前島明男君。

〔前島明男君登壇〕

○前島 明男君 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。クタンディンネービランガヤーサイ。

公明党・県民会議無所属の前島でございます。

質問の前に所見を述べさせていただきたいと思えます。

戦後70年を迎えたことしもまた、あの6月23日がやってまいりました。二十数万人の犠牲者を出したあの忌まわしい沖縄戦終結の日であります。今日生きている私どもは、決して忘れてはなりません。戦争の恐ろしさ、むごさを後世に語り継いでいかなければならない義務があるわけであります。二度と戦争を起こさ

ないように、最大の努力を誓うものであります。そして、亡くなられたみたまの御冥福をお祈り申し上げます。

さて話は変わりますが、6月3日に那覇空港で起きた重大トラブルについてであります。

民間機と自衛隊機が入りまじる軍民共用の危険性が指摘されている中で、大惨事を招きかねない二重のトラブルが発生いたしました。自衛隊機が横切ったため、全日空機は急遽、逆噴射でスピードを落とし離陸を中止、さらに同じ滑走路に日本トランスオーシャン航空（J T A機）が着陸しました。J T Aの機長は、最短400から500メートルまで接近したとのことであり、あわや衝突、大惨事になるところであります。詳しい原因は究明中ですが、超過密な那覇空港においては、二度と起こらないという保証はどこにもありません。しからばどうするのか。緊急な対策が必要であります。そのことについては、後ほど我が会派の代表質問の関連で質問をいたします。

それでは質問いたします。

大きな1番、知事の政治姿勢についてであります。

昨年12月の知事御就任以来、初めて質問をさせていただくわけですが、率直な感想を述べてみたいと思っております。御就任されてから6カ月余りありますが、この間、日本政府との交渉事やアメリカ訪問など、精力的に知事としての任務をこなしてこられたものと評価するものであります。政治家も企業家もそうありますが、体が資本であります。トップに立つ人間は特にそうであります。誇り高き沖縄県民のアイデンティティーをしっかりと守って、県民の安全・安心、幸せのために健康に留意なさって御尽力いただきたいと期待するものであります。

それでは、次のことを伺います。

(1)、日米地位協定について、知事のお考えを伺いたい。

稲嶺元知事や仲井眞前知事も協定の改定を訴えてまいりましたが、翁長知事の考えを伺いたい。

(2)、ドイツのボン補足協定と日米地位協定の根本的な違いは何か伺います。

(3)、平成7年10月21日に、県民総決起大会で日米地位協定の早急な見直し等を決議し、日米両政府に要請してから20年余が経過しようとしているが、いまだに改定できない根本的な要因は何だと考えるか伺います。

(4)、日本政府との連携強化についてであります。知事のお考えを伺いたい。

日本の一県である以上、政府との連携は不可欠であ

るが知事の御見解を賜りたい。

大きな2番、福祉行政について伺います。

(1)、生活困窮者自立支援制度についてであります。

4月施行の生活困窮者自立支援法に基づく制度で、必須事業として自治体に総合相談窓口の設置を義務づけた上で、相談者の自立に向けたプランを作成し、必要な就労支援や福祉サービスにつなぐことになっております。また、離職などにより住居を失った人またはそのおそれのある人には家賃相当の給付金を一定期間給付することになっている。

そこで次のことを伺います。

ア、制度の周知徹底はどのように行っているか。

イ、関係部署や関係機関との連携体制はどうなっているか。

ウ、生活困窮者の早期発見が重要であります。どのように取り組んでいるか伺います。

(2)、子ども・子育て支援新制度についてであります。

4月にスタートした子ども・子育て支援新制度は、誰もが産み育てることのできる環境を整備するため、地域における保育や幼児教育などの質と量を拡充するのが狙いであり、新制度では、小学校就学前の施設として、これまでの幼稚園と保育所に加え、教育保育両方の機能をあわせ持つ認定こども園の普及を図るものであります。また新たに小規模型保育は、通常の保育所では預けられない子供を保護者の自宅で保育する居宅訪問型保育などの地域型保育を創設し、待機児童問題の解消へ身近な保育サービスを提供するようにしたものであります。

そこで次のことを伺います。

ア、我が県の取り組みはどうなっておりますか。

イ、新制度の実施になれば多くの保育スタッフが必要になるが、どう対応するのか伺います。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時30分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○前島 明男君 (3)、災害時の難病患者支援についてであります。

国から医療費が助成される指定難病は、現在、筋萎縮性側索硬化症（ALS）やパーキンソン病など110疾患、ことし7月には新たに196疾患が加わり、計306疾患の患者に対し助成が開始されることになっております。

そこで、次のことを伺います。

ア、我が県の患者はどれぐらいいると推計されるか。

イ、難病患者が地震や津波などで避難した折にいち早く対応するためには、「災害時支援手帳」なるものが必要だと考えるが、我が県の現状はどうなっているか伺います。

大きな3番、医療行政についてであります。

(1)、後発医薬品いわゆるジェネリックの普及についてであります。

新薬の特許期間や開発データの保存期間を過ぎた後に、同じ効能成分を使って製造し、厚生労働省が効能や効果も同じだと認めた後発医薬品であります。新薬に比べて開発にかかる時間と費用が少ないため販売価格を安くでき、新たに保険適用となる後発医薬は、原則として新薬の6割程度の価格になります。使用割合を拡大すれば医療費抑制につながるわけですが、そこで次のことを伺います。

ア、国は後発医薬品の普及率を2020年度末までに80%以上に引き上げる新たな目標を設定しているが、我が県の目標はどうなっておりますか。

イ、国の試算によれば、目標が達成されれば今より1.3兆円程度削減されるとなっておりますが、我が県の場合は幾らになるか伺います。

(2)、地域医療構想についてであります。

地域医療構想は、団塊の世代が75歳以上となる2025年の医療ニーズを推計し、2次医療圏を単位に必要な病床数を定めるのが柱であります。昨年6月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、都道府県が順次構想を策定することになっております。

そこで次のことを伺います。

ア、我が県の構想策定はどうなっておりますか。

イ、医療関係者らが協議する地域医療構想調整会議の開催はどうなっておりますか。

ウ、病院間でベッド数を融通できるようにする地域医療連携推進法人の創設も、円滑な再編に向け活用していくべきと考えるかどうか伺います。

次に、大きな4番、教育行政についてであります。

希望学——耳なれない学問ですが、東京大学社会科学研究所が2005年から研究を始めた学問で、正式名称は、希望の社会科学であります。個人の内面に限定されていると考えがちであった希望と社会とのかかわりをはっきりさせることが目的で、希望を大切な何かの行動によって実現しようとする気持ちと定めております。福井県は中学校の全国学力テストで47都道府県中、屈指の成績を誇る教育先進県。ところがテスト

と同時に行われる学習状況調査では、将来に夢や希望を持っていると回答した生徒が半数以下にとどまっているとのことでもあります。これを受け県は、ふるさとの魅力を知った上で、夢や目標の設定につなげてほしいとして、今年度から希望学の研究成果を授業に活用しているとのことでもあります。その結果、生徒の表情が生き生きとしてきたとか、あるいは生徒同士の理解が深まりクラスがまとまる要因になってきたそうでもあります。

そこで次のことを伺います。

(1)、県教育庁として、希望学を調査、研究する考えはないか伺います。

(2)、我が県でも希望学を授業の中に取り入れる考えはないか伺います。

大きな5番、労働行政についてであります。

(1)、若年非正規労働者対策について伺います。

国の労働力調査によれば、2014年の非正規労働者数は1962万人で労働者全体の37.4%で、1984年の604万人、15.3%から30年で人数で3倍以上、割合で2倍以上になっている。2014年の数字だと15から24歳が231万人でその世代での割合が48.6%、25から34歳は303万人で同世代の28.0%、35から44歳で397万人で29.6%となっております。割合の高さに驚くばかりであります。何とか対策を立てなければいけないと考えます。

そこで次のことを伺います。

ア、我が県の非正規労働者——若年でありますが一はどうなっているか。また、その対策はどうなっているか伺います。

イ、ジョブカードの目的と効果について伺います。

ウ、我が県におけるジョブカードの普及率は幾らか。

大きな6番、スポーツ・文化行政について伺います。

我が県には、外国人労働者や留学生が多く居住しております。互いに違う文化を持つ人々が知り合って仲よく楽しく暮らせるようになれば、それが地域活性化にもつながるものと考えます。国籍や民族などの多様な背景を持つ人々が地域社会の一員としてともに質の高い生活を送れるよう、多文化共生の観点に立って地域の課題解決・活性化を図れるような施策が必要だと考えます。

そこで次のことを伺います。

(1)、多文化共生社会を目指して、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

(2)、2020年にオリンピックを控えて、我が県とし

て会場の誘致や選手の育成にどう取り組んでいるのか伺います。

7番、防災対策についてであります。

2012年に米国東海岸を襲ったハリケーン・サンディは、北米で130人以上の犠牲者が出たが、ニュージャージー州沿岸部の一部地域では、4000世帯が被災したものの、タイムラインによって事前防災行動を迅速に行った結果、犠牲者がゼロだったそうであります。

そこで、次のことを伺います。

(1)、我が県における大地震や大津波発生時のタイムライン策定状況はどうなっておりますか。

(2)、津波発生時の避難場所確保のための高層ビルの所有者との利用（使用）協定はどの程度進んでいるのか伺います。

大きな8番、我が会派の代表質問に関連してであります。

私どもの金城勉議員の代表質問の中で、3、沖縄振興について、(3)、那覇空港の安全運用について、イ、自衛隊との共用についての質問をいたします。

(1)、民間機と自衛隊機の離発着回数はそれぞれ年間幾らか伺います。

(2)、第2滑走路が開港するまでの間、どのような対策をとるのか。

(3)、県民の命と財産を守る立場の県は、自衛隊や関係部署への申し入れを行ったのか伺います。

(4)、6月3日のトラブルからきょうで27日が経過するわけですが、国土交通省の調査結果も出てきているのではないかと思います、どうなっているか伺います。

以上、答弁によって再質問をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 前島明男議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、日米地位協定についてお答えをいたします。

日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から50年以上が経過しており、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっております。政府は、日米地位協定について、「米軍及び在日米軍施設・区域を巡る様々な問題を解決するためには、その時々の問題について、日米地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えている」と説明しております。

県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米軍に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。

次に、福祉行政についてに関する御質問の中の、子育て支援新制度における取り組みについてお答えをいたします。

沖縄県では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、本年3月に「黄金っ子応援プラン」を策定したところであります。同プランにおいては、待機児童の解消や認可外保育施設の認可化、5歳児問題への対応など、本県が抱える課題の解消に向け取り組んでいくこととしております。

県としましては、市町村と連携し、同プランを着実に実施してまいります。

次に、文化・スポーツ行政についてに関する御質問の中の、2020年東京オリンピックに向けた会場誘致と選手育成の取り組みについてお答えをいたします。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツアイランド沖縄の形成に向けて、沖縄の豊かな自然や独特の文化、魅力的なスポーツ環境を世界に発信する絶好の機会と捉えております。競技会場は、そのほとんどが決定しておりますが、追加競技の候補となっている空手については、関係団体と連携し、追加競技の選定とあわせて競技会場の誘致を東京オリンピック・パラリンピック組織委員会に積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

選手の育成については、昨年6月に設置したオリンピック選手輩出戦略検討委員会において支援計画を作成しており、今後オリンピックで活躍できるトップアスリートの育成を図ってまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、ボン補足協定と日米地位協定の違いについてお答えします。

ボン補足協定では、原則として受入国の国内法を適用することが明記されているほか、環境保全を目的とする詳細な規定が設けられています。これに対し日米地位協定では、日本国法令の尊重義務は明記されておりますが、環境に関する規定は設けられておりません。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中

で、日米地位協定が改定されない要因についてお答えします。

従来政府は、日米地位協定について、「米軍及び在日米軍施設・区域を巡る様々な問題を解決するためには、その時々の問題について、日米地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えている」と説明しており、県としては、このことが地位協定が見直されなかった大きな理由と考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、日本政府との連携強化についてお答えします。

県はこれまでも、米軍基地から派生する諸問題の解決を図るため、国と連携して対応しているところであります。最近の例を申し上げますと、沖縄市サッカー場から発掘されたドラム缶に係る調査方法や対策等について沖縄防衛局及び沖縄市と協議を行っております。また、立て続けに発生した米軍人等による飲酒関連の事件について外務省沖縄事務所及び沖縄防衛局と意見交換を行うなど、県は、日ごろより国と連絡、調整を行っております。

今後とも必要に応じて国と連携を図り、県民の基地負担軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、文化・スポーツ行政についての御質問の中で、多文化共生型社会への取り組みについてお答えします。

県では、沖縄21世紀ビジョンに掲げる「世界に開かれた交流と共生の島」の実現に向け、国籍や民族に関係なく誰もが安心して暮らせる多文化共生型社会の構築に取り組んでいるところです。平成26年度は在住外国人を取り巻く環境を把握するためにアンケート調査を実施したところ、多文化共生に関する取り組みを実施している市町村は約2割程度となっております。そのため、今年度は在住外国人にとって最も身近な行政の窓口である市町村において、意見交換交流会、日本語講座や多文化共生フォーラムの開催等の取り組みをモデル事業として実施し、その成果や課題等を県内市町村に広く共有していくことで、多文化共生の地域づくりへの取り組みを促進してまいります。

次に、防災対策についての御質問の中で、大地震・大津波時のタイムライン策定状況についてお答えします。

国土交通省によると、防災行動計画いわゆるタイムラインとは、大規模水害が発生することを前提として、平時から地方自治体や関係機関等が共通の時間軸に沿った対応を取り決めた計画のことを言い、被害を最小化させる取り組みとして推進しているものであり

ます。一方、突発的な地震や津波等のようなリスク出現から被害発生までの時間が極めて短いリスクについては、タイムラインの活用が難しいと言われていることから、沖縄県津波避難計画策定指針の策定、市町村津波避難計画の策定支援、県下一斉の広域地震・津波避難訓練、沖縄県総合防災訓練等により住民避難等の安全確保対策を中心に取り組んでおり、タイムラインの策定と同等の対策がとられていると考えております。また、発災後の時間経過に応じて着手する業務を定めた「沖縄県業務継続計画」を策定中であり、今後とも防災・減災に向けて取り組んでまいります。

同じく防災対策についての御質問の中で、津波避難ビルの使用協定についてお答えします。

県内各市町村において、東日本大震災の教訓を踏まえ、津波浸水が予測される地域においては、公営住宅やホテル等を津波避難ビルに指定し、津波から一時的に避難する場所を確保しているところであります。平成27年6月現在、那覇市で98棟、北谷町で41棟、沖縄市で25棟、その他市町村を含め県全体で16市町村、262棟の建物が津波避難ビルに指定されており、昨年に比べ44棟の建物が追加されております。

次に、我が会派の代表質問との関連で、那覇空港の安全確保と利用状況についてお答えします。

多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸や災害救助など、自衛隊は県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。

県としましては、自衛隊において県民に不安や影響を与えることがないように、安全管理に万全を期していただきたいと考えております。平成25年度的那覇空港の利用状況につきましては、国土交通省航空局の空港管理状況調書によると、自衛隊機等を含む発着回数は、約14万8500回となっております。なお、平成25年9月20日に公告・縦覧された国の那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書によると、平成22年度の自衛隊機の年間発着回数は約2万4500回、民間航空機は約10万4400回となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 福祉行政についての御質問の中で、生活困窮者自立支援制度の周知についてお答えをいたします。

県では、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、制度の周知を図るため、ホームページへの掲載や関係機関へのパンフレットの配布等を行っているところであります。また、市町村や関係機関と連携し、住民生

活にかかわりの深い市町村の税や水道関係の部署、社会福祉協議会などに対して、地域住民への制度周知の協力を依頼しているところでもあります。

次に、関係機関との連携体制についてお答えをいたします。

生活困窮者自立支援制度を円滑に実施するためには、国及び市町村や関係機関との連携が重要であります。このため、県では、沖縄労働局など国の関係機関や、社会福祉協議会等で構成する沖縄県生活困窮者自立相談支援事業等運営協議会を設置し、連携体制の強化を図っているところでもあります。また、県の福祉保健所や市町村との連絡会議を設置するなど、さまざまな構成員から成る連携体制の構築に取り組んでおります。

次に、生活困窮者の早期発見についてお答えをいたします。

生活困窮者を早期に発見し必要な支援を行うため、県では、拠点となる地域4カ所に相談支援員を配置し、巡回相談、出張相談を実施しているところでもあります。また、地域の関係者の協力を得るための取り組みとして、民生委員や自治会等に対し法制度の説明会を実施するとともに、支援が必要と思われる方の情報提供を依頼しているところでもあります。さらに、税や水道料金を滞納するなど生活困窮者であると思われる方に対し、速やかな支援につなげられるよう市町村へ協力を依頼しているところでもあります。

次に、新制度施行に伴う保育士確保対策についてお答えをいたします。

県では、平成29年度末までの待機児童解消のため、約2300人の保育士確保が必要と見込んでおります。このため、保育士修学資金貸付事業の貸付枠を80人から120人に拡充したほか、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得の支援、潜在保育士の就労支援等により保育士の養成、確保に取り組んでいるところでもあります。また、今年度新たに地域限定保育士試験の実施を予定しており、現在国や関係機関との事前調整を進めているところでもあります。

県としましては、引き続き、保育士の確保に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは、福祉行政についての御質問の中で、指定難病拡大による患者数の見込みについてお答えいたします。

難病の患者に対する医療等に関する法律が本年1月

に施行され、医療費助成の対象となる指定難病は、従来の56疾患から110疾患に拡大され、さらに7月には306疾患に拡大されます。平成25年度末現在、県内の指定難病56疾患の患者数は、8371人となっており、全国の患者数85万5061人に対して約1%となっております。指定難病が110疾患に拡大した場合における患者数につきまして、国は120万人と試算をしており、県内の患者数はその1%に当たる約1万2000人と推計をしております。また、指定難病が306疾患に拡大した場合には、国の試算150万人をもとに県内の患者数を約1万5000人と推計をしております。

次に、災害時の難病患者に対する対応についてお答えいたします。

災害時に支援が必要な難病患者に対して適切な支援を行うためには、県が療養の状況や居住地等を把握し、災害時に対応の中心となる市町村等と情報を共有することが重要であります。そのため、県では、「在宅人口呼吸器装着難病患者に係る情報提供取扱要領」を作成し、人工呼吸器装着患者の情報を本人の同意のもと、市町村へ情報提供することにより、災害への備え及び災害発生時における在宅療養者の支援に活用しております。

御質問の「災害時支援手帳」につきましては、難病患者の病態により災害時に必要とされる支援が異なることから、患者支援に必要な情報を記載した支援手帳は有効であると考えております。

県としましては、今後、他県の取り組み状況について情報収集を行いながら、「災害時支援手帳」の作成を検討してまいります。

次に、医療行政についての御質問の中で、後発医薬品の普及率の目標及び医療費削減額についてお答えいたします。3の(1)アと3の(1)イは関連しますので一括してお答えします。

国は、2013年に策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」で、2017年度末の数量シェアを60%以上と設定しておりますが、後発医薬品の使用促進をさらに強化するため、2020年度末までに80%以上とする目標を新たに定める方針を示しております。本県においては、後発医薬品の普及率について数値目標は設定しておりませんが、医療費適正化計画の中で後発医薬品の使用促進を目標に掲げて取り組みを推進しているところであり、平成25年度調剤医療費において、数量ベースで66.5%と全国一の使用状況となっております。本県における医療費の削減効果額については、国から調剤医療費のデータや推計方法等が示されていないことから、現時点で独

自に試算することは困難であります。

県としましては、医療費適正化の観点から、今後とも後発医薬品の使用促進の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、地域医療構想の策定に向けた取り組み及び同調整会議の設置についてお答えいたします。3の(2)アと3の(2)イは関連しますので一括してお答えいたします。

国は、将来の高齢化の進展に伴う医療需要等の増加に対応するため、平成26年に医療介護総合確保推進法を制定し、その中で、都道府県が地域における将来のあるべき医療提供体制の姿を示す地域医療構想を策定することが定められました。沖縄県では、地域医療構想の策定に向け、医師会等の医療関係者、市町村等で構成する地域医療構想検討会議を2次医療圏ごとに設置する予定であり、各地域における意見を広く聴取することとしております。

県としましては、全ての県民が住みなれた地域で安心して住み続けられるよう、必要な医療提供体制の整備に取り組んでまいります。

次に、地域医療連携推進法人の活用についてお答えいたします。

地域医療連携推進法人制度の創設等を盛り込んだ医療法の一部を改正する法律案が現在、国会において審議されております。同制度は、医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進するため、統一的な連携推進方針のもと、複数の医療法人等を参加法人として認定された一般社団法人が、病院間の病床の融通、医療従事者の研修、医薬品等の供給、資金貸し付け等の医療連携推進業務を行えるようにするものであります。

同制度は、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域の医療法人等に活用されることにより、地域における質が高く効率的な医療提供体制の確保につながるものが想定されているものと理解しております。

県としましては、国会審議の状況も含め、詳細な情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、教育行政についての御質問で、希望の社会科学の調査研究と事業への導入についてお答えいたします。4(1)アと4(1)イは関連しますので一括してお答えします。

希望の社会科学を取り入れている県においては、地域の将来像を共有することで生徒が夢や目標を持ち、

実現しようとする気持ちを育むことを目的に、中学校の総合的な学習の時間で扱っていると認識しております。

県教育委員会としましては、児童生徒一人一人が本県のよさや将来像について意見を交わしたり、みずからの夢や目標について模索したりすることは重要だと考えており、希望の社会科学に現在取り組んでいる県の事例等について調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） 労働行政についての中、若年者の非正規率と対策についてお答えいたします。

総務省の平成24年就業構造基本調査によると、沖縄県の15歳から34歳までの若年者の非正規雇用の割合は、50.4%と全国の35.3%と比べて15.1ポイント高くなっております。

非正規雇用の課題としましては、正規雇用に比べて賃金が低く、雇用が不安定であることや、キャリア形成が行われにくいこと等が挙げられます。そのため、県では、若年者が安心して働くことのできる雇用環境の実現を図るため、昨年8月に沖縄労働局と連携して、経済団体等に対し正規雇用拡大等の要請をするとともに、ことし2月には働き方改革の実現に向けた取り組みに関する要請を行い、3月には沖縄労働局、沖縄県経営者協会、連合沖縄と連名で「沖縄の雇用・労働環境の改善に向けた共同宣言」を行ったところであります。また、人材育成や雇用環境にすぐれた企業を認証する人材育成企業認証制度や、正規雇用化につなげる沖縄県正規雇用化促進モデル事業を実施しております。さらに、国が行うキャリアアップ助成金等の周知徹底に努めております。

沖縄県としましては、引き続き、労働局や関係機関と連携し、正規雇用の拡大等雇用の質の向上に全力で取り組んでまいります。

次に、同じく労働行政についての御質問で、ジョブ・カードの目的と効果及び普及率についてお答えいたします。5の(1)のイと5の(1)のウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

ジョブ・カード制度は、フリーター等の正社員経験の少ない者について、その能力を向上させ、安定的な雇用への移行を促進することを目的として、平成20年から運用されております。また平成23年からは、対象が求職者・在職者・学生等に広げられておりま

す。ジョブ・カードには、職歴や学歴のほか、キャリアコンサルタントによる能力評価等の有益な情報が記載されることから、就職活動などに広く活用されることによって、求職者と求人企業とのマッチングを促す効果が期待されます。ジョブ・カードは、希望する者を交付の対象とすることから、国は普及率ではなく取得者数を目標値と定め、普及に取り組んでおります。沖縄労働局によると、平成26年度の取得目標者数は6340人に対し、3652人の実績となっております。また平成20年度からの累計では、約3万5000人が取得しております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時7分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 公明党・県民会議無所属の吉田です。

緊急質問、一般質問する前に、金武町の基地の経緯についてちょっとお話を申し上げます。

1945年の2月、金武町の山々に相当爆弾が落ちました。その理由はちょうど飛行場をつくりたいということだったようです。それで1945年の4月に飛行場が建設をされました。そしてその飛行場から本土や沖縄県内のところへ飛び立って行動したようです。そして1947年にいわゆる飛行場から今度は現在の射爆場、射撃場、これに変更するということで金武の村民が反対行動を起こしまして、当時松岡さん——工務部長、当時松岡主席になりましたね——この方に、先輩なんです、金武町出身の先輩に、射撃場反対ということを村民が陳情を出しています。

それからちょうど1955年、これは相当その中で例えば喜瀬武原が強制移住させられたり、演習のたびごとにいわゆるGMCに寄せられて移動したという経過もあります。それで、1955年にちょうどこれは契約かそれか強制収用かという状況の中で、ちょうど1955年の7月に金武の小学校で約2000名軍用地主が集まって強制接收反対、そして行動を起こすわけです。ちょうど私も小学校3年生ですから、その大会に参加をして、何もわからないけれどもこの熱気を覚えています。

そういうことからすると金武のキャンプ・ハンセンの演習はみずから進んで提供したわけではないということをはっきりしていますので、ぜひこの辺は誤解が

ないようにお願いをしたいと思います。

それから緊急質問と一般質問を行いたいと思います。

例のあの百田発言等については、質問通告後に発生した重大な問題でありますので、議事課に連絡してあり先例を踏まえて質問を行いたいと思います。

1、自民党議員による勉強会「文化芸術懇話会」における国会議員及び講師に招かれた百田氏の発言等について。

(1)、マスコミを懲らしめるには広告料収入がなくなるのが一番とか、沖縄タイムス、琉球新報に対して、沖縄の特殊なメディア構造をつくるのは、戦後保守の墮落だ。沖縄の世論はゆがみ、左翼勢力に乗っ取られているとの発言等は、報道の自由、表現の自由を侵す発言であり、絶対に許されないと判断しますが、知事の見解を伺います。

(2)、また、これに応ずる形で、作家の百田氏は、沖縄の2つの新聞社は絶対に潰さなあかんとか、米兵が犯したレイプ犯罪よりも、沖縄全体で沖縄県民自身が犯したレイプ犯罪の方がはるかに率が高いとの発言は、沖縄の歴史的な背景や沖縄の現状を無視するものであり、沖縄県民に対する侮辱ではないかと思えます。知事の見解を伺います。

一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、訪米について。

ア、米政府高官と米軍事委員会に所属する議員等は、辺野古移設に関して、中国脅威論、朝鮮半島有事、日米合意、負担軽減、普天間固定化、代替施設はあるかなどを理由にしながら、要請者に対して質問を繰り返しておりましたが、知事の見解を伺います。

イ、ハワイにおけるMVオスプレイの墜落について伺います。

(2)、島ぐるみの闘いを今後どのように内外に訴え、発展させていくのか、知事の思いを披瀝されたい。

(3)、相次ぐ米軍の事件・事故について、知事の見解を伺います。

(4)、臨時制限水域について、知事の見解を伺います。

2、MV・CVオスプレイ及びLCACについて。

(1)は削除いたします。

(2)、海外基地におけるMV・CVオスプレイの配備状況、配備予定基地、部隊名、機数はどうなっているかを説明されたい。

(3)も削除します。

(4)、県内におけるMVオスプレイの演習の実態について説明されたい。

(5)、MVオスプレイを搭載している強襲揚陸艦の種類について説明されたい。

(6)、L C A C搭載の強襲揚陸艦の寄港について説明をされたい。

3、日米両軍事基地における不発弾の処理について。

(1)は削除をお願いします。

(2)、米本国における実弾射撃演習場の不発弾の処理はどのように行われているか。

(3)、自衛隊基地における実弾射撃演習場の不発弾の処理はどのように行われているか。

(4)は削除をお願いします。

(5)、米軍基地における自衛隊による実弾射撃演習による不発弾の処理について。

(6)、実弾射撃演習場等、基地の返還前の不発弾の処理は可能か。

(7)、不発弾の処理に要する期間をどのように判断しているか。これまで内外の基地を調査したことがあるか。

4、自衛隊の増強及び日米の共同演習（研修）と自衛隊の米軍基地の共同使用について。

(1)、共同演習（研修）の実施状況及び基地名と部隊名、演習内容等を明らかにされたい。

(2)、共同演習が増加すれば、基地負担は軽減されない。むしろ基地強化になると判断するが、県の見解は。

(3)、島嶼防衛と称しての自衛隊の増強は、基地強化であり基地負担の軽減に逆行するものであると思うが、県の見解は。

(4)、共同演習（研修）に対して、関係省から通告があるのか。

5、県警と米軍（MP）との連携について。

(1)、基地内に駐留する法的根拠を説明されたい。

(2)、県警と米軍（MP）との指揮系統はどうなっているか。

(3)、県警と米軍（MP）との警備の範囲分担はあるのか。

(4)、警備について、若い警察官をどのように指導しているか。

6、基地従業員（警備員）について。

(1)、銃携帯の法的根拠について。

(2)、警備員の職務の範囲について。

ア、逮捕及び拘束する権利があるのか。ある場合は法的根拠を説明されたい。

イ、基地外に及ぶのか。基地内から双眼鏡等で監視しているが、法的根拠を説明されたい。

ウ、刑事特別法を法的根拠として、警備員が逮捕、拘束することが可能か。また、法的判断の指揮、命令は誰が行うか、明らかにされたい。

エ、警備員の暴力行為は、一般人、警察官と比較してどうなっているのか。

オ、米軍のMPと警備員と職務権限の相違があるのか。

7、民間警備員について。

(1)、職務の範囲と権限について説明をされたい。

(2)、基地の車両及び人の出入りを整理しているが、法的根拠を説明されたい。

(3)、県警とタッグを組み、説得、抗議団を拘束しているが、法的根拠を説明されたい。

(4)、基地内を使用しているが、法的根拠を説明されたい。

(5)、防衛省と警備会社との契約関係を明らかにされたい。

8、鳥獣被害について。

(1)、鳥獣被害防止対策事業について説明されたい。

(2)、イノシシ対策事業について。

(3)、カラス対策事業について。

9、水源基金について。

(1)、新たな水源基金の制度に向けての進捗状況と今後の方針を説明されたい。

10、慶良間空港について。

(1)、慶良間空港の設置の経緯について。

(2)、これまでの旅客輸送実績及び需要予測について。

(3)、現在の利用状況について。

(4)、今後の対策について。

以上、質問いたします。

優しく丁寧に説明をお願いします。

○議長（喜納昌春君） ただいまの吉田勝廣君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時38分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前の吉田勝廣君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 吉田勝廣議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、訪米時の米国側発言に対する見解についてお答えをいたします。

今回の訪米では、米国政府、連邦議会議員等からさまざまな御意見、御質問がありました。いずれにしても、各面談を通して、今沖縄が置かれている状況を詳しく正確に伝えることができたことは、大変有意義なことだったと考えております。

次に、米軍人等による事件・事故についてお答えいたします。

ことしの5月末以降、立て続けに発生した米軍人等による飲酒関連の事件について、県は、米軍、外務省沖縄事務所及び沖縄防衛局と意見交換を行ったところであります。米軍からは、在日米軍沖縄地域調整官と各軍の司令官が再発防止について会議を行い、適切な対応を行うことを確認したとの説明がありました。

県としては、米軍に起因する事件・事故は一件たりともあってはならないと考えており、今後とも、綱紀粛正、再発防止がより実効性を伴うものとなるよう強く求めていきたいと考えております。

次に、自民党議員による勉強会「文化芸術懇話会」における、国会議員及び百田氏の発言についてに関する御質問の中の、県内2紙に対する発言についてお答えをいたします。12の(1)と12の(2)アは関連しますので、一括してお答えをいたします。

憲法において言論・出版、その他一切の表現の自由は保障されており、いかなる党においても報道の自由を尊重することは当然であることから、今回の議員の発言についてはまことに遺憾であります。また、百田氏の発言についても、民主主義の根幹である表現の自由をないがしろにしかねない発言であり、大変残念であります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、ハワイにおけるオスプレイの事故についてお答えします。

現地時間5月17日、米国ハワイ州において、MV22オスプレイ1機が訓練中着陸に失敗し、多数の海兵隊員に死傷者が出る事故がありました。

県としては、オスプレイ配備に反対であり、日米両政府に対してオスプレイの配備撤回を求めている中、

このような事故が発生したことは、県民に大きな不安を与えるものであり、大変遺憾であります。県は、5月19日、沖縄防衛局長に対し、オスプレイの配備撤回を改めて求めるとともに、今回の事故原因究明がなされるまでMV22オスプレイの飛行中止、事故原因の早急な公表、なお一層の安全管理の徹底等に万全を期することを米軍に対し働きかけるよう強く要請したところであります。

県としては、建白書の精神に基づき、オスプレイの配備に反対であり、今後ともあらゆる機会を通じ、日米両政府に対しオスプレイの配備撤回を求めてまいります。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、今後の島ぐるみの闘いについてお答えします。

辺野古基金への寄附については、県外からの支援が多く寄せられていると聞いており、心強く感じております。また、マスコミ各社の世論調査において、辺野古移設反対が賛成を上回ったこと、県内外において辺野古の新基地建設に反対するさまざまな組織が発足しつつあることについて、大変意を強くしております。辺野古に新基地をつくらせないという公約の実現に向けて、引き続き市町村等と連携してまいります。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、臨時制限区域についてお答えします。

防衛省によると、米軍への水域の提供に関する法令等は、日米地位協定第2条及び漁船操業制限法第1条とのことであります。日米地位協定に基づく水域提供の一般的手続としては、国において、日米合同委員会での合意、閣議決定、政府間協定を経て官報告示されることによって設定されております。これら一連の手続の流れにおいて、法的に県の関与は認められておりません。

日米合同委員会の合意に基づく基地運用は、周辺住民や地元地方公共団体にとって重大な関心事であるため、地元地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重することが必要であると考えております。

次に、MV・CVオスプレイ及びLCACについての御質問の中で、海外基地におけるオスプレイの配備状況等についてお答えします。

米海兵隊ホームページで公表している海兵隊航空計画2015によりますと、MV22オスプレイは、普天間飛行場にVMM262及び265の2飛行隊、計24機が配備されております。CV22オスプレイについては、イギリスのミルデンホール空軍基地に第352特殊作戦航空団が配備されているとのことであります。また、2017年の後半から2021年までに横田基地へ10機が

配備されるとしております。

次に、同じくMV・CVオスプレイ及びLCACについての御質問の中で、県内におけるオスプレイの演習の実態についてお答えします。

県内におけるMV22オスプレイの演習の実態について、沖縄防衛局に照会したところ、米軍の運用にかかわることであり、詳細については把握していないとのことでもあります。なお、県で情報収集を行ったところ、演習の実態については、普天間飛行場、伊江島補助飛行場、キャンプ・ハンセン等における離着陸やつり下げ訓練、消火訓練などのほか、パラシュート降下訓練、機体のライトを消した飛行、夜10時を超えた夜間の飛行などの目視情報が寄せられております。

同じくMV・CVオスプレイ及びLCACについての御質問の中で、オスプレイを搭載している強襲揚陸艦の種類についてお答えします。

MV22オスプレイを搭載できる強襲揚陸艦は、ワスプ級とアメリカ級となっております。なお、佐世保基地には、ワスプ級のボノム・リシャールが配備されております。

同じくMV・CVオスプレイ及びLCACについての御質問の中で、LCAC搭載の強襲揚陸艦の寄港についてお答えします。

佐世保基地に配備されている強襲揚陸艦ボノム・リシャールが、訓練等のためホワイトビーチへ寄港していることは承知しておりますが、その寄港の実態について、沖縄防衛局へ照会したところ、把握していないとのことでありました。

次に、日米両軍事基地における不発弾の処理についての御質問の中で、米本国における実弾射撃演習場の不発弾処理についてお答えします。

米本国における実弾射撃演習場の不発弾処理について、SACO最終報告に合わせ米側が発表した資料によると、ノース・カロライナ州のキャンプ・レジェーンにおいては半年ごとに、カルフォルニア州のキャンプ・ペンドルトンにおいては1年ごとに、実弾射撃演習場の清掃作業を実施し、その際、発見される不発弾については、資格を有する不発弾処理要員が処理しているとのことでもあります。

同じく日米両軍事基地における不発弾の処理についての御質問の中で、自衛隊基地における実弾射撃演習場の不発弾処理についてお答えします。

陸上自衛隊第15旅団によると、県内の演習場では小火器弾の演習のみであり、不発弾は発生しないとのことでもあります。また、県外の演習場において不発弾が発生した場合は、原則、その場で速やかに爆破処理

を行うとのことでもあります。

次に、同じく日米両軍事基地における不発弾の処理についての御質問の中で、米軍基地での自衛隊演習による不発弾処理についてお答えします。

陸上自衛隊第15旅団によると、キャンプ・ハンセンで実弾射撃訓練を実施した際に不発弾が発生した場合は、米軍へ通報し、米軍が処理を実施しているとのことでもあります。

同じく日米両軍事基地における不発弾の処理についての御質問の中で、基地返還前の不発弾処理についてお答えします。

基地返還前の不発弾処理について、沖縄防衛局に照会したところ、現状においては実施していないとのことでもあります。米軍施設・区域の返還に当たっては、平成24年4月に施行された跡地利用推進法により、国の責任において支障の除去に関する措置が講じられることとなっております。

このため、県としては、軍転協を通じ、跡地利用を効果的かつ円滑に進められるよう、今後返還される施設・区域の使用履歴、土壌調査情報の提供や立入調査の円滑な実施、支障除去措置の徹底等への配慮を政府に対し求めたところでもあります。

同じく日米両軍事基地における不発弾の処理についての御質問の中で、不発弾処理の期間とその調査についてお答えします。

基地の返還に伴う不発弾処理の期間について、沖縄防衛局に照会したところ、支障除去措置に係る不発弾等の調査に要する期間については、調査を行う土地の過去の不発弾発見状況、戦時中の交戦状況、戦後の地形の変化及び改変状況、また、既存資料に基づく地形・地質状況の確認などの事前調査及び跡地利用計画を踏まえ、探査計画を検討し、それらの検討結果により期間を判断するとのことでもあります。

また、県は、不発弾処理の期間について調査を行ったことはありません。

次に、自衛隊の増強及び日米の共同演習（研修）と自衛隊の米軍基地の共同使用についての御質問の中で、共同演習の実施内容についてお答えします。

平成26年度の実績としましては、共同訓練については、海上自衛隊は1回、航空自衛隊は2回実施しております。海上自衛隊では、沖縄周辺海域において、日本側から艦艇22隻、航空機13機が参加して対潜特別訓練を実施しております。航空自衛隊では、沖縄周辺空域において、日本側から航空機6機、米側から航空機6機が参加して防空戦闘空練を実施し、また、日本側から航空機10機、米側から航空機11機が参加し

て防空戦闘空練及び空中受油訓練を実施しております。

また、米軍施設における研修については、陸上自衛隊は11回延べ72名、海上自衛隊は1回40名、航空自衛隊は24回延べ711名、合計36回823名が概要説明や施設見学等を内容とする研修に参加しております。陸上自衛隊では、西部方面隊がキャンプ・ハンセンにおいて米部隊等の実情や特性を理解するための「在沖海兵隊における水陸両用訓練に関する研修」、北部方面隊、東部方面隊などが、キャンプ・シュワブなどにおいて米海兵隊の概要を理解するための「第3海兵機動展開部隊若年幹部研修」等を行っております。

海上自衛隊では、指揮幕僚課程学生学校教職員が嘉手納基地などにおいて日米部隊、機関及び防衛上の要地等の実情と特性を理解するための「指揮幕僚課程学生南部研修」を行っております。航空自衛隊では、第3、第6航空団員、南西航空混成団員などが嘉手納基地などにおいて沖縄に所在する米軍について理解するための「課程学生の校外研修」等を行っております。

次に、共同演習の増加に伴う機能強化についてお答えします。

政府の中期防衛力整備計画では、自衛隊の演習場等に制約がある南西地域における効果的な訓練・演習の実現のため、地元との関係に留意しつつ、米軍施設・区域の自衛隊による共同演習の拡大を図るとしております。

県としては、共同演習の実施により、これ以上の負担増加があってはならないと考えております。

次に、同じく島嶼防衛と自衛隊の強化についてお答えします。

多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸や災害救助など、自衛隊は県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。

県としては、自衛隊の配備については、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧な説明を行うべきであると考えております。

同じく共同演習に対する関係省からの情報提供についてお答えします。

平成26年度の実績としまして、日米共同訓練については、航空自衛隊から沖縄周辺空域での訓練情報の提供を受けております。また、米軍施設における研修については、「在沖海兵隊における水陸両用訓練に関する研修」について、沖縄防衛局から情報提供を受けております。

次に、基地従業員（警備員）についての御質問の中で、銃携帯の法的根拠についてお答えします。

平成20年3月18日の政府答弁書によると、米軍は、地位協定第3条第1項に基づき、施設及び区域内においてそれらの警護等のため必要な措置をとることができることとなっており、米軍が必要と判断する場合に「警護のために必要な措置」の一つとして日本人警備員に銃砲等を携帯の上、施設及び区域内において警護に当たらせることは、日米地位協定上認められているところであるとのことであります。

同じく基地従業員（警備員）についての御質問の中で、逮捕及び拘束する権利の法的根拠についてお答えします。

日米地位協定第17条第10項(a)では、「合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第2条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。」と規定されております。外務省によると、米軍当局が、日米地位協定に定められた施設・区域の警護のために必要な措置を、当該施設・区域内で日本人警備員にとらせることは同協定上認められており、当該必要な措置には、施設・区域内に不法に侵入した者の身柄の確保も含まれ得ると考えるとのことであります。

同じく基地従業員（警備員）についての御質問の中で、職務の範囲及び基地内からの監視についてお答えします。

沖縄防衛局に照会したところ、駐留軍等労働者（警備員）は、施設・区域内において職務を行うこととされているとの回答がありました。また、基地内から双眼鏡等で監視していることについては、個別具体的な職務遂行の様態については承知しておらず、その法的根拠については、お答えできる立場にはないとのことであります。

同じく基地従業員（警備員）についての御質問の中で、刑事特別法を根拠とした逮捕・拘束についてお答えします。

刑事特別法を所管する法務省に対して、刑事特別法は、米軍に対して何らかの権限を付与しているものではなく、米軍が逮捕、拘束を行う際の根拠となるものではないと理解しているが、当該理解で正しいかと照会したところ、当該理解の考え方でよいとの回答がありました。

また、沖縄防衛局に照会したところ、駐留軍等労働者として勤務する警備員の指揮、命令については、在日米軍施設において、米軍人または日本人監督者の監督のもとに警備任務を遂行することとされていると回答がありました。

次に、同じく基地従業員（警備員）についての御質

問の中で、警備員の暴力行為についてお答えします。

日本人警備員、一般人、警察官のいずれの者であっても、暴力行為を行ってはならないと考えております。

次に、基地従業員（警備員）についての御質問の中で、米軍のMPと警備員との職務権限の相違についてお答えします。

沖縄防衛局に照会したところ、在日米軍は、日米地位協定に基づき、施設・区域内において、それらの警護等のため必要な措置をとることができるとされており、こうした措置の一つとして、駐留軍等労働者として勤務する警備員に、施設・区域内において警備に当たらせることも認められているとのことであります。また、米軍のMP（憲兵隊員）の職務内容の詳細については承知していないとのことであります。

次に、民間警備員についての御質問の中で、7の(1)から7の(5)につきましては、恐縮ですがけれども一括して答弁させていただきます。

職務の範囲と権限、法的根拠等についてお答えします。7の(1)から7の(5)は関連しますので、一括してお答えします。

キャンプ・シュワブゲート前の民間警備員の職務権限等に係る法的根拠及び防衛省と警備会社の契約関係について沖縄防衛局に照会しておりますが、現時点でまだ回答はございません。

次に、自民党議員による勉強会「文化芸術懇話会」における、国会議員及び百田氏の発言についての御質問の中で、米軍人等による犯罪に関する発言についてお答えします。

これらの発言等が事実であるとすれば、戦後70年間、過重な基地負担を強いられてきた県民の心を傷つけるものであり、大変残念であると言わざるを得ません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 県警と米軍との連携に関する御質問の中で、県警察がキャンプ・シュワブ内に駐留している法的根拠についてお答えします。

キャンプ・シュワブ内への県警察の入域につきましては、管理者である米軍から許可を得ているものであります。

次に、県警察と米軍との指揮系統についてお答えいたします。

県警察と米軍との間に指揮系統はございません。

次に、県警と米軍と警備の範囲を分担しているのか

についてお答えいたします。

県警察では、キャンプ・シュワブ前における抗議行動に関し、警察の責務に照らし、抗議行動を行っている方の安全確保、抗議行動を行っている方と工事関係者等とのトラブル防止、国道上の一般交通を含む安全の確保などの観点からの措置を行っているところであります。

米軍基地内における警備につきましては、米軍側が行っているものと承知しており、お答えできる立場にありませんので、答弁を差し控えさせていただきます。

次に、若い警察官に対してどのような教育をしているかについてお答えいたします。

現場の警察官に対しては、平素から、個人の生命・身体・財産の保護と公共の安全と秩序の維持という警察の責務に照らし、抗議行動を行っている方の安全確保、抗議行動を行っている方と工事関係者等とのトラブル防止、国道上の一般交通を含む安全の確保などの観点から、法令にのっとって適切な措置を講じることのほか、常に冷静沈着な対応を行うこと、規制を行う場合には、基本的に規制対象者一人に対して複数の警察官で対応することなど、安全に最大限配慮した上で、慎重に対応するよう指導を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） それでは、鳥獣被害についての御質問の中で、鳥獣被害防止総合対策事業についてお答えいたします。

沖縄県における平成25年度の鳥獣による被害額は、約9800万円で、カラス、イノシシの被害が多く、キジ、クジャク、コウモリ等の被害も増加しております。鳥獣被害防止対策については、関係団体で構成する沖縄県野生鳥獣被害対策協議会や市町村協議会等を設置し、鳥獣被害防止総合対策事業で総合的に推進しているところであります。具体的には、1、市町村協議会等が主体となった銃器・捕獲箱による有害鳥獣捕獲、2、鳥獣類の捕獲活動に対する市町村への捕獲頭数に応じた助成などに取り組んでおります。

県としましては、今後とも、市町村・J A等の関係機関と連携し、鳥獣被害防止対策に取り組んでまいります。

同じく鳥獣被害についての御質問の中で、イノシシ被害対策についてお答えいたします。

イノシシ被害対策については、鳥獣被害防止総合対

策事業において、市町村等の協議会ごとに、1、銃器・捕獲わな等を活用しての有害鳥獣捕獲、2、侵入防止柵の設置などに取り組んでおります。また、平成25年度から、イノシシの捕獲頭数に応じて、1頭8000円で買い取る事業を実施しており、平成26年度は、名護市、恩納村において73頭の買い取りが行われております。イノシシの効率的な捕獲を行うため、今後も関係機関と連携し、現地での研修等を行いながら、捕獲技能の強化を図ってまいります。

同じく鳥獣被害についての御質問の中で、カラス被害対策についてお答えいたします。

カラス被害対策については、鳥獣被害防止総合対策事業において、市町村等の協議会ごとに、1、銃器・捕獲箱等を活用しての有害鳥獣捕獲、2、防鳥ネット施設の設置などに取り組んでおります。

平成26年度は、本島北部地区において、カラス対策を目的に9市町村、J A等で構成される沖縄本島北部地区野生鳥獣被害対策協議会が設立され、カラスの広域での一斉追い払い活動等を実施しております。さらに、カラスの捕獲強化を図るため、捕獲頭数に応じて、1羽1000円で買い取る事業を実施し、平成26年度の実績は1万2337羽となっており、着実に農作物への被害が軽減されております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 水源基金についての御質問の中の、ダム所在市町村への新たな支援についてお答えいたします。

財団法人沖縄県水源基金解散後のダム所在市町村への新たな支援については、県、県企業局、受水市町村及びダム所在市町村の間で、これまで十数回にわたり意見交換を重ねてまいりました。特に、平成25年度から平成26年度にかけては、ダム所在市町村からの要望のうち、受水市町村の賛同が最も多かった森林整備事業への支援について具体的に検討をしてまいりました。

その結果、多くの市町村から一定の理解を得ることができたものの、最終的には、関係機関全ての合意を得るには至りませんでした。そのため、今年度、改めてダム所在市町村との間で、水源地域特有の行政需要について意見調整を行うとともに、新たな支援のあり方について、受水市町村など関係機関との協議を進め、今年度内の合意形成を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 慶良間空港についての御質問の中で、設置の経緯についてお答えします。

慶良間空港は、その前身をケラマ飛行場と言い、民間会社が設置、管理する非公共用飛行場として、昭和57年2月に設置許可を受け、同年7月に運航が開始されました。その後、昭和61年に当該会社が倒産し、琉球エアコミューター株式会社による設置管理者の地位承継がありましたが、県は、離島の民生安定と地域振興に寄与するため、平成4年11月に、県が設置・管理する第3種空港として設置許可を受け、平成6年11月に供用開始し、現在に至っております。

同じく慶良間空港についての御質問の中で、旅客輸送実績と需要予測についてお答えします。

慶良間空港の旅客実績は、公共用空港として供用開始した平成6年度からの集計では、平成7年度の1万8953人をピークに年々減少し、定期便が休止する前年度の平成17年度は3475人となりました。ここ直近の3年間では、平成24年度618人、25年度1184人、26年度776人となっております。

なお、需要予測については、平成4年度の調査では、平成17年度に5万9000人の予測値となっております。

同じく慶良間空港についての御質問の中で、現在の利用状況と今後の対策についてお答えします。10の(3)と10の(4)は関連いたしますので、一括してお答えさせていただきます。

慶良間空港では、現在、定期便は就航しておりませんが、民間航空会社や個人による不定期利用や、沖縄県警等による飛行訓練などの利用がなされています。

県としましては、慶良間空港の今後の利活用等動向を注視し、空港の安全の確保・維持に向け、空港施設の更新整備等を適切に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 県警ですね、今現場は大変緊迫しておりますして、さまざまなお互いいろいろと口論する場面もあったり、それから引っ張り合ったり、これはお互い不幸なことだと思うんだけど、それで、救急車が1月から6月間で約18回、抗議団ですね、抗議。そういう救急車が来てこの人たちを搬送しているんですよ。こういうことはなぜ起きるかというところが、やっぱり向こうに集まってくる方々、50代、60代、70代ですから、ちょっと押しのけたりこうす

るだけでけがをするのかなという思いがあるものだから、その辺は県警本部長、ぜひ若い職員、警察官にそのことも含めてやっぱり現場の対応を、何とかそういう人が出ないような形でできないものかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） 現場の警察官への指導につきましては、先ほど御答弁申し上げたところでございますけれども、現場の警察官に対しましては、常に冷静な対応を行うこと等は安全に最大限配慮した上で慎重に対応するよう、今後とも指導を行ってまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 基地内の警備に対しても非常に残念だけれども、地位協定で警備員に警察権の権力を持たせるということですから、ある意味では先ほど警備員の暴力行為は、一般人、警察官と比較してどうなっているかという意味は、警察官が暴力行為を働いた場合は公務員陵虐罪でかなり重い罪がある。そうすると警備員が仮に暴力行為をとった場合はどうなのかということを僕は聞いているんだよ、本当は。それどう思う。知らなかったらいいよ。地位協定で警察権が警備員に付与されているんだったら、権限持たせるんだったら、これ非常に重大な問題だけれども、それかつこの警備員が我々に、一般の抗議行動の人たちにそういう行為を行った場合どうなのかということなのよ。警察権付与されて、一般人と同じように処罰されるかということです。そういうことです。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 基地内の警備員について、基地内の警備員が暴力行為を行った場合にどういうふうな対応になるのか、どういうふうな処罰を受けるのかという御質問かと思うんですが、これにつきましては私どもまだ調べてございませんので、これからちょっと調べてみたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 ぜひ調べてください。

それからもう一つですね、県警、申しわけない。

山城さんがその警備員によって拘束されましたね。拘束されて今不起訴になりました。この不起訴に対しては通り一遍だけれども、どう思いますか。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

○警察本部長（加藤達也君） ただいまお尋ねのありました事件についての検察庁の処分でございますけれども、それについてまだ私ども検察庁から直接説明は受けてないところでございます。ただ、報道で起訴猶

予となったことは承知しております。ただ、これにつきましては、検察庁の判断でございますので私から答弁することは差し控えさせていただきたいと思えます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 多分そう答えるだろうなと思っていましたけれども、だからここが問題なのね。警備がその当事者を引っ張ってそれを県警に預けて、そして県警からその裁判所へ逮捕状を請求するという。こういう不当というか、要するに警備員の判断でこう持っていくという。その中には警察官もそのそばにいたわけだから、警察官は何もしないけれども、警備員が逮捕に持っていくというこういう不条理なことは絶対僕はだめだと思うんだよね。だからその辺を今後僕らも糾弾しなくちゃいけないなと思っております。

それから、ちょっと飛び飛びになって申しわけない。

新たな水源基金の制度に向けての状況なんだけれども、これもう約4年ぐらいなるでしょう、水源基金が廃止されてから。その間、これまでずっと同じ答弁繰り返しているの、今回今度の合意形成を進めますということだから、この辺はきちっとしたほうがいいなと思うけれども、部長、ぜひお願いしたいと思えます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 24年度に廃止されてから、25年、26年と私ども26年度のその新たな支援策の実現を目指して本当に頑張ったところですが、最後の最後でちょっとやっぱり最終的な全会一致の合意形成に至らなかったということでございます。大変残念ですけれども、もう一度その行政ニーズなどをしっかり議論を行って27年度中には新たな支援策をつくってまいりたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 そこはぜひきちっとしてもらいたいと思えます。

それから慶良間空港、これびっくりしました。設備は非常によくて橋もつくった。しかし今運用されていない、事実上は。皆さんもよく5万9000くらい予測をしながらどうしてこうなったのかなと。その原因どうですか、部長、ちょっと説明していただけますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） まず、琉球エアコミューターが運航した時代、昭和62年2月から平成18年3月ごろまでなんですけれども、その平成3年度ごろまでには、年間おおむね2万5000人程度の利

用客があったようでございます。同社によりますと、利用者が飛行機から高速船使用として利用者が減少してきているということになっております。平成4年度の需要予測におきましては、船舶の所要時間を那覇から座間味間においてフェリーは185分、高速船は115分と見込んでいたようです。現在、高速船は50分となっており、船舶の性能向上が当時の想定以上に早期に図られたことから飛行場の利用が減ってきたということで理解しております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 じゃ今後どうするんですかね、この飛行場。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 先ほど答弁させていただきましたが、現在、定期便は就航しておりませんが、民間航空会社、個人による不定期利用等がなされています。そのため、我々としては慶良間空港の今後の利活用動向等を注視しまして、空港の安全の確保・維持に向け、空港施設の更新、整備等を行っていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 それじゃ所期の目的とは反するんじゃないのかな。ヘリコプターだとか普通の、さっき米軍基地にも落っこちたでしょう、米軍機も。そういうことじゃちょっと見通しがいいんじゃないかな。所期の目的と全然違うんじゃないかな。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時18分休憩

午後4時19分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 県において、平成25年に実は9月から10月の2カ月間、この第一航空に試験的に運航していただいたということがあります。9人乗りアイランダーですけれども、月、金、土の週3回で1日1往復、料金を6000円と設定してやったわけですが、結果としまして9月は5往復10運航、10月が7往復14運航となりまして、結局座席搭乗率ですが、9月が49%、10月が32%だったという実績がございます。そういった結果を受けて第一航空として仮に路線を就航した場合でも収支の赤字が見込まれるということで、今の時点では那覇―慶良間間の就航は困難だというような見解が示されたという経緯がございます。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 これはもう後で議論しましょう、時

間がありませんので。

ちょっと鳥獣被害は申しわけない。1万2300のガラスをとったと、弾の使用料は幾らかわかる、弾。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） 申しわけございません。承知しておりません。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 カラスはやっぱり1発で当たるのか、散弾だからこういうふう処理するかということだけは今後調べていただけたらと思います。弾の数とカラスの捕獲の量ですね。そこ、どうですか。ちょっと調べてください。返事ちょうだい。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） 今の御指摘については調査しておきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 それで共同使用についてですけれども、公室長も防衛計画の大綱とか中期防衛力整備計画、日米防衛計画の指針、これを見ますと沖縄の南西諸島、これは大変なことになるなど、僕はもう想像を絶するような自衛隊の基地が来る。そして共同演習をする、そして今我がブルー・ビーチではまさに米軍と一緒にあって、これはエアクッションであれ、水陸両用船を使って上陸訓練をすると。きょうも実は射撃訓練をやっています、自衛隊がですね。そういう意味で今後の動向、これは非常に注視しなくちゃいけないと思っていますけれども、公室長、この辺のこれから大綱と整備計画と日米協力関係、この沖縄がどうなっていくかということは想像したことはありますか、勉強したことはありますか。ちょっとできる……。その件についてちょっとお話してください。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 議員御指摘のとおり、国の防衛大綱でありますとかあるいは中期防衛力整備計画でありますとか、そういうところで南西地域におけるこの自衛隊の活動については共同使用を拡大しつつあるというのは私どもとしても理解しております、これが我々県民に対してどういう影響が出てくるのか、その辺についてはしっかり注視していきたいと思っています。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 例えば、今の那覇空港に10のF15が来ますよとか、E-2Cが来ますよとか書かれているさね。ただでさえ、今那覇空港は厳しい状況迎えているのに、それに10の戦闘機が配備されるということだから、これに対してはどういう感覚持っています

か。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） いずれにしても、その共同使用であるとか共同演習であるとか、そういうことによってこれ以上の県民に対する負担があってはならないと考えております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 僕も訪米しましたがけれども、要するによく言われたのは中国の脅威、これはよく異口同音にお話をしておりました。中国の脅威に対する県の見解をちょっと聞きたいなと思っていますけれども、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 中国が南西地域によって活動を活発にしつつあるというのは私どもも理解しております。そういう記述もいろんなところで拝見しております。

ただ、私ども沖縄県としては、あくまでも冷静かつ外交的な方策でその関係を築いていくとそのことが大事だと考えております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 知事、僕は1から6まで挙げました。知事も恐らく、政府高官とか米軍事委員会の中でこういう反論をしたんじゃないかと思って、米軍が要請者に対してこういうことだけどう思いますかと言われたんじゃないかと思しますので、これに対して知事は大体どういう形で返答したりどういう対処したのか、ちょっともしよかったらお聞かせください。

一番最初のアの質問条項……。

○知事（翁長雄志君） 最初の……

○吉田 勝廣君 最初の……。恐らく答弁したんじゃないかな、向こうが。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） お答えします。

今この6つのものを見ましたが、平均して30分ぐらいの議論でありますので、沖縄のそういう歴史含めいろんな話をする中で、向こうからこういう形で出てくるというのはそうはございませんでした。一番たくさん議論したのはマイケル・グリーンさんで、そこでは中国脅威論、朝鮮半島、日米合意、普天間固定化、この4つについてあの人は日本語が上手なものですから通訳が要らなかったのでも1時間以上話ができたものですからいろいろ話がありましたけれども、やっぱりその意味からいうとともともとマイケル・グリーンさんはそういった考え方でありましたので、大体日本政府と同じような考え方でございました。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 私たちも大体聞いたんですけども、僕は中国脅威に対してこういうことを言いました。皆さんはフィリピンにクラーク空軍基地とスービック基地持っていたでしょうと。どうしてそれを返還したんですかと。やっぱり中国脅威論というんだったらどうしてそういう、まあこれいろいろ情勢がありますけれども、どうしてそこを皆さんは返還したんですかと、91年から92年にかけて。こういうことも言いました。

それから、もう一つは負担軽減、海兵隊が約8000名とか、住民が家族が9000名グアムに移行しますと。いやこれは間違いですよと。例えば、今海兵隊が1万2000名しか沖縄にいないと、これ8000名もし行くとしたら幾らになりますかと。実際はまた9000名海兵隊の家族いませんよとか、そういう話をして我々は今の沖縄の現状、それから政府が誤ったメッセージを軍事委員会等で投げかけているなど。そこは実態に照らして正々堂々とやっぱりきちっとするべきところはきちっと言うということは大事じゃないかなと私は思っております。そういう意味でかなりそういうことを報告しました。

知事、ですから今後対処するときには、アメリカ行かれたりまたいわゆる事務所に行くときは、こういう情報もぜひ一人一人の軍事委員会の皆さんに情報提供をすることが大事だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 今お聞きしますとまさしくそのとおりだと思いますので、これからワシントンDCの駐在のあり方含めそういった視点からいい形でつながりができるようにやっていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 臨時制限水域については地位協定で日米合意でやるということですから、ちょっと時間ありませんから、これ日米合同委員会で決めるんだったら勝手に基地にしちゃうですよ、全部。例えば、だから県道104号線のときも通りをやめましたね、もう時間ありませんから。だから、制限水域問題についてはこれからやっぱり研究をして今後どうあるべきかということをやっておかないと勝手に日米合同委員会の決議があれば地位協定上、全て基地にしちゃうということがあるので我々はそこを警戒しながらやっていかないといけないと思っておりますけれども、公室長、最後。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 基地の提供について

は、地元の意向を聞いていただくということが大事だと考えておりますので、臨時制限区域につきましても今後研究してみたいと思います。

○吉田 勝廣君 ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 皆さん、こんにちは。

通告に基づき質問を行います。

初めに、地方創生についてお尋ねします。

我が国の人口は、減少局面に入り、若者の地方からの流出、首都圏への過度な人口の集中は、地方の産業や地域のさまざまな社会基盤の維持に大きな影響を与えています。

本県は、当面、県全体の人口はふえ続けると言われていますが、離島を含め市町村によっては減少傾向に陥っているところも少なくないと考えます。

国は、昨年11月に成立した、まち・ひと・しごと創生法に基づき、日本全体の展望を示した長期ビジョンと、地方創生のための今後5年間の総合戦略を閣議決定いたしました。そして、各都道府県や市町村には2015年度までに地域の実情を踏まえた地方版人口ビジョンと地方版総合戦略を策定することを求めています。

今回の地方創生の鍵は、地方が自立につながるよう、地域の資源を生かし、責任を持って戦略を推進できるかどうかと言えます。

そこで質問です。

(1)、県地方創生推進会議が発足したが目的と内容を伺います。

(2)、国は地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、人材を派遣する支援事業をスタートしているが、現状と効果を伺います。戦略を立てるための人材の確保は重要と考えるが県の取り組みはどうか。

(3)、市町村との連携のあり方、県の役割について伺います。

次に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金についてお尋ねします。

(1)、地域消費喚起・生活支援型の取り組みと効果を伺います。

(2)、地方創生先行型の取り組みと効果を伺います。

台風6号による被災たばこ作農家への支援について。

(1)、今回の台風6号による被害は極めて深刻であり、回復するには、JTによる災害援助金制度とあわせて行政の支援が必要と考えるが見解を伺います。

5月20日に経済労働委員会で宮古島市の被害状況を視察いたしました。葉たばこの被害は甚大であり、多くの作農家が深刻な状況に陥っており、早急な支援が必要です。

(2)、税の減免措置及び28年作への農薬・化成肥料・農業用ポリエチレンフィルム等の助成が求められているが対応を伺います。

(3)、農業経営支援のため、農林漁業セーフティネット資金の元金据え置きを金融機関へ要請し、県独自の新しい資金支援も検討できないか伺います。

(4)、県独自の共済制度や台風、干ばつ、病害虫発生等に対応できる基金が必要と考えるがどうか。

(5)、たばこ農家への支援や台風被害の対策として、乾燥施設や専用機械への助成制度及び防風林等の整備強化が必要と考えるが対応を伺います。

次に、生活困窮者自立支援制度について。

(1)は取り下げます。

(2)、就労に向けた訓練の実施や生活困窮家庭の子供の学習支援等、任意事業の実施も求められています。県内の取り組みはどうか。人口の少ない自治体が全ての任意事業を実施するには、予算的に厳しく、地域格差をなくすため、相談支援員の育成や広域的な取り組み等、県が調整機能を果たすことが必要と考えるが対応を伺います。

5、教育・子育て支援について伺います。

(1)、6年間でいじめられた経験のない小学生は1割、過去半年に仲間外れ・無視・陰口の典型的ないじめ被害を受けた小学生は半数程度いると、極めて深刻な子供のいじめ問題に関する報告がありました。県内の小・中・高の実態はどうなっているか。

(2)、いじめ根絶に向けて、県の取り組み、課題、効果を伺います。

(3)、国は、中学校で全員参加式の英語力テストを新設することなどを柱とした中高生の英語力向上推進プランを発表しました。各都道府県の教育委員会にも数値目標や具体策を定めた英語教育改善プランをつくるよう要請しています。県の対応を伺います。

(4)、英語力向上のため英検取得率を上げることは重要だと考えます。英検受験等への公費補助ができないか伺います。

(5)は取り下げます。

(6)、小中学校における給食費の滞納状況及び公費助成ができないか伺います。

(7)、認可外保育園の給食費支援について、県は実態調査を行い検討するとしていたが取り組み状況を伺います。

(8)、私立の高等学校授業料助成は実施されているが、中学校の授業料助成も必要と考えます。全ての中学生が安心して学業に打ち込める環境づくりのため、鳥取県では国による高等学校等就学支援金に準じた県独自の就学支援金を私立中学に交付しています。本県でも実施できないか伺います。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 上原章議員の御質問にお答えいたします。

地方創生についてに関する御質問の中の、地方創生推進会議についてお答えをいたします。

沖縄県地方創生推進会議は、まち・ひと・しごと創生法に基づく、沖縄県版総合戦略の策定・推進に当たって、広く関係者の意見を反映させることを目的に設置いたしました。

同会議は、まち・ひと・しごと創生に関して専門的な知見を有する、産業界・行政機関・学識経験者・金融機関・労働団体等の関係者で構成をしております。

去る6月11日に第1回の会議を開催し、沖縄県版総合戦略の策定に向けた基本的な考え方や今後のスケジュール等について確認を行ったところであります。

そのほかの答弁は、部長をお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 地方創生についての御質問の中の、市町村に対する人的支援についてお答えいたします。

国は、地方創生に積極的に取り組む市町村への人的支援として、国家公務員や大学研究者、民間人材を市町村長の補佐役として派遣する地方創生人材支援制度を創設しております。

平成27年度は、全国69の市町村に国家公務員等を派遣することとされており、県内では石垣市に7月から国家公務員が派遣される予定となっております。

県におきましては、市町村における同制度の活用を促すとともに、市町村説明会の開催や各種相談への対応等、引き続き市町村における地方創生の取り組みを支援してまいります。

同じく地方創生についての御質問の中の、市町村との連携及び県の役割についてお答えいたします。

地方創生の取り組みに当たっては、県と市町村が十分に意見交換や協議を行い、連携して地方版総合戦略を策定し、推進することが重要であると考えております。

県の役割としましては、市町村を包括する広域の地

方公共団体として、広域にわたる施策や基盤的な施策などを中心に総合戦略に盛り込み、実施することが期待されているものと考えております。

市町村には、基礎的な地方公共団体として、地域の特色や地域資源を生かし、住民に身近な施策を幅広く総合戦略に盛り込み、実施することが期待されます。市町村の策定する総合戦略は、県版の総合戦略を勘案することとなっております。

そのため県では、9月までに沖縄県版総合戦略を策定し、10月以降各地域において市町村説明会を開催するなど、市町村の総合戦略の策定を支援してまいります。

次に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金についてお答えいたします。2の(1)、地域消費喚起・生活支援型及び2の(2)、地方創生先行型の取り組みと効果につきましては関連いたしますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

沖縄県では、地域消費喚起・生活支援型交付金として、公共交通機関の利用促進に向けたプレミアムつき商品券の発行、県産農林水産物の消費拡大を目的に開催される各種イベントで活用可能なプレミアムつき商品券の発行、観光客を対象に、もう一泊、もう一カ所、もう一体験など、追加的な観光につながる旅行券の発行に加え、インターネットやアンテナショップを活用した本県の魅力ある特産品等の販売などに取り組んでおります。これらの取り組みは、地域の消費喚起に寄与するものと考えております。

また、地方創生先行型交付金を活用して、IT技術者のUJターン受け入れ促進、雇用拡大に向けた専門人材の育成支援、移住サポート体制の構築などに取り組むとともに、保育士の正規雇用化による定着促進や中小企業における働きやすい環境整備の促進などに取り組み、さらに、各離島の魅力を再発見し将来のUJターンにつながる体験交流の実施などに取り組んでまいります。これらの取り組みは、地域の活力の維持・発展に寄与するものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） それでは、葉たばこ農家への支援についてお答えいたします。恐縮ですが、3の(1)、3の(2)の(イ)、3の(3)から3の(5)までは関連しますので一括してお答えいたします。

今回の台風6号により、収穫前の葉たばこは甚大な被害を受けており、被害額は県全体で約24億6000万円となっております。

葉たばこ農家の多くは、平成23年の台風2号でも甚大な被害を受けており、経営の継続が懸念されているところでもあります。そのため、県としましては、再生産に向けた支援等について検討を行っているところでもあります。

農林漁業セーフティネット資金等の既貸付金の償還猶予につきましては、沖縄総合事務局や県から融資機関に特段の配慮を行うよう依頼しております。また、資金の借り入れ需要額等について、現在、把握に努めているところでもあります。

県独自の制度については、葉たばこはJ Tとの契約栽培であり、災害援助金制度があることなどから、困難であると考えております。

共同乾燥施設や農作業機械等については、特定地域経営対策事業や経営体育成支援事業などで支援が可能となっております。

防風林については、潮害や風の被害を軽減するため、農地保全整備事業などにより農地防風林の整備に取り組んでいるところでもあります。

県としましては、今後とも、台風6号の影響による支援について、農家の要望等を踏まえ関係機関等と連携し対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 平敷昭人君登壇〕

○総務部長（平敷昭人君） 台風6号による被災たばこ作農家への支援についての御質問の中の、被災たばこ作農家への税の減免措置についての御質問にお答えいたします。

災害被害者に対する県税の減免については、沖縄県税条例及び沖縄県災害被害者に対する県税の減免に関する規則において、個人事業税、不動産取得税及び自動車税に関する規定を定めております。被災者は、同規則の規定を満たす場合、申請を行えば減免を受けることができることとなっております。

また、個人県民税につきましては、市町村が個人市町村民税とあわせて賦課徴収を行っており、地方税法におきましては個人市町村民税が減免された場合、その割合で個人県民税も減免される仕組みとなっております。

県としては、被災者からの減免措置に対する個別相談や申請について、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、教育・子育て支援についての御質問の中で、私立中学校に対する就学支援金についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、これまで、私立中学校に対し私立学校運営費補助金を交付してきており、平成26年度は6校に6億4200万円の補助を行っております。また、魅力ある私立学校づくり推進事業としまして、教育の国際化、伝統・文化等に関する教育などの教育の質の向上を図っている学校に対する支援も実施しております。

沖縄県としましては、引き続き私立中学校に対し各種支援を実施するとともに、県独自の就学支援金制度につきましては、全国の動向等を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 生活困窮者自立支援制度についての御質問の中で、任意事業の実施、相談支援員の育成及び県の調整機能についてお答えをいたします。

就労準備支援事業や子供への学習支援事業等の任意事業については、各実施主体が地域の実情に応じて判断し、実施しているところでもあります。

県におきましては、生活困窮者がその居所によって受けられる支援に差が出ないように、複数の自治体による事業の共同実施を呼びかけたり、連絡会議を通して任意事業の積極的な実施を促しているところでもあります。また、複合的な課題を抱える生活困窮者への支援を適切に行うため、国が実施する研修に加え、県独自に相談機関での実地研修等を実施し、相談支援員等の育成を図っているところでもあります。さらに、広域的な調整機能を果たす観点から、市町村や関係団体などさまざまな機関で構成する協議会等を設置するなど、幅広い連携体制を構築し、制度の円滑な実施に取り組んでいるところでもあります。

次に、5の教育・子育て支援についての御質問の中で、認可外保育施設の給食費実態調査についてお答えをいたします。

認可外保育施設の給食費につきましては、平成27年4月に実態調査を実施したところでもあります。現在、調査結果を取りまとめ中でありまして、その結果を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、教育・子育て支援についての御質問の中で、いじめの実態や県の取り組み、課題、効果についてお答えいたします。

5(1)と5(2)は関連しますので、一括してお答えします。

文部科学省の問題行動調査によりますと、本県のいじめの認知件数は、平成25年度は、小学校228件、中学校251件、高校50件、特別支援学校10件の合計539件となっております。

県教育委員会では、教職員の指導力の向上を図るための研修会等の開催、スクールカウンセラー等の配置拡充、いじめ防止基本方針の策定等に取り組んでいるところです。

その結果、児童生徒、教師、保護者等の意識の高まりや不登校児童生徒の登校復帰数がふえてきたことなどが取り組みの効果として挙げられます。

一方、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭との連携にはまだ課題があるものと認識しております。

次に、英語教育改善プランへの対応についてお答えいたします。

文部科学省が今月策定した生徒の英語力向上推進プランにおいては、生徒の着実な英語力向上を図るため、各都道府県の目標設定、公表及び改善サイクルの構築等が求められております。

県教育委員会では、英語立県沖縄推進戦略事業において、中高生を対象とした英語能力判定テスト及び教員に対する研修などを実施し、児童生徒の英語教育の充実を図っております。

今後は、これまでの取り組みをさらに推進するとともに、文部科学省の提言を受けて本県の英語教育改善プランの策定に向け取り組んでまいります。

次に、英検受験等への公費補助についてお答えいたします。

児童生徒の英語力向上のために、外部検定試験等を利用し、学習意欲を高めることは教育的にも効果的であると捉えていますが、検定受験料については、公平性・公益性の観点から基本的には受益者負担になると考えております。なお、文部科学省の連絡協議会において、英検やTOEFL（トーフル）等、4技能が測定できる外部検定試験受験に対しては、受験料の減額について検討するとの指針が出されています。

県教育委員会では、今後も国の動向を注視しながら、英検受験等への公費補助について引き続き研究を行ってまいります。

次に、給食費の未納状況と公費助成についてお答えいたします。

平成25年度の小中学校における学校給食費徴収状況調査によりますと、給食費の未納者数は8995人で

6.1%、未納額は約2億900万円で3.1%となっております。

学校給食費につきましては、当該地域の児童生徒の教育に責任を有する市町村教育委員会が主体的に判断し、適切に対応しているものと考えております。現在、県内において給食費の全額助成を実施している自治体は5町村で、一部助成が17市町村となっております。なお、経済的に困窮している児童生徒の学校給食費については、市町村において、生活保護や就学援助等による支援が行われております。

県教育委員会としましては、引き続き全国都道府県教育長協議会等を通して、国に対し就学援助の十分な財源措置について要請してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 御答弁ありがとうございます。

幾つかの再質問と要望をさせていただきたいと思っております。

まず、地方創生について、先ほど県の地方創生推進会議を立ち上げて、具体的に9月をめどに策定をするということでした。今回の地方版総合戦略を策定する作業を進めるに当たって、最も重要な視点はどこだと考えていますか、お聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 本県も2025年には、例外ではなくなるわけですが、人口減少社会に突入するという中で、地域の活力をいかに生み出すかということが重要なポイントだというように認識しております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 今後、県の策定されたビジョン、戦略がまた各市町村の策定につながるわけですが、今回のこの地方再生の取り組み、実は地方再生というのはある意味で新しい言葉ではないと思っています。これまでも各地方の地域をどう活性化するかという、人口定住政策とかさまざまな取り組みをしてきた中で、今回、国が大臣を置いて地方創生に取り組むということになっております。

特に、地域の特性を踏まえた戦略ということなのですが、そのためには地方自治体がそれぞれの地域の強み、そして弱みなど特性を踏まえることが重要であり、地方自治体みずからが産業構造、人口動態、観光、人の流れ、その現状、実態を正確に把握する必要があると思うんですね、そうじゃないとその策定する中に絵に描いた餅になりかねないと思います。

今回、国は、地方版総合戦略の策定を情報面から支

援するため、地域経済分析システムRESAS（リサーチ）の提供を開始したとあります。この中身と活用状況、効果をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） まずやはり地域の実情というのは、各地方がそれぞれ知らないといけないだろうということで、そういった細かい分析データを国のほうにおいて情報提供いただこうと、知っていただくと。

今、議員からもございましたけれども、一方で各地域においてはそれぞれの地方が目指す指標というのもつくっていただかないといけないということで、その指標の活用、つくる活用にも今議員の御指摘のデータをやっていただこうと、そういうふうなものであらうと理解しております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 それと、今月19日に地方創生を進める改正地域再生法と第5次地方分権一括法、この地方創生関連2法案が成立しました。この中身についてお聞かせ願えますか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 大変申しわけございません。今の一括法についてはちょっと十分承知しておりません。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 非常に中身が、私も少し調べてみたんですけども、今回の地方版総合戦略に盛り込む具体的なメニューがこの法案の中に入っていました。提示されていますので、ぜひ活用していただきたい。

1つだけ紹介しますと、この第5次地方分権一括法の中で、4ヘクタール以上の大規模農地の転用許可権を国から都道府県と農林水産省が指定する市町村に移して、地域の課題に即して土地利用ができる、そういったメニューが入っていました。本当に小さな拠点づくりをする中で、私はこういった本当に地域の人たちが、ここに住んでよかったんだと希望が持てるなど、若い人たちが子育て、出産に本当に前向きに臨める、そういった取り組みを今後、今回の各戦略の中で組んでいく、そしてこれを実行していくということになると思います。ぜひ県は、市町村のある意味ではリードしていく役目だと思いますのでよろしくお願いします。要望です。

次に、先ほどの緊急交付金プレミアム商品券、4つの部局がまたがって県は約19億円の商品券を活性化につなげる、経済効果も100億になると聞いています。

私、行ってきました、泊いゆまち。農水部長、1枚買って商品券で刺身を買いました。非常に得した気分になりました。1000円で1300円の商品券。本当に、地域、その場に来ていた人たちも喜んで相当の人たちが、このプラス上積みして買い物していたなというのを感じました。

ぜひ、この取り組み、県民にまだ周知徹底が弱いんじゃないかなと。もっともっとこれからどんどん各部署で進めていくと思いますけれども、この辺はどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） おっしゃるとおり、企画部が行っております公共交通利用促進プレミアム商品券がございますが、これも7月からスタートさせますけれども、しっかりこれをやはり多くの県民の方々に利用いただけるよう広報を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 それと先ほど移住希望者へのサポート体制を構築すると。この沖縄に移住したいという方々へどういうアプローチをするか。先ほどツアー体験とか、あとホームページを立ち上げる、もう立ち上がったのかな。そういう形で沖縄に移住したい人たちをどんどん呼び込もうということなんですが、これはあれですか、県は全県のそういった移住を御希望する市町村の情報を県が発信するということですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 実は、移住促進についての取り組みは、沖縄県はまだまだおこなっているというふうに認識しております。県内において移住促進に積極的な市町村というところがございますので、そういったところとまずは担当者レベルで意見交換を行ってまいりました。そういった幾つかの市町村を少し今回はリストアップしまして、そこを一つのモデルケースとして、そういった事業を展開してまいりたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 ぜひ沖縄県、もう各市町村、今回の地方創生の中で相当な戦略ビジョンを持って取り組むと思いますので、県がまとめ役でこういった一つ一つ丁寧にやっていただきたいと思います。

次に、たばこ作農家への支援についてなんですが、伊良部島のたばこ農家さんに会ってきました。今回の台風で、本来予定していた収穫量、金額にすると、代金にすると7割減少という農家もありました。5月台風というのはめったにこないそうですけれども、多く

の作農家は4年前、先ほど部長も言っていました、平成23年にも同じような5月台風で壊滅的な打撃をこうむっております。その際に利用したセーフティネット資金は、元金据置期間が終わり、ほとんどがこれから支払いがスタートという状況です。もうこれ以上の借金はふやすことはできない、将来に希望が持てない、作農家をやめる、そういったところも出てくるのではと切実な訴えがありました。

先ほど金融機関にこの元金据え置きを延長をお願いしたところだと聞いていますけれども、具体的に見通しはどうか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） 具体的に金融機関が国や県からの依頼について了解ということはまだ承知はしておりませんが、重ねて依頼をしたいと思っています。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 これは、1部局でできる範囲というよりも、ぜひ知事、国に対して本当にたばこ農家が、沖縄のこの葉たばこが、僕は調べてわかったんですけども、全国でも本当に質のいい、本当にすごい充実した僕は農家さんだと思っています。せっかくこれだけ若い人たちがこの仕事で頑張っているという中で、こういった自然災害で断念することがないように金融機関にぜひ支払いを少し延ばしていただけるように、再度私は要請するべきだと思うんですけども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） 再度、お願いをしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 先ほど、再生産に向けて支援を検討していると。できれば中身も聞きたいんですけども、もし具体的にそういった支援を考えているというのがあればお聞かせ願えますか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） まだ検討・調整中ですが、先ほど議員からも御指摘ありましたように、今回被害数7割という農家もごさいます。それから、平成23年の台風被害も甚大で、セーフティネット資金をほとんどの農家はその資金を活用しているということで、600万円の限度額ぎりぎりのぎりぎりまで借入れしているということも承知しております。そういうことで、今回の被害についても、そのセーフティネット資金を借入れる限度額、借入枠というのがかなり小さいということも考えられます

し、そういうことで資金不足による再生産の懸念というのがございます。そこから栽培農家の生産意欲の減退等も考えられますので、そういうことを避けるために、県としましては再生産に必要な、できれば資材費等の一部を助成できないかということで今検討しております。例えば、肥料とか農薬とかマルチとかそういった資材等をできれば支援をして再生産につなげるといったことができないかどうか、今検討・調整しているということでございます。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしくをお願いします。

教育長にお尋ねします。

県内のいじめ問題、私も議員になってずっとこのいじめというのが、なかなか本当に不幸な事件・事故も起きるわけなんですけれども、いじめの実態ふえている、それとも減っていますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） お答えいたします。

小・中・高等学校におけるいじめの認知件数ですけれども、平成21年度が363件なんですね。平成22年度が297件、平成23年度が296件、ところが平成24年度が3538件、その次の年ですけれども、平成26年度が539件となっております、平成24年度と比較すればかなりの改善となっております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 ちょっと今の数字が、突然3000とか言われるとよくわからないんですけども、この実態調査、アンケート調査の信憑性というのはどうなんですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） この信憑性に関して、どうもこの検証自体がちょっと難しいものと考えております。例えば先ほど申し上げたんですけども、平成24年度におけるこのいじめの認知件数ですけれども、3538件、これと比較してみたら平成26年度先ほど申し上げたんですけども、539件と、約6分の1ぐらいに激減しているんですね。この点は、平成24年のこの調査自体が文科省も国からによる直接のかなり厳しい調査でございまして、ちょっとしたことやささいな人間関係、このもつれなども全て計上するということなんです。こうした内容からかなり差が出てきたんですね。ですから、この平成24年度と平成25年度のどちらにこの信憑性があるかとすれば、大変厳しいような状況にあるというのがもう実感ですね。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 厳しく、国もこのいじめ問題に取り組もうということでそういった調査に反映したかということなのですが、全国でもいじめのそういった事件・事故が起きるたびに、学校側の隠す体質というのが問題視されることが多いんですが、私もこういったいじめについて、学校現場が隠すようなそういうのが本当にあるとこれはむしろ子供たちにとって不幸じゃないかなと思います。ぜひその改善、もしそういう現状があれば、教育長全力で、各校長先生にこういった子供の合図に対して全力で受けとめる学校にさせていただきたいわけなんですけれども、先ほどの隠す体質、それと教師によっていじめに対する考え方、捉え方が違うとの声があります。いじめは100%、私はいじめの側が悪いと思っています。いじめられるほうにも原因があるという考えが教育現場であってはならないと思います。教師の、学校現場にいるその関係する人たち全ての大人がこの考え方を持たないと本当にいじめ撲滅につながらないと思うんですが、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） いじめが発生した際に、初期対応がどうであったかというのが大きなポイントになると思っています。このときに、教師のいじめに対するこの捉え方というのが、この初期対応においては、今後の事態の收拾、この解決の方向性を左右するものと認識しております。このいじめを解消するためには、教師のこの指導力の向上は極めて重要になると考えているところです。

現在、県教育委員会としましては、例えば中高生の生徒指導の地区講座、生徒指導の担当者連絡協議会、教育相談実践事例研修会、それから新任者研修、5年の経験者研修等にもこのいじめの問題を取り入れてまして、教職員の研修の充実を進めているところです。それから、沖縄県いじめ対応マニュアル、それから県立学校の生徒指導の手引等、この辺も有効活用して、学校ではいじめ防止基本方針を策定されることになっておりますから、万全を尽くして取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしくをお願いします。

あと英検についてですが、中・高、今全国と比較してどうですか、合格率は。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 中学校、高校の英検の取得状況ですけれども、平成26年度、中学校、高校ですね。中学校においては平成26年度9193名が合格しております、この合格率が19.1%、これは全国

で7位ですね。それから、高等学校においては2187名が合格しておりまして、合格率は4.9%ですけれども、これでも全国では23位となっております。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 数値目標はあります、県の。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時12分休憩

午後5時12分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

上原 章君。

○上原 章君 この高等学校の4.9、私は非常に低いんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 中学校が19.1%に対して高等学校で4.9%、全国的に見れば23位ですから平均ではあるんですけれども、やはり中学校に比べて低いのがちょっと残念です。ただ、中学校では、高校受験のためにこの英検の取得状況とか何級取ったかかなり意識を持っているものですから、この辺の差になっているのかなとも思っていますけれども。

○議長（喜納昌春君） 上原 章君。

○上原 章君 経済的理由で受験したくてもできない、そういった子もいると思います。ぜひ一部補助でもいいですので、この公費助成、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

最後に給食費について。

子供の貧困率が大きな社会問題となっております。全国で18歳未満の子供の約6人に1人が平均的な世帯所得の半分に満たない家庭で暮らしているとのこと。全国一平均所得が低い沖縄で、全ての子供たちの成長をどう守るか、給食費助成もありますけれども、市町村の財政に限りがあります。支援が必要な子供、家庭は県内に数多くあります。経済的に厳しい環境の子供にとって、学校の給食が安定した栄養・カロリー摂取の大事な場との声もあります。一部補助でも検討できないか、県が乗り出せばもっと多くの市町村も進めると思うんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 小学校のこの給食費等につきましては、上原議員が御指摘のように経済的に厳しい環境の子供たちの多いこの本県において、小中学校での給食費の公費助成、その声があるということは重々承知しております。また、市町村の財政状況が厳しい点、加えて本県の事情においても厳しい点は変わらないものと認識しているところです。先ほども申し上げたんですけれども、経済的に困窮しているこの児

童生徒の学校給食費については、この市町村においても生活保護、それから就学援助等によるこの支援が行われているところです。この点につきましても、今後市町村とも意見交換を進めていきたいと思っております。それから他府県の状況等も研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○上原 章君 終わります。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後5時15分休憩

午後5時36分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

儀間光秀君。

〔儀間光秀君登壇〕

○儀間 光秀君 皆さん、こんにちは。

維新の党の儀間光秀でございます。

通告表に従い、一般質問を行いたいと思います。

1、知事の政治姿勢について。

知事は5月27日から6月5日にかけて訪米し、辺野古移設阻止に向け、各界各層の方々とは意見交換してきたことですが、私もちょうど知事が訪米直前の5月2日から5月24日までの3週間訪米し、国務省主催のインターナショナル・ビジター・リーダーシップ・プログラムに招待をいただき、参加してまいりました。

最初の1週は、ワシントンDCに滞在し、連邦機関、議会における日米の安全保障及び軍事政策の見方等のテーマで国務省、国防総省、連邦議会、シンクタンク及び有識者、学術的専門家、大学教授等々数多くの方々と意見交換を行ってまいりました。

そこでお伺いいたします。

(1)、今回の訪米の成果についてお伺いいたします。

2、一般社団法人美ら島観光施設協会について。

沖縄本島有料観光施設を運営する12法人14施設が会員となり、一般社団法人美ら島観光施設協会が平成27年1月20日に設立されました。また、先月25日には設立祝賀会が知事を初め内閣府及び観光業界出席のもと盛大にとり行われたようです。当会は、本年、沖縄県文化観光スポーツ部が計画策定した沖縄観光推進ロードマップ実現を目標に、ソフト・ハード両面を充実させるためにもお客様視点で沖縄の独自性を生かした、うれしい・楽しい・気持ちよい沖縄の旅の思い出づくり、サポート役として会員間の交流を深めながら、各種団体との情報共有、連携強化を図り、沖縄観

光の充実と発展に寄与することを目指しております。

そこでお伺いいたします。

(1)、設立の目的についてお伺いいたします。

(2)、活動状況についてお伺いいたします。

(3)、県の支援についてお伺いいたします。

3、感染症対策について。

最近、韓国におけるMERSの感染が拡大しているとの報道をよく耳にしたり、見たりいたします。ネットをあけるとWHOの調査では、致死率は約40%と高く、2003年に流行したSARSの約11%と比べるとはるかに高い数値となっております。また、韓国当局は10日までに、自宅や医療施設での隔離対象者は2800人を超え、学校は2000校以上が休校になっていると発表しています。我が沖縄県も対岸の火事ではなく、何らかの対策が必要だと思います。

そこで、お伺いいたします。

(1)、現在の取り組み状況についてお伺いいたします。

4、全南洋群島沖縄県人戦没者慰霊祭について。

去年も照屋寛徳議員が執行部に戦没者慰霊の参列を要望したところ、ことし5月24日から29日の5日間、第46回全南洋群島沖縄県人戦没者慰霊祭がサイパン及びテニアン島でとり行われました。私の父や祖父母も南洋帰りであり、おば2人は幼少のころテニアンの地で亡くなったとお聞きしております。私はまだ慰霊祭には参列したことはないのですが、毎年6月23日に那覇市内で行われる慰霊祭には参列し、哀悼の意を表しております。また、今度は南洋の慰霊祭にも参列したいと考えております。

ことしの慰霊祭には、浦崎副知事及び喜納議長が参列し、帰還者の会の皆様も感謝の気持ちでいっぱいだったと思います。これからもでき得る限り参列していただきたいと思います。

そこでお伺いいたします。

(1)、県の慰霊祭参列が10年ぶりで浦崎副知事が参列されたようですが、参列しての感想と今後帰還者会との連携した取り組みや支援等についてお伺いいたします。

訂正しておわび申し上げます、照屋大河議員でございました。申しわけございませんでした。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 何となく私も儀間光男議員にお答えしますと言いたい感じがしますが、大変すばらしい間違いだと思っております。

儀間光秀議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、訪米の成果についてお答えいたします。

今回の訪米では、国務省、国防総省、連邦議会議員及び有識者など19名もの方々に直接面談する機会を得ました。面談を通して、今沖縄が置かれている状況を詳しく正確に伝えることができたことは、大変有意義なことだったと考えております。特にマケイン上院軍事委員長及びリード同副委員長と面談できたこと、マケイン議員側から継続して私と建設的な対話を続けたいとの話をいただいたことは大きな成果だと考えております。

次に、感染症対策についてに関する御質問の中の、感染症対策の取り組みについてお答えをいたします。

近年、エボラ出血熱、中東呼吸器症候群（MERS）や、高病原性鳥インフルエンザ等の新興感染症の出現、またデング熱等の既知の感染症の再興など、海外から持ち込まれる感染症への対応が必要になっていきます。こうした状況を踏まえた感染症の水際対策につきましては、海外からの入国の際、空港や港湾の検疫所において、サーモグラフィー検査や聞き取り調査、パンフレット配布等の検疫対応の強化が図られています。

沖縄県としましては、県内で発生した場合に備え、国の通知を踏まえ、医師会や感染症指定医療機関等の関係機関と連携を図り、搬送体制、検査、治療体制の整備を行っているところです。また、県民に対し、ホームページ等を通じ、情報提供を行っております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 浦崎副知事。

〔副知事 浦崎唯昭君登壇〕

○副知事（浦崎唯昭君） 儀間光秀議員の全南洋群島沖縄県人戦没者慰霊祭の質問の中で、旧南洋群島慰霊祭の感想と帰還者会との連携についてお答えいたします。

去る5月25日に、旧南洋群島の県出身戦没者1万2000人余のみたまを慰霊するため、第46回南洋群島沖縄県出身戦没者追悼式に、遺族を初め喜納昌春議長、照屋大河県議、13番の具志堅徹県議の皆様とともに参列いたしました。

追悼式には、地元の方も多数参列し、地元の神父さんのお祈りで厳かに始まり、参列者の皆様が焼香して戦没者の御冥福をお祈りいたしました。追悼式が行われたおきなわの塔の周辺には、激しい戦闘で追い詰められた日本兵や民間人が身を投げたスーサイドクリフ、バンザイクリフがあり、拝礼してまいりました。

小さな島で住民を巻き込んだ壮絶な地上戦に思いをいたし、旧南洋群島における悲惨な戦争体験を風化させることなく、次の世代に正しく伝えらるゝとともに、世界の恒久平和の確立に努力しなければならないと決意を新たにしたところであります。また、地元サイパン島の方々との交流会があり、心温まる歓迎を受け、この地における旧南洋群島帰還者の皆様と地元とのかたいきずなを感じるとともに、第二の故郷としてのこの地への思いに胸が熱くなりました。

南洋群島帰還者会との連携については、昨年度、帰還者会の皆様の御協力を得て、第15回特別企画展「南洋の群星が見た理想郷と戦」を沖縄県平和祈念資料館及び八重山平和祈念館で開催いたしました。

今後とも、南洋群島帰還者会と連携・協力して、旧南洋群島で起きた悲惨な戦争の歴史を風化させることなく、次の世代に継承してまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 美ら島観光施設協会についての御質問で、同協会の設立目的、活動状況及び県の支援についてお答えします。2の(1)、2の(2)、2の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

美ら島観光施設協会は、県内有料観光施設の運営会社12社、14施設で構成され、平成27年5月に設立された一般社団法人であります。当該団体は、沖縄の歴史、自然、文化の発信や、県民と観光客が交流できる拠点づくりを通じて、沖縄観光の発展に寄与することを目的として設立されております。今後、加盟施設が互いに視察を行い、外国人観光客の受け入れ体制などの課題を共有するとともに、外国語の研修や観光パンフレット等による情報発信に取り組まれると聞いております。

県としましては、人材育成や沖縄の魅力発信など、観光客の利便性向上や集客力向上につながるさまざまな施策を連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 答弁ありがとうございます。

まず知事の政治姿勢、今回の訪米の成果についてなんですけれども、先ほどお話をさせていただいたとおり、私も2日から24日までその最初の1週間はワシントンDCで、恐らく知事が意見交換したメンバーとかぶっているんじゃないかなと思っております。知事

の、マケインさんの継続的対話をしながら今後もやっていこうというお話の一方で、在京新聞も含めてなかなか厳しい論調であります。例えば日経の6月4日の夕刊、知事がワシントンで日程を終えた記者会見で、沖縄の理解が深まったと成果を強調したが、一方では米側は辺野古移設が唯一の解決だという新聞記事があります。

私も国務省、国防総省あるいはシンクタンク、大学の教授等々と沖縄県の今の状況を、知事がよくおっしゃる去年の名護市長から知事選挙、あるいは衆議院選挙を含めた沖縄の今の現状をいろんな場所で訴えさせていただきました。知事も恐らく前回の答弁でもあったんですけども、このお話は賜りますと。皆さんの沖縄の状況はよくわかりましたと。よくお聞きして例えば上司に伝えるとかそういうお話する中で、その中でもやっぱり日米政府が約束した現行案を、例えば計画を支持する、これマケインさんの発言ですね、とか沖縄が抱える問題はよくわかった。でもこれは日米両トップの決定事項だという冷ややかな対応でありました。そういった意味では、今後の訪米あるいは日本政府と知事が向かうとき、ひいてはまず訪米等お話するとき、米国政府とマケインさんも通じてお話するとき、今回の訪米のものを踏まえて今後の取り組み、どういうものをイメージしているのかを教えてください。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 儀間議員の質問にお答えをしたいと思います。

ちょうど私もワシントンDC行きましたら、儀間議員がおいでになっているということで、そういったようなこと等も聞きながら、またそれなりに独自で頑張っておられるなというような形で大変意を強くした次第であります。

その内容等は、今儀間議員がおっしゃるような状況で大体9割方はそういうことだろうというふうに思います。ただ私が今回、いろんなそういった民意の問題も含めていろいろ話をしたわけではありますが、さらにもう一つやったのは、ここでもお話した部分もありますけれども、これは日本国内問題ですよというふうにして若干距離を置くような感じがしますけれども、しかしながら辺野古ができるということは限りませんよと。辺野古ができない場合にはこれはもうあなた方も当事者でないということは言えませんよと、こういったことも踏まえて皆さん方は日米が合意をしたら向こうに基地ができるんだと思っているかもしれないけれども、実際上はあの現場を見て環境問題とか、それか

ら工事のあり方とかいろんなことを考えるとそう簡単ではありませんよと。それをよくよく留意をして見ていかないと、ただ合意したからあそこには10年後に基地ができるんだというようなそんな生やさしいものではないというような話はさせてもらっております。そういう中から今向こうにおられる方は、ある意味で日本政府の情報だけが入っていますから、そういったこと等踏まえて節目節目でいろいろ話し合いをする必要があるんじゃないでしょうかというような話に、私からするとそれに答えて、いわゆる継続的に話をしていきたいと思いますというような言葉も出てきたのかなと思いますので、その意味からしますとこれからどういう形で推移していくかわかりませんが、いずれにしろ一つ一つの変化に対して恐らくアメリカは敏感に感じてくれるのではないかなとこのように思っています。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 全く僕も同感なんですね。アメリカというのはそういう国だということを僕も初めてそういった国務、国防の方々、米国の政府に携わる方々と初めて意見交換するもので、また日本の行政あるいは日本の政治とちょっと違うのがあるのかなと、ロビー活動する方がいたりですね。シンクタンクが政府やあるいは連邦議会に政策決定する機関に対する影響力とかちょっとこの辺また日本とシステムが違う部分も勉強になったんですけども、何せ繰り返すようですけども、日米両政府で決定したという、この厚くて高いハードルをどういう壊し方、どういう突破の仕方があるのかというのは、ぜひ知事にまた期待する。その去年の結果が今県民の直近の世論でございますので、それを県民も期待していると思います。そういった意味でも工事はもう一方では、きょうも一日一日進んでいるわけですから、そういった意味では長い期間は待てないという、待たなしの状況というのもまた現実だと思います。

そういった意味では、知事があらゆる手段を講じて阻止をしていく、移設反対を、阻止を、辺野古につくらせないんだとしていく中で第三者委員会をつくったり、また辺野古新基地建設問題対策課ですか庁舎内にもつくられております。7月に答申が出て8月に判断していく、決断していくんだということで、それをまた結果が出て日米両政府に交渉していくと思うんですけども、繰り返すようですけども、工事はもうずっと進んでいるんですよ。そういった意味では、東京事務所の強化あるいは知事のやる気の本気度をもう一度政府に対して、両政府ひいては日本政府に対して見せる必要があるかと思います。

そういった意味では提言なんですけれども、その時期が来ると担当の安慶田副知事が張りついて、官邸やあるいは外務、防衛の大臣も含めて胸襟を開いてしっかり交渉していく必要があると思いますので、ぜひその辺も検討をしていただいて、知事の本気度、やる気度をもう一度決意をお聞かせいただければと思います。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 私の行動はどのようにして見られているかどうか分かりませんが、本気度というのは伝わっていると思っております。ですからそういった中から対話することによっていい形で前に進めていければいいと思っておりますが、この辺はこれからの呼びかけの中で議論をしていく中で、一つ一つ前に進めていきたいと思っております。これは何を、あれをするというわけにはいきませんが、その部分は感じているのではないかなというふうには思っております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 次に、質問を変えていきたいと思えます。

一般社団法人美ら島観光施設協会について答弁ありがとうございました。

ことしから立ち上がって、今スタートしたばかりでいろんなことを県の指導も仰ぎながら、今後この観光施設、従来だと恐らく商売がたきというんですか、ライバルだった観光施設がスクラムを組んで沖縄の観光発展に寄与していくんだという思いで設立されているのを聞かしています。その中で28年度、29年度、僕はちょっと意見交換をさせていただいたんですけれども、去年からですか、バス運賃の改定があって、今までバス業界、ダンピングでお客さんをとって修学旅行生あるいは団体客、海外からのお客さんも含めてダンピング競争がひどかったようです。それが値段がもとに戻ったというか、もとに戻りつつという中で修学旅行生の減少が今後起こるんじゃないかと。修学旅行費というのは限られた予算の中で修学旅行先に行く。そういった中で例えば県外の学校が来るときには、沖縄じゃなくて、あるいは電車で行ける場所とかそういったのに移行していくんじゃないかという懸念を持たれているようですけれども、その辺についての県の取り組み、28年度、29年度、30年度もそうだと思うんですけれども、それに向けての県の対応というんですか、あればお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えしま

す。

この新運賃制度については、経過措置が今年度、平成27年度まではとられております。

議員からございますように、平成28年4月以降運賃がおおむねバス1台につき修学旅行の場合、行程にもよりますが2万円から3万円程度上がるというふうな試算がございます。この部分に関して、県で旅行者にヒアリングを行ったところ、他県に比べて本県の場合、島嶼県の中でバスでの移動距離というのが比較的短いといったことなどもありまして、現時点では影響というのは限定的、非常に小さいのではないかと、そういったことを聞いております。

県としましては今後、入り込み数への影響等が出てくるかどうか、しっかり注視していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 御案内のとおり観光客が減るということは、そういう観光施設あるいはホテル、お土産品店、要するに業界全体に波及していくものでしっかりとその辺を対応していただきたいと思います。

続いて、質問を変えて感染症対策についてさっき答弁いただきました。

水際対策、国際線の話はあったんですけれども、国内線に関しては、どういう対応になっているのかお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） お答えいたします。

水際対策につきましては、検疫法に基づいて行っておりまして、海外からの感染者の侵入防止を目的に行っているものでございます。したがって、国内間の移動に関しては、検疫とかという体制についてはございません。

海外で発生している危険性の高い感染症が入ってきて、いずれかの都道府県で発生した場合には、国から必要な情報がおりてきてその体制を整えていくというふうなことでございます。

県としては、県内での発生に備えて体制の整備を行っていくということでございます。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 これは大変、大変重要な問題だと思います。例えば、MERSを例に挙げるんですけれども、体の潜伏期間がおおむね2日から14日、最長で14日という発表をされているんですけれども、潜伏されている人が他府県から、海外からじゃなくて沖縄に入ってきて空港を通過するんですけれども、観光をする中で発症していくと、その携わったあるいは近く

にいた方々もみんな感染しているおそれがあるんですね。そういった意味では、外的要因で過去にも観光業界、県も経験したリーマンショックや9・11、いろんな外的要因で観光業界がダメージ食らった経験を生かして、そういった水際対策をしっかりとやっていただきたいと思います。

例えば、私が県外へ出張行って帰るとき、空港ターミナル出るまでそういった雰囲気は全く見られない、今現状がそうだと思います。それがこういった形で見られるか。沖縄に行ってもこういうのをやっているから安心だよと、観光客に思われるようなまた水際対策をしっかりとしていただきたいと思います。

同じように、学校教育現場は、教育長、どのようにお考えですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 学校現場におけるMER Sへの対策につきましては、数年前の鳥インフルエンザの発生、最近でも肺結核の伝染などがありまして、こうした対応と課題などを踏まえて本県学校への伝染がないように、養護教諭研修会などを通して感染症対応マニュアル、これを有効活用するなど注意喚起を促しているところです。県教育委員会では、6月上旬にもMER S等に係る渡航状況調査を実施いたしました。その調査では韓国へ渡航してきた生徒、過去に22人、それから教職員が10人、今後行く予定としているのが生徒56人、教職員5人となっております。こうした生徒・教職員に対しては、韓国の地で病院等感染が疑われる地域、場所には立ち入らないこと、それから体調に異変があればすぐ医療施設で受診することを初め帰郷してからでも厳重な自己管理、そして通報体制の確立に努めているところです。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 しっかり学校現場での対応もよろしくお願いします。

最後になるんですけれども、南洋群島の慰霊祭参列、改めてこの場をおかりして浦崎副知事、議長に、私も関係する一人としてお礼を申し上げたいと思います。引き続き来年もぜひ知事を先頭に参加していただきたいと思います。それについて一言だけまた答弁いただければと思います。

○議長（喜納昌春君） 浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君） 世界の恒久平和を改めて決意をしたというお話を申し上げましたけれども、私も出発から帰還者の会の皆様方といろんな話をさせていただきました。そしてあの時代の戦争ではない時代にもう住んでおられまして、そういういろんなことを聞

かせていただきました。その中で儀間県議の御家族もそういう関係者だということでありますし、また照屋大河県議のおじさんやお父さんがそういう関係者であればと詳しくは聞いてないんですけれども、そういう意味で、私たちがこの恒久平和を決意していく中で大事なことは、帰還者会との連絡をしっかりと密にしていけることがとても大事なことでなかろうかなとこんな感じがいたしております。また、私も沖縄県を代表して行っておりますので、サイパンの市長さんにもそういうお礼もしてまいりました。また、観光関連の関係者にも御挨拶をしてまいりました。今後ともよろしく願いますという御挨拶を申し上げましたけれども、市長さんを初め皆さんも大変喜んでおられまして、これからも向こうもよろしく願いますというお話があったわけでございます。

そういう中で先ほどお話し上げました、スーサイドクリフやバンザイクリフ、参拝させていただきましたけれども、本当に二度とああいうことがあっちゃいけない場所だと。そういう意味では、帰還者会の皆様方と沖縄県は一つになって、これからは二度とああいう戦争がないようなことの決意をしながら、お互いの関係を深めていきたいという中で先ほど申し上げましたように、15回の特別企画展「南洋の群星が見た理想郷と戦」ということで、沖縄県の平和祈念資料館そして八重山の平和祈念館でそういうつながりをつくるために県も一生懸命努力をいたしております。これからはそういうのみの、これだけじゃなくしてもっと帰還者会との連携が深まるようなそういう体制ができればありがたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 儀間光秀君。

○儀間 光秀君 ありがとうございます。

ぜひ来年も参列していただきますように要望して終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 皆さん、こんにち。もう、こんばんはかな。

議席番号18番、維新の党の當間盛夫でございます。

多くの皆さんがまだ最後までおつき合いをいただいております。目いっぱい使おうかなというふうにも思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

きょうはでも奥武山のセルラースタジアムでは、D F S じゃないや、中日とDeNAのプロ野球のほうもきょう、あすということであるようで、いない方々はそこへ行っているのかなというところもあるんですが、そういう分での楽しみも沖縄県はあるということですね。スポーツ、僕はきょう、でもテニス見ていたんですね、2時半ぐらいまで。小錦じゃない、錦織の、はい。よかったです、勝って。でも、ちょっとけがしたところがどうだったかなと、これからの2回戦、3回戦がちょっと心配になるなど。その心配より自分の一般質問が心配ということもあったんですが、一般質問に移らせていただきます。

まず、基地問題についてでございます。

(1)、辺野古移設問題について、日本政府とどのように話し合い、これからまた進展させるのか具体策をお伺いいたします。

(2)、私たちは昨年の知事選挙で県民投票が辺野古解決策の一つと主張してきました。憲法学者の木村氏も住民投票、県民投票を行うことの重要性を指摘しております。知事の見解をお伺いいたします。

2番、那覇空港について。

(1)、那覇空港ビルディング株式会社の株主状況と課題を伺います。

(2)、空港ビルディング役員は県からの天下りだと思っております。各空港の競争が激化する中、民間からの優秀な人材を採用すべきと考えるが見解をお伺いいたします。

(3)、国際競争を勝ち抜くためには、那覇空港ビルディング株式会社、宮古空港ターミナル株式会社、石垣空港ターミナル株式会社を合併させ民営化することが重要と考えるが知事の見解をお伺いいたします。

3、観光行政について。

(1)、銀聯カードの設置状況と課題について伺う。

(2)、無料W i - F i の設置状況と課題について伺う。

(3)、免税手続をまとめて済ませる免税一括カウンターの設置状況と課題について伺う。

(4)、沖縄観光の質の向上からもハイヤー・タクシー業界の活性化は重要である。観光タクシー乗務員による「観光タクシー割引クーポン制度」を実施すべきと考えるが見解をお伺いいたします。

4番、本島周辺離島の水道広域化について伺います。

(1)、水道広域化について企業局の認識と課題について伺う。

(2)、広域化はいつ実現するのか、具体的スケ

ジュールを伺う。

(3)、広域化が実現した場合、周辺離島の水道料金はどれぐらいになるのかを伺う。

(4)、離島町村の簡易水道有収率と老朽化の状況について伺う。

5番、農連市場地区市街地再開発事業について。

(1)、事業計画変更許可、権利変換計画許可はいつごろになる予定か伺う。

(2)、解体、本体工事の着工予定はいつか。完成年度を伺う。

最後になりますが、住民そしてもちろん観光客もふえますので、観光客の安全・安心の観点からも再開発事業計画内にガープ川がありますが、そのガープ川のあり方、組合の要望を尊重すべきと考えますが見解をお伺いをいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 當間盛夫議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、基地問題についてに関する御質問の中の、辺野古移設問題に関する政府との対話についてお答えをいたします。

安倍総理、菅官房長官、中谷防衛大臣との一連の会談においては、辺野古移設に反対する県民の思いとともに、辺野古に新基地はつくらせないという私の考えをお伝えすることができました。このような意見交換ができたことは有意義であったと認識しており、今後とも政府との対話を継続していきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 基地問題についての御質問の中で、県民投票についてお答えします。

県は、あらゆる手法を用いて辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱にしていまいます。

議員御提案の県民投票については、貴重な御意見として賜り、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 那覇空港についての御

質問の中の、那覇空港ビルディング株式会社の株主状況等についてお答えいたします。

那覇空港ビルディング株式会社の主な株主は、筆頭株主である沖縄県が25%、D F S ・ベンチャー・シンガポール・リミテッドが14.6%、沖縄振興開発金融公庫が7.9%、オリオンビール株式会社が7.3%、A N Aホールディングス株式会社が5.8%、日本航空株式会社が5.7%、日本トランスオーシャン航空株式会社が5.1%となっております。

今後の課題としては、那覇空港ビルディング株式会社によりますと、那覇空港の将来需要対応のため、国際線旅客ターミナルビルの北側搭乗橋の増設や国内線と国際線を結ぶ際内連結施設整備等の大型投資を控えていることから、経営基盤の強化を図ることが重要であるとのことであります。

次に、那覇空港ビルディング株式会社の役員についてお答えいたします。

那覇空港ビルディング株式会社は、沖縄の空の玄関口である那覇空港の旅客ターミナルを管理・運営しており、外国人観光客も含め急増する空港利用者が安全・快適に利用できる環境の整備とサービスの提供が求められております。また那覇空港は、沖縄県のリーディング産業である観光・リゾート産業を支える重要なインフラであり、今後の観光需要に対応する旅客ターミナルの施設拡充が求められております。このため、那覇空港ビルディング株式会社の役員については、同社の役割を十分に認識するとともに、リーダーシップを持って取り組める人物であることが重要であり、今回の役員人事は、適材適所の観点からなされたものであると考えております。

次に、空港ターミナルビル会社の合併等についてお答えいたします。

那覇空港ビルディング株式会社は、沖縄の空の玄関口である那覇空港ターミナルを、また宮古空港ターミナル株式会社と石垣空港ターミナル株式会社は、宮古圏域、八重山圏域の離島交通の拠点である空港ターミナルを管理運営しており、3社それぞれ重要な役割を担っております。

県としましては、各空港ターミナルビル株式会社においては、空港利用者の安心・安全はもとより、県との連携を図りつつ、利便性・快適性・機能性の充実強化に取り組んでいただく必要があると認識しております。このため、3社の合併及び民営化については、現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 観光行政についての御質問の中で、銀聯カードの設置状況と課題についてお答えいたします。

銀聯カードの日本法人に確認したところ、6月19日現在、沖縄県内でおおむね2000店舗が銀聯カード決済に対応しているとのことであります。また、県が平成26年度に商店街と大規模商業施設を対象に実施した調査によりますと、回答が得られた369施設のうち、銀聯カード決済に対応している店舗は251施設で導入率は68%となっており、一定程度対応が進んでいると考えております。

県としましては、今後も中国人観光客の増加が見込まれることから、対応店舗の増加を促進し観光客の利便性向上を図る必要があると考えております。このため今年度は、商店街等を対象に外国人観光客が快適にショッピングを楽しめる環境整備に対して支援を実施することとしており、銀聯カード対応機器の設置も支援の対象とすることにしております。

同じく観光行政についての中で、無料W i - F i の設置状況と課題についてお答えいたします。

沖縄県では、平成24年度から観光関連施設におけるW i - F i 機器の設置を推進しており、平成26年度までに332施設に対して支援を行っております。観光客がさまざまなエリアで快適にW i - F i を利用するには、W i - F i 機器の整備を大幅に促進する必要があります。また、W i - F i の機器設置者が、情報セキュリティ保護などの観点から認証システムを導入した場合、設置エリアごとの認証手続が煩雑になることが課題とされております。現在、国において認証手続統一化に向けて検討が行われており、沖縄県としましては、その動向も注視しながら、W i - F i を含む情報通信環境の整備充実に取り組んでまいります。

同じく観光行政についての中で、「観光タクシー割引クーポン制度」の実施についてお答えいたします。

県においては、国の経済対策の一環で実施する地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、観光満足度や消費額の向上を目的に、観光客が観光体験メニューを利用する際に、一定程度の割引を行う「沖縄観光うとういむち旅行券キャンペーン」を展開することとしております。この中で、観光タクシーを活用したメニューも対象とすることとしており、現在、沖縄県ハイヤー・タクシー協会等とことし8月1日からの実施に向けて事業スキームを調整しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。
〔商工労働部長 下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） 観光行政についての御質問の中で、免税一括カウンターの設置状況と課題についてお答えいたします。

いわゆる免税手続一括カウンターとは、商店街や大規模小売店舗、テナントビル等の特定商業施設内において、消費税免税販売を行う複数の事業者が、商品を購入した外国人観光客のパスポートチェックや購入記録表の作成等の免税手続を他の事業者に委託することができる制度で、平成27年4月から施行されております。県内では、イオンモール沖縄ライカムが設置しておりますが、商店街等における導入事例はまだありません。本制度の活用により、各店舗における免税手続の負担軽減や地域の商店街等への外国人観光客の消費需要の取り込みが期待されておりますが、事業者等に制度の周知が十分でないことや、導入・運営コスト、店舗の外国人客対応能力等が課題であると考えております。

県としましては、今後先進事例を調査するとともに、県内の商店街等へ普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 企業局長。
〔企業局長 平良敏昭君登壇〕

○企業局長（平良敏昭君） 本島周辺離島の水道広域化についての御質問の中の、企業局の認識と課題についてお答えいたします。

企業局は、前身の琉球水道公社も含めて、この間良質な水源に恵まれない市町村の求めに応じて、順次、給水対象区域を拡大してきたところでございます。このような実績を踏まえ、今回の本島周辺離島8村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村への広域化の実施主体として取り組むことは、公営企業として重要な責務であると認識しております。広域化実施に当たっての課題としては、収益性の悪いこれら離島8村を加えることで、給水原価が1立方メートル当たり3円から4円程度増加する見込みであります。これについては、供給単価に上乗せして離島の負担軽減分を本島全体で支えることにしたいと考えております。このためには、受水市町村や県民の御理解と御協力が重要であると考えております。

次に、広域化の具体的スケジュールについてお答えいたします。

沖縄本島周辺離島8村への水道広域化の実施に当

たっては、水道事業計画の変更に係る厚生労働大臣認可の取得、それから沖縄県公営企業の設置等に関する条例の改正のほか、安全な水道水の安定供給に必要な施設の整備等が必要であることから、条件の整った村から段階的に進めていくこととしております。具体的なスケジュールとしては、今年度中に変更認可の取得及び条例改正を行い、次年度からは詳細設計及び施設整備を行っていく予定で、広域化の実施は早い離島村で平成29年度途中から、遅くとも平成33年度までには全8村の広域化を実施する目標としておりますが、我々企業局としては、可能な限り前倒しできるように努力してまいります。

次に、広域化した場合の周辺離島の水道料金についてお答えいたします。

水道水を生産・給水するために必要なコストを1立方メートル当たりの単価であらわした給水原価について、離島8村の状況を分析したところ、平成19年度から21年度の平均で最も高い離島村が1165円で本島平均の約6倍、最も低い離島村が526円で本島平均の2.7倍となっております。給水原価のうち、水源や浄水処理にかかるコストが離島8村では、1立方メートル当たりおおむね398円から851円となっている状況です。この給水原価は広域化によって、現在の企業局の供給単価であります102.24円になります。これはあくまで現在の単価をベースにした数字でございます。このように、最もコストがかかる水源や浄水処理を沖縄本島と同様に企業局が担うことで、給水原価を大幅に引き下げることが可能となります。この給水原価の大幅な引き下げによって、供給単価すなわち水道料金の引き下げが期待されます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。
〔保健医療部長 仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは、本島周辺離島の水道広域化についての御質問の中で、離島町村の簡易水道有収率と老朽化についてお答えいたします。

平成25年度の本島周辺離島8村の有収率の平均は73.4%で、沖縄県全体の平均値87%と比較すると低い値となっております。有収率の向上を図るため、沖縄県では沖縄振興特別推進交付金を活用し、平成25年度には渡嘉敷村と座間味村の座間味地区、平成26年度には座間味村の阿嘉・慶留間地区、粟国村、伊平屋村、伊是名村において漏水調査及び漏水箇所の改善を行っております。また、今年度は渡名喜村、南大東村、北大東村において同調査を実施することとしてお

ります。

管路の老朽化につきましては、耐用年数の40年を超える箇所もあることから、今年度中に本島周辺離島8村における広域的水道施設整備基本計画を策定し、その後、同計画に基づき企業局及び本島周辺離島8村において施設整備を行う予定であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 農連市場地区市街地再開発事業についての御質問の中で、事業計画変更認可、権利変換計画認可についてお答えいたします。

農連市場地区防災街区整備事業の事業計画の変更につきましては、ことし3月末に那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合より申請があり、県の審査後、6月3日からの2週間の縦覧を終えております。現在、権利者からの意見書の提出を受け付けているところであり、提出された意見書の対応の状況にもよりますが、早ければ7月中旬の認可を予定しております。権利変換計画の認可については、組合が事業計画変更の認可後、ことし7月末に申請予定と聞いており、県において申請書の審査を行い、順調に審査が進めば9月末の認可を予定しております。

同じく農連市場地区市街地再開発事業についての御質問の中で、解体、本体工事の着工予定、完成年度についてお答えします。

那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合は、既存建築物の解体工事をことしの12月に着手予定で、新設する建物の工事を平成28年1月に着手し、平成30年度末に完成予定と聞いております。事業全体の完了については、組合による清算作業も並行して行う予定であることから、ほぼ同時期の平成30年度末の計画となっております。

同じく農連市場地区市街地再開発事業についての御質問の中で、事業計画内のガープ川の整備計画についてお答えします。

事業計画地内のガープ川の整備に関しましては、那覇市の下水道事業により改修工事が行われることになっております。那覇市に確認したところ、当該地区のガープ川の整備については、老朽化対策として現況と同様の構造形式で整備すると聞いております。なお、構造形式については、那覇市から組合への説明も行われ、組合に理解していただいたと聞いております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 御答弁ありがとうございました。

まず知事、基地問題についてなんですが、来月、7月の6日に沖縄で衆議院平和安全保障委員会の沖縄公聴会というのが開かれるんですが、これは今集団的自衛権をどうするのかとか、国会を延長してまで自衛隊のあり方だとか日本の防衛のあり方とかということを考えて沖縄に物すごく影響を与える法案になってくる。その法案をこの沖縄県で公聴会をするという意義は大変大きなものがあると思うんですが、知事、この沖縄で公聴会をされるということに見解はありますでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 安全保障関連の法律については、私ども国政の場で十分に議論していただきたいという立場で従来から申し上げているところでございます。その意味では沖縄において開催されるというのは、私どもも報道で承知しております。沖縄の過重な基地負担というのは大変重要な課題でありますので、私どもとしてもその安全保障委員会の議論については十分重大な関心を持って見守っていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この日本の安全保障に、我々沖縄でこれだけ米軍基地そして自衛隊の南沙諸島含めての防衛を担うというものからすると、この沖縄で公聴会を開いて沖縄から発信するということは、大変意義があるということでもありますので、ぜひこれ関心を持っていきたいなというふうにも思っています。

きょうの昼のニュースで、辺野古ポーリング調査が9月まで延期されると、延長されるという報道がありました。9月までポーリング調査が延長されるということは、前回の議会、今までの政府の方針として夏ごろには土砂の搬入がということであったのが、これは間違いなくもう延期されていくということになろうというふうに思っているんですね。その中で、きのうの新聞等々で第三者委員会、辺野古の第三者委員会が来月7月までには報告書を出すということで、論点はもう出尽くしたと。7月に、7月は絶対外さないということがありますが、これは安慶田副知事担当されていると思うんですが、これは県からの要望でも何かあったんですか。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 當間盛夫議員にお答えをいたします。

当初県が要求したのではなくて、当初から第三者委員会が設置されまして、第三者委員会の最初の委員会

でもってスケジュールをつくって、当初から7月いっぱいには結論を出していきたいということであったということであり、別に県が、第三者委員会は独立した機関ということでもありますから、我々はそれには関知しておりません。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 その分は了解いたしました。

これ今まで透明性だとか、記者会見を行ったわけですよね。大城委員長のほうでこれからの会合開くんですが、今後は報道各社に会合の日程も公表しないと、終了後の記者会見も行わないということになると、肝心の大詰めときに全くその透明性がなくて密室で全部決めてしまうということは、これは担当副知事、これは最後の大詰めの中でこういう密室で何かを決めてやるということは、私は決してやってはいけないというふうに思うんですが、その見解はどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） お答えいたします。

これは先ほども申し上げましたように、第三者委員会がもともとつくられて、その独自性それから中立性、公平性をということで求めてまいりましただけに、それだけに委員会が委員として結論を出して記者会見されて、そういう方向性で行きたいというのに対して、県が意見を述べるといことは控えたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 いや、私は密室で最後の論議をやるのではなくて、やっぱりこういう大事な部分ですから、透明性を私はこの委員会に最後まで求めたいというふうにも思っております。

先ほど我々儀間議員のほうでぜひまた東京のほうで交渉を持ってやったほうが良いと、本来知事というよりも担当の副知事、安慶田副知事がいろいろと基地問題に関しては交渉されているわけですから、今まで第1幕としては翁長知事がその辺野古は反対だと、新基地は絶対つくらせないという部分のその本気度は、アメリカにも行って来た、訪米もした、いろいろと菅さんにも会って、総理にも会って、防衛大臣にも会っての本気度を示されたわけですね。訪米のほうでもですね。これからは、知事、もう知事の交渉力、県三役の日本政府に対する私は交渉力がこれからの第2幕の始まりだというふうに思います。それからすると、やはりこの1カ月か2カ月、ぜひ膝詰めでも良いですから、その分では政府と1カ月の交渉、2カ月の交渉ということで、安慶田さんが東京事務所詰めてでもやるという本気度を見せたほうが、交渉力見せたほうがい

いと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 確かに先ほどの儀間議員からの話にも、工事は着々と進んでいるのでそんなに時間がある……、失礼しました、作業が着々と進んでいるのでそんなに時間があるわけじゃないということです。ですから、交渉は常に私たちはいつでも国とできるような体制で、またやっていかなければならないという体制はとっておりますので、機会があれば積極的に話し合いに応じていきたいとそうように考えております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 本当に知事の交渉力期待しております。

もうやっぱり、私どもはとめるその策として、知事選はいろんな形の政策の中で選ばれたということを常に国、アメリカにおいても逃げの一つになるわけです。それからしたら、昨今のギリシャのこの金融問題、債権問題もそうです。我々日本の近い部分からすると、大阪都構想、大阪市が都構想をやる部分での住民投票、我々維新の党の橋下代表がやりました。やっぱり住民にこのことをやりたいんだというときには、私はその旨の民意、一番の真の民意を示す部分だと思うんですね。それからするともうまさに今、その辺野古を中断させる、とめるにはやっぱり県民投票でもう一度そのことを示すという意味で、知事が10の策はあるということをもうおっしゃっていただきましたので、その一つに私は県民投票がぜひ必要だというふうに思っておりますが、知事いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 普天間飛行場問題、この新基地建設問題というのは、毎日あるいは刻一刻と状況が動いております。私どもとしては、そういう動いている中で、節目節目にあらゆる方策を検討して実行していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ぜひまた頑張ってください。

それでは次に、まず農連市場、農連市場の再開発、整備。これ工事費の資材高騰で事業費の増額が示されたわけですね。その事業費の増額は、これは今の事業組合というんですか、その事業組合に負担がないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 今回事業費の改定をしてございまして、この際の対応でございまして、保留床価格の調整、それからそのほかの国庫補助事業の

活用により、事業費の確保が図れるよう計画を変更しているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ぜひまたこの辺も負担がないように頑張ってもらいたいということ。

ガープ川、先ほど、これ那覇市の事業になるんですが、あれそのままということではなくて、やはりあの部分はただ単にあけて親水性と、あの中で親水性というのは僕は違うというふうにも思っていますので、それはぜひふたをしてでも住民、その観光客に利便性があるような、私は事業計画に直したほうがいいというふうに思っていますので、そのことはまたぜひ議論をさせてもらいたいなと思っております。

それでは次に、水道広域化について企業局長、九州、奄美とか全国的に長梅雨になっていて至るところ大雨です。ところが沖縄は2週間も梅雨明けが早かったというところがあって、水事情大丈夫ですか。

○議長（喜納昌春君） 企業局長。

○企業局長（平良敏昭君） 今議員の御指摘のとおり、梅雨入り自体も遅かったし、また梅雨明けが早かったということで、県民の皆さんには大変水事情を御心配いただいているところではございますが、今のところ貯水率にして60%強、貯水量で言うと6600万立方メートルぐらいございます。これは、平成6年の断水、最後ですが、3月初旬の断水以降この20年間断水ございませんが、当時の水道と比べるとほぼ当時の満水に近い状態ではございます。そういう点では、今しばらく雨がなくても断水どうのこうのという御心配はございません。ただ、本県の水事情というのは、天候に左右されやすいという現状もありますので、県民におかれては常に節水に御協力いただきたい、このように考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 沖縄県、もう20年前、25年前もう断水、制限給水みたいな形なのがあったんですが今なくて、もう水も蛇口ひねれば出るという感覚なんですけど、やっぱりその辺は皆さんからもよく県民に告知をお願いをしたいなというふうにも思っております。

この用水供給開始、先ほど早ければ平成29年度には進んでいる離島から始めていきたいということなんですけど、これは29年から平成33年までという期間が先ほどあるんですが、これじゃ29年で水道料金が下がるところと、それを待って33年までずっと同じ水道料金を払っていると、水道格差が出るという考えでもいいんですか。

○議長（喜納昌春君） 企業局長。

○企業局長（平良敏昭君） まず広域化のスケジュールをもう少し具体的に申し上げますと、29年度の末ぐらいになりますか、粟国村と渡名喜村を広域化移行したいと考えています。それから30年度に南大東村と北大東村、それから32年度——これ1年早めて取り組みたいと考えておりますが——渡嘉敷村、座間味村、伊平屋村、伊是名村、こういう順序で考えたのはこれにはいろいろ事情がございます。

ただ今議員おっしゃったその水道料金の問題は、企業局というよりはその簡易水道を所管している知事部のほうでもいろいろと議論してもらわないとこの問題はなかなか厳しい。確かに、一方は29年度から水道料金が下がる、一方は32年度まで待たないといかぬというこういう現状は少し課題として検討する必要があるのかなとは考えております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 生活福祉部長、これを踏まえて、皆さん有収率が離島は73%、100として73%と言ったら27は漏れているということになるわけですね。やっぱりこれを変えていきたいということで、先ほどもその分で検討したいということ。大体これ、この老朽化、有収率のそのことを改善したいということになると予算的にどれぐらいを想定されているんですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後6時47分休憩

午後6時47分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） 例えば24年度、水道施設の老朽化状況の確認等々で5400万かけてやっております。それから25年度は水道広域化実証事業ということで約1300万、26年度も同じく水道広域化実証事業として1200万、今27年度は水道広域化実証事業で同じく1200万を予定しております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 先ほども29年から始まって平成32年までというお話でもありました。今一番高いところが皆さんの資料、企業局の資料から見ると北大東で約3500円かかるんですね。県の平均が1600円なんです、水道料金。これはやっぱり下げるといような形になってくるわけですから、これ差が出たら僕は水道料金の格差ということになってくるわけですから、それからしたらこれは知事に、担当副知事でもいいんですけども、これ一括交付金使ってでも29年からスタートするのであれば、この南北大東含めて水道料金のその部分の値下げは統一でやられたほうがいいと思

うんですが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） その差額分は、運営として補助金として一括交付金を充てることにつきましては、一括交付金の性格からなかなか厳しいというふうなことで、これまで水道広域化というふうなことで企業局の協力でもって進めておりましたので、今の一括交付金を使って一気にというのはちょっとまだ研究の余地があると思います。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ぜひ離島振興という意味合いでも、これはいろいろと研究をして、もう29年と言わず早期にそのことが実施できるようにぜひ頑張ってもらいたいと思います。

それでは次、那覇空港についてであります。先ほど那覇空港の株式の部分でD F Sさんの株式が14%あるということなんですが、このD F Sさんはいつから那覇空港ビルディングの株主になられたんですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

那覇空港ビルディング株式会社は、国際線旅客ターミナルビルの建設のため増資の必要があったわけですが、その際に既存の株主に対しまして、その株式の引き受けを依頼したところバブル期の反動等で既存の株主の皆さんからなかなか御理解いただけなかったというところで、逆にまたその既存の株主のほうからは県内外からすべきではないかというような話が持ちかけられまして、厳しい事業採算の中で大型投資に向けて、利益の株主の配当もなかなかできない中で、理解をいただけるというところでD F Sさんが名乗りを上げていただいたと。那覇空港ビルディング株式会社としては、これまでのD F Sの県の観光産業に対する寄与から信頼がおけるということで、平成22年6月に増資を、D F Sに対して増資を行ったということでございます。

○當間 盛夫君 ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後6時50分休憩

午後6時51分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

當間盛夫君。

○當間 盛夫君 これは僕は安易だと思うんですね。その配当がないから云々、配当はあるんですよ。配当はないじゃない、あるんですよ、その分では。ある中でD F Sに対して23年度以降に7000株、D F Sに売却しているわけですよ。D F Sさんというのは

決して県内の企業じゃなくて外資系なんですよ。これからのその外資系、ましてや今空港内の施設にも入っているというようなものからすると、これから空港のその施設を展開するときになると株主行使やってきますよね。物言ってきますよね、それは。そういった面からすると、私は本当にD F Sさんが今15%あったものが今度また県がちょっとふやして、県が25%までもってきてはいるんですけども、それでも14%ということになっているんですよ。これ今那覇空港の総資産というのは311億ですよ、311億。これだけの資産を持っている那覇空港ビルディングをその外資系に14%も株をその部分で占められてるという状況、果たしてそれでいいんでしょうかね。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 先ほども答弁いたしましたように、諸般の事情から県内外から募るべきだという既存の株主からの意見を受けて、そのD F Sのほうと交渉した結果、配当は見込めない中でD F Sからは理解をいただいて、しかもこれまでのD F Sの県の観光業界に対する寄与を勘案して、この出資を決めたということでございます。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 僕はこれは信じられないんだよね。オリオンビールさんもふえてないし、全日空さんも日本航空さんも全くふえてないんですよ。入っているのにその空港に協力しないというはずがないんだよ。それをない中で、もう単純にD F Sさんに7000株もということは僕はこれは経営者の責任がどこにあったのかなという、前経営者に対して私はもうこれは問わないといけない部分にもなるんじゃないかなというふうにも思っています。これは前経営者に何でそう言うかということ、国際ターミナルも我々はすぐ一、二年で狭くなるよと今の国際ターミナルでは。何で10年後、20年後の国際ターミナル考えないんだと言ったら、いや我々の力はこれだけだから、80億も負担するのが大変だからこの分でいいんだと言ったら、皆さんもう一、二年で改築の話じゃないですか、その分は。そういうふうなビルディングの経営体質を私は変えないといけないと思うから民間からやっぱり登用すべきじゃないかということなんですが、やっぱり皆さん天下りの分は、いやリーダーシップだというふうなお話もあるわけですから、そういった面ではよしとして。

次、最後、うまんちゅ旅行券。

これ私も観光タクシー、タクシーをもっと活用しなさいというところがありましたので、今回うとういむ

ち旅行券ということであります。もうちょっと細かく詳しく説明してもらえますか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 平成24年度に観光タクシーを利用した際にクーポン券というのを実施していますが、その際と事業スキームとして違いますのは、今回はビューローのほうからその取り扱いをする会社といろいろ調整をしまして、県内の観光情報誌のほうで、タクシーを利用した体験メニュー、そういったものの消費販売の告知をいたします。それをごらんになった観光客が電話で予約すると。そういう形で事業スキームを変えることで確実に観光客の方が利用できるようなスキーム、これがまず1点でございます。

2点目は、利用上限価格を3万円としまして、割引率が50%ということでございますから、もちろんそういった形で広く県内での観光客利用に貢献していくと、そういったスキームにしていこうということで今調整をしております。

○議長（喜納昌春君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 沖縄だけがおくらしていた国家戦略特

区がきのう29日に決定をしたようでございます。今後の新たな規制緩和の必要性、これから新たにどういうふうな規制緩和を皆さん求めているかと考えているのか、最後にお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 県はこれまで6項目、ビザ要件の緩和ですとか、ダイバーの資格要件の緩和ですとか、そういったものを求めています。国においても、この件については引き続き検討するということのお答えをいただいておりますので、しっかりと規制緩和の法令が盛り込まれるよう県としては調整を続けてまいりたいというふうに考えております。

○當間 盛夫君 ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明7月1日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時57分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 具 志 堅 徹

会議録署名議員 當 間 盛 夫

平成 27 年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 6 号）

平成27年 7 月 1 日（水曜日）午前10時 3 分開議

議 事 日 程 第 6 号

平成27年 7 月 1 日（水曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 乙第 1 号議案から乙第17号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 乙第 1 号議案から乙第17号議案まで

乙第 1 号議案 沖縄県税条例等の一部を改正する条例

乙第 2 号議案 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

乙第 3 号議案 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄県青少年保護育成審議会設置条例

乙第 5 号議案 沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例

乙第 6 号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

乙第 7 号議案 沖縄県いじめ防止対策審議会設置条例

乙第 8 号議案 工事請負契約について

乙第 9 号議案 売買代金請求事件の和解等について

乙第10号議案 運転免許の取得可能年月日の誤通知により生じた損害の賠償に関する和解等について

乙第11号議案 初心運転者講習通知書の誤送付により生じた損害の賠償に関する和解等について

乙第12号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第13号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について

乙第14号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

乙第15号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

乙第16号議案 専決処分の承認について

乙第17号議案 専決処分の承認について

出 席 議 員 (47名)

議 長	喜 納 昌 春 君	9 番	花 城 大 輔 君
副議長	翁 長 政 俊 君	10 番	砂 川 利 勝 君
1 番	比 嘉 京 子 さん	11 番	具志堅 透 君
2 番	比 嘉 瑞 己 君	12 番	大 城 一 馬 君
3 番	西 銘 純 恵 さん	13 番	具志堅 徹 君
4 番	玉 城 満 君	14 番	渡久地 修 君
5 番	仲 村 未 央 さん	15 番	山 内 末 子 さん
6 番	新 田 宜 明 君	16 番	仲宗根 悟 君
7 番	儀 間 光 秀 君	17 番	照 屋 大 河 君
8 番	上 原 章 君	18 番	當 間 盛 夫 君

19 番 吉 田 勝 廣 君
 20 番 又 吉 清 義 君
 21 番 島 袋 大 君
 22 番 中 川 京 貴 君
 23 番 座喜味 一 幸 君
 25 番 玉 城 ノブ子 さん
 26 番 赤 嶺 昇 君
 27 番 新 垣 清 涼 君
 28 番 瑞慶覧 功 君
 29 番 崎 山 嗣 幸 君
 30 番 新 垣 安 弘 君
 31 番 呉 屋 宏 君
 32 番 前 島 明 男 君
 33 番 照 屋 守 之 君

34 番 新 垣 良 俊 君
 35 番 仲 田 弘 毅 君
 36 番 嶺 井 光 君
 38 番 嘉 陽 宗 儀 君
 39 番 玉 城 義 和 君
 40 番 奥 平 一 夫 君
 41 番 新 里 米 吉 君
 42 番 高 嶺 善 伸 君
 43 番 狩 俣 信 子 さん
 44 番 金 城 勉 君
 45 番 糸 洲 朝 則 君
 47 番 新 垣 哲 司 君
 48 番 具 志 孝 助 君

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 翁 長 雄 志 君
 副 知 事 浦 崎 唯 昭 君
 副 知 事 安慶田 光 男 君
 知 事 公 室 長 町 田 優 君
 総 務 部 長 平 敷 昭 人 君
 企 画 部 長 謝 花 喜一郎 君
 環 境 部 長 當 間 秀 史 君
 子 ども 生 活 金 城 武 君
 福 祉 部 長
 保 健 医 療 部 長 仲 本 朝 久 君
 農 林 水 産 部 長 島 田 勉 君
 商 工 労 働 部 長 下 地 明 和 君
 文 化 観 光 スポー ツ 部 長 前 田 光 幸 君
 土 木 建 築 部 長 末 吉 幸 満 君
 企 業 局 長 平 良 敏 昭 君
 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次 君

会 計 管 理 者 金 良 多恵子 さん
 知 事 公 室 秘 書 新 垣 秀 彦 君
 広 報 交 流 統 括 監
 総 務 部 監 池 田 克 紀 君
 財 政 統 括 監
 教 育 委 員 会 長 泉 川 良 範 君
 教 育 長 諸 見 里 明 君
 公 安 委 員 会 長 與 儀 弘 子 さん
 警 察 本 部 長 加 藤 達 也 君
 労 働 委 員 会 長 大 城 玲 子 さん
 事 務 局 長
 人 事 委 員 会 長 親 川 達 男 君
 事 務 局 長
 代 表 監 査 委 員 知 念 建 次 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 比 嘉 徳 和 君
 次 長 知 念 正 治 君
 議 事 課 長 平 田 善 則 君
 副 参 事 兼 勝 連 盛 博 君
 課 長 補 佐

主 幹 中 村 守 君
 主 査 川 端 七 生 君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

6月12日から26日までに受理いたしました請願1件及び陳情15件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたし

ました。

〔請願及び陳情文書表 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、乙第1号議案から乙第17号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 おはようございます。

1番バッターは初めてでございますので、よろしくお願いいたします。

ちなみに、私は100坪の軍用地主ですけども、六本木ヒルズにお家はありませんので誤解がないようによろしくお願いいたします。

それでは、通告に従って1つずつやっていきたいと思います。

まず、教育行政についてであります。学力向上の目標についてこの目標値があるのかないのかからまずは伺いをしていきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 目標値はございます。ちょっと紹介してよろしいでしょうか。

県の学力向上の目標ですけども、小中学校ではこれは教育委員会として言明したものですけれども、平成28年度全国学力テスト、全国学力学習状況調査これは平成28年度までに全国水準まで持っていくということと、それから、新しいものでは大学進学率ですけども、平成30年度までに43%まで、全国約54%ですけども43%まで高めるという目標を持っております、数値目標ですね。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 小中学校については皆さん今一生懸命やっておられます。ところが、私はこの小中学校の学力を今までどうしていたのかなというのがずっと頭にあって、いつか一般質問で取り上げてみたいと思っていたんですね、議論をしてみたいと思っていたんです。

学力向上対策委員会そういうのが昔からありますよね、各学校の持ち回りで。あれはもう何年になるんですか。学対と言われるのがあるでしょう。それはどれぐらい前からやっていますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 通常学対と言われてるのはかなり長い歴史を持つと思います。10年、20

年スパンでやっているんじゃないかなと思います。ちょっと今資料持っていないんですけども、とにかく長きにわたってやっております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 学力を向上させるための委員会をお持ちであると。これが学校ごとに順繰り順繰り回っていると。しかし、これは学力を向上させるためにやっているんだけど、小中学校の学力は一向に今まで上がらなかったと。これはなぜですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 本県がずっとこの学力の問題、学力が低迷していたというのは本当に事実です。各市町村教育委員会、各学校とも本当に一生懸命になって、いわゆる学対、学力向上対策運動それをやってまいりました。ただ、学力が伸びなかったというのはいろんな要素がいろんな形で、特に本県の場合いろんな特有なのがあるんですけども、それが複雑に絡み合っていて学力が伸びなかったというような状況だったと思います。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 近年、この学力が問われていくときに、もう一つ問題になっていくのが実は夜型社会だからというんですね。何か最終的には全部家庭のせいになっていくのかなというような気がして、それはもう一因、そこが悪いんじゃないくてそこが責任がないということでもなくて、私はどちらもあると思うんですよ。ところが、それを言ってしまったらもう責任逃れになってしまわないかなという感じがするんです。例えば、私は皆さんからいただいた資料で大学進学率を見たんですね。この大学進学率が今でも36.7%、これは全国47都道府県で30%台というのは一つの県もないんですよ。沖縄だけなんですよ、37は。この36.7%というのがどういうことを意味するかという、私はここをしっかりとやらなければいけないんじゃないのかなと思っているんですね。

もう一つ、なかなかこれ数字に出てこないんですけども、私がいつも持っている県勢という統計資料の中に、全国の資料の中にあるんですけども、実はその資料の中に大学進学率と専修学校の進学率、それと就職率これ一緒にあるんですよ。これを合計しますと沖縄は75.9なんです。4人に1人は進路が決まっていないということです。70%台というのもこれはないんですよ、ほかの都道府県に。だから、進学率が低いところというのは就職率が高いんですよ、御承知のように。ところが、全てが下というのはこの沖縄なんですよ。

もう一つ、私はこれだけは皆さんにわかっていただきたいのは、これこの間とりましたよ。九州の公立学校で全国の難関大学10校に沖縄県で何名現役の高校生が行っているかという、皆さんの統計では15名なんですね。ところが、長崎は205名なんですよ。こんな状況ですよ。九州の平均値が131名なんです。これはこんなで本当にいいのかな。沖縄って15名しか難関大学に行っていないのかともっと調べてみますと、これ沖縄から難関大学に行っているのは57名いるんですね、ことし。57名のうち15名が公立高校からなんですよ。あと42名は私立なんですよ、私立って3校しかないんですよ。3校が42名を送っていて、60校ある県立高校が15名しか送れない。ましてや進学を専門にしていた高校が、4Kと言われていて向陽だとか国際だとか球陽だとかそういうところがあって、進学専門につくった学校でさえそういうふうになってない。

これ教育長と教育委員長、両方から感想を、所感をお伺いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 呉屋議員おっしゃるとおりでございます。

この4Kを中心に確かに国公立大学の合格者はかなり増加してきておりますけれども、難関大学についてはまだ追いついていけないのが現状です。みんな一生懸命やっているんですけども、今本県でも子供たちがこういう難関大学に行きたい、そういう志を持っている子供たちが絶対にいるんですね。ところが、そういう難関大学に行けるような形のシステムであるとか、そういうのがおくらせていたんじゃないのかなと思っております。私たち県教育委員会が手がけている中高一貫校、中学校併設型のそれを何とか伸ばしていこうというのも一つの大きな理由でもあるんです。

○議長（喜納昌春君） 教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（泉川良範君） 教育委員会としても公立の教育機会というのは私立とはまた違う意味があると思います。機会均等ということでも、その中でもやっぱり希望される進路に進めるように環境を整えていきたいということは思っているところです。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 実は教育委員長にお伺いしたのは、さっきこっち来る前にトイレでばったり会ったものですから、これ聞かないと失礼かなと思って聞いたんですけども、実は私は別にそれを責めているということではなくて、努力をしているというのはそれは当たり前の話なんですよ、当然。ただ、数字というのは

正直なんですよ、統計資料というのは。だから、私はじゃこれからどうしようかという議論を教育委員会でしっかりやっていただきたい。中高一貫教育でも私は悪くはないと思いますよ、悪くはない。ただやっぱり基本づくりというか校風づくりというんですかね、そういう学校のつくり方、雰囲気をつくっていくということもこれは非常に大事なことだと思うんですよ。私学の皆さんと、これだけ成績がいい私学の皆さんと交流会やったことありますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 私学をそろえて交流会というのは私は記憶にはございません。ただ、校長同士でいろいろ交流を持っているのもうかなりあります。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 数字で言えば、もう皆さん前からこのことは知っているわけですから、当然僕は何らかにそこにどのようなものがあるかというのは、僕は積極的に交流すべきだと思います。そこにプライドとかそういう問題ではない。子供たちの問題ですからそこはしっかりやっていただいて、今後このことがこれから1年間でもいい、教育委員会でしっかりと議論をしていただきたいなと思っていますので、きょうは提起だけにさせていただきますなと思います。

それと、沖縄県の奨学金制度。

これは私は、実は19になる双子がいてその下に年子がいまいますが、彼らが大学に行こうとしたときにまさかこんなことがあるということが、私は信じられなかった。奨学金というのは普通に運用しているんだと思ったんですけども、奨学金って入学が決まってから何月に出るんですか、その奨学金というのは。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 入学後に、うちでは国際交流・人材育成財団がやっているんですけども、そこで選考委員会を開きまして、決定するのは6月ごろ、そして7月ごろに奨学金がおりるんじゃないかなと認識しております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 入学金はいつ払うんですか、生活はいつからやるんですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 例えば、大学でしたら大学合格発表後の大体2週間ぐらいですかね。高等学校でしたら決まっていますけれども、大体3月いっぱいあるいは早ければ2月には納める形になると思います。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 知事、今の現状聞いてどう思いますか。200万ちょっとしかない平均所得で100万ぐらいを一回で出さないといけない。子供が入学決まってから二、三週間以内に、奨学金はない。この現状どう思いますか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 呉屋議員の質問にお答えいたします。

この奨学金は、私も那覇市を預かっているときにずっと同じ理事会の中で、いろいろ考えさせてもらいました。今おっしゃるようなものは恐らく那覇市のほうでも時期的なものはそういうふうになっているかなという感じがいたしておりますが、後でまた質問も出てくると思いますけれども、給付型にすべく去年、一昨年から向こうも検討していると思います。ことしは私もなったばかりなので来年から給付型のものも入れようと思いますが、まだ時期とかそういうようなものは選考の方法等々いろいろあると思いますので、その選考の方法等がいわゆる物理的に問題ないのであれば、これは早速改めてそういった今の現状に合うような方法をとっていけるように教育委員会と御相談もしながらやっていきたいと思っています。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 私は17年議員やってこの世界にいますけれども、こういうのが全く陳情で上がってこなかったというのも不思議でならないんですね。自分がその現場になったときに初めてわかったってということも不思議。だから、このことを皆さんにもぜひわかっていただきたいのは、この大学進学率とこれかわりませんか。うちのお家は貧乏だよ、だから申し込んだって今入学金は払えないよね。仕方がないから1年待とうかなとか、そういうようなことがあったんでは、この大学の進学率にさえ私はかかわってくると思いますよ。だから、本当に努力をしている子供たちがスムーズにいけるようなそういうことをやっていかなければ、本当にこの沖縄の学力が優秀な子供たち、特に沖縄は本土に行ったってUターンが多いということとは向こうで大学出ても結局こっち帰ってくるわけですよ。そこで、沖縄県のプラスになっていってほしいような子供たちが今育っているわけですから、しっかりとそこらあたりはやっていただきたいなと思います。

質問を変えます。

議長、ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時19分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○呉屋 宏君 やめようかなと思ったんですけれどもちょっとさわりだけを、児童福祉について。

新しくなった保育指針が出ましたね。それと皆さんがつくった「黄金っ子応援プラン」、この2つ。「黄金っ子応援プラン」というのは恐らく沖縄の指針ですから、全国と沖縄の変わったものというのがありますか、この中に。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） お答えをいたします。

沖縄の子供の置かれている現状といえますか、課題として待機児童が多いと。それから、認可外が多いというのが他県と異なる状況でございます。そういう意味でこれらの課題を解決するための施策をこの「黄金っ子応援プラン」のほうに位置づけをしているということでございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 時間がありませんから、もうこれは次の議会でしっかりとやっていきたいと思っています。

西普天間についてお聞きをしていきたいと思っています。

皆さんのお手元にも各員あるいは各執行部の皆さんにもお配りをしてあります。75枚コピーしてきました。相当高かったですよ。

西普天間の返還地について、(1)番、国際医療拠点の計画の要請について、国際医療拠点とは何か。

どうぞお答えをいただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

西普天間住宅地区におきまして、今現在、国、県、宜野湾市そして琉球大学医学部及び同附属病院が連携・協力いたしまして、国際医療拠点の形成を目指すというふうにしております。

具体的な施策といたしましては、高度医療及び研究機能の拡充、地域医療水準の向上、国際研究交流と医療人材育成、この3本柱で取り組みを推進していくこととしております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 つまり、この国際医療拠点というのは西原から宜野湾に琉球大学が移ってくると。これは反対ではないですよ、私は。反対ではないんですけれども、それ以外に何があるんですか。向こうの機能がこっちに来る、しかしこっちで新たなものというのは

何があるんですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） まずは、琉球大学の移設だけで国際医療拠点ができるということではないと思っております。やはり琉球大学がこれまで培ってきた海外との連携交流、そういったものも当然拡充しないといけないと思っております。それから研究機能、再生医療とか、ゲノムとかそういったものをやはりより強化することによって国際医療拠点の形成が図られるものというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これは玉城満議員の代表質問ででしたか、答弁書をちょっと見させていただいたんですけども、最後のほうに「このような取り組みを推進することにより、国際医療拠点の形成は、宜野湾市の振興はもちろんのこと、沖縄全体の振興、ひいては我が国の成長に貢献するものと考えております。」というような答弁がありました。

宜野湾市の振興にどんな形でかわるんですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 宜野湾市のほうは、実は西普天間住宅地区の跡地利用につきまして、これは平成23年でしたか、医療、福祉、防災、交流、観光をキーワードに都市機能の導入というものを県に対して求めてまいりました。そういったことにも、今の琉球大学移設による国際医療拠点の形成というのは資するものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 返還をもとに内閣府や防衛省や外務省が集まっている協議会は、これまで9回やってきました、宜野湾市で。私も委員ですからそこにずっと参加をして、中身をずっと見てまいりました。ところが、この皆さんにお配りしたこの用紙（資料を掲示）実は左側から伊佐から上がってくる県道、これを将来ここに皆さんの答弁の中にもある救急医療を担っていくということもこの答弁書に書いているわけですよ。高度救急救命医療センターをつくるというようなことも書いている。だったらその右側のDと書いてあるところは、これ北中インターなんですよね。そこから真っすぐ道路を持ってくればそのまま救急としては最高の場所になるんですよ。ところが、この協議会でこういうようなものを出しても県はうんともすんともない。これは県道ですから、ぜひそのことは真剣に考えて、皆さんに逆に聞きたいんですけれども、51ヘクタールの返還地があるんだったら51ヘクタールばかりをやれば、これは跡地利用になっているんです

か、周辺はどうでもいいんですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 呉屋議員がお考えのとおり、私も周辺とのまちづくり、それとの一体的なまちづくりの形成とか大変重要であろうというふうに実は考えております。具体的に言いますと、やはりこの52ヘクタールの西普天間住宅地区だけを考えるのではなくして、その周辺住宅地区におきまして、例えば、普天間高校の移転の話もございます。そういった引き算の議論を行うことによって、その引き算の部分をまた跡地のほうに足し算を加えることによって、引き算、足し算の中でまちづくりを進めるとそういったことが大事だろうと思っております。

道路の関係で言いますと、実はその西普天間住宅地区の絵を描いたときに、当初の議論では中部縦貫道路ということで、普天間飛行場からこの普天間住宅地区を通るような図を考えてございました。ただ、キャンプ瑞慶覧北側のほうの返還のめどがまだ立っていないということで、これはやはり現実的ではないだろうということでこの中で絵から外したということが一点ございます。それと道路のアクセスの関係では、やはりこのアクセス道路という58号に隣接していないということで、インダストリアル・コリドー南側の早期返還それを実現することによって国道58号へのアクセスを図る必要があるだろうというふうに考えております。

今、議員がお示しになりました絵につきましては、協議会で出されたということは私も承知しております。これ大変ある意味私どもが想定していたものを超えた絵だと思っておりますが、これにつきましては、関係部局といろいろな意見を重ねる必要があるであろうというふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 知事、これもう知事に聞いたほうがいいと思うんですけれども、こういうような形のまちづくりってどう思われますか。この道路、真剣に考えてみてはいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 議員が御提案されているように、この県道宜野湾北中城線と北中城のインターチェンジ直結させることによりまして、西普天間住宅地区あるいは普天間市街地からの北中城インターチェンジのアクセス向上は十分図られます。しかしながら、密集市街地を通ります。さらに普天間高校の問題がございます。そういうこともありまして、当然地元の宜野湾市と一緒にしまして普天間のまちづく

り、今やっている普天間高校周辺の旧普天間地区のまちづくりを勘案しながら、我々としても対応してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 私はある程度無理にこの下のCからBに行くのは実は国道330なんですね。この国道330はいびつなんですよ。ぶつかって右に行くんですね。どれが国道なのか、下から上がってくるのがそのまま沖縄市向いているからこれが国道なのかと勘違いをする。その国道を真っすぐにしたんです。

なぜか。普天間高校、この地図の中の赤い部分が普天間高校予定地ですから、そこに移したいために皆さんで60億、70億を出して普天間高校をこの返還予定地に赤いスペースのところに持っていくとなったら相当のお金がかかりますよ。これ、国道かけて、国道そこから通すという物件補償で向こうに持っていったほうがまだいいんだよ。だから、それを通して、そこに県道をくっつけたり、この上にも書いてあるとおり、Dに行く道路の4分の3はトンネルですよ、これ。トンネルでやろうと言っているんです。北中インターから出てきたら正面は岩じゃないですか。そこを下に掘って行って途中で上に上げていけば、それは普天間高校のグラウンドで上がっていきますよ、ちゃんと。だから、部落も壊さないでやりましょうよと。おまけにこの普天間高校の周り見てください。救急車も入らないところですよ。何十年もそこ車も入れられないから建てかえ工事もできない。そこにある問題全部これでおさめましょうよというような思いでやったんです。末吉さん、いいからもう。知事が答えないんだったら、副知事よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 呉屋議員の御質問にお答えをしたいと思います。

先日、この件を持ちまして国にも要請活動してきたわけですが、私たちからしますと、大変恐縮ではありますが、知事になって半年と。その間、今日までの出来事の中で地元宜野湾を中心として沖縄県あるいはまた学識経験者等々でつくってきたこの案を今私どもは尊重をして、今要請行動もして、そういった形でこの国にも御理解いただこうとしているわけですが、今おっしゃったいろんな問題、その道路との関係とかこういうようなもの等はまだ私どもも詳しくは理解をしておりません。ですから、今日までの経緯に、ある意味での敬意を表してそれを要請してきたわけがあります。これから十二分にまだ検討する時間があるようでありますので、今御指摘のものを改めて私たち

も一緒になってこれに加わってどういうものかいいのかどうかいろいろ議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これはいろんなものが絡み合っています。普天間高校を移す前にトンネルをつくるわけにもいかない。ですから、普天間高校が移らなければいけないという大前提。そういうものも全部絡んでいきますから、非常にタイミングが難しいと思いますけれども、やってできないことはないと思いますね。

それともう一つ、きのうでしたか中川議員が言っていた沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法というのが前からあります。3年前に自民党がつくったと中川議員が言っていましたけれども、実は、ことしの3月31日に新しくこれは変えたんですよ、多少。なぜかといったら、あのときに返還されてないからわからないんです。この法律には200平米以内は5000万の所得控除が受けられないとなっていたんですよ。そうしたら宜野湾市は、100平米まで落としましたからと言っているんです、条例で。100まで落とすんだったら何でゼロまで落とさないかという話をして、この1年間これで本当に苦労してやっとゼロになりましたよ。坪数が90平米しかなかったら、所得控除はできない。1000坪あるんだったら所得控除はできるというこんなばかな話はないでしょうと。これ、喜友名の地主はほとんどが苗床だったからここは小さい地主なんですよ。そこが所得控除ができないというのはおかしいでしょうと。そしてこの法令ができたのは、できて最後に言ったのは何かというと、これは返還までだと。つまり、ことしの3月31日で終わりですと、控除対象にならないと。だから、こういうようなものを延ばそうと思ったらあなた方延ばせるじゃないかと、あの返還協議会の中で返還日じゃなくて引き渡しまでということで3年延ばしたんです、この1年間で。だからこういうのもまだ、それともっとあるんですよ、知事、できていないのが。やって初めてわかった。この7月、今月に宜野湾市はこの計画を全て閣議決定しないといけないうんだそうですよ。なぜかと言ったら、これ3年……もう1分しかないね。このところに問題が横たわっているのは何かわかりますか、謝花さん。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えいたします。

恐らく議員がおっしゃりたいことは、今引き渡し後3年間給付金がいただけますけれども、その基準日の3年の間に区画整理事業等をまた定めれば、さらにそ

の特定給付金というのがいただけるということになっていると思います。その期間がもしかしたら短いのではないのかなというのが今議員、協議会等の場でいろいろお話ししているというのは私承知しております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 そのとおりなんです。これ方法書をつくって、アセスの方法書をつくって現地調査をして、準備書をつくって評価書をやって公告・縦覧まで、どんなふうにしてやるんですか。70年間ありがとうではなくて、私の今の印象は、あなた方の跡地利用は我々がやってあげますからですよ、国は。70年使ってありがとうじゃない、やってあげますじゃないでしょうと。だからそういうのは皆さんの土地を我々は本当に今まで使ってきました。だから何でもいいですから言うてくださいというのが、内閣府の思いだと思いますよ、本当は。やらなければいけないことだ。しかしそうはなっていない。だからこれ絶対にことしいっぱいやらなければいけないと思っていますけれども、決意表明をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） まず、引き渡しまでの間、これまで返還までだったものが引き渡しまでということと給付金いただけるようなこれは補償金の実情ですが、これが引き渡しというより支障除去措置の期間ですね。防衛省の沖縄担当部局は2年ないし3年かかるだろうと。3年プラスのまた3年あるわけです。ですから、5年ないし6年の期間があるわけですね。この期間内では区画整理事業等は十分できるのではないかと。と申しますのも、これまでの返還された地域の区画整理事業の決定等を見ると、そこまでの間には大体区画整理事業の決定等がなされておりますので、我々としてはその期間で対応可能であろうというふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 地主からまだ問題がある。地料だったら税金はかかるけれども、これ補償金ですよ、この3月からは。だから、おくれってからしか給付されない。補償金だったら課税されないでしょう、本来は、税法上は。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時35分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） これが課税されるかどうかというのは私ちょっと確認しておりませんが

も、ただ収入にはなるということです。ここで今問題なのは補償金の支払われる期間が、時期が1年後になるということが課題になっていて、これについて地主会の方々からいろいろ議論が出ているというのは承知しております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 時間がありませんから次やります。これは後からもっと深く突っ込んでやりたいと思います。

将来の飛行機とクルーズ船の割合、観光入客数、これについてお答えをお願いします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

まず、現状の説明になりますけれども、平成26年度の入域観光客717万人のうち航空便による入域客は約96%の687万人、クルーズ等による入域客は約4%の30万人となっております、うち海外からのクルーズ客は24万人となっております。平成33年度の入域観光客数1000万人の目標のうち海外からのクルーズ客は25万人と設定しておりますが、近年のクルーズ船寄港の大幅な増加によりまして、今後目標値を大幅に超える勢いにあると考えております。

沖縄県としましては、今後とも国内外の市場動向を注視しつつ、誘客活動や受け入れ体制の整備に取り組んでまいります。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 端的に言います。私は6月2日、久米島からここに飛行機で立ったときに上空で15分余計に待たされました。クルーズ船が通過するからということで上空に12機あるんですよ。この実態わかっていますか、観光。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 航空機の進入路との関係で具体的な数字はちょっと今押さえておりませんが、一定規模のクルーズ船が入港する際には、そういった状況にあるということは聞いております。

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 ですから、私はスタークルーズ船もっとほかにも振って、全部那覇だけに入客を集めるんじゃないで、ほかにもどんどんどん振って本部だって本来は入れなければいけないことじゃないですか。だから私は、こういうような1カ所に集めるから、北側から入ってくる飛行機がスタークルーズ船が入るとその高さが問題だからといって飛行機が上で待

たされていると。これ第2滑走路まで行ったって同じことになるんですよ。もっとふえていったらスタークルーズ船がそこを横切っていくときは飛行機はおりられないんだから。だからこんな状況が表に出てこない、新聞が書かない。これ少しおかしいと思っていますから、真剣に考えていかなければいけないことです。きょうは問題を提起しておくことにしておきます。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣 安弘君 おはようございます。

沖縄の議会の特徴は、基地問題と教育問題ですね。

先日、島田叡知事の顕彰碑が奥武山に建ちました。県民にとって忘れてならないのが、もう一人官選知事でありまして、明治時代の第2代県令上杉茂憲ですね。この人の本が先月出版されました。沖縄の民を救うために政府に盾突いた最後の殿様ということで、沖縄の殿様ということで、米沢藩の最後の殿様なんですけれども、ぜひ皆さん読んでいただければと思います。

私八重瀬町なんです。東風平ともゆかりがありまして、謝花昇が第1回の県費留学生で行ったときに、この県令のときに派遣されているんですね。この上杉県令が各地を巡回して回ったときに、東風平に行きました。そのときに、東風平は、負債を抱えていてもう生活も大変な中、東風平小学校を建てようということで、間切の村民から寄附を集めていたんですね。その県令が、校舎を建てるのに幾らかかるんだと言われたら、当時で800円、幾ら集まったんだと言ったら、1200円集まっていますということで感銘を受けまして、上杉県令も自分のお金もまた寄附をして、そこで東風平の間切の人たちの教育にけるその思いにすごく感きわまって、島尻郡区のいわゆる責任者たちを集めて、日ごろ演説をしないこの上杉県令が熱く語ったというんですね。その中で、一言、「学事は東風平をもって標的とせよ」、目標とせよと、そういうことを言ったということで、東風平町では前からいろんな文献にそのことが触れられているんですが、今回先月出版されたその本にも出ております。ちなみに、教育長は八重瀬町の出身でもあります。今回いろいろと責められておりますけれども、その上杉県令、2年弱の赴任期間で沖縄を後にするときに、その2年弱の報酬の約3分の1を沖縄の人材育成に寄附していったということなんですね。そういう県令であります。そういう意味で、基地問題、教育問題、人材育成、本当に大変

ですが、翁長知事も報酬の3分の1を人材育成に寄附せよとは申し上げませんが、沖縄の人材育成、教育問題に関しては、もう与野党問わず全ての県議が教育、人づくりにはもう金を惜しむなと、そういう雰囲気があると思いますので、そういう点でぜひ教育長もしっかり頑張っていただければと思います。遠慮しないで要求をして、頑張っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

まず初めに、知事の政治姿勢について伺いをいたします。

知事は、何度か沖縄が平和の緩衝地帯となる旨の発言をしておられますが、それは沖縄がどのような状態になることなのか、伺いいたします。

また、尖閣諸島問題への対応についてはどのように考えておられるのか、伺いいたします。

次に、安全保障と基地政策について伺います。

次回の万国津梁フォーラムの開催予定はどうなっているのでしょうか。

また、普天間飛行場の移設問題で地域安全政策課は全国の飛行場を調査したと思いますが、その調査結果はどのようなものだったのでしょうか。

(3)番目に、基地使用協定については、他府県にある米軍関連施設ではどのような状況になっているのか伺います。

3番目に、教育行政について伺います。

昨年、進学力グレードアップ推進事業に参加した2年生（現3年生）の来春の入試に向けた状況はどうなっているのでしょうか。

文部科学省が行った学校と警察の連携に係る緊急調査の結果について伺いいたします。

(3)は、昨日の質問でも触れておりましたので取り下げます。

(4)、開邦高校と球陽高校の併設型中学校の開校に向けて万全な体制で臨むべきですが、各校からの要望とそれに対する県の取り組みはどうなっているのでしょうか。

4番目に、公文書管理行政について伺います。

県立公文書館で保存されている陸軍兵籍簿は、沖縄県民が戦争に巻き込まれていった過程と結果を知る貴重な資料です。現在行われている琉球政府文書アーカイブス事業とは別建ての一括交付金事業として保存修復を手がける必要があるのではないのでしょうか。

県内の創立100年以上の学校について伺います。

学校の建てかえ等による資料散逸のおそれもあると思いますが、公文書管理行政として、それらの資料の

歴史的価値から、市町村への支援をすべきだと考えますが取り組みを伺います。

石垣市立登野城小学校が建てかえを迎えています。が、保存、散逸を防ぐための目録作成など地元教育委員会との協議が必要ではないでしょうか。

最後に、首里城公園内の史跡について伺います。

円覚寺山門の復元工事と周辺の整備はどうなっているのでしょうか。

弁財天堂は復元されて47年がたとうとしておりますが、文化財指定を進める時期に来ているのではないのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） ハイ サ イ グ ス ー ヨ ー チューウガナビラ。

新垣安弘議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、平和の緩衝地帯の意味についてお答えをいたします。

沖縄21世紀ビジョンにおいては、21世紀に求められる人権尊重と共生の精神をもとに、時代を切り開き、世界と交流をし、ともに支え合う平和で豊かな美ら島おきなわを創造することを基本理念としております。その理念のもと、歴史を踏まえ、平和を発信し、我が国の平和の創造に貢献するため、アジア・太平洋諸国等との信頼関係の醸成の場として、文化、環境対策など多様な安全保障を創造していく場として地域特性を発揮してまいりたいと考えております。

次に、尖閣問題への対応についてお答えをいたします。

尖閣諸島をめぐる問題については、日中両国政府の冷静かつ平和的な外交によって解決されるべきものと考えております。

このような中、日中関係は、昨年11月及び本年4月に相次いで日中首脳会談が開催されるなど、改善の方向に向かっておりと考えております。

中国と長い交流の歴史を持つ沖縄県としては、これまで築いた友好関係を生かし、沖縄ならではの中国との交流を推進することにより、日中関係の改善に貢献してまいりたいと考えております。

後は、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 安全保障と基地政策についての御質問の中で、万国津梁フォーラムの開催予

定についてお答えします。

県では、平成25年度から毎年度、万国津梁フォーラムを開催してまいりました。県としては、フォーラムにおける議論や提言を踏まえ、今後の政策の参考とするとともに、県民が沖縄を取り巻く諸課題について考える機会としております。

今年度の万国津梁フォーラムにつきましては、開催時期を含め、より効果的な開催のあり方を検討しているところであります。

同じく安全保障と基地政策についての御質問の中で、普天間飛行場の移設先の調査についてお答えします。

平成25年度に普天間飛行場と同規模の全国の飛行場について、移設可能性の調査研究に着手しましたが、個々の具体的な飛行場に踏み込んだ調査結果を取りまとめるまでには至っておりません。

いずれにしても、政府においては、安全保障の負担は全国で担うべきとの認識のもと、普天間飛行場の早期返還に取り組んでいただきたいと考えております。

同じく安全保障と基地政策についての御質問の中で、他府県の米軍施設の基地使用協定についてお答えします。

全国の米軍基地所在都道府県に確認したところ、自治体と米軍が直接締結している協定としては、災害時の相互支援に関するもの等がありますが、米軍施設の使用条件などについて協定を締結している事例はないとのことであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、教育行政についての御質問の中で、県外派遣生徒の来春入試に向けた取り組みについてお答えいたします。

県教育委員会では、大学等進学率の改善を図るため、昨年度から進学力グレードアップ推進事業を実施しております。今年度は、昨年派遣された生徒たちにさらなる学習意欲と難関大学への進学意識の向上を図るため、県内外大学の教授等の担当講義を受講させる「ガクモン ナビ オキナワ」や、合同学習会等を実施する予定です。

今後とも、派遣生徒が高い学習意欲を持続できる効果的な学びの機会を提供し、さらなる進学力の向上に結びつくよう、支援を行ってまいります。

次に、学校と警察の連携についてお答えいたします。

平成27年3月26日に文部科学省が公表した学校と警察の連携に係る緊急調査によりますと、本県における学校警察連絡協議会への加入状況は、小学校が52.6%、中学校が83.1%、高等学校は100%となっており、小中学校では全国平均を下回っている状況となっております。

次に、併設型中学校の開校準備についてお答えいたします。

来年度開校予定の両県立中学校につきましては、本年4月1日に教頭と教諭の2名を配置し、両校の要望を踏まえ、募集要項や教育課程の作成などを進めているところです。

県教育委員会としましては、今後とも両校と連携を密にし、万全な態勢で平成28年度開校に向けて取り組んでまいります。

次に、公文書管理行政についての御質問の中で、学校の公文書管理についてお答えいたします。4(2)アと4(2)イは関連しますので一括してお答えいたします。

学校における歴史的価値のある公文書等の資料については、学校の設置者である市町村教育委員会の権限と責任のもとで、散逸しないよう配慮することが重要だと考えております。

創立134年を迎える登野城小学校では、現在建てかえが行われており、大切な書類等については耐火金庫に適切に保管し、建てかえ終了後、損壊や紛失等がないよう留意して移動すると聞いております。

県教育委員会としましては、学校における歴史的価値のある公文書等の保存・管理について、当該市町村教育委員会との意見交換や情報交換など連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、首里城公園内の史跡についての御質問の中で、円覚寺山門の復元等についてお答えいたします。

円覚寺は、王家の菩提寺となった寺院で、国宝に指定されていましたが、去る沖縄戦で焼失しました。その後、復元整備が進められ、現在、国指定史跡となっております。山門の復元工事に関しましては、基本設計を終えており、次年度以降、実施設計が固まり次第、復元工事に取り組んでいく予定です。

円覚寺周辺整備については、今後、総門周辺及び境内の遺構調査を実施するとともに、古写真や設計図などの資料をもとに円覚寺跡復元整備検討委員会で検討を重ね、石牆の保存修理等に取り組む予定です。

県教育委員会としましては、こうした復元整備事業を進めることによって、往時の円覚寺として再現され、首里城と一体となって歴史的空間を表出すること

ができるものと考えております。

次に、弁財天堂の文化財指定についてお答えいたします。

弁財天堂は、1467年に朝鮮から贈られた経典を納めるために建立した建物が1621年の再建を経て弁財天堂と称されるようになりました。沖縄戦の際に焼失しましたが、1968年に戦前の写真資料や修理にかかわった方が作成した復元図に基づき、戦前の姿に復元されたものです。

県教育委員会としましては、弁財天堂は歴史的・文化的価値を有することから、文化財保護審議会の意見を踏まえながら指定に向けて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 平敷昭人君登壇〕

○総務部長（平敷昭人君） 公文書管理行政についての御質問の中で、陸軍兵籍簿の保存、修復についての御質問にお答えします。

沖縄県公文書館で保管されております陸軍兵籍簿は、昭和初期から終戦までに作成されたものであり、軍人の本籍地ごとに帳簿が分けられ、本籍氏名、留守家族、官等級——例えば、陸軍の何等兵であったのかなど——また、軍での詳細な履歴等が記載された陸軍兵籍、陸軍戦時名簿、兵籍異動通報等を個人単位で編綴した人事資料の総称であります。戦後、琉球政府社会局援護課が保管し、復帰後沖縄県に引き継がれ、援護事務に使用されております。

陸軍兵籍の大半は、外地に従軍した沖縄県出身者の記録となっておりますが、沖縄戦での従軍記録や学徒動員に関する記録も確認されており、沖縄戦の状況を確認できる貴重な資料と認識しております。

県としましては、貴重な資料である陸軍兵籍簿を後世に継承していくため、214簿冊の陸軍兵籍簿のうち、特に劣化の著しい27簿冊について、修復及び電子化を終えたところであります。

今後も引き続き、一括交付金等を活用して、陸軍兵籍簿の修復及び保存に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 ありがとうございます。

じゃ、よろしく願いいたします。

まず、知事にお伺いしたいと思います。

知事が就任されて、沖縄の基地問題というのは、随分本土に対して知事独特のインパクトのあるその話し方で大きな影響を与えていると思いますね。そういう

意味で、私、先回の定例会のときも申し上げたんですが、知事のその発言が今後、極端に言えば琉球独立だとか、そういった方向に行くような世論があおられるようなことは注意してもらいたいというお話をさせてもらったんですが、今回、記者會見等で先ほど申し上げた、沖縄を平和の緩衝地帯にするということを何度か知事は語っておられますね。平和の緩衝地帯というと、A国とB国とがあってその中に小さな国があってそこがそのいわゆる緩衝地帯になっていくとか、そういうイメージがあるんですが、そういうイメージを持ちながら、知事の記者クラブでの記者會見の最初の3分のお話の中の最後の部分で、「アジアが平和でなければ、日本も、どのアジアの国も、経済はだめになります。ですから、沖縄が平和の緩衝地帯になるべきであって、そこに基地を持って、基地でもって平和を維持するなどということは、これは本当に難しい話であります。」、そう語っておられるんです。その前段は、私いいと思うんですね。平和の緩衝地帯に沖縄はなっていくということで、そこまではいいんですが、その後に、基地でもって平和を維持するのは本当に難しい話であると、そういう記者會見をされておられるんです。ですから、それを見ると、私は翁長知事はもとも保守の政治家ということで見ていますし、自衛隊に対する認識も先回もお伺いをいたしました。そういう意味で、いわゆる保守政治家から基地でもって平和を維持するということは難しいんだというふうなフレーズ、言葉は出てこないと思うんですが、今回その平和の緩衝地帯にしたいという、その後にその基地でもって平和を維持するのは難しいという、その言葉が出てきた。それは、私は一瞬ちょっとこれはどうなのかなという気がするんですね。そこは、翁長知事を支えている今皆さんは、いわゆるその皆さんなりの思いがあって、そこに翁長知事が一緒にやっておられるんですが、そこら辺、私先回の議会でも保守政治家翁長雄志としてのそこはぶれないでいったほうがいいんじゃないですかということを申し上げたんですが、この問題について、そこら辺少しちょっと詳しく聞かせていただけますでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 新垣安弘議員の再質問にお答えをいたします。

沖縄が平和の緩衝地帯となるというような発言は何回かさせていただいております。私の21世紀ビジョン、先ほども答弁をしたんですが、沖縄県の21世紀ビジョンには、やはり平和とそういった豊かさみたいなものもしっかりとやっていきたいというふ

うに書いております。また、現時点の中では、ここにも先ほども申し上げました、この自治体外交、あるいはまた文化や環境対策など、こういったこと等を通じながら、平和というようなものに自治体としても貢献していきたいというようなことでありますが、今、平和の緩衝地帯というのは、中長期、あるいはまた5年、10年、20年というものと30年、50年というようにいろんな見方があると思うんですね。ですから今、基地があってなかなか平和というようなこと等も今の時点というものと、これからの沖縄のあるべき姿というようなことで、いわゆる混同させてしまったかもしれません。しかし、私からすると、今の沖縄の状況から考えて、今基地のこれだけ過重な負担をしている。それから、この100年、200年、300年前は万国津梁の精神でアジア各国を回って、チャンプルー文化いろいろ解釈はあるようすけれども、チャンプルー文化、あるいはイチャリパチョーデーというような形で小国ながら武器を持てはむしろ大国の中で翻弄されてしまうということで、私は武器がなかったのかなとも思うんですが、そういったようなこと等を踏まえて、10年、20年という意味では難しいかもしれませんが。これから以降という意味からしますと、この沖縄というものが、例えばアジアの国連関係、あるいはA S E A Nのプラス3、プラス6などのこういったところの会議の場所、いろんな形でほかの国々に使ってもらえるような、あるいは全員に平等にそういった形で会議ができるようなもの等を沖縄が担うのであれば、東西1000キロ、南北400キロというようなものがいわゆる軍事上のこのかなめというよりも、そういった空間の中に緩衝地帯があって、何かがあってもこういった危ないようなものに関しては時間がかかると、そしてその間に平和を模索できるというようなものがある意味で30年、50年のスパンで、沖縄の目標としてあってもいいのではないかというふうに思っております。ですから、今の現状における日本の安全保障ということと、それからアジアとの問題、いろんなこういうことを考えたりしますと今すぐというのは難しい話だということもわかります。ただ今、米軍の必要性というものを政府のほうで話をするときに、今日までは冷戦構造、今は中国の台頭、そして将来は中東のところまで積極的平和主義で沖縄が必要なんだと言われるすと、これは沖縄は永遠に世界中のそういった危険に対しての、この基地をもつてしての立場になってしまいますので、私からするとそういった時代的な背景等々も見据えながら、いつの日かそういったものの束縛から逃れる中に、アジアの平和そういったものに貢

献できるような地政学上もそういったアジアのいろんな機関等が来ることによって、沖縄がその役割を果たしていくということになればいいなということであります。ですから、5年後じゃ今の状況が変わるかななどと言われると、今の話はずっと先の話になるわけですが、その目標なくして私は沖縄の持っている平和への思い、今日までの先人が苦勞して築いてきた歴史や伝統や文化、こういったもの、それから日本とアジアのかけ橋になるという意味でも大変大きな意味合いをこの沖縄は持っていると思いますので、そういう意味で平和の緩衝地帯という言葉を使わせてもらいました。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 わかりました。

安全保障問題というのは、そのずっと先々のこともあるんですが、相手のあることでして、今の東アジアの情勢に向けてどうするかというのが一番大きいと思うんですね。辺野古のその工事を例えば一旦とめたとして、やっぱり翁長知事が交渉するのは、今の自民党政府ですよ。そういう中で、こういうことはないと思うんですが、私は、翁長知事がいわゆる反米親中みたいなレッテルを張られるようなことはぜひ気をつけてもらいたい、そういうことを申し上げたい。

もう1点は、いわゆる沖縄のその空気の中で、知事は反基地になってしまっている、反戦、反基地のそういう政治家になってしまったと。そういうことになってくると、これからいわゆる辺野古の問題とかで政府と交渉するときにやっぱり翁長知事が保守政治家から全く変わってしまったということになると、恐らく政府は相手にしないんじゃないかと思うんですね。そういう点で、そういう誤解を招かないように、その安全保障問題に関しては、しっかりそこは現実的な思いも持っているという形で取り組んでいただければと思いますし、特にまた今沖縄のこの状況においては、翁長知事の発言というのはすごく影響力持っていますから、例えば、米軍基地は沖縄の経済の阻害要因である。このワンフレーズ、それは沖縄のことは余り知らない、理解していない本土に対する人たちにはインパクトあると思うんですね。それが今の沖縄の空気の中で、米軍基地は沖縄経済の阻害要因だということでワンフレーズになってくると、次はじゃ嘉手納基地も撤去してしまえと、そういうふうな方向に極端に流れてしまえば、今後翁長知事が政府と交渉するときにそこはなかなか厳しいものが出てくるんじゃないかなというそういう思いを持つわけです。

ですからそういう点で、今回この平和の緩衝地帯のことを会見で聞いて、そういうちょっと思いがしたも

のですからお伺いをいたしました。

あと、南西諸島への自衛隊の問題。これは、米ソのその冷戦のときには、北海道に防衛力を傾けた。今の状況の中では、南西諸島に傾けるのは、これは恐らく私は国家として当然じゃないかなと思うんですね。そういう意味で、この自衛隊にどう向き合うかという問題もこれから出てきますし、そういう点では、しっかりやはり保守政治家としてのそういう御自身の信念から政府との交渉とか、そういう発言とかはやっていただければと思います。

あと尖閣の問題、これ1点、公室長、フォーラムのことを話しましたがけれども、私以前、尖閣の問題は領土問題だから譲れない話ではあるんだけど、ここは知事もおっしゃっていますけれども、尖閣でいざ事が起きたら、沖縄にとって本当に大変なことになると。そういう意味で、領土問題としてはあるんだけど、沖縄としては、フランスとドイツの例にあるように資源の共同開発的な形で、その尖閣問題、領土問題を日中の間で研究をさせていく。そういうことをフォーラムとかを利用してやるべきだということで申し上げたことがあるんですが、そこら辺ぜひ尖閣の問題を領土問題じゃなくて、資源を利用して、日中の間を、それこそ沖縄が開いていくようなそういう研究をしたらどうかと思うんですが、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） お答えします。

尖閣問題につきましては、県の立場は、先日来申し上げているとおり日本政府の見解を支持すると、そういう立場でございます。

一方この問題につきましては、かなり機微に触れる問題でありまして、その取り扱いについては、かなり慎重を要すると我々としては考えております。ただ、我々の基本的な立場としては、あくまでも冷静かつ外交的な立場で解決していくということが基本的な立場ですので、その意味で今回万国津梁フォーラムでこの件を取り上げるかどうかということにつきましては、その効果的な方法があるのかどうか、どのような方法があるのかというのはこれから検討してまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 教育長、お願いします。

先ほどお伺いいたしました、まず3年生の先回8000万近くの予算をつけて進学力グレードアップ事業やりました。その250名の3年生の結果が来年の春に出るわけですよ。そこは、費用対効果の面から見ても、ちゃんと目に見えるその結果が出せそうですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 先ほどの議員の質問の中で、大学の進学率の話が出ていたんですけども、先ほど答弁したように、本県は全国の平均と比較して16.1ポイントの開きがあるんですね、全国最下位です。そして地理的この経済的要因からも大学等への進学者は少ないという課題があります。こうした状況の中、県が国立大学等への進学を推進して、大学等進学率改善を図るために本事業の果たす役割は大変大きいものと考えているんですね。

先ほども答弁したんですけども、昨年度派遣した生徒たちに対していろんな形でバックアップしているんですね。この生徒たちをもっともっと鼓舞して、国公立大学、県外のそういう難関大学等々に一生懸命尽力してまいりたいと思います。いい結果を出すように頑張ります。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 ぜひ、お願いします。

あともう1点、学校と警察の連携の関係ですね。これはあの川崎の事件があって、文科省が全国に通知を出して、調査をしました。それをしたところ、沖縄は警察と連携をしてない学校が極端に多いというその数字が出ているわけですよ、出たわけですよ。そこに、何でそういう状況になったのか、その理由を少し説明してもらえますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） これ文部科学省が発表した、学校と警察の連携に係る緊急調査なんですけれども、そこで本県では学校警察連絡協議会に加入していない小中学校がかなり多いんですね。この理由として、本県は島嶼県でございまして、例えばこの学校警察連絡協議会というのは、地域の警察署とその警察署が所管する小中学校とが連携し合う協議会でありまして、例えば、那覇署の管轄でしたら久米島の小中学校が入ってくるし、それから座間味、粟国、渡名喜とか、そういうこの島嶼の地域とはなかなか連携が難しいというそういう状況にあるんですね。さらに、八重山署もそうなんですけれども、八重山、波照間、こういう形で加入することが難しいような状況でそういう結果が出ていると思うんですよ。そういうまた、離島地域には、駐在所等と日ごろから緊密な連携が図られているんですね。こういう形で悪いような原因が出ていると思います。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 教育長、これ川崎の事件があって文科省やったんですが、先回の議会でも私、川崎の子供

に似たような状況に置かれているのが、沖縄結構いるんじゃないかということも申し上げました。沖縄でも過去に、その石垣とか浦添とか何カ所かで何件か中学校のそういう暴力事件で亡くなった、あれがあるんですよ。そういう意味で、学校と警察のこの連携の会議というのは、これは一つには、その教員の負担軽減にも大きくなってくと思うし、そういう子供たちを守るという意味からも大事だと思うんです。これ、何年か前にも文科省は、学校と警察のこの協議会のあり方、会議の持ち方がどうなっているんだということで調査をかけたことがあるんですね。そうしたら、いろいろさまざまなんですよ。実効性のあるものとか、ないものとかですね。そういう意味で、まずその今回の沖縄のこの問題を一つはしっかりとさせていくということと、事情あると思うんですが、このやっているとこの警察、学校のこの連携のその会議が形骸化していないかどうか、本当に実になるようなそういう会議の顔ぶれ、持たれ方がなされているかどうか、そこはぜひ今回、調査をかけて確認をしてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 先ほどの私の答弁につけ加えさせていただきたいんですけども、学校警察連絡協議会に加入していない、先ほどこの小中学校が多いという理由、申し述べたんですけども、本県においては、それをカバーするような形で、沖縄県児童生徒健全育成サポート制度というのがありまして、これは、県教育庁と警察本部、それから各市町村教育委員会と所管の警察署との間で、児童生徒の非行防止及び被害防止並びに健全育成対策を目的として、協定を締結しているんですね。この相互連携を図る制度となっているこの協定でございまして、これによってほとんどの小学校、中学校、これ離島も含めて、こういう形で警察との連携はとれていると認識しております。

今、新垣県議が御指摘のように、形骸化していないかというのはやはりこの辺はちょっと気になる場所ですので、今後いろいろこの辺検証しながら、また県警とも連携をとりながらやっていきたいと思えます。

県教育委員会としては、とにかく今後ともこの警察との連携というのは大変重要視しておりまして、もっとも実効性のある連携ができないか努めてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 ぜひこの協議会の件は、学校サイドで教員の皆さんに聞くのと、あともう一方では、ぜひ

警察本部長のほうでもそれに参加する各署のほうから、その会議が本当に充実したものになっているかどうか、それ確認いただいて、そこはまた学校側がお伺いするような形を持ってもらいたいですね。大体、全国的にこういったその問題の扱いに関しては、警察側からの情報は多く聞くけれども、学校側から警察に寄せられる情報は少ないというふうに言われているんですね。そこはぜひうまく連携をとってそういうものに対する対処ができるようにしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時18分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

新垣安弘君。

○新垣 安弘君 陸軍兵籍簿の件でちょっとお伺いいたしますね。これ非常にやってきていると思うんですが、全部をやるのにあと何年ぐらいかかるのか、そこをちょっと教えてもらえますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時19分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（平敷昭人君） 今、明確にあと何年という数字が告示できないところでありますけれども、現在、兵籍簿の修復に関しては、琉球政府文書のデジタルアーカイブ推進事業の一環で取り組んでいるところでありまして、この分を今別建てでというよりその一環として、特に劣化の著しいものを優先的に進めているところでありまして、その分また今後、劣化の状況等も踏まえて促進化が必要であればその辺もまた適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 基地使用協定の件で、基地使用協定は、名護市が辺野古を受け入れるときに岸本市長が、これが一番の大きな条件だということで、これを名護と政府との間で結んでこれが実行されないならば撤回するというふうに言われたぐらい、使用協定に重みを置いたんですね。政府は、それをつくると言ったんです。その後またほごにされていますけれども、つくると言っているんだけれども、じゃ例えばこれを嘉手納基地で使用協定をつくれるかと言ったら、恐らく今難しい状況だと思うんですね。ただ、この問題は、日米地位協定の問題も大きな問題であり、沖縄にかかわ

る大きな問題なんです、この地位協定も壁が厚いし……

○議長（喜納昌春君） まとめてください。

○新垣 安弘君 その地位協定じゃなくて、使用協定をその渉外知事会で求めていく、やっていくというのか、それが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 基地使用協定につきましては、先ほど御答弁しましたとおり、全国でもまだ例がありません。したがって、ただ、私どもとしては、この基地が所在する市町村の意向を何とかこの基地の使用について反映できるような仕組みができないかというのは考えておりまして、その意味で、地位協定の見直しの中で、基地が所在する市町村の意向が反映するような仕組み、それができないかというのは提案しているところでございまして、渉外知事会でもそのような内容の要請をしております。

○新垣 安弘君 頑張ってください。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 最初に、質問通告後に発生した重大な問題について、議事課に連絡してありますので、先例を踏まえて質問します。

自民党国会議員の勉強会で、報道機関に圧力をかけて言論を封じようとする発言及びそれに応えた百田氏の沖縄の2紙は潰さないといけななどの発言は、言論・出版・報道の自由への圧力と読者である県民への攻撃、圧力ではないか。安倍政権の戦争法案の強行、辺野古が唯一と沖縄に基地を押しつけるやり方と同根だと思うが、知事の見解を伺います。

普天間基地は田んぼの中にあった、商売のために基地の周辺に住み始めたなどと沖縄の歴史をゆがめる発言は、宜野湾市民、県民を侮辱するものです。役場や集落、墓地などが存在し多くの住民が生活していた場所で、強制的に取り上げられたものではないか。県として抗議するとともに、普天間基地や沖縄の基地が奪われてきたものだという事実を全国民に知らせるべきではないか。

次に、知事訪米の質問に入る前に所感を述べます。

私は、翁長知事を支える訪米団の一員としてともに訪米してきました。私たちの目的は、1つには、知事と行動をともにし、オール沖縄で支えているということアメリカ側にもしっかりと示していくということ、2つ目には、辺野古新基地は絶対つくらせないと

いうことをアメリカ政府と関係者に伝えることでした。

私は訪米団の結団式で、今回は辺野古に新基地を絶対につくらせないということを伝えに訪米することに意義がある。また、それを実行できる知事を誕生させ、訪米団を送ることができるまで沖縄県民の運動は大きく発展してきた。その知事と訪米団がワシントンに足を踏み入れるということ自体が、沖縄にとっては大きな歴史的な一歩になるということを強調しました。

ワシントンで私たちは、下院議員本人15名、上院・下院議員の補佐官35名、著名な方々やシンクタンクなど合計55の、55回、個人・団体、人数でいうと約90人の方々と会談、懇談してきました。2チーム編成、最終日は3チーム編成になるなどのハードな日程でした。

最初の会談で、私は冒頭次のように発言しました。通訳を介してですので、一節一節区切って丁寧に話しました。

私たちは遠く離れた沖縄から沖縄県民の民意をお伝えしに来ました。私たちがワシントンに来て真っ先に訪問したのがリンカーン記念堂でした。そこにある「人民の人民による人民のための政治」という精神に大変感銘を受けました。そのリンカーンの精神はアメリカと世界の誇りであり、人類共通の精神だと思います。しかし、このリンカーンの精神は、私たちの沖縄には全く適用されていません。沖縄では「日米両政府による米軍のための県民の民意を無視した政治」が強行されているのです。70年前の沖縄戦で沖縄を占領した米軍は、戦争のさなかと戦後、強制的に土地を収用し基地をつくった。70年間も県民はその基地に苦しめられてきた。今回普天間基地を返せとの願いに、かわりの基地を提供せよと辺野古の新基地建設を強行している。国土面積の0.6%の沖縄に74%の基地が置かれている。去年の名護市長選挙、県知事選挙、衆議院選挙全てでオール沖縄の候補が勝利した。翁長知事と私たちは、今回辺野古新基地はつくらせないと伝えに来ました。沖縄県民は、アメリカ国民との友好を望むがアメリカへの服従は望んでいない。辺野古新基地はつくらせない。普天間基地は返すべきだ。沖縄でも「人民の人民による人民のための政治」が実現されるべきだ。こう発言し、そしてその後議員補佐官などとの会談ではいろんなやりとりが交わされましたが、結びで私たちは多くの場合次のように発言しました。

沖縄では今、保守・革新関係なくオール沖縄で辺野古新基地建設反対の島ぐるみの闘いが起こっている。

5月17日には若い人から高齢者まで自主的に参加した3万5000人の県民大会が開催されたこと、新聞の紙面を広げながら説明しました。それでも日米両政府が辺野古新基地建設を強行すれば、県民の怒りは増幅し、全ての米軍基地を撤去せよという方向に向かうだろう。辺野古につくられる基地は米軍基地であり、アメリカは当事者である。アメリカが自由と民主主義を尊重する国というのならば、沖縄県民の民意を尊重すべきではないか。

このようなやりとりの中で、沖縄に共感する発言も出てきました。「きょうはいろんな情報ありがとう。私の知らない情報を聞けてよかった。」「米軍基地が沖縄に集中していることは不公平だ。懸念を表明します。」「国防総省に手紙を書きます。軍事委員会の中で検討します。米国政府にも伝えます。それを伝えにわざわざワシントンに来たのですね。」「国防権限法がどのようなプロセスで辺野古が唯一と書き込まれたか調べてみる。」「非常に重要な情報です。新聞の写真は効果はある。県民のエネルギーを感じる。」「沖縄の状況を私たちの仲間に伝えていきたい。」「辺野古に反対すると普天間基地は閉鎖することになるがそれでもいいか。」「それにはこれが一番だと答えました。」「辺野古移設問題で沖縄に押しつけて苦しんでいる。アメリカが沖縄に押しつけていることも理解している。」「沖縄をなぜ選んだのか。なぜ辺野古を選んだのか理解できない。」「少女暴行事件はアメリカ人は誰も許せない。反基地運動が起こるのはよく理解できる。」「しっかり検討します。みんなフェアに沖縄の人がどんなに犠牲を払ってきたかを検討します。』

そして基地は必要だと主張していた議員の中からも、「太平洋の防衛のために基地は重要。別の選択肢はないか。妥協案はないのか。以前なら受け入れられなかった解決策も今なら受け入れられることもある。私の希望として、ほかの形で皆さんの意に沿いたい。」「沖縄にこんな長い間基地があるのはなぜか。」「前知事が公約を破ったことは悪いことだと思う。」「沖縄県民の気持ちはよくわかる。沖縄のことを考えなくてはならない。』

以上、私が参加したAチームの議員や補佐官との会談の内容の一部を紹介しました。

県内の世論調査でも、73%の県民が翁長知事の訪米を高く評価しています。カート・キャンベル前國務次官補も「どんな合意でも、沖縄県や県民の支持がなければならぬと思う。このような反対意見が出ていることは、我々にとって立ち止まり考えさせられる状況だ。知事がワシントンに来て、米国人が直接話を聞

けたのは良い機会だった。」と語っています。

今回の訪米にいろいろ疑問を投げかける方もいるようですが、辺野古新基地は絶対につくらせないという翁長県知事のかたい決意と沖縄県民の揺るぎない民意、知事の本気度は確実にアメリカ政府に伝わったということを私は断言できると思います。これは、大きな成果で所期の目的は達成したと思いますが、そこで知事に、知事訪米の意義と成果、同行訪米団の訪米の意義と成果について伺います。

次に、普天間基地の危険性は放置できません。まず即刻運用を停止し閉鎖を求めるべきです。アメリカの有識者との懇談の中で、「海兵隊はもういない軍隊だ」、「海兵隊はみずからの存在意義を強調するために必死になっている」と話していましたが、海兵隊は沖縄を守る軍隊ではない、撤退を求めるべきです。

さらに、「米軍は世界各地で基地の閉鎖を進めてきた。それぞれに理由があるが、共通しているのは、軍事費削減の関係で閉鎖されている」、「日本や沖縄の米軍は思いやり予算など日本政府がお金を出しているので撤退しないのだ」と語っていました。沖縄の米軍の駐留費と思いやり予算額は幾らか。思いやり予算などは廃止すべきと県として政府に申し入れるべきではないでしょうか。

辺野古新基地の建設費用は幾らか。日本政府が全額負担するのか。

辺野古新基地建設阻止に向けた知事の決意を伺います。

ハワイで墜落したオスプレイは、フォルテック・リングステートに陥り墜落したと専門家が指摘しています。沖縄でも墜落の危険が高いと思われますが、全機の訓練停止と撤去を求めるべきです。

嘉手納基地に米バーモント州空軍のF16戦闘機が飛来しました。これは日米安保条約違反ではないか。沖縄は爆音や危険の掃きだめではありません。アメリカのやりたい放題に嚴重に抗議し直ちに撤退を求めるべきです。

安倍内閣が今国会で強行しようとしている安保法制案は憲法違反の戦争法案であり、憲法学者のほとんどが違憲と言っています。悲惨な沖縄戦を繰り返さないためにも県として反対、廃案を求めるべきではないでしょうか。

知事は、訪米前の新聞インタビューで、「人間の生き方として、私たちの不作為で子や孫にまた同じ年月を過ごさせるわけにはいかない。沖縄に生まれてきた政治家の宿命だ。ピエロになっても消されてもいいから言うべきこと言わないと。身を捨てる気持ちがない

とできない。政治家は使い捨て。私のみじめさは何でもないが、県民のみじめさは絶対あってはならない」と語っていますが、知事の真意を伺います。

米軍の外来機の飛来で爆音が増加していますが、その実態と基地周辺の学校での爆音の実態、授業や子供たちへの影響について伺います。

米軍機の爆音が授業と子供たちに与える実態と影響について、専門家を含めてしっかりとした調査を行うべきです。

2月議会で今後30人学級・少人数学級について、「全学年での実施拡大を目標に取り組んでまいりたい」と教育長は答弁しましたが、次年度からの拡大への具体的な計画を伺います。

教室不足で30人学級が未実施になっている学校への教師の配置を提案し続けましたが、教育長は今年度からの配置を約束していましたが、実現されたか、効果などについて伺います。

平成23年の2月議会で、旧32軍壕を含めた戦争遺跡指定を求めたことに対して、「文化財指定に向けて取り組む」と答弁していましたが、進捗状況を伺います。

石垣市消防で人員不足のために救急車が出動できない事態になったというが、全県の実態と県としての対応を伺います。

県内の市町村消防の増員、充足率の向上を求め続けてきましたが、改善されているか。県の対応はどうなっているか。

沖縄の生物多様性を守るためには、外来種の侵入防止は県政の重要課題だと思うが見解を伺います。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 渡久地修議員の御質問にお答えいたします。

まず、緊急質問についてに関する御質問の中の、県内2紙に対する発言についてお答えをいたします。

憲法において言論・出版その他一切の表現の自由は保障されており、いかなる党においても報道の自由を尊重することは当然であることから、今回の議員の発言についてはまことに遺憾であります。また、百田氏の発言についても、民主主義の根幹である表現の自由をないがしろにしかねない発言であり、大変残念であります。

次に、知事を先頭とした訪米についてに関する御質問の中の、知事訪米の意義と成果についてお答えいたします。

今回の訪米では、国務省、国防総省、連邦議会議員

及び有識者など19名もの方々に直接面談する機会を得ました。面談を通して、今沖縄が置かれている状況を詳しく正確に伝えることができたことは、大変有意義なことだったと考えております。特にマケイン上院軍事委員長及びリード同副委員長と面談できたこと、マケイン議員側から継続して私と建設的な対話を続けたいとの話をいただけたことは大きな成果だと考えております。

次に、知事の発言に関する御質問の中の、訪米前の発言の真意についてお答えをいたします。

これまで、歴代の知事が普天間飛行場の移設をめぐって、国との交渉を続けてきましたが県民が願うような結果が出ていない状況です。辺野古移設を唯一の解決策とする政府の強引な進め方に対し、多くの県民がつらい思いを抱えています。訪米前の発言については、県民の負託を受けた知事として、県民の願いを実現することがその役割であると考え、思いを新たに表現したものであります。沖縄に生まれた政治家として、このような県民の心に寄り添い、ともに手を携えて困難を乗り越え、私たち自身の手で新しい誇りある豊かさを実現していきたいと思っております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 緊急質問についての御質問の中で、普天間飛行場建設前の実態についてお答えします。

宜野湾市が作成した資料によると、沖縄戦前の宜野湾村の中心は字宜野湾で、現在の普天間飛行場の中にありました。普天間飛行場の場所は、もともと役場や国民学校、郵便局、病院、旅館、雑貨店が並び、幾つもの集落が点在し田畑が広がるのどかな丘陵地でした。また、字普天間には、沖縄県庁中頭郡地方事務所や県立農事試験場など官公庁が設置され、沖縄本島中部の中心地でもありました。米軍上陸前年の宜野湾村の人口は、約1万4000人であったとされております。今回の一連の発言につきましては、普天間飛行場のこのような経緯等を正しく御理解いただけていないところが多々あり、残念に思っております。

県としましては、全国の皆様にも、基地問題について正しく理解していただけるよう、引き続きその情報発信に努めてまいります。

次に、知事を先頭とした訪米についての御質問の中で、同行訪米団の意義と成果についてお答えします。

さきの訪米に際しましては、名護市長、那覇市長、

読谷村長、県議会議員、那覇市議会議員、経済界の皆様にも御同行いただきました。それぞれ多くの方にお会いして沖縄の思いを広く伝えることができたことを大変心強く感じております。辺野古に新基地をつくらせないという公約の実現に向けて、引き続き連携してまいりたいと考えております。

次に、普天間基地の閉鎖・撤去、辺野古新基地建設反対、米海兵隊の撤退についての御質問の中で、普天間飛行場の運用停止についてお答えします。

県は、辺野古の新基地はつくらせないということを県政運営の柱にし、普天間飛行場の県外移設を求めてまいります。また、普天間飛行場の危険性除去は、引き続き県政の最重要課題であります。5年以内運用停止を含め危険性除去の方策について、政府と調整してまいります。

同じく海兵隊の撤退を求めることについてお答えします。

在沖海兵隊につきまして、県は、防衛省より示された「在日米軍・海兵隊の意義及び役割」について2度の質問を行い、回答を得ておりますが、海兵隊の役割について政府の説明は十分でなく、政府はさらに丁寧な説明を行うべきであると考えております。

県としましては、沖縄に米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を背負い続けており、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。このため、在沖海兵隊約9000人のグアムを含む国外移転は、確実に実施されなければならないと考えております。

次に、駐留経費と思いやり予算についてお答えします。

沖縄関係の在日米軍駐留経費と当該経費に係る日本負担分、いわゆる思いやり予算の額について、沖縄防衛局に照会したところ、把握していないとのことあります。なお、国の今年度の予算額は、在日米軍の駐留に関連する経費が3725億円、そのうち、思いやり予算の額は1899億円となっております。

県としては、思いやり予算については、我が国の安全保障の一翼を担っている在日米軍の駐留を円滑かつ安全に行うとの観点から、我が国が負担しているものであると理解しております。思いやり予算のあり方については、今後も国政の場で十分に議論を深めていただきたいと考えております。

次に、新基地建設の建設費用と負担割合についてお答えします。

防衛大臣によりますと、建設費用については、「少

なくとも3500円以上」と答弁しております。また、負担割合についても、「日本側の負担である」と答弁しております。

次に、辺野古新基地建設阻止の決意についてお答えします。

知事は、辺野古に新基地をつくらせないという公約を掲げ、多くの県民の負託を受けております。今後も、県の有するあらゆる手法を用いて、公約実現に向け取り組んでまいります。

次に、ハワイにおけるオスプレイの事故についてお答えします。

県は、ハワイで発生したオスプレイ事故について、去る5月19日、沖縄防衛局に対し、オスプレイの配備撤回を改めて求めるとともに、今回の事故原因が究明されるまでMV22オスプレイの飛行中止、事故原因の早急な公表、なお一層の安全管理の徹底等に万全を期することを米側に対し働きかけるよう強く要請したところであります。

県としては、建白書に基づき、オスプレイの配備に反対であり、今後とも、あらゆる機会を通じ、日米両政府に対してオスプレイの配備撤回を求めてまいります。

次に、F16戦闘機の飛来についての御質問の中で、嘉手納飛行場への州空軍F16の飛来についてお答えします。

平成27年2月24日の政府答弁書によると、日本国においてアメリカ合衆国の軍隊として活動する同国の州兵部隊及びその構成員は、日米安全保障条約に言う合衆国軍隊に該当し、日米地位協定の適用の対象となるとしております。最近の嘉手納飛行場をめぐるのは、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、外来機のたび重なる飛来に加え、米国州空軍F16戦闘機がことし1月に続き、去る6月中旬からも配備されるなど、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初めとする周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対し、これまで強く要請しております。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音の軽減を日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、安保法制案についての御質問の中で、安保法制案に対する見解についてお答えします。

安全保障関連法案については、集団的自衛権の行使

を含む具体的な議論が国会で行われており、さまざまな意見があるものと承知しております。在日米軍専用施設面積の約74%が集中し、過重な基地負担を抱えている沖縄県としては、我が国の安全保障政策の変更には重大な関心を持っており、政府は、国政の場合などで十分に議論した上で、その影響も含めて国民に丁寧に説明すべきであると考えております。

次に、消防行政についての御質問の中で、救急隊の実態と県の対応についてお答えします。

消防法施行令第44条によると、救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならないと規定されております。しかしながら、今回、石垣市消防本部の伊原間、川平の両出張所において、救急隊員2人体制で編成していたことが判明いたしました。

県としましては、適切な体制を早急に整えるよう消防組織法第38条の規定に基づき指導を行ったところであります。今回の事案を受け、石垣市消防本部を除く県内17消防本部に消防隊の編成について確認を行ったところ、全消防本部から法令どおりの運用を行っているとの回答を得ております。

県としましては、適正な消防職員の確保を促すため、今後とも、さまざまな機会を通して、消防体制の充実強化を働きかけてまいります。

同じく消防行政についての御質問の中で、消防職員の増員、充足率の状況及び県の対応についてお答えします。

平成24年度消防庁実態調査によりますと、県内の消防職員数は、目標数に対して58.8%の充足率にとどまっており、消防職員の充実を含む消防体制の強化が課題となっております。県内の消防職員実員数は、平成27年4月1日現在、1573人となっており、平成24年度から59人の増員（約3.9%増）が図られております。また、条例定数についても、平成27年4月1日現在、1639人となっており、平成24年度から111人の増員（約7.3%増）が図られております。消防行政は、市町村行政の最も重要な柱の一つであり、消防職員の確保については、市町村が責任を持って行うべきものであります。

県としましては、適正な消防職員の確保を促すため、今後とも、さまざまな機会を通して、消防体制の充実強化を働きかけていきたいと考えております。

先ほどの答弁で、数字の読み違いがございましたので、おわびして訂正したいと思います。普天間基地の閉鎖撤去、辺野古新基地建設反対、米海兵隊の撤退についての御質問の中で、新基地の建設費用と負担割合

について、「3500円以上」と読み上げましたけれども、正確には「3500億円以上」の間違いでございますので、おわびして訂正したいと思います。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 米軍機の爆音についての質問の中で、米軍機の爆音の実態についての御質問にお答えします。

嘉手納飛行場において、ことし1月から4月にかけてF16戦闘機が暫定配備されましたが、その配備期間94日間と配備前の94日間の航空機騒音の発生状況を比較すると、外来機の暫定配備に伴って、1日当たりの平均騒音発生回数が飛行場周辺で最大15.6回増加するとともに、飛行場南西側の2局で環境基準の指標であるLdenの値がおおむね5デシベル増加しております。

県としましては、在日米軍及び国等に対し、外来機飛来を含めた航空機騒音の軽減について、強く要請しているところです。

次に、外来種の侵入防止に対する見解についての御質問にお答えします。

沖縄県は、亜熱帯海洋性気候に属し、海によって隔絶されていることで、他県とは異なった独特な生態系が形成されております。また、大小の島々から成る沖縄県の自然環境は、環境負荷の増大に対して脆弱であるという特性も持っております。今般、外来生物防止に関する条例が議員により提案されましたが、これは法律を補完する形で、土砂等に混入して非意図的に侵入する特定外来生物を防止するもので、条例の制定により、沖縄県外からの土砂由来の特定外来生物の侵入リスクを低減するものと考えております。

沖縄県としましては、外来生物の侵入要因が土砂以外にも考えられることから、外来生物対策のための基本方針を策定するなど、より総合的な外来生物対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、米軍機の爆音についての御質問の中で、米軍機の爆音による子供たちへの影響等についてお答えいたします。6(1)イと6(2)は関連しますので一括してお答えします。

先月6月に、米軍基地を抱える嘉手納町、宜野湾市及び北谷町内の小・中・高等学校27校を対象に学校における騒音測定に係る調査を実施したところ、米軍機等の騒音で授業を中断することがある、教室の窓ガ

ラスが振動し集中力を欠くことがあるなどの回答がありました。また、普天間第二小学校においては、普天間飛行場を戦闘攻撃機が離陸したと見られる時間帯に、113.2デシベルもの激しい騒音が計測されたとの報道もあります。

県教育委員会としましては、米軍基地があることによって、騒音等で教育活動に支障があってはならないと考えております。今後は、基地周辺の学校における米軍機の騒音測定等について、関係部局や専門家等と連携し検討してまいりたいと考えております。

次に、30人学級についての御質問の中で、30人学級・少人数学級についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで、小学校1・2年生で30人学級、平成24年度から小学校3年生、平成26年度から中学校1年生で35人学級を実施してまいりました。

県教育委員会としましては、次年度の少人数学級の実施拡大に向けて、市町村教育委員会の意向を踏まえ、検討しているところです。

次に、教室不足による少人数学級未実施校への教員配置についてお答えいたします。

平成27年度の教室不足による少人数学級未実施校は7校で、学校の設置者である市町村が教室の増設を行ったこと等により、前年度の12校から5校減少いたしました。未実施校7校のうち、6月時点で2校に教員配置が済んでおります。残りの5校につきましても、速やかな配置に向け学校と調整しているところです。

県教育委員会としましては、配置した教員を少人数指導等で活用するなど、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図ることで、学習への積極的な姿勢や学習規律の定着等の効果を期待しております。

次に、戦争遺跡指定についての御質問で、旧32軍壕を含めた戦争遺跡指定の進捗状況についてお答えいたします。

戦争遺跡の文化財指定につきましては、10年余に及ぶ調査を終え、昨年度末に基礎資料が整った段階です。県指定に当たりましては、市町村からの申請の際に必要な土地所有者の同意はもとより、県文化財保護審議会での慎重な審議も求められることから、県指定までにはそれなりの期間を要するものと考えております。

県教育委員会としましては、旧32軍壕を含めた戦争遺跡の保存継承は重要なことと認識しており、指定に向け取り組んでいく所存です。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 まず教育行政について、教育長、30人学級、先ほど来年度ふやしていきたいということだったんですが、具体的に1学年ふやすんですか、2学年ふやすんですか、それは小学校ですか、中学校ですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 30人学級・少人数学級の拡大につきましては、まず次年度やることを前提に、関係部局と調整はありますけれども進めている段階です。小学校にするのか中学校にするのかはこれも、市町村との検討結果をもとに今後検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、今30人学級ふやす問題で、関係部局との調整ということをしていましたけれども、多分予算だと思うんですよ。いつもふやす場合に予算がどうなるかという点で、そういう意味ではこれは知事の公約でもありますし、30人学級・少人数学級にした場合の効果というのはもうきちんとあらわれていますから、きちんと部局調整すると言っていますから、知事のほうからもぜひこれは来年度ふやすと言っていますから、ふやせるような予算措置も知事としても尽力していただきたいんですけども、決意聞かせてください。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 渡久地議員の再質問にお答えいたします。

30人学級、私も知事に就任しましてから特に教育委員会とは、いろいろシミュレーション描きながらいろいろ議論させてもらっております。ですから、議論そのものは大変深まってきていると思いますので、今言っているようなことも含めてこれから教育委員会と鋭意議論を深めていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 あと騒音の問題ですけども、最近、とにかくF18ホーネットの飛来とかF16州空軍の飛来とか、ものすごい外来機ふえているんですよ。ですから、学校での被害、これももちろん学校だけでなく住民も被害を受けますけれども、教育長としては、きちんと騒音被害の実態を調査をする、これは検討という僕らのんびりしたものじゃなくて、もう長い間沖縄の大きな課題ですから、しっかりと調査をするということでやってもらいたいんですけども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） これまでこの騒音等が教育活動に支障があるかという調査につきましては、平成7年から10年度、この4年間にわたる航空機騒音による健康への影響に関する調査結果報告書からいろいろな弊害が指摘されているところです。先ほど申しましたけれども、基地があって学校教育活動に影響があってはならないと考えているところでございまして、騒音測定につきましては、県の関係部局それから市町村等における騒音測定データの活用を検討するとともに、いろんなこの調査につきましては、調査方法等含め専門家等と意見交換しながらやっていきたいと考えています。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ぜひ、しっかりやってください。

それと消防行政についてですけども、石垣市の2つの救急隊がとまったという問題は、もう解決の方向出てきたんでしょうか。そして、県全体の消防士の充足率58%、石垣市は何%でしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） お答えします。

現在石垣市では、3名体制の2隊で運用しておりますけれども、近々これにプラスアルファで3名体制の2隊を加えて4隊にする予定であると聞いております。それから消防職員の充足率ですけども、石垣市では基準値の147人に対して、59人の充足で充足率は40.1%となっております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この40%、低いっていうのが一番大きな問題だと思うんですよ。その問題解決しないといけないんだけど、7月1日きょうからですか、何とか解決するというんだけど、これは、県管理の新石垣空港の消防署から正規職員をそこに回すという話があるんですが、土建部長、そうですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） そのとおりでございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 新石垣空港は、県管理ですよ。それで予算も県が石垣市に任せているからお金正規職員の分出しているんだけど、そういうことをずっと続けてはいけないと思うんで、これは緊急避難措置であればまだ理解できるけれども、これは早急に改善しないといけない問題なので、きちんと正規職員を配置するという協議とかをやってみ通しつけることが僕は前提としてあるべきだと思うんですけども、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 空港の消防体制なんですが、これは民間委託や非常勤職員を充てることも可能となっております。ただし、その条件としまして1人以上は正職員を置きなさいという内規を我々持っておりますので、今後の空港消防の職員の確保を含みまして、新石垣空港における適切な空港の消防の体制につきましては、石垣市としっかり議論していきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 今、正規職員の分の予算は出ているわけですよ。地方交付税で消防は出ているけれども充足率40%、かつ石垣市の空港の管理も県からお金行っているのに、それもこれを回して臨時にするということは、こういうことはやったらだめですよ。これは、行き当たりばったり式ではだめで、新石垣空港が開港されて観光客1.5倍になっているわけでしょう。滞在人口っていうのは、大幅にふえているわけですよ。ですから向こうの住民と同時に観光客の命も守らないといけないから、消防士はきちんと石垣市は確保してください。そして県管理の空港もきちんとした正規職員配置してくださいっていう、そういう立場を県としてとるべきじゃないですかと、その協議しっかりやってくださいよということを言っているんです。副知事これどうですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 議員のおっしゃるとおり、この消防職員の確保というのは、非常に重要な問題であると私どもも認識しております。したがって、今後ともあらゆる機会を通して、消防職員が充足、確保できるよう市町村に対して働きかけていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この石垣市の消防の問題は、県管理の空港が絡んでから、市任せではだめです。県もちゃんと一緒に協議をして、前向きにふやすという方向できちんと住民の命、安全を守るために一緒に協議したほうがいいですよと、市町村任せじゃだめで、県もこれは当然絡んできますよということなんで、もう一度お願いします。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 主体的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 それと、州空軍ですけどね、州空軍。嘉手納飛行場に来た、この州空軍というのは、第18航空団に組み込まれていると思いますけれども、

今回のF16というのは、戦域安全保障パッケージという枠組みで来ています。この枠組みは、日本防衛とかそういう日米安保の枠組みではないんですよ。そういうのが沖縄に来て訓練をするというのは、異常だと思うんですが、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 議員の御指摘のとおり、私どもとしてもことし1月に続いて、また、先月から州空軍が来ているということで、これ以上過重な基地負担があってはならないと思っております。したがって、今後ともこのあらゆる機会を通じて、この基地負担の軽減に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 州空軍というのは日本を守る軍隊じゃないよ、そういうのものまでが沖縄に来て訓練しているという異常な実態を絶対許してはならない。なぜ、この州空軍が沖縄まで来るんですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 第18航空団渉外部の発表によりますと、地域の安定と安全への継続的な関与及び日米同盟と日本国防衛への責務のためであるとのことでございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 この訓練費用は日本政府が持つんですかね、燃料費などは。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） その件につきましては、現在、沖縄防衛局に照会中でございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 それとアメリカの財政難の一つだという話もありますけれども、それについてはどうですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） その件については、まだ私ども確認はしておりません。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 いずれにしても、この州空軍までも沖縄に来てやると。州空軍というのはほかにもいっぱいあって、F15、F22もあるわけですから、こういうのが沖縄に常駐配備されるのはたまったもんじゃないと。知事、これはしっかりと拒否すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 今、渡久地議員のおっしゃる趣旨が正しいと思いますので、私もそれにつきまして

は、注視をしながら、要請すべきところは要請したい
と思います。

○渡久地 修君 終わります。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後1時32分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 ハイサイ グスーヨー チューウガ
ナビラ。

県民ネットの瑞慶覧功ナトーイビーン。ユタサルグ
トゥ ウニゲーサビラ。

ウチナーグチでクトゥバジンジケーということわざ
がありますが、安倍政権は次々と積極的平和主義や国
際平和支援法など平和という言葉を多用して、国民を
欺き真逆の戦争への道を突き進んでいます。

ことは終戦から70年の節目の年です。世の中
には忘れていいことと忘れていけないことがあります。
決して忘れていけないのは悲惨で残酷な戦争です。そ
して譲れるものと譲れないものがあります。決して譲
れないのは命と平和のとうとさです。国策によって二
度と沖縄が戦争に巻き込まれないよう、捨て石にされ
ないよう、クワンマグワヌタミニ スチカジリ チ
バティイチャビラ。

質問に入ります。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、アジア経済戦略構想。

ア、知事は4月に中国と台湾を訪問されたが、目的
と概要、成果について伺う。

イ、構想実現に向け、今後の訪問予定地と目的、意
義について伺う。

去る4月に会派でヨーロッパのフィンランド、ドイ
ツ、ウィーン、ポーランドを視察してきました。ナチ
スのユダヤ人絶滅収容所、ポーランドのアウシュビツ
ツも見してきました。人間がよくもこんな残酷なことを
できたものだと、ガス室や数々の展示品を見て絶句し
ました。これはヒトラーを頂点とするナチスが国民を
洗脳し扇動して行われた集団虐殺です。アウシュビツ
ツは、ポーランドの国立博物館として残され、1979
年には世界遺産として登録され、世界中から見学に訪
れます。その管理運営費をドイツも一緒に負担してい
るそうです。戦争の実相を歪曲しようとするどこかの
国とは大違いです。ドイツのポツダム会談が開かれた
別荘も視察しました。

(2)、終戦前の1945年7月26日、アメリカ、イギ
リス、中華民国が日本に降伏を求めたポツダム宣言、
広島・長崎への原子爆弾が投下された後、8月14日
に日本は受諾し翌15日に終戦となりました。その
後、日本国憲法制定や民主化へつながり発展してきま
した。安倍政権は、ポツダム宣言を軽視する動きがあ
ります。宣言についての見解を伺います。

沖縄全戦没者追悼式で知事の平和宣言に対し、拍手
と声援が沸き起こったのに対し、安倍首相には怒号が
浴びせられました。これまでの討論の中で慰霊の場に
ふさわしくないなどの意見がありましたが、私は戦争
法案と言われる安全保障関連法案の成立をもくろみ、
沖縄を戦争に巻き込む辺野古の新基地建設を推し進め
る安倍首相に対し、当然の怒号であったと思います。
考えを改めないのであれば出席する必要はない、多く
の県民はそう思ったはずです。

(3)、6・23慰霊の日、沖縄全戦没者追悼式での平
和宣言に込めた思いと式の感想について伺う。

2、基地問題について。

(1)、嘉手納基地への外来機の飛来状況と見解を伺
う。

(2)、米軍航空機関連の部品落下事故概要と見解、
県、国、米軍の対応を伺う。

(3)、沖縄に外来機がやってくるのは実弾射爆撃場
や訓練空域があるからだと思われます。強く返還を求
めるべきではないか見解を伺います。

(4)、米軍人の基地経由での入国時におけるME R
S等の感染症対策について伺う。

3、鉄軌道整備計画について。

一昨日、内閣府は、沖縄本島への鉄軌道導入に向け
た2014年度の調査結果を公表しました。

(1)、那覇一名護間を1時間で結ぶ鉄道計画につい
て。

ア、総事業費について伺います。

イ、事業期間と開通予定について伺う。

ウ、米軍専用施設との関連はどうか伺う。

(2)、L R Tの導入計画について。

ア、経路と事業費、事業期間、開通予定について伺
う。

イ、M I C E誘致決定に伴い、那覇一与那原一西原
間への早期導入が必要だと思われるが、見解を伺う。

4、文化観光、スポーツ行政について。

(1)、那覇空港国際線ターミナルビル。

先日、同級生を中心に19名で中国の深圳、香港、
台湾へ3泊4日の還暦旅行に行ってきました。初めて
新国際ターミナルビルから出入国しました。

ア、現在ボーディングブリッジ4カ所設置されているが、バスでの送迎もありました。利用状況はどうなっているのか伺う。

イ、平成33年までに外国人観光客200万人を目標としている。現在の倍以上となるが、それに向けた対策、計画はどうなっているのか伺う。

ウ、入国時のMER S等感染症対策について伺う。

エ、入国する際に3階入国審査、1階ターンテーブルまでの間、白壁の空間が続き殺風景である。規制があるのか、改善すべきではないか伺う。

(2)、海外からの沖縄観光への功労者に対する知事表彰について。

平成23年度以降、外国人観光客数が飛躍的に伸びています。その中でも群を抜いて多いのは台湾からの観光客です。平成23年度が11万5600人だったのが、昨年の平成26年度には36万2200人でわずか4年間で3倍以上ふえています。台湾で沖縄観光の広告塔的な役割を果たしていると言われているのがタレントのスタンリー氏です。これまで沖縄本島から八重山までガイドブックを3冊出版し、台湾人観光客の火つけ役となったスタンリーさんを表彰し、沖縄大使に任命してはどうか伺います。

(3)、第6回世界のウチナーンチュ大会。

第6回世界のウチナーンチュ大会の実行委員会が6月12日に発足し、初会合が開かれ、大会日程が来年の10月26日から30日までとすることが決まったとのことです。

ア、事業計画、概要について伺います。

議案審議において、ウチナーグチの重要性を指摘し、琉球古典音楽を取り上げた三線イベントなどが提案されたとのこと、現在、ウチナーグチの普及活動がかつてないほどの盛り上がりを見せています。翁長知事による常日ごろからのアイデンティティーを大切にしたいというところが大いと言えそうです。そしてもう一つ大きな要因となったのが、3年前に開催された第5回世界のウチナーンチュ大会に参加した海外の同胞の皆さんから、ムートゥヤーのウチナーンチュがウチナーグチを使ってない、使えないとの嘆きと厳しい指摘だったと思います。しまくとうばは文化を受け継ぎ、誇りあるアイデンティティーの源です。大切にしなければなりません。

イ、本物のしまくとうばは海外の移住地に残っているとされており。語やびらしまくとうば世界大会の開催はどうでしょうか、見解を伺います。

5、第11次鳥獣保護事業計画におけるメジロ愛玩、鑑賞目的の捕獲禁止について。

平成23年12月、県の自然環境保全審議会の中で委員から、古くからメジロを飼育していた沖縄の歴史を考慮し慎重に検討するよう指摘され、読谷村、西原町、うるま市の議会やメジロ同好会からは、琉球王朝時代から続くメジロの飼育文化を守るよう求める要請が寄せられたにもかかわらず、県自然保護課は、個体数の減少など禁止するための根拠を示すことなく沖縄だけ許可すると密猟を助長することになりかねないと環境省の方針どおり原則禁止としました。

(1)、平成24年4月からスタートしたが、メジロ飼養許可証の交付状況を伺う。

(2)、メジロ愛玩団体の概要、活動状況について伺う。

(3)、メジロ飼育は琉球王朝時代から受け継がれてきた沖縄文化である。環境部と文化担当部はもっと連携を図って、2年後の第12次鳥獣保護事業計画で見直すべきだと思いが見解を伺う。

6、県企業局水道事業について。

(1)、ことしの水事情と見通し、観光産業への影響について伺う。

(2)、水道事業の概要、今後の計画、方針について伺う。

(3)、水道広域化における水質管理、水道料金の問題に係る取り組みについて伺う。

(4)、離島と本島との供給単価の現状と改善後の単価、課題について伺う。

以上、よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 瑞慶覧功議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、アジア経済戦略構想における中国・台湾訪問の目的、成果及び今後の訪問予定地等についてお答えをいたします。1(1)アと1(1)イは関連しますので一括してお答えをいたします。

私は、沖縄県アジア経済戦略構想を策定しその実現に取り組むことで、アジアの活力を取り込み本県の自立型経済を発展させていきたいと考えております。そのため、先般中国及び台湾を訪れた際、現地の政府関係機関及び経済団体等との意見交換や協力要請などを行ったところであります。特に北京を訪れた際、李克強首相に対し、那覇市と福州市の定期便就航の要望を行ったところ、本日7月1日から定期直行便が運航することになっております。台湾では、台湾港務とのパートナーシップ港の覚書（MOU）を締結したほ

か、台湾の経済団体幹部や航空会社5社の代表者と今後の経済交流等のあり方について、じかに意見交換を行ったところであります。また今月下旬には、シンガポール事務所開設記念事業に参加するため同国を訪問することとしており、物流及び観光関連事業者や政府関係者等と意見交換などを行う予定としております。今後もさまざまな機会を捉え、アジア各国の関係機関や経済団体等と意見交換を行い、アジア経済戦略構想を含め沖縄県のさらなる経済発展に生かしてまいりたいと考えております。

次に、平和宣言と式典の感想についてお答えいたします。

ことしの平和宣言については、沖縄戦体験者が高齢化し減少する中、これまで以上に戦争体験の継承と恒久平和の実現に取り組む決意を新たにしたところあります。特に戦後70年を迎え、平和の礎を構築するためには、国民の自由、平等、人権、民主主義がひとしく保障されることが必要であります。広大な米軍基地が存在する沖縄において辺野古の新基地建設は認めがたく、政府に対して、沖縄の基地負担を軽減する政策を再度見直すよう強く求めました。また、未来を担う子や孫のために誇りある豊かさをつくり上げ、いつまでも子供たちの笑顔が絶えない豊かな沖縄を目指すことを強く決意をいたしました。

沖縄全戦没者追悼式典は、安倍首相を初め県内外から多くの方々が参列され、厳かに挙行されました。ことしの式典においては、献花の際の子供たちのすばらしい歌声や、琉歌を盛り込んだ平和の詩の朗読に感動いたしました。また、献花補助を高校生が行うなど、多くの子供たちが参加し、平和のとうとさを次世代に継承する意義深い式典であったと思います。戦後70年に当たり、改めて式典の重要性を感じたところあります。

次に、文化観光、スポーツ行政についてに関する御質問の中の、第6回世界のウチナーンチュ大会についてお答えをいたします。

世界のウチナーンチュ大会は、海外に在住する県系人を初め沖縄にゆかりのある人々が母県沖縄に集い、そのルーツやアイデンティティーを確認するとともに、ウチナーネットワークの強化・拡充、次世代への継承等を目的としております。第6回大会は、来年10月26日から30日に開催することを6月12日の第1回実行委員会で決定しました。大会の具体的な事業内容につきましては、今後基本方針を策定し、ことし10月に開催する第2回実行委員会で承認を経た上で決定していくこととしております。県民を挙げて、

世界のウチナーンチュを歓迎するとともに、ウチナーネットワークの深化や次世代への継承につながるさまざまな事業を検討し、前回大会以上の盛り上がりとなるよう準備を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、ポツダム宣言に対する見解についてお答えします。

ポツダム宣言は、日本に無条件降伏を要求した共同宣言であり、その受諾により戦争が終結したものと認識しております。

次に、基地問題についての御質問の中で、嘉手納飛行場への外来機の飛来状況についてお答えします。

沖縄防衛局の嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査によると、平成26年度の外来機と考えられる航空機の離着陸等回数は約1万1000回で、全体の約25%を占めております。最近の嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、外来機のたび重なる飛来に加え、米国州空軍F16戦闘機がことし1月に続き去る6月中旬からも配備されるなど、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対しこれまで強く要請しております。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音の軽減を日米両政府に対し粘り強く働きかけていきたいと考えております。

同じく基地問題の質問の中で、米軍機の部品落下事故についてお答えします。

県としては、航空機に関連する事故は県民に大きな不安を与え、一歩間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。米軍機の部品落下事故は、県が再発防止を再三申し入れたにもかかわらず、ことしに入って7件発生しており、大変遺憾であります。県は、それぞれ事故発生のたびに、米軍及び沖縄防衛局に対し具体的な事故原因等について説明を求めるとともに、実効性のある再発防止策と安全管理の徹底を強く求めています。沖縄防衛局は、県の申し入れを受けて、米軍に同

様の申し入れを行っている」と承知しております。米軍からは、事故発生の通報、事故の状況について説明がなされておりますが、事故原因や再発防止策が明らかにされていないものもあり、県は、改めて公表を求めているところであります。

同じく基地問題についての御質問の中で、実弾射爆撃場や訓練空域の返還についてお答えします。

沖縄県は、これまで累次にわたり、ホテル・ホテル訓練区域の解除区域の拡大及び対象漁業の拡充並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について要請を行っております。鳥島射爆撃場については、長年の実弾射爆撃訓練により島としての形状を失いつつあり、我が国の領土保全上重大な問題であると考えております。

県としましては、引き続き県民の生活と安全を確保するとともに、漁業の振興や県土の保全を図る観点から、あらゆる機会を通じ、日米両政府に対し、ホテル・ホテル訓練区域の解除区域の拡大及び対象漁業の拡充並びに鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還について、軍転協、久米島町、漁業関係団体とも連携しながら求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは、基地問題についての御質問の中で、基地におけるMER S等の感染症対策についてお答えいたします。

米軍基地における入国時の感染症対策について、在沖米海軍病院公衆衛生専門官に照会したところ、米軍は那覇検疫所と連携し、発熱の有無や渡航歴、接触歴の確認等を行い、中東呼吸器症候群（MER S）についても我が国と同様の検疫を行っているとの回答がありました。なお、本県では、毎週基地内の感染症発生動向について情報交換を行う等、平時より在沖米海軍病院公衆衛生部との連携に努めております。

次に、文化観光、スポーツ行政についての御質問の中で、入国時のMER S等の感染症対策についてお答えいたします。

韓国で発生している中東呼吸器症候群（MER S）等、海外から持ち込まれる感染症の水際対策につきましては、空港や港湾の検疫所において、サーモグラフィ検査や聞き取り調査、パンフレット配布等の検疫対応の強化が図られております。

沖縄県としましては、県内で発生した場合に備え、国の通知を踏まえ、医師会や感染症指定医療機関等の関係機関と連携を図り、搬送体制、検査、治療体制の

整備を行っているところです。また、県民に対し、ホームページ等を通じ情報提供を行っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 鉄軌道整備計画についての御質問の中の、鉄道及びL R Tの導入計画の事業費等についてお答えいたします。3の(1)ア、イ、ウ及び3の(2)ア、イは関連しますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

県は、鉄軌道の計画案について、5つのステップに分けて段階を踏んで検討を行っていくこととしております。昨年10月からステップ1の検討をスタートし、現在ステップ2として、陸上交通の現状や課題、将来の姿などについて検討を進めているところであります。鉄軌道のおおむねの事業費、事業期間、ルート及びL R T等の公共交通ネットワークのあり方等については、次のステップ以降において、県民、市町村等と情報共有を図りながら検討を行っていくこととしております。

次に、文化観光、スポーツ行政についての御質問の中の、那覇空港国際線におけるボーディングブリッジの利用状況についてお答えいたします。

那覇空港国際線旅客ターミナルビルには、ボーディングブリッジが4カ所設置されておりますが、エプロン工事等のため、現在3カ所で運用されております。ボーディングブリッジの利用状況については、平成27年5月上旬の運航ダイヤで、1日の便数が週で最も多い水曜日、土曜日では約54%、その他の曜日では約69%となっており、1週間当たりで平均すると約64%となっております。

次に、那覇空港国際線ターミナルビルの外国人観光客200万人に向けた対策と計画についてお答えいたします。

那覇空港ビルディング株式会社は、近年の急激な国際線旅客数の伸びに対応するため、平成28年11月供用に向けて、ことし7月から国際線旅客ターミナルビルの北側搭乗橋の増設工事に着手することとしております。また、第2滑走路供用開始を見据えた対応として、国内線と国際線を結ぶ際内連結施設整備に向けて、昨年10月から基本計画の策定に着手しており、今後基本計画の内容について県と調整を行っていくこととしております。

県としましては、入域観光客1000万人の目標達成に向け、引き続き那覇空港ビルディング株式会社と連携し、那覇空港の施設拡充整備に取り組んでまいりま

す。

次に、那覇空港国際線ターミナルビルの白壁の空間についてお答えいたします。

3階の入国審査場から1階のターンテーブルに至る区間は、沖縄地区税関が管理しております。同地区税関によりますと、行政財産の管理上支障が生じるおそれがないことや公共性、公益性の確保などを前提に、使用収益の許可を行うことは可能であるとのことであります。

県としましては、那覇空港は沖縄の空の玄関口であることから、沖縄の魅力を紹介するポスターなどの掲載について、国と調整を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 文化観光、スポーツ行政についての御質問の中で、スタンリー氏への表彰等についてお答えいたします。

台湾出身のタレント、スタンリー氏、本名・頼宥銘（ライヨウミン）氏は、台湾において沖縄に関する旅行ガイドブックの出版や、インターネット上の御自身のブログで沖縄のさまざまな情報を発信し、高い人気を得ている方と承知しております。

県においては、平成22年3月の第1回沖縄国際アジア音楽祭に同氏を招待し、台湾側へPRしてもらう取り組みを行っております。頼宥銘氏の表彰や、美ら島沖縄大使への任命については、貴重な御提言として検討したいと考えております。

次に、同じく文化観光、スポーツ行政についての御質問の中で、語やびらしまくとうば世界大会の開催についてお答えします。

海外に移住したウチナアンチュの1世や2世の中には、しまくとうばを現地の言葉以上に日常語として使いこなす方もいる一方、世代を経るにつれしまくとうばを話す方が減りつつあると聞きます。しまくとうばは、ウチナーアイデンティティーのよりどころであり、次世代への継承は世界のウチナアンチュ大会の目的に通じるものと考えております。前回大会におきましても、しまくとうばの普及や伝承をテーマに、NPO団体等によるシンポジウム等が開催されております。

県としましては、来年の第6回大会においても、県民と海外のウチナアンチュの交流を図りつつ、しまくとうばの普及や次世代への継承につながるような事業を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 第11次鳥獣保護事業計画におけるメジロ愛玩、鑑賞目的の捕獲禁止についての中、メジロの捕獲許可及び飼養登録の状況についての御質問にお答えします。

メジロの捕獲許可の件数は、平成24年度が7件、平成25年度がゼロ件となっております。また、メジロの飼養登録数は、平成24年度が592羽、平成25年度が477羽となっております。

同じくメジロ愛玩団体の概要、活動状況についての御質問にお答えします。

県内のメジロ愛玩団体は、平成23年度時点で読谷楚辺メジロ同好会を初め16の団体があり、各団体がメジロの鳴き声の回数や長さを競う大会を年2回程度実施していると聞いております。

同じく事業計画の見直しに対する見解についての御質問にお答えします。

沖縄では、明治以前からメジロの飼育が趣味・娯楽の一つとして親しまれてきており、伝統的な鳥かごづくり等が行われてきたことは理解しております。しかしながら、国の指針では、野鳥は本来自然のままに保護すべきであり、原則として捕獲を許可しないこととされているところであります。

県としましては、第12次鳥獣保護管理事業計画の策定に当たっては、今後国から示される指針の内容や他県の動向を確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企業局長。

〔企業局長 平良敏昭君登壇〕

○企業局長（平良敏昭君） 県企業局水道事業についての御質問の中、ことしの水事情と見通し、観光産業への影響についてお答えいたします。

水事情につきましては、ダムの貯水率7月1日きょう現在で60.6%でございますが、平年値で20%ほど低下していることもあって、県民を初め多くの皆様に御心配をいただいておりますが、今のところ問題はないものと見ております。ことしは平年より12日ほど早く梅雨が明けましたが、平年では7月から9月も降雨量が一定見込まれることから、当面は降雨の状況を見守りたいと考えております。ただ御承知のとおり、本県の水事情は天候に大きく左右されやすいという特徴がありますので、県民におかれては日ごろから節水に努めていただくようお願い申し上げたいと考えております。

次に、水道事業の概要、今後の計画、方針についてお答えいたします。

企業局が経営する水道事業は、沖縄県公営企業の設置等に関する条例第3条第2項の規定により、那覇市ほか20市町村及び1企業団の計22水道事業者に対し水道用水を供給し、県民のライフラインの一つとして重要な役割を果たしております。平成26年度の送水量は1億5212万6700立方メートルで、1日平均送水量は41万6800立方メートルとなっております。

企業局では、人口の増加や入域観光客数の伸び等により今後増加する水の需要に対処するため、平成37年度の1日最大給水量を58万2500立方メートルと設定しております。これまで国直轄の多目的ダム整備事業で福地、新川、安波、普久川、辺野喜、漢那、羽地、大保、金武の計9つのダムが完成しており、これで水源開発は全て終了したことになります。今後の計画としましては、東系導水路トンネルや石川上間送水管、西原糸満送水管等の導送水施設、北谷浄水場、名護浄水場等の老朽化した水道施設の更新や耐震化等を進めていく考えであります。

次に、離島8村の水道広域化における水質管理、水道料金問題への取り組みについてお答えいたします。

本県の小規模離島の簡易水道事業においては、運営基盤が脆弱な水道事業体が多く、特に沖縄本島周辺離島8村は、安定給水や水質管理、水道料金などの水道サービスにおいて、沖縄本島と大きな格差が生じておりその対策が喫緊の課題となっております。現在取り組んでいる離島8村への水道広域化においては、水源から浄水処理施設及び送水施設までを沖縄本島と同様に企業局が運営することになります。企業局は、浄水処理及び水質管理について、高い技術力とノウハウを有していることから、安全な水を供給できるものと考えております。また、離島簡易水道事業において最も負担の大きい水源や浄水コストを企業局が担うことで、運営基盤の安定化や水道料金の低減化に貢献できるものと考えております。

次に、離島と本島との供給単価の現状と改善後の単価、課題についてお答えいたします。

水道の利用者から徴収される1立方メートル当たりの水道料金をあらわす供給単価について、平成25年度の現況として沖縄本島平均が1立方メートル当たり174円、離島平均が1立方メートル当たり252円で1.4倍の差となっております。特に広域化の対象である離島8村の平均は1立方メートル当たり303円で1.7倍、最も高い南大東村の供給単価は1立方メートル当たり427円で、本島平均の2.5倍となっております。

離島8村への広域化によって、離島簡易水道事業において最もコストがかかる水源や浄水処理を沖縄本島と同様に企業局が担うことで、給水原価を大幅に引き下げることが可能と考えております。これら離島8村の給水原価の大幅な引き下げによって、供給単価すなわち水道料金の引き下げが期待されます。

企業局における課題としましては、収益性の悪い離島8村を加えることで、給水原価が1立方メートル当たり3円から4円程度増加する見込みであり、この対応が必要であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時12分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 まず、沖縄全戦没者追悼式ですが、大変すばらしい追悼式だったと思います。ことしから取り入れられた子供たちの合唱と詩、とってもよかったと思います。しかし、バックコーラスではなく、2曲でもいいから正式なプログラムの中に位置づけて、やっぱり耳を傾けるべきではなかったかなと思いますがどうでしょう。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 御提案ありがとうございます。

ただ正式なプログラムとなりますと、式の時間等もいろいろと配分等も検討する必要があります。高齢者の出席者も多いということもございまして、できるだけ時間は短くしたいということもございまして、単独でまたそれを設けるというのは今のところなかなか難しいところがあるかと思うんですが、何らかの形で子供たちのこういう参加の仕方というのは引き続き検討してまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 そうですね、曲目を絞ってもいいと思うんですが、やっぱりちょっと、みんなそういうまた声もあったものですから。それと、司会者からは西原小学校と大里南小学校の皆さんとこの紹介はあったんですが、式次第のほうには何も載っていないんですね。やっぱり載せてあげるべきではないかなと思ったんですが、

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 参加いただい

た小学校は、西崎小学校と大里南小学校でしたかねー一だったと思います。この辺ちょっと次回から配慮してしっかりと載せるような形で配慮していきたいなと思っております。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 よろしくをお願いします。

次に、海外から沖縄観光への功労者ですが、映画祭か何かで招待したという話は私初めて知ったんですけれども、ぜひ検討してほしいと思います。それといろいろ聞いたら、沖縄大使というんですか、それが平成16年に設置されていますけれども、そのちょっと概要について説明をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えします。

美ら島沖縄大使については、沖縄のその自然、歴史、文化を初め観光、特産品等の魅力を広くアピールする、それから沖縄に関する情報を収集し沖縄県に提供するといったことなどを活動として規定した上で、関係者等からの推薦を経て庁内での審査手続を経て任命するといった制度でございます。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 設置されているのが11年前ですけれども、その当時は国内観光客の誘致に一生懸命だったと思うんです。しかし現在の状況、外国からの観光客が伸びてさらに今後も期待できるわけですね。そういった意味からもやっぱりこの美ら島大使、海外にも外国人にも広げていく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 議員からございますように、現在92名の方を任命しておりますが、全て国内、県内に在住の方でございます、そのうち1名は外国籍の方もおられますが、今後については議員からもございましたように、海外向けの発信といったことを考えますと、十分検討していくところがあるのかなと思っております。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 よろしくをお願いします。

次に、メジロの愛玩、飼養についてですけれども、環境部、愛玩のための飼育、捕獲は許可しないということで来ているんですけれども、それならば個体数の調査とかその禁止の根拠を示していく必要があると思うんですけれどもどうでしょう。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

○環境部長（當間秀史君） 基本的に、これは個体数

の問題ではなくて、野鳥というものはやはり野外で保護をして観察をするというのが基本であるというものでございまして、これについて調査をするということは考えておりません。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 そんなこと言ったらもうたくさん、そういう……。

次に、国の方針。本来動物愛護の観点から出てきていると思うんですけれども、現在飼養許可を受けるとメジロに足輪を装置することになっているんです。これ義務づけられていますけれども、愛玩家からは、足に傷がつくと——金属製ですかね——かわいそうだという声があるんですけれども、もっと別な方法を考えるべきではないでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

○環境部長（當間秀史君） メジロの足輪は、個体識別のために行っているものでありまして、この飼養許可の再更新の場合は、足輪が例えば毀損したり汚れている場合は、おかしいと思われる場合は、再交付、再飼養の許可はしないということになっておりまして、それぐらい足輪でメジロの個体識別をしておりますので、これにかわる手法というのは今のところ考えておりません。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 いや、傷ついているという報告が、傷つくという報告があるものですから、もっといい考えはないかなと。今のところ考えてないけれども、ぜひちょっと検討していただきたいと思います。

現在でも愛玩者はたくさんおります。はっきり言って、許可証、許可されている人以上にいます。真面目な人は許可を受けるんですけれども、あと7年もするとメジロほとんど寿命となりなくなります。この沖縄の伝統文化が滅びていくということになるわけです。それでもいいんでしょうか、文化観光スポーツ部長。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 沖縄では明治以前からメジロの飼育が趣味、娯楽の一つとして親しまれてきたということについては理解をしております。一方で、県が定めるその鳥獣保護管理事業計画というのは、メジロなどの鳥獣を保護するという目的の一つとして定められた計画とのことでありまして、本県については、自然保護、鳥獣保護行政の観点から検討されていくものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 地理的なその歴史的な側面というの

は全く勘案、顧みることなく禁止するというのは、やっぱり今の地方分権に逆行すると思うんですよ。縦割りではなくて、その環境部と文化部、もっと連携して取り組むべきだと思います。たかがソーミナー、されどソーミナーです。愛玩、飼養を生きがいに行っているこのお年寄りたくさんおります。そういった人たちが犯罪者にする、してしまう、そういうおそれもあるわけですね。そして沖縄の伝統文化を守るためにも、ぜひ知事、見直していただきたいと思いますけれども、見解を伺います。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

○環境部長（當間秀史君） 一方で、やはり野に置けソーミナーという言葉もございますので、そういうことからして、鳥獣の保護を適正にして、やはり野外でメジロの声を聞き、そして姿をめであるというのがやはり一番の姿ではないかと思っております。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 もっと文化、そういうのをちゃんとやっぱり向き合っていたきたいと思います。これ2年後ですか、12次また計画ありますので、やっぱりもっとちゃんとそこは上から、国がこうだからというような、そういうことで片づけないように真剣に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 通告に従って一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢。

(1)、普天間飛行場の辺野古移設阻止への取り組み状況を伺う。

(2)、本県の過重な米軍基地の現状を世界各国に訴える方策を伺う。

(3)、訪米の成果と意義を伺う。

(4)、ワシントン事務所のさらなる活用策を伺う。

(5)、県内企業優先発注、下請の県内企業優先、県産品（資材）の積極活用に対する取り組みを伺う。

2、本県消防職員の充足率及び勤務体制の課題について伺う。

3、土木建築行政について。

(1)、公共工事の総合評価改善による参入機会の改革について伺う。

(2)、県発注公共工事の最低制限価格を95%以上に引き上げ、人材育成を図るべきではないかを伺う。

(3)、一般管理費等率、現場管理費率の改定への取り組み状況を伺う。

(4)、本県の実態に見合った県発注工事の積算単価

の改善について伺う。

4、我が会派の玉城満県議との関連質問について。

(1)、県はL R Tを導入していく考えであるかを伺う。

(2)、泡盛の過去10年間の出荷量の推移と課題を伺う。

(3)、嘉手納基地家族住宅工事における米軍発注工事の受注状況を伺う。

最後に(4)番、西普天間の国際医療構想には重粒子がん治療施設も含まれているかを伺う。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 赤嶺昇議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、辺野古移設阻止の取り組みについてお答えをいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に関しては、法律的な瑕疵の有無を検証する第三者委員会において検証作業が行われているところです。その報告も踏まえ、埋立承認の取り消しまたは撤回について検討をしてみたいです。

私は、多くの県民の負託を受けた知事として、今後、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないと公約実現に向け、取り組んでまいります。

次に、知事訪米の成果と意義についてお答えいたします。

今回の訪米では、国務省、国防総省、連邦議会議員及び有識者など19名もの方々に直接面談する機会を得ました。面談を通して、今沖縄が置かれている状況を詳しく正確に伝えることができたことは、大変有意義なことだったと考えております。特にマケイン上院軍事委員長及びリード同副委員長と面談できたこと、マケイン議員側から継続して私と建設的な対話を続けたいとの話をいただけたことは大きな成果だと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、過重な基地負担の現状を世界に訴えることについてお答えします。

沖縄の過重な基地負担の現状を世界に伝えるためには、マスコミを活用する方法が効果的であると考えて

おります。これまでに、訪米前の日本外国特派員協会やハワイ現地メディア、ワシントンDCにおけるナショナルプレスクラブでの記者会見、国外メディアからの個別取材が、地元テレビやワシントンポスト等の新聞で報道され、国外に対して効果的に情報発信をすることができたと考えております。

今後とも国内外へ向けた効果的な発信方法を検討してまいります。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、ワシントン事務所の活用策についてお答えします。

ワシントン事務所については、知事訪米の対応、基地問題に関する情報収集、沖縄の状況などの情報発信を主な役割としております。知事の考えや沖縄の状況を正確に米側へ伝え、知事の公約実現、そして沖縄の課題解決に向けて取り組んでまいります。

次に、本県消防職員の充足率及び勤務体制の課題についてお答えします。

平成24年度消防庁実態調査によりますと、県内の消防職員数は、目標数に対して58.8%の充足率にとどまっており、消防職員の充実を含む消防体制の強化が課題となっております。県内の消防職員実員数は、平成27年4月1日現在、1573人となっており、平成24年度から59人の増員（約3.9%増）が図られております。また、条例定数についても、平成27年4月1日現在、1639人となっており、平成24年度から111人の増員（約7.3%増）が図られております。

消防職員の勤務体制につきましては、市町村がその責任を負うことになっておりますが、県としましては、さまざまな機会を通して課題の解決に努め、今後とも消防体制の充実強化を働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、公共工事の優先発注及び県産建設資材の優先使用についてお答えいたします。

沖縄県では、県内企業の育成強化を図るため、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」を策定し、産業まつりや県産品奨励月間の実施による意識の啓発、分離・分割発注等による県内企業の受注機会の確保、国や市町村等に対する要請など、さまざまな取り組みを行っているところであります。平成26年度に沖縄県が発注した公共工事について、県内企業の契約金額は前年度に比べ68億4200万円増加しているものの、県内企業の受注割合は、12.9ポイン

ト減少し80.3%となっております。また、県産建設資材の使用状況については、鉄筋やセメント等の主要11品目に係る使用状況調査によると、県産品の割合は、5.6ポイント減少し85.5%となっております。県内企業の受注割合や県産建設資材の割合が減少した主な理由は、海底光ケーブルの敷設、浄水場等電気設備の設置など、県内企業だけでは受注が困難な工事が増加したことや、工事に使用する建設資材の多くが、県内では製造していない規格や特殊な資材であったことなどが挙げられます。

県としましては、今後とも関係機関等と連携し、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用に取り組んでまいります。

なお、本日より、県産品奨励月間がスタートします。街頭パレードを初めさまざまなイベント等を通して、県産品愛用の周知徹底に努めてまいります。

次に、我が会派との関連質問についての中、泡盛の過去10年間の売り上げの推移と課題についてお答えいたします。

泡盛の出荷量は、県内外ともに平成16年をピークに減少しており、県内においては、2万2000キロリットルから1万7000キロリットル、県外においては6400キロリットルから2900キロリットルとなっており、10年連続で減少しております。主な要因としては、人口減少と若者のアルコール離れによる国内酒類市場の縮小傾向、消費者嗜好の多様化等が考えられ、今後は、県内外において若者等の需要拡大を図ることが重要と考えております。

県においては、今年度の取り組みとして、県内若者等への啓蒙活動、観光客へのPR、泡盛フェスタ等のプロモーション活動など、さまざまな取り組みを実施することとしております。さらに、これらの取り組みに加え、泡盛に関する調査事業を実施し、消費者や観光客へのアンケート調査、酒造所へのヒアリング、産学官民のワークショップ、調査委員会による検討等を行い、泡盛出荷量減少の要因分析や県内外の需要拡大など、泡盛産業の振興策について取りまとめを行うこととしております。

県としては、当該調査結果を踏まえ、県内外の需要拡大や若者の需要拡大、製造・流通・販売の各段階における課題解決など、より実効ある振興策を泡盛業界と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 土木建築行政についての御質問の中で、公共工事の総合評価落札方式の改善についてお答えします。

総合評価落札方式については、共同企業体の構成員としての施工実績も入札参加資格要件として認めるほか、従来10年としていた同種工事の施工実績期間を15年へ延長し、配置予定技術者の施工経験を入札参加資格要件から除外する等により、参入機会の拡大を図ってきたところであります。

また、施工計画を除き、施工実績、工事成績により、定量化した技術評価点と入札価格を総合的に評価する特別簡易型の適用を、5000万円未満の工事から1億5000万円未満までの工事に引き上げ、参入機会の拡大を図ってきたところであります。

同じく土木建築行政についての御質問の中で、最低制限価格の引き上げについてお答えします。

現在の最低制限価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルより率の高い算定式を用いて、沖縄県財務規則に基づき、予定価格の70%から90%の範囲で設定をしております。その上限値は、平成21年度のコスト調査の結果から、落札率90%が損益分岐点であると推測されることや、90%程度であれば予定価格と最低制限価格に幅があり競争性が確保できること、また、沖縄県建設業審議会で予定価格の90%が適正であるとの答申があったこと等から、90%と定めております。

最低制限価格の見直しについては、社会状況の変化があることを踏まえ、平成26年度に行ったコスト調査の結果をもとに、沖縄県建設業審議会に諮ることとなり、最終的には同審議会の答申を受けて決定することとしております。

同じく土木建築行政についての御質問の中で、一般管理費等率、現場管理費率の改定についてお答えします。

沖縄県土木建築部の「土木工事標準積算基準書」の改定に当たっては、4月に改定された国の積算基準をもとに、沖縄県の土木工事積算システムデータの更新を行う必要があります。その更新作業におおむね3カ月を要することから、一般管理費等率、現場管理費率の改定を含む、新年度の「土木工事標準積算基準書」の適用は7月1日としているところであります。

同じく土木建築行政についての御質問の中で、県発注工事の積算単価の改善についてお答えします。

公共工事設計労務単価は、農林水産省及び国土交通省が実施した労務費調査に基づき、都道府県別・職種別に価格を決定しております。資材単価は、年2回改

定しており、変動しやすい鋼材等については、毎月発行されている物価資料等の単価を採用しております。また、必要に応じて、見積もりを採用するなど適正な価格設定に努めております。

労務単価の価格動向は、平成12年度をピークに平成24年までは低下しておりましたが、近年の公共工事増加に伴い、上昇傾向に転じております。主要建設資材の価格動向は、国土交通省によると平成27年6月現在、横ばいで推移しているとのことです。

次に、我が会派との関連質問についての御質問の中で、嘉手納基地家族住宅工事の受注状況についてお答えします。

2001年から2011年にかけて公示された嘉手納基地家族住宅工事の受注額は11件、合計約614億4200万円であり、うち県内業者は2件、約21億7400万円、全体の約3.5%を受注しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 我が会派との関連質問についての御質問の中の、L R T導入についてお答えいたします。

県は、鉄軌道の計画案について、5つのステップに分けて段階を踏んで検討を行っていくこととしております。昨年10月からステップ1の検討をスタートし、現在ステップ2として、陸上交通の現状や課題、将来の姿などについて検討を進めているところであります。計画案には、鉄軌道整備計画として、起終点のおおむねの位置、おおむねのルート、想定するシステム、おおむねの駅位置の考え方、平面、高架、地下など主な構造、さらに、L R T等の交通ネットワークのあり方、駅を中心としたまちづくりや公共交通利用促進など沿線市町村の役割についても盛り込むこととしております。

L R T等の交通ネットワークのあり方等については、次のステップ3以降において、県民、市町村等と情報共有を図りながら検討を行ってまいります。

次に、国際医療拠点構想に重粒子線治療施設が含まれるかという趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、県民に向けた先進医療の充実に加え、本県の医療産業の振興や国際交流の推進を図るという観点から、アジア地域における国際医療拠点形成を視野に入れ、重粒子線治療施設の導入に向けた調査検討を行ってきたところであります。従来の放射線治療に比べ高い効果を有し、身体への負担も少なく、短期間での治療が可能な同施設の導入については、これまで

の調査検討において、実現可能性の高い事業スキームや国際医療拠点における位置づけ等の整理を行ってきたところであります。

一方で、集患のあり方や高額な治療費等が課題となっており、これらの課題については、引き続きその解決方策等のさらなる調査検討を行うこととしております。その中で、国内外の関係機関と連携した集患のあり方や、県民が利用しやすい治療費設定等の具体策について、整理を行うこととしております。

県としては、こうした取り組みを進めながら、ことし秋ごろには、国際医療拠点における位置づけ等について、一定の方向性を示していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 再質問、ちょっと順不同でさせていただきます。

今の関連質問で、西普天間の中にこの重粒子線がん治療施設が含まれているかどうかだけ、もう一回教えてもらいたい。含まれているかどうかということをもう一回。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 国際医療拠点構想には、先ほど申しあげましたように位置づけた形でやっておりましたけれども、重粒子線治療施設につきましては、さまざまな意見があるということを承知しております。このため、そういった課題を整理いたしまして重粒子線治療施設の導入についてはことし秋ごろをめに検討するというところでございます。

○赤嶺 昇君 ちょっと休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後2時44分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 そこで、この国際医療拠点として重粒子線がもし含まれた場合に、運営とかランニングコストというのはこれどこが出ていくのか。県なのかどういう主体なのか教えてください。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） まず、昨年度までの調査ではおよそ初期投資として155億、そのうち135億を県が負担することとなっております。残り20億等は医療法人が負担するというようなスキームを持っております。ランニングコストですけれども、これにつ

きましては運営法人が負担するというので、公費の負担は一切考えてないというような調査結果になっております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 そうすると、初期投資はあるんですけども、今後は県は、運営法人がやるということで県が、例えばうまくいかなかった場合に、後にまた県のほうに負担を求められるということはこれは絶対ないわけですよね。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） そういった後年度の負担がないような形の運営が可能か、それは集患のあり方にかかってくると思います。その集患のあり方等が大変重要になってくると思いますので、そこら辺のところのより詳細な調査を行うと。そういったしっかりとしたスキームをつくった上でこれを秋ごろまでに整理して、県としてどうするかということを決めるということでございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 いやいや、はっきり答弁いただきたいんですけども、今後県がランニングコストを出すことはありませんよねということです。これは、アミークスの件もあって、計画が崩れて途中から県が予算を出した経緯があるんですよ。ですから、後になってやっぱり県のほうに負担を求められても困ると。だからこれはちょっと答弁ははっきりしないので、それはいいですよということをはっきりしてください。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 我々としてはそういった後年度負担のないというような形で今しっかり取り組んでいるところであります。後年度負担は考えておりません。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 それも含めて、こういう国際医療施設はいいんですけども、この重粒子線については、文教厚生委員会もさまざまなところで視察等で見てるので、ないよりはあったほうがいいと思いますよ。しかし、あったがために今後県の財政にいろんな負担があるということも含めてしっかりと検討いただきたいなと思っております。

続いて、この米軍基地内のボンドの関係だと思うんですけども、614億の予算の中で県内企業が21億しかとれないというのは、結局このボンドの取り組みについて、なかなかうまくいってないということで理解しているんですけども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 県ではこれまで軍転協などを通じて米軍等関係機関に対して分離・分割発注、ポンド率の減免の要請を行ってきました。米軍からは入札発注の条件は、日本企業、海外企業にも公平に開放しており、沖縄の企業を優先することはできない旨の回答がありました。

県としては、そのようなことはないように粘り強く要請を行っているところでございます。また、県においての基金の設置についても検討を行いましたが、公平性の観点や損害が発生した場合の税金による穴埋めなど多くの解決すべき課題があると考えていることから、基金についても今検討を断念したという状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ということは実質的にはもうこれはできないと思いますよ、この今の制度上は。履行保証はなかなかできる企業はないわけですから。今までずっと取り組んだ部分も含めて再度これだけの工事があるわけですから、いま一度、部局、あと副知事とも連携をしてやっていただきたいという要望をしておきたいと思っています。

同じ土木建築行政の中で、この総合評価による参入機会の改革については、一般競争と総合評価でやると今ずっと仕事とれるところはとれる、とれないところはいつまでもとれないと。成績保証もないものだから、なかなか勝ち組と負け組に今分かれている現状を、一般競争と総合評価はいかにも平等に見えるんですけれども、やっぱり成績が優秀なところはずっととれるというこの現状を見ると、どうしてもなかなかとれていないところの企業に少し配慮するという手だてはないのかどうかをもう一度御答弁ください。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 総合評価落札制度の中で我々がやっているというのは、まず同じ業者がとらないような同一の工事、地域で発注やったときに同じ業者がとらないようにということで、まず取り分け規定というのを設定しています。それから、過去の3カ年間の受注率に応じて現在の受注がどうかということで、ことしの受注率と過去3カ年受注率を見て、多い少ないということでそれを減点するような仕組みもやっていますので、そういうことをやって一部の業者に偏らないような発注というのは心がけているつもりでございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 例えば、特A業者が何社あって、A、B、Cで出してもらって、例えば過去5カ年間全

く公共工事の受注がとれてないということも含めて、皆さん分析していますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 済みません、そのような分析はまだやってございません。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひ、登録されていますからもう一回分析してもらって、もう全然とれていないところもやっぱりあるわけですよ。だから一般競争、私は例えばこの二、三年ぐらいとってないところだけを集めて、指名にして、なかなかとれてないところの中で総合評価も含めてそこにチャンスを与えていく。そこで、受注とれたときには、そこにはいわゆる評価されていくわけですね。そういうことも含めて、全て一般競争で総合評価という制度の中でいくと厳しいと思いますよ。全然仕事とれていないところの皆さん含めて、改めてそこに視点を当てるということも私は一つの方法だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 私ども当然地元の企業、県内の企業を育成する義務がございますので、その方々に均等にあるいは受注の機会を与えるようなことができるか、こういうことは県の土木建築部だけで判断できるわけではございませんので、建設業界との意見交換会の中で、そのようなこともあるのかというのを議論して深めていきたいと思っています。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 もちろん業界の皆さんと話をしてもらって、さっきの実態をこれだけ登録していてどれだけとれているかという表はすぐ出ると思いますので、それをしっかりと出してなるべく多くの企業に機会の参加を促していただきたいと思っております。

最低制限価格についてなんですけれども、県内の市町村で90とか95とか92とか今ばらばらになっている現状があるんですけれども、95%以上にしている市町村の実態を教えてください。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 上限が95%というところで紹介したいと思います。

沖縄市が75から95%、宮古島市も同じく70から95%です。それと中城村が75から95%と。それからあと1件ですが、石垣市が60から92.3%、浦添市が70から92%ということで90%以上の設定をしているのはこの市町村となっております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 95%にすることは法に抵触します

か。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） その率の範囲につきましては、法的な制限はございません。各自治体の規則等に定められておりまして、県の場合は沖縄県財務規則の範囲内で設定しているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 今法に抵触しないということを踏まえて、本県はこの90にしてからもう何年になりますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 沖縄県における最低制限価格の制度は、昭和62年4月の導入を皮切りに数回の改正を行ってきています。今の率になったのは平成21年の4月に率の範囲が70から90%になっている状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ということはもう90にしていわれる5年間ぐらい実施しているわけですね。

そこでお聞きしたいのは、この各5年間の県発注公共工事の不調・不落の実態について教えてください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後2時54分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 議員、今のは過去3カ年のしか手元にないんですけれども、よろしいでしょうか。

平成24年が143件、15%です。平成25年度が180件、19%、平成26年度が178件の20%です。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 最低制限は5年前に上げたんですよ。上げたにもかかわらず、普通だったら不調・不落は減るべきなんですよ。ところが不調・不落は上がっているんですね。ということは、この最低制限90に上げて努力してもらったものの、この90という部分がまだ不調が続いているということは私は課題だと思うんですよ。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 不調・不落の工事というのがほとんど小さな工事とかあるいは離島とかの工事に集中しておりまして、そういう小さな工事のもので不調・不落が多いというのは我々状況把握しているんですが、それが全体の大きな工事です。これだけ不調・不落があるかというのはちょっと今説明できない

んですけれども、今まであったのは小さな工事ということで理解しております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 じゃ、具体的にいうと県立宮古病院は赤字だったんですよ、1期工事も2期工事も。これ國場組さんがとったんですけれども、赤字覚悟でもやっているんですよ。結局は誰かがやらんといけないという使命でやっているんですね。

先ほど、損益分岐点とおっしゃったんですけれども、損益分岐点って何ですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後2時57分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 工事を受注して施工して、赤字から黒字になるところの真ん中ということになります。赤字から黒字に変わるラインということでもあります。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 皆さん、もうからない線ということでいいんですか。利益も要するに得も損もしないということですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） そういうことになります。赤字、黒字がなくてそのままという状況ですね。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 企業は利益を出して当然なんですよ。公金なので、この膨大な無駄な利益は問題だと思いますよ。しかし企業に赤字も黒字も出すなというのは県発注としていかがなものかと思いますけれども、安慶田副知事、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 指名でありますので御答弁申し上げます。

確かに、損益分岐点というのは企業において黒字になるか赤字になるかという、経費と要するに売り上げが交わるところを損益分岐点と申し上げまして、それにおきましては、やはり企業というものはある意味ではもうけて、そして社会に還元していかなければならないと考えております。ただ、これがどういうもうけ方するかというのは問題は別としても、いずれにしても赤字にしない、あるいは赤字か黒字か採算をしないという意味では、労働者あるいは賃金あるいはそういう社会的貢献度を考えると、少し問題が出てくる

のかなと思いますし、できましたら県の工事をして赤字になったということがないようなことが当然、最近は何ぞ不発が多いかと申し上げますと、正直申し上げますと東京のオリンピックの工事とか、あるいは東北の大震災のそういう復興工事がたくさんありまして、そういうところに大体、労務賃がほとんど差がありますので、そういう意味でそこに労務とかあるいは技術員が本土に出稼ぎに行っているというのが多いというのが現状であるというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 最低制限は、ですから僕はこの沖縄市が95にしていると、これは皆さんだけで決める必要はないですよ。審議会がありますので、そこから審問してもらうときに、皆さんのシナリオ作文で審議会開かれて損益分岐点がこうだからと言ったらそういうふうに決まってしまうんじゃないかなという心配があるので、実態をしっかりと出してもらって、沖縄市がやっていると、この中城もやっていると。95という数字を出すかどうか別にしても、縛らないでしっかりと議論してもらいたい。そこからやっぱり答申してもらって、損益分岐点にこだわらないで一定程度ちゃんと利益を出して、僕が一番気にするのは、人材が育っていないことがこの業界にとって一番の問題だと思っているんですよ。だから、そのかわり受注した企業の皆さんが新卒をとって育ててくださいというメッセージもあわせて出すことが大事だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 私も2月議会にも説明さしあげて答弁いたしましたが、当然企業というのは設備の更新もあるし設備の投資もあると思います。それと人材育成あるいは新規採用の雇用の問題等ございます。そういうもので、例えば建設の最低制限価格90%が悪さしているんだったら、それを上げることもやぶさかじゃないと思うんですけれども、今議員御指摘のことは、我々これから沖縄県建設業審議会に諮ることになっています。私どもは、今どういう状況、これはどういう状況ということで我々がコントロールするようなことは考えていません。議員からそういう提言があったことというのもしっかりお伝えして審議会に諮っていきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 そのためのこれは審議会ですので、やっぱりそこでしっかりとこの現状も踏まえてやってもらいたい。県としては、これ教育委員会もかかわってくるんですけれども、この工業高等学校等の専門校

についても、土木を出た子供たちがなかなかこの業界に行かないでサービス業に行っている実態があったりするものですから、企業も今即戦力を求めるんですよ。引退した型枠の職人をとったりとか、新規で雇用をなかなか育てるまで至っていないものですから、それも含めて今度審議会でしっかりと議論していただきたいと思っております。

もう一つは、市町村によって95とか92とか90とかよくないんですよ。そこもやっぱり県としてそれも含めてしっかりと議論していただきたいと思いたすけれども、部長いかがですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

静粛に願います。静粛に願います。

○土木建築部長（末吉幸満君） 先ほど説明いたしましたように既に95%近くまで上げている市あるいは村ございます。ほかの市町村というのは恐らく県に追随していると思いますので、我々がある程度方針を、方向性を示せば市町村も同じようなことをやってくれるんじゃないかなと思います。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひ頑張ってくださいと思います。

積算単価についてもあわせてこれもしっかりと議論してもらって、それが沖縄の実態に見合っているかどうかも含めて、審議会の中でも議論していただくよう要望しておきたいと思っています。

知事の政治姿勢についてなんですけれども、私も訪米に同行させていただきました。大変有意義だったというか今後につながるのではないかなという実感しております。その中で、このいわゆる今ボーリング調査をしているんですけれども、第三者委員会の答申というか、これが出て知事が判断をすると思うんですけれども、いわゆる国が埋立工事を始める前、きのうのお話でも9月から埋め立てちょっとずれるんじゃないかなという話もあるんですけれども、少なからず国が埋立工事を始める前に、知事は取り消しなのか撤回なのかどうなるかわからないんですけれども、それについて判断、意思表示は出さないといけないと思いますけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 今のところ埋立工事がいつ始まるかわからないんですけれども、いずれにしても県のスケジュールとしましては、これから第三者委員会の報告が出てきます。それを踏まえて取り消しするのか、あるいは撤回するのかそれを考えていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 あれだけ選挙でも僕らも多くの県民がああ海を埋め立ててはいけないと。ただ、やはり今でもいろいろとサンゴが傷ついたりいろんな問題が出ているんですね、この環境破壊も始まっている中で。国のスケジュールも見据えて、県の判断は私は必要だと思いますよ。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 国のほうは昨日ですか、9月末までボーリング調査をするという発表があったかと思います。したがって、常識的には工事はその後になろうかと思っております。どちらにしましても私どもとしては、適宜適切にその節目節目にしっかりと判断をして実行していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ですから節目、どこが節目かという話なんですよ。いわゆる今調査が延びる。僕は工事が始まる前に少なからずそこを意識してもらわないと工事が始まってからという話じゃないと思いますよ、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 赤嶺議員に御答弁申し上げます。

先ほどから部長が答弁いたしておりますように、県としては第三者委員会の結論を待ってそれから取り消しか撤回かを検討していきたいと思っておりますし、そしてまだ先ほど国もきのうですか、9月末までにボーリング調査を延期ということになっております。いずれにしましてもこれまでの私たちの認識はボーリング調査が終わって、そして実施設計に入るには県との協議が必要だと、覚書によって。そういうことでありますから、そういうことを踏まえてその国のスケジュールもまだ、そういう実施設計の申し出もありませんので、そういう国の動きも適時に判断して、おっしゃるとおり私たちもその時々に応じて判断をしていきたいとそうように考えております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 国のスケジュールもあるんですけれども、県として一番効果的な取り組みをやっぱりやっていかないといけないと思っています。先日、我が会派の代表質問との中で、この訪米についてこれも節目節目という話をされたんですね。歴代の知事等は少なからずこの仲井眞知事は年に1回ほど行ったりしたんですけれども、今回ほど具体的にこの調査を進めていつからまた埋め立てをするかもわからないというタイ

ミングを見ると、私は再訪米を節目は皆さん決めることかもしれないんですけれども、知事の次の決断の後に再訪米は僕は必要だと思いますけれどもいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 訪米の時期についての御質問ですけれども、訪米の時期につきましては、まだするかどうかもはっきり決まってはいたいたすけれども、いずれにしましてもこの国の工事の状況あるいは県の判断の状況そういうもろもろの情勢を見ながら、その時点その時点で判断しなければいけないと思っております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 いわゆるこの訪米、ただ行けばいいということを言っているのではなくて、今回訪米に同行させてもらったときに、翁長知事にはハワイの州知事を初めワシントンでも沖縄の実態を率直に訴えてもらったんですよ。訴えて、政府が言ってくれなかったことを、実はこの沖縄では民意がなかなか無視されているということも含めて、なおかつ知事は日米安保も日米同盟も理解はするけれども、余りにも過重な基地負担だよという現状を今回の訪米でしっかりと伝えたいんですよ。そうすると、次の訪米は同じ話じゃないと思いますよ。沖縄の実態はこうなんだよという話じゃなくて、この辺野古を国はどんどん進めようとしているが、もう既に知事は言っているんですよ、これ以上は進みませんよと、難しいですよということはもうはっきり言っています。そうすると、今後のいわゆる知事の次の判断、決断によっては、やっぱりもう一回あれからこういうふうに進展しましたよと。なので、やっぱりつくれませんよというタイミングはあると思いますよ。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 御答弁申し上げます。

今の赤嶺議員の意見も参考にしながら、またワシントン事務所の動きも図りながら、そして国あるいはまた県の動向も見ながらその時期については検討してまいりたいとそう考えております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 今、ワシントン駐在事務所の話も出ました。私も見てまいりました。今回知事訪米に際して、非常に頑張って日程等も事前に安倍総理が会って、オバマさんと会っている中でなかなか厳しい要請でしたよ。一国の総理が行って、その後に知事が行ってそんな簡単にすぐ向こうが、ああそうですかということにならない中で、そこで言うことをしっかりと伝

えたと。次につなげるという意味でいっても私はよかったなと思っています。

そこで、このワシントン駐在事務所ももう精力的に動いていると思うんですけども、僕らもいわゆる約55カ所を三、四チームに分かれて行きましたけれども、精力的に上院・下院もしくは補佐官に沖縄の実態を全ての国会議員にやっぱり伝えていくということももちろんやると思うんですけども、これはいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時11分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） お答えします。

今回、知事も連邦議会の議員の方々、何名もの方々にお会いすることができました。何分、短い日程で限られた時間の中で会える方というのはどうしても限られてくると。日程的に厳しいところがありました。ワシントン事務所は普段からさまざまなルート、チャンネルを持っておりますので、日常的にそういうチャンネルやいろんなコンタクトを使って、連邦議員の方々、そういう方々とお会いするあるいはその事務局の方々とお会いする、そういう活動は確かに必要なことだと考えております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 知事が出張行けないのでタイミング、それはその知事が訪米する部分とそれ以外にワシントン駐在、2人しかいなくてなかなか大変——現地スタッフもいるかもしれないですけども、やっぱり日常的にどうやって沖縄の実態を誰に伝えるかという話なんですよ。さまざまなルートというのはあんまりはっきりしてないんですよ。私たちは少なからず上院・下院事務所にはあそこに入ってずっと一日中いましたよ。そこを日常的な業務として僕はやるべきだと思いますよ。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 今回、県議の皆様、市町村長の皆様たちが多くの議員の方々にお会いいただいたこと、これは大変私どもも素晴らしいことだと考えております。あの短期間でこれだけ多くの方々とアポをとれたそのノウハウといえますか、その辺を活用させていただいて、ぜひワシントン事務所も活用したいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 上院・下院事務所によってはメール

アドレスもやりとり交換をして、定期的に情報交換しようということも実は成果として上がっているんですよ。ですから、今後沖縄の実態をそれぞれすぐ電子メールでのやりとりもできるまで来ているので、次に行ったらまた訪米団が最初から説明をするのではなくて、実は継続的にこう進んでいるということ、継続的な活動をお互いみんな連携とれるようにしてもらいたい。その中で、ワシントン駐在事務所を日常的に、向こうにやっぱり積極的に行って、ほかの業務もあると思いますけれども、それをしっかりと県とも連携をしてやっていただきたいと思います。

最後になりますが、知事がさまざま世界各国にこの沖縄の実態を言うとかかなり多くの方々が反応を示し、賛同をしてくれるということを私は本当に一緒に同行させてもらって、かなり言ったことによって理解してもらうことが大きいと思っております。世界各国のマスコミ向けに皆様がいろいろ今後も活用する場において、僕は国連等も視野に入れて、そこで世界のマスコミ向けに沖縄の実態を訴えるということは私は必要だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） お答えいたします。

確かに今アメリカに行きまして、アメリカのマスコミあるいはアメリカの国民に知事の思いを訴えてまいりましたが、今後は機会があれば、そういうチャンスができればどこにでも行って、国連にでも行ってそういう話す機会があれば行っていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひ、沖縄県民の思いを知事がしっかりと訴えて、説明も歴史も含めて今の現状を訴えるということは、やはり多くの世界各国の皆さんが必ず私たちのこの現状に賛同してくれると思いますので、ぜひともまた知事も体に気をつけて頑張ってくださいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 こんにちは。

では、一般質問をさせていただきたいと思えます。

その前に、一言所感を述べさせていただきます。

70年前の沖縄戦は、鉄の暴風と称され、多くの一般市民を巻き込み、熾烈な地上戦が展開され、二十数万余のとうとい命が奪われました。

翁長知事は、去る6月23日慰霊の日に、戦争の愚かさや平和のとうとさを身をもって学び、この教訓を

次の世代に継承するとともに、命ドゥ宝を願う沖縄の心を世界に発信する責務と使命について発しております。あわせて、米軍普天間飛行場の返還、名護市辺野古移設中止を求める県民意思を安倍首相の出席する前で力強く発信をしました。果たして、この翁長知事や県民の思いは安倍首相の胸に響いたのでしょうか。

戦後70年の節目に、安倍首相は、70年談話において歴代内閣が明記をした侵略、植民地支配を踏襲しようとしておりません。また、憲法9条が集団的自衛権を認めていないにもかかわらず、安全保障関連法案を国会会期を9月まで延長し、是が非でも成立させようとしております。この法案は、圧倒的多数の憲法学者が憲法違反の見解を表明しており、廃案になすべきだと思います。さらに、軌を一にして自民党議員との勉強会で百田尚樹氏が、沖縄の2紙は潰さないといかない、普天間飛行場は田んぼの中にあり、商売のために住民が住み始めたと言言をしております。まさに、報道機関への恫喝であり、言論統制でもあり、歴史的事実を歪曲をし、県民を蔑視する許しがたい言動であり、嚴重に抗議すべきだと思います。

ところで、安倍首相は、6・23慰霊の日に沖縄全戦没者追悼式に出席をし、去る大戦でここ沖縄の地は、国内最大の地上戦の場となり、とうとい命が奪われた。この不幸な歴史を深く心に刻み、常に思いをいたし、そうあり続けなければなりませんと挨拶をし、歴代首相も沖縄戦の歴史について毎年触れますが、日本国内最大の沖縄の地上戦の被害実態は、政府の実態調査が抜け落ちたままです。このことは、質問の中で明らかにしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以下、質問に入ります。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、6・23沖縄全戦没者追悼式での安倍首相発言を翁長知事はどう受けとめたのか。また、この夏予定の戦後70年安倍首相談話は、1995年村山談話の侵略、植民地支配を盛り込むことに否定的と言われておりますが、知事はどう考えるか伺いたいと思います。

(2)番、国会で審議中の安保法制は他国への武力攻撃と一体となり、著名な憲法学者も憲法違反だと見解を示しております。知事の見解を伺います。

(3)番、日本政府は太平洋戦争の戦争被害調査を70年前に実施しておりますが、沖縄県のみ調査対象から外しております。県は、なぜなのか政府に問いたしてこなかったのか伺いたいと思います。また、沖縄戦は組織的戦闘終了後の6月23日以降も続いており、戦争被害の正確な実態把握が求められております。県

は平和の礎建設時に戦争被害の実態調査をしており、この資料を検証し、分析し、より正確な実態を戦後70年の節目に把握をし、公表していくべきではないか伺いたいと思います。

(4)番、辺野古埋立承認取り消しの可能性はどうか伺いたいと思います。

(5)番、県外土砂搬入に伴う外来種防除対策の議員提案条例への見解を伺いたいと思います。

(6)番、普天間飛行場の2019年2月までの運用停止に対して政府はどのような見解を示しているか伺いたいと思います。

大きい2番、離島地域への振興について。

(1)、泊埤頭施設の整備及び那覇港湾機能再編計画見直しについて。

泊埤頭は本島と周辺離島（渡嘉敷、座間味、粟国、渡名喜、久米島、南北大東）を結ぶ表玄関の役割を果たしております。この拠点の整備に関連し、以下伺います。

渡嘉敷、座間味の屋根つきポンツーンの設置をすべきではないか伺います。

(イ)、陸電施設の設置及び整備をすべきではないか伺いたいと思います。

(ウ)、泊埤頭への屋根つき歩道の整備を図るべきではないか伺いたいと思います。

次に、泊埤頭を拠点とする周辺離島フェリーを那覇埠頭に集約する計画の見直しについては、安全性、利便性の観点から、従来どおり泊埤頭を拠点にすべきではないか伺いたいと思います。

(2)番、知事公約の島たび助成事業は、フェリー運賃や宿泊費の助成を通して、本島周辺離島の観光振興や地域活性化につながります。県は、検討することになっておりますが、検討したのか伺いたいと思います。

(3)番、離島住民の小型旅客船に対する軽油取引税への課税免除の恒久化は実現できないか伺いたいと思います。

(4)番、久米島一那覇路線の航空、航路運賃の低減を一般利用者、観光客にも拡大することはどうなっているか伺いたいと思います。

(5)番、離島のがん患者、難病患者支援のため、放射線治療に加え、手術、化学療法、PET検査等にも宿泊費、航空費、航路運賃の助成を拡大すべきではないか伺いたいと思います。

大きい3番、公共交通対策について。

(1)番、那覇市内の交通渋滞地域との解消対策を伺います。

(2)番、I C乗車券の実施状況と問題点はないか伺います。

(3)番、国際通りへの観光客を乗りおりさせる観光バスの駐車場がありません。那覇の観光産業への影響は大きいですが、対応策はないか伺います。

(4)番、旭橋再開発事業（北工区）について、事業目的、事業内容、総事業費、工期等概要と問題点と課題はないか伺いたいと思います。

以上、よろしく答弁をお願いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） ただいまの崎山嗣幸君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時47分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前の崎山嗣幸君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 崎山嗣幸議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、沖縄全戦没者追悼式の安倍首相挨拶についてお答えをいたします。

戦後70年沖縄全戦没者追悼式典は、安倍首相初め県内外から多くの方が参列され、厳かに挙行されました。

内閣総理大臣挨拶において、「沖縄が忍んだ、あまりにも夥しい犠牲、この地に斃れた人々の流した血や、涙に思いを致し、胸に迫り来る悲痛の念とともに、静かに頭を垂れたいと思います。」とする戦没者に対する弔意の言葉がありました。また、「私が、先頭に立って、沖縄の振興を、さらに前に進めてまいります。」とした上で、「沖縄の基地負担軽減に全力を尽くしてまいります。」と述べられました。

総理におかれましては、しっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

なお、安倍首相の談話につきましては、現在のところ発表されていないことから、所見を申し上げることは差し控えたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、安全保障関連法制への見解についてお答えします。

安全保障関連法案については、集団的自衛権の行使を含む具体的な議論が国会で行われており、さまざまな意見があるものと承知しております。

在日米軍専用施設面積の約74%が集中し、過重な基地負担を抱えている沖縄県としては、我が国の安全保障政策の変更には重大な関心を持っており、政府は、国政の場合などで十分に議論した上で、その影響も含めて国民に丁寧に説明すべきであると考えております。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、辺野古埋立承認取り消しの可能性についてお答えします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に関しては、法律的な瑕疵の有無を検証する第三者委員会において検証作業が行われているところです。その報告も踏まえ、埋立承認の取り消しまたは撤回について検討してまいります。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、普天間飛行場運用停止に対する政府の見解についてお答えします。

普天間飛行場負担軽減推進会議において、県は運用停止を含む4項目の基地負担軽減策について、具体的な取り組みを求めてまいりました。

普天間飛行場負担軽減推進会議及び作業部会の早期再開については、平成27年2月26日付で県から内閣官房副長官宛て要請文書を送付したところであり、引き続き同会議及び作業部会において具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、太平洋戦争の被害調査及び平和の礎建設の刻銘調査についてお答えをいたします。

国が沖縄戦に関する総合的な調査を実施しなかった理由について、平成23年に厚生労働省、内閣府沖縄振興局及び総務省に確認しましたが、不明であるとの回答でありました。

また、県では、平成5年度に平和の礎に刻銘する対象者名簿を整備することを目的として調査を実施しておりますが、その対象は「沖縄戦及びその前後において戦没した全ての沖縄県出身者」となっております。また、調査の項目は、戦没者の出身地、氏名等で、平和の礎に刻銘することで公表しております。戦没者の生年月日、戦没場所等につきましては、データが不完

全な部分があるため公表は困難な状況でございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 知事の政治姿勢についての中、県外土砂搬入に伴う外来種防除対策の議員提案条例への見解についての御質問にお答えします。

沖縄県は、亜熱帯海洋性気候に属し、海によって隔絶されていることで、他県とは異なった独特な生態系が形成されております。また、大小の島々から成る沖縄県の自然環境は、環境負荷の増大に対して脆弱であるという特性も持っております。

条例案は、法律を補完する形で、土砂等に混入して非意図的に侵入する特定外来生物を防止するもので、条例の制定により、沖縄県外からの土砂由来の特定外来生物の侵入リスクを低減するものと考えております。

沖縄県としましては、外来生物の侵入要因が土砂以外にも考えられることから、外来生物対策のための基本方針を策定するなど、より総合的な外来生物対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 離島地域への振興についての御質問の中で、那覇港泊埠頭への屋根つきポンツーンの設置についてお答えします。

屋根つきポンツーンについて、那覇港管理組合は、現在の渡嘉敷・座間味高速船乗り場の箇所では、水域が狭く浮き桟橋の設置は困難とのことであります。安里川の河口に位置する2号物揚げ場の箇所については、スペース的には浮き桟橋の設置が可能とのことでありますが、現在利用している観光船との係留場所の調整や荒天時の対策、さらに河川管理者との協議等の課題があり、那覇港管理組合は関係者や利用者との調整を進めていくとのことであります。

同じく離島地域への振興についての御質問の中で、那覇港泊埠頭への陸電施設の整備についてお答えします。

陸電施設の整備について、那覇港管理組合は、関係者を含め泊埠頭を利用する7町村と整備使用等を検討するとのことであります。

同じく離島地域への振興についての御質問の中で、那覇港泊埠頭への屋根つき歩道の整備についてお答えします。

屋根つき歩道の整備について、那覇港管理組合は、

とまりんから泊埠頭北岸の渡嘉敷・座間味の高速船乗り場に至る延長約430メートルを、平成26年度から事業に着手しており、平成28年度の完成を目指しているとのことであります。

同じく離島地域への振興についての御質問の中で、那覇港泊埠頭の周辺離島フェリーを那覇埠頭に集約する計画の見直しについてお答えします。

現在、那覇港管理組合においては、那覇港港湾計画の改定に向け、那覇港長期構想検討委員会を設置し、将来の那覇港のあり方を議論しているところであります。泊埠頭を拠点とする周辺離島フェリーを那覇埠頭に集約する既定の計画について、那覇港管理組合は、泊埠頭を利用する7町村の意向を踏まえ、周辺離島航路は引き続き泊埠頭を利用する方針に見直し、平成27年3月26日に開催した第3回の委員会に提案したとのことであります。

今後は、同委員会における議論を踏まえ、那覇港港湾計画改定の中で、周辺離島拠点ゾーンを含め、港湾空間の利用計画を決定していくと聞いております。

次に、公共交通対策についての御質問の中で、旭橋再開発事業（北工区）の概要についてお答えします。

旭橋駅周辺地区第1種市街地再開発事業は、旭橋都市再開発株式会社が施行しております。当該事業は、安全・快適な歩行者空間の整備と公共交通機関の利便性の向上を図るとともに、多様な都市機能を導入することにより、県都那覇の玄関口にふさわしい都市空間の形成を図ることを目的としております。

施行区域は、国道330号を挟んで南工区と北工区に分かれており、南工区は、平成19年に建築工事に着手し、平成24年にカフーナ旭橋として開業しております。また、北工区は、現在的那覇バスターミナルに位置し、新たに業務、商業、県立図書館等の公共公益施設やバスターミナルを含む複合建築物を整備することとしております。

なお、施行者によると、総事業費は約195億円で、平成27年9月に建築工事に着手し、平成30年春の開業を予定しているとのことであります。これまでは、権利者等の合意形成や保留床の処分先の確定などの課題がありましたが、権利者等全員の同意が得られたことから、県は平成27年3月に権利変換計画を認可したところであります。

県としても、引き続き、予算確保等の円滑な事業実施に向けた取り組みを行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 離島地域への振興についての御質問の中の、島たび助成の検討についてお答えいたします。

島たび助成につきましては、その目的や効果、実施方法などさまざまな観点から那覇市との意見交換や、関係機関、関係部局との調整を行い、事業のあり方等について検討を進めております。

県としましては、離島の歴史、文化、自然などに触れる体験プログラムを取り入れるなど、本島住民が離島の重要性や魅力に対する認識を深めるとともに、交流促進による離島地域の活性化に資する事業スキームを確立し、平成28年度からの実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、離島住民の小型旅客船の軽油引取税の課税免除についてお答えいたします。

沖縄県は離島県であることから、軽油引取税の課税免除措置の廃止や燃料価格の上昇は、離島航路事業者の経営、ひいては、離島住民の日常生活や地域振興への影響が懸念されます。

そのため、県としましては、軽油引取税の課税免除措置の延長など、離島航路の確保・維持を図るための各種支援策について、九州知事会を通じ国に求めてまいりました。平成27年度税制改正においては、船舶に対する軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年間延長することが閣議決定され、平成27年4月1日から課税免除の特例措置が延長されております。

次に、久米島―那覇間の航空航路運賃低減の一般利用者等の拡大についてお答えいたします。

県では、離島住民の割高な船賃及び航空運賃を低減する沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業を実施しております。船賃についてはJ R在来線並み、航空運賃については新幹線並みの運賃を目指し、船賃では約3割から最大約7割、航空運賃では約4割の運賃低減が実現しております。また、病院や高校がない小規模離島については、観光客等の交流人口の航空運賃を約3割低減しております。

久米島―那覇間の航空路線につきましては、交流人口も対象に加えてほしいとの地元の強い要望を受け、平成27年5月から、地域の活性化を図る実証実験として、交流人口も新たに対象とし、約1.5割の運賃低減を図っております。一方、航路につきましては、航空路と比べ、運賃が低廉で、旅行者等の負担感が少ないと考えられることから、小規模離島を含め、交流人口の運賃低減は実施しておりません。

県としましては、離島住民等の交通コストの負担軽減のため、今後も、安定的かつ継続的な事業実施に取り組んでいきたいと考えております。

次に、公共交通対策についての御質問の中の、那覇市内の交通渋滞対策についてお答えいたします。

沖縄県は、極めて高い自動車依存型社会が形成され、交通渋滞が日常化しております。道路交通センサス調査によりますと、那覇市内で特に渋滞の厳しい地域は、国道58号の旭町交差点と久茂地交差点付近、県道42号線の御成橋付近、県道39号線安里交差点付近などとなっております。

交通渋滞の緩和には、体系的な道路網の整備を行うとともに、過度な自家用車利用から公共交通利用への転換が重要であることから、路線バスを初めとする公共交通の利用環境改善等に取り組んでおります。

このため、平成25年4月にバス停での待ち時間を短縮できるバスロケーションシステム、ことしの4月27日からは乗降時間の短縮と運賃精算の手間を軽減するIC乗車券システムOKICAを導入したところであります。さらに交通弱者を含む全ての利用者の乗降性にすぐれるノンステップバス、複雑な系統を色でわかりやすく整理する系統別カラーリングの導入、バス停上屋やバス停標識の整備に取り組んでおります。あわせて、バスレーンの区間延長により、路線バスの定時速達性の向上を図るとともに、過度な自家用車利用からの転換に向け、「わたた〜バス党」を立ち上げ、公共交通の利用促進に関する意識啓発活動を重点的に取り組んでおります。

次に、OKICAの実施状況と問題点についてお答えいたします。

IC乗車券システムOKICAは、乗降時間の短縮による定時速達性の向上、バス相互やモノレールとの乗降時間の運賃精算の効率化やネットワーク連携強化を目的として導入したところであります。

昨年10月20日の沖縄都市モノレールでの先行運用に続き、ことしの4月27日から本島主要バス4社での本格運用を開始しております。OKICA導入の効果として、沖縄ICカード株式会社、バス4社及び沖縄都市モノレール株式会社からの聞き取りによりますと、バスの乗降がスムーズになった、利用者からは両替や小銭の準備が不要で運賃精算が便利になった等の意見が多く寄せられているとのことであります。

今後の課題としては、OKICAの利便性を向上させるため、商業施設やコンビニ等でチャージができる環境整備、バスとバス、バスとモノレールのOKICAを利用した乗継割引の実施、OKICA利用拡大に

向けた取り組み等が課題であると認識しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは、離島地域への振興についての御質問で、離島のがん患者等に対する助成の拡大等についてお答えいたします。

離島におけるがん治療については、地域がん診療病院などにおいて、手術や化学療法等の治療が行われています。しかしながら、放射線治療については、県内に放射線治療専門医が少なく、また、専門医の技術を維持するための患者数が少ないなど、離島への放射線治療施設の設置が困難なことから、離島内での治療が受けられない状況にあります。

そのため県は、離島等のがん患者等が本島の医療機関で放射線治療を受ける際の滞在費の負担軽減を図るため、沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合との間で、「離島へき地のがん患者等の宿泊支援に関する協定」を締結し、平成26年7月1日から宿泊費の割引を実施しているところであります。

患者等から要望のあります支援対象の拡大については、本日より、新たに入院患者の付添人についても対象とするとともに、利用可能な宿泊施設についても、40施設から51施設へ拡大しております。さらなる支援対象の拡大については、本事業の実施状況を見ながら、検討してまいりたいと考えております。なお、離島住民の渡航費につきましては、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業により、航空運賃等の低減が図られているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 公共交通対策についての御質問の中で、国際通りにおける観光バスの乗降についてお答えいたします。

国際通りは大型バスの乗降場所が限られていることから、団体観光客が集中する時間帯に乗降場所付近に観光バスが多く待機し、渋滞が発生する場合があることが課題となっております。県やバス協会などの関係者で構成する修学旅行推進協議会では、課題解決に向けた検討を継続しており、当面の対応策として、旅行事業者等が協力し、分散乗車や停車時間の短縮等の取り組みが行われております。

しかしながら、抜本的な解決には至っていないことから、県としましては、引き続き地元那覇市や国際通り商店街振興組合連合会など関係機関と連携し、国際

通り周辺での乗降場所について協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 では、再質問をしたいと思います。

まず、知事の政治姿勢についての(3)点目の戦争被害についてのことでありますが、これは冒頭、私、理由を説明しました。金城部長の答弁では、厚生労働省は太平洋戦争の実数については不明であると、そういうふうに答弁を私は聞きましたが、御承知のように、太平洋戦争の沖縄の悲惨さは、戦後70年の節目の中においては極めて重要な問題だと思っております。この太平洋戦争の中の実数も、国が戦後昭和24年に調べた太平洋戦争の中には、北海道から鹿児島までの実数を調べて沖縄の実数は調べてないということですが、しかし、この沖縄戦の被害者の実相とはまた別に、その先の10・10空襲とか対馬丸とかそういったものも含めて、太平洋戦争にもまた15年戦争にもその他のあらゆる資料に、政府はカウントをしていないというのを、私は理解をしておりますが、その問題点をこれから確認をしながら、復帰47年、戦後70年の節目において、県がなすということについて問いたいというふうに思っています。

まず、教育長のほうから伺いたと思いますが、先ほど金城部長のほうは、太平洋戦争については、政府は不明であると厚生労働省はという答弁いただきました。では、学校の教育の中において教科書の中での問題ですが、この太平洋戦争というのは何年から何年までのことを太平洋戦争というのかについて、まず、期間について教えてもらいたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時11分休憩

午後4時11分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里 明君） 1941年から1945年の間だと認識しております。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 では、この期間の太平洋戦争の中において、沖縄戦は含まれていたのかということですが、答弁をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） その間に沖縄戦も含まれております。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 では、この太平洋戦争の中に、沖縄

戦が含まれているということですが、教科書の中に今、太平洋戦争における国民の犠牲について、被害者の数をどのようにカウントしているかについて、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時12分休憩

午後4時12分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里 明君） 教科書によってちょっと差があるんですけど、例えば、山川出版の「新日本史B」におきましては、沖縄戦の戦没者数として非戦闘員が約10万人、それから実教で「高校日本史B」では、沖縄県民一般住民9万4000人、そして沖縄出身軍人・軍属約2万8000人という形で載っております。そういう形で教科書で取り上げられております。

○崎山 嗣幸君 議長、聞いているのは、国民の犠牲者について教科書でどういうふうに載せているかという、日本国民全体の……。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 太平洋戦争の戦没者数につきましては、高等学校の日本史のこの教科書において250万人以上との記述がございます。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 ただいま、教育長のほうから答弁ありましたように、太平洋戦争が1941年から1945年の間に、この政府が先ほど知らないということについては、高校の教科書に、教育長が答えた中に、太平洋戦争の国民の犠牲者250万人と、そういうふうに記載されていることの答弁でありました。

そういった意味で、では政府の、教科書にも載っているんですが、この日本国民の太平洋戦争における実数については、これは政府の公式発表については、まだ先ほど不明ということでありましたが、不明なものが学校の教科書にはしっかりと書かれているということなんですが、これは政府の見解とは違うのかについてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） お答えをいたします。

うちの部のほうからは、厚生労働省のほうに戦没者の数について照会をしております。この定義がさきの大戦による戦没者ということで、これは支那事変を含めた――失礼しました、支那事変以降の戦争による死没者ということで、これにつきましては厚生労働省のほうのホームページにも公表されておりますけれど

も、これが約310万人という数字が公表されているところでございます。その中には、沖縄戦でのその戦没者も含まれているというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 私は、今言われている実数については、太平洋戦争のことを聞いているんであって、支那事変のこと聞いてないんですが、1937年からの支那事変となると、10・10空襲も対馬丸も全て入って15年戦争も含めて入って、カウントされると、先ほど言った沖縄の犠牲者は18万にとまらないんですよ。そういってみると、今、310万ということが支那事変の実数ですと言っているが、私は、支那事変から終戦までのを聞いているわけではなくて、先ほど教育長に聞いた、1941年から1945年の太平洋戦争は、政府は、国民の犠牲者幾らかということを聞いたんです。そうしたら、学校の教科書には250万とあるとはっきりしたんです。そして、何でこれ聞いているかといったら、政府は昭和24年に「太平洋戦争による我国の被害総合報告書」というのを作成するんですよ。これに、北海道から鹿児島までしか入っていない、だからこの中には、長崎、広島、東京空襲もあるんだけれども、沖縄戦のことは一切ないわけですよ。これが唯一の政府の言われる、太平洋戦争の資料と言っているんですよ、これ厚生労働省は。だから、これは何でこれから抜け落ちているかということの、私は、冒頭聞いたら、わかりませんということでしたので、学校の教科書にも載っているわけだし、沖縄戦の記述は、昭和24年に政府が書かれたものをそのままになっているので、これは私としては、しっかりそこに記述させるべきではないかというのが私の意図なんです。それは部長いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） お答えをいたします。

先ほど、さきの大戦による戦没者ということで申し上げましたが、太平洋戦争中の被害者の状況ということで、これについても一応厚生労働省のほうに照会しておりますけれども、これについては、現時点で確認、照会しましたけれども、承知してないというような回答は得ているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 部長、私ですね、政府がわからないとか調査してないとかということはいいいんですが、ただ、問題にしているのは、我々沖縄県民として、この沖縄戦が記録されなくて、しかもこれ、私、時間があれば具体的に言うんですが、この統計間違っているん

ですよね。例えば、民間戦争被害者の全国の都市の順位なんです、東京、広島、長崎と来るんですが、住民の被害者9万余りというのは、沖縄のカウントは3番目に入るんですが、沖縄はないわけですよね。この中にも論評されているのは、そういうふうな例があって、全て、それから広島、東京は22人に1人とか、それから広島は10人に1人でしたか、しかし、13名に1名ですね、東京、長崎が22名に1名の被害を受けているということで、沖縄は4名に1名とされているような悲惨な戦争体験だったわけですよね。これには、何も書かれてないですね。しかし、私はこれに何で書かなかったかということについては、24年ということで、米軍占領時代だったので資料を見つけることできなかったのか、それはわからないんですが、ただやっぱり軍人・軍属とかについては、恩給もらっているのも含めてどうカウントされるのかわからないんですが、ただ問題は、そこにおける数字、統計資料そのものが不明確ではないかということ。それから記載されてなければ、この中に対象外の書いてあるんですよ。台湾とか朝鮮とか、そういう記録できないところについて省いてありますと。何でこれ沖縄書いてないですかという。例えば、なければないで悲惨な沖縄戦があったということ、事実をこの中においてやっぱり米軍占領下の中において、これが調査不能だったということをせめて書くのが、政府のやり方だったのではないですかと私は思うんですが、これ皆さんは、この資料は持っていると思いますが、部長も。それを分析をしてどう感じたのかと疑問なのでさっきから聞いているんですが、それいかがですか、部長。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 戦没者のそういう調査につきましては、基本的にやはり国のほうにおいてしっかりと調査をすべきだったというふうに考えております。

実は、沖縄戦のその被害というものの推計につきましては、昭和32年に当時の琉球政府において推計した数字がございまして、そのときの数字として18万8136名、この数字というのは、現在厚生労働省が公表している約310万人の中に含まれているというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 私さっきから太平洋戦争の話をしているんですが、支那事変からとなると、さっきから言っているようにカウントされない沖縄の戦争被害者がいるので、そこは言っていないので、先ほど聞いた1941年から45年までの間にこういったことが漏れて

いるということを聞いているんだよ、私は。それで、先ほどから言っているように、そうすると18万6500人が米軍除いて沖縄戦の被害者だということになるときに、先ほど学校の教科書で日本の太平洋戦争における被害者が250万人だということで教科書に書かれているので、沖縄が漏れているとするならば、沖縄の住民それから軍人・軍属もいたでしょう、加えて18万余りの人々を加えてカウントしたら268万人というのが太平洋戦争における被害実数ではないかということを私は聞いているんです。それは、だから政府は公式に認めているのかどうかということを知りたいんですよ、私は。だから先ほどから言っているように、高校の教科書に、今言われたのは250万人以上ということ、先ほど教育長は言っておりましたので、多分この中に、じゃ、沖縄の被害者について入っていますかと言ったら、入っているのか、入っていないのかわからないということ自体が私は問題と言っているんだよ。

だから、太平洋戦争における被害実数が250万人とするならば、沖縄戦は入っているんですかと聞いたら、あなたは、支那事変から入るしね。また、カウントが違うんじゃないかと言っているわけです。私はやっぱり、太平洋戦争における被害実数は政府は何と言っていますかということを知っているんですよ。部長、それはわかりますかね。そのことを含めて、私はもし確認するならば、後で知事に、抜けている仮に18万なりを250万に加えて政府に沖縄戦の被害者実数は政府としても追加するなり直すなりやったらどうかということをやろうと、私はしているんです。だから、これは、ずっと50年後、100年後残るわけですよ。沖縄戦はなかったと政府の記録、政府は県が調べた援護課が調べた資料をもとにしているんですよ。御承知のように、ずっと国が言っているのも、援護課が調べた1976年ですか、これの実数が沖縄戦は20万でしたと、一般住民は9万4000でしたってことを政府は使っているんですよ。だから政府は、太平洋戦争の実態はこれしかないんです。

だからこれに私は、抜けているから県としてはしっかりこの中に不十分だったのか、あるいは何でやらなかったのかを含めて、求めていくべきではないかと思っているんですが、もしこれが私が言っている数字が不正確なのかどうかは、部長にただしてから、最後に知事に求めようと思っていますが。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時25分休憩

午後4時25分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 議員御指摘のとおり、昭和24年のこの報告書の中には、沖縄の状況は入ってございませんので、県としてやはりその推計した数字もございますし、やはりそのあたりは国のほうにもその辺の意見をお伺いしてみたいなと思っております。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

○崎山 嗣幸君 私は、県の努力というのは評価をしているんですが、平和の礎も含めて、先ほどから言っているように10・10空襲、対馬丸、これを日本の政府にカウントされてない数字の中において、平和の礎の中でカウントしているという意味では、評価をしているんですが、ただ、今言っているのは、政府の中に太平洋戦争の中にそれが漏れているということを私は言っております。

それで、時間がありませんので最後に知事にですが、知事もずっとこの戦後70年の節目ということで、沖縄の苦難の歴史、米軍基地の実態、本土の皆さんはやっぱり理解が足りないんじゃないかということで、知事はおっしゃっておりますが、政府みずからが既刊する正式な記録に、沖縄太平洋戦争の実相が幾らこのときの事情がそうだったとしても、私はこれ付記すべきではなかったかと、そういう事情で沖縄戦をカウントできなかったと、じゃ70年たって、私加えたらどうかと言っているわけです、政府は加えて……

○議長（喜納昌春君） まとめてくださいね。

○崎山 嗣幸君 学校も困らせないように、250万人プラス幾らになるか含めて政府は、私はすべきではないかということの質問です。

知事に、済みません、見解をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 崎山嗣幸議員の質問にお答えをしたいと思います。

今、きのうからこういう答弁書も見ながらその事実気づきまして、大変これは重要なことだなというふうに思っております。やはり戦争中のこと、それに前後することはしっかりと説明をして、その中から平和へつなげていくということからしますと、この24年ですか……

○崎山 嗣幸君 24年……

○知事（翁長雄志君） 調査をして沖縄が漏れをしていたという中に、そのときにできなかったものが、今回どうなるかということありますけれども、今、崎山議員のことが全て事実だということを前提としますと、やっぱり平和の礎とかそういったその後起きた

資料でもって、やっぱり国会でも取り上げてもらいたいですし、私どももそういった問い合わせ等、協議をさせていただきたいなと思います。

○崎山 嗣幸君 ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 皆さん、こんにちは。

あと2人で終わりですので、よろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

1つ、知事の政治姿勢について。

(1)、島嶼県防衛に名をかりた南西諸島への自衛隊の軍備増強について伺います。

ア、防衛省が計画する島嶼防衛（南西諸島）ではどのような施設や装備、基地面積やどれくらいの隊員が配備される予定か伺います。

イ、配備によって住民の生活環境や、自然環境、観光産業及び農漁業等への多大な影響があると考えられるが見解を伺います。

(2)、地域・離島医療について見解を聞きます。

ア、子宮頸がんワクチン接種によると見られる副反応被害者が県内で声を上げた。接種との因果関係が不確かであっても実際に接種後の容態が激変している被害者、若者が出ております。この事態を受けて、県は今後どのような支援ができるのか見解をお聞きます。

イ、宮古・八重山離島住民のがん患者支援のための安価な宿泊施設設置についての検討及び島内での放射線治療環境整備についての見解を伺います。

ウ、県立宮古・八重山病院における患者及び付添者の宿泊施設整備について見解を伺います。

(3)、下地島空港及び周辺用地の利活用候補事業について見解を聞きます。

ア、下地島空港及び周辺地をどう利活用し何を指すのか見解を伺います。

イ、候補事業で4社に絞り込んだ理由及び4社の応募理由について伺います。

(4)、離島振興について見解を聞きます。

ア、先島旅客航路の再開について県の見解を聞きます。

(5)、返還された西普天間地区跡地利用について。

ア、どのような計画が検討されているのか、課題があるのか伺います。また、宜野湾市と沖縄県の連携、政府の関与について見解を聞きます。

イ、人材育成拠点ゾーンへの普天間高校移転計画に

ついて見解を聞きます。

2 番目、沖縄の子育てと新制度について伺います。

(1)、新制度の導入によって幼児教育や保育の仕組みが大きく変わると言われております。導入後何が変わったのか、課題は何なのか、見解を聞きます。また、預かり保育の充実と課題についても見解を聞きます。

(2)、幼稚園教育と保育の垣根を越えた取り組みが必要だと思いますがいかがでしょうか。教育長、子ども生活福祉部長の見解を伺います。

我が会派の代表質問との関連につきましては、(1)、玉城満議員の質問に関連をして、ゲート前や大浦湾での抵抗運動や知事の強い発信力などによって辺野古の新基地建設を県内問題から国内問題へと大きく広げつつあります。今後さらに国内世論や国際世論の形成が必要であると思います。どのような取り組みを検討しているのか、知事の所見を伺います。

(2)、訪米についての関連で、7 月末の第三者委員会の答申後、取り消し・撤回の判断後に再訪米が重要になると私は考えますが、知事の再訪米のタイミングについて見解を伺います。

答弁を聞いて再質問したいと思います。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 奥平一夫議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、西普天間住宅地区の跡地利用についてお答えをいたします。

西普天間住宅地区の跡地利用については、現在、宜野湾市において、国際医療拠点ゾーン、人材育成拠点ゾーン、住宅等ゾーン及び都市公園などを配置した土地利用計画が検討されております。国際医療拠点の形成に向けては、これまで国、沖縄県、宜野湾市、市地主会等の関係者が連携しながら取り組んでいるところであり、今後は財源の確保や国道58号へのアクセス道路の確保などが大きな課題となります。そのため、去る6月10日には、宜野湾市長及び琉球大学学長とともに、官房長官及び沖縄担当大臣を初めとする関係閣僚に対して、国の積極的な財政支援、インダストリアル・コリドー南側部分の早期返還、国の取り組み方針における国家戦略としての位置づけ等を要請いたしました。また、昨年度に引き続き、同地区の跡地利用推進等が骨太方針に明記されることについても、あわせて要請いたしました。その結果、今年度の骨太方針2015において、琉大医学部及び同附属病院の移設な

ど、高度な医療機能の導入を初めとする跡地利用の推進を図ることなどが明記されたところであります。

沖縄県としましては、今後とも国や宜野湾市等の関係者と連携しながら、西普天間住宅地区における国際医療拠点の形成に向けて取り組んでまいります。

その他の質問は、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、自衛隊の配備計画と住民生活等への影響についてお答えします。1の(1)アと1の(1)イは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

自衛隊の南西地域の態勢については、防衛白書において、災害対応を含む各種事態発生時の迅速な対応を可能とするため、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部に警備部隊などを新編することにより、南西地域の島嶼部の態勢を強化することとしております。

与那国町については、陸上自衛隊の沿岸警備部隊約150名程度を配置することとしております。敷地面積は約26ヘクタールであり、施設としては、隊舎、庁舎、沿岸監視用レーダーを配置することとなっております。宮古島市については、警備部隊、地対空ミサイル部隊、地対艦ミサイル部隊等で700から800人程度の規模としております。石垣市については、今年度、適地調査を実施することとしており、具体的な配備規模などは今後検討されることとあります。

自衛隊の配備については、住民生活等への影響は明らかではありませんが、いずれにしても、県としては、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧の説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。

次に、会派代表質問との関連質問についての御質問の中で、埋立承認の取り消し・撤回と再訪米についてお答えします。

辺野古新基地に反対する県民世論及びそれを踏まえた建設阻止に向けた知事の考えを伝え、米国側の理解と協力を促すということは非常に重要であると考えており、今後とも必要に応じて訪米することを検討してまいります。

次に、同じく辺野古埋め立てに対する国民世論の喚起についてお答えします。

沖縄の基地問題は、我が国の安全保障のあり方の中で、日本国民がひとしく考えるべき課題であります。国民の理解は十分ではないと考えております。こ

うした状況を踏まえ、知事は今回、訪米の前後に日本記者クラブや共同通信加盟社論説研究会で講演等を行いました。その結果、沖縄が置かれている状況を、幅広く情報発信することができたと考えております。

今後とも国内外へ向けた効果的な発信方法を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは、知事の政治姿勢についての御質問の中で、子宮頸がんワクチン副反応被害者の支援についてお答えいたします。

子宮頸がんワクチンは、平成22年度より国の補助事業として接種が開始され、平成25年4月から予防接種法の改正に伴い、定期接種となっております。しかし、接種後の副反応の発生が問題となったことから、国は平成25年6月に積極的に接種勧奨をすべきでないという通知を発出しております。子宮頸がんワクチン接種後の実態調査につきましては、県としましても、市町村に対して、予診票の保存方法を含め、被接種者の副反応報告が適切に把握されるよう協力を求めています。要請がありました支援策につきましては、国による接種後の症状とワクチンとの因果関係の検討状況を注視しながら、支援方法について検討してまいります。また、多様な症状が出ている患者に対し、より身近な地域において適切な診療を提供するために、医師会と協力して研修会を開催し、協力病院である琉球大学医学部附属病院を中心に、地域における医療体制の確保にも取り組んでまいります。

県としましては、引き続き全国衛生部長会及び九州各県保健医療福祉主管部長会議等を通して、国に対し、副反応症例への救済策について早期に解決するよう働きかけてまいります。

次に、離島住民のがん患者支援のための宿泊施設設置等についてお答えいたします。

県では、離島等のがん患者等が本島で放射線治療を受ける際の負担軽減を図るため、沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合との間で、「離島へき地のがん患者等の宿泊支援に関する協定」を締結し、宿泊費の割引支援を昨年7月から実施しております。患者等から要望のある支援対象の拡大については、本日より、新たに入院患者の付添人についても対象とするとともに、利用可能な宿泊施設についても、40施設から51施設に拡大しております。宿泊施設設置については、設置主体、設置場所及び運営方法等の課題があり、慎重に検討する必要があると考えております。また、放射線治

療については、県内に放射線治療専門医が少なく、また、専門医の技術を維持するための患者数が少ないなど、離島への放射線治療施設の設置は困難な状況にあります。

県としましては、がん診療拠点病院と離島県立病院の医療連携を推進し、離島における医療体制の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、県立宮古・八重山病院における患者付添者の宿泊施設整備についてお答えいたします。

県立宮古・八重山病院の主たる役割は、急性期医療を担う地域の中核病院として、圏域内で完結できる医療の提供であると考えております。

病院事業局では、患者付添者の宿泊施設の整備については、主体となる地元市町村など関係団体と連携を図り、協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、下地島空港及び周辺用地の利活用についてお答えします。

下地島空港は、那覇空港並みの3000メートルの滑走路を有する空港であり、同空港の機能を維持し利活用を図ることは、宮古圏域、県経済の振興・発展に大きく寄与するものと考えております。このため、県は、周辺用地も含めた利活用に取り組むため、平成26年度に、事業者からの提案を国内外から募り、4つの利活用候補事業を選定し、「下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針」を策定しました。

県としましては、同基本方針に基づき、民間事業者のノウハウに基づく主体的な事業展開により、経済・社会の発展に寄与する将来性・持続性のある利活用を促進し、宮古圏域のみならず沖縄県の振興・発展につなげてまいりたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、下地島空港及び周辺用地の利活用候補事業の選定理由等についてお答えします。

県は、利活用の早期実現が図られるよう、民間事業者を対象に、提案者みずからが事業主体になることを条件に、事業の提案募集を行ったところであります。選定に当たっては、学識経験者や地元宮古島市等で構

成する検討委員会において、書面審査や提案事業者からのヒアリング等を行い、事業の主体性、将来性及び資金計画等の観点から高い評価を受けた4つの事業を利活用候補事業として選定しました。利活用候補事業の提案者からは、選定手続の過程において、充実した空港施設、豊かな自然環境、東アジアとの近接性など、下地島の持つ固有の資源や地理的特性に事業実施の優位性があるとの応募理由の説明がありました。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、先島旅客航路の再開についてお答えいたします。

県では、平成24年度に先島航路の再開の可能性を検討するため、航路就航可能性調査を実施しました。同調査によりますと、同区間において、航空会社の新規参入による航空運賃の低減や就航便数の増加による利便性の向上等により航路の旅客需要が縮小すると推計される一方、航路再開に際しては、新たな旅客船の確保や船員増が必要となるなど、多額の費用が発生し事業採算性や費用対効果が低いという結果となっております。また、平成25年度に航路事業者に対し先島航路への参入意向を確認したところ、旅客需要が限定されることや採算性等から、参入については厳しいとの意見があったところです。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、知事の政治姿勢についての御質問の中で、普天間高校移設についてお答えいたします。

生徒にゆとりと潤いのある良質な教育環境を提供することは、同校の教育活動の充実を図る上で望ましいことだと考えております。

県教育委員会としましては、同校の同窓会等により移設に向けての要請があることや返還跡地のゾーニングに普天間高校が示されていることなどに鑑み、昨年度から教育庁内に検討委員会を設け、慎重に検討を行っているところです。なお、同移設につきましては、膨大な費用を要するなど大きな課題があるものと認識しております。

次に、沖縄の子育てと新制度についての御質問の中で、新制度導入後の変化や預かり保育の充実と課題についてお答えいたします。

公立幼稚園におきましては、子ども・子育て支援新

制度導入後も、これまで同様、文部科学省の定める幼稚園教育要領にのっとりた教育を行っております。また、公立幼稚園の預かり保育につきましては、新制度導入後も市町村が必要な措置を講ずることになっておりますが、預かり保育の質的な充実が課題になるものと考えております。

県教育委員会としましては、県幼稚園教諭等研修会や市町村と連携した保幼小連絡協議会等を通して、職員の資質向上や預かり保育の活動計画等の充実を図ってまいります。

次に、幼稚園教育と保育の連携についてお答えいたします。

就学前の幼児期の教育を担う幼稚園と保育所等との連携は、幼児教育の質の向上から必要であると考えております。ことし3月に策定された「黄金っ子応援プラン」では、公立幼稚園を結節点として、保育所や小学校との円滑な接続を目指す沖縄型幼児教育を提言しております。具体的には、保幼小連絡協議会や保幼小合同研修会等を開催し、連携体制の構築や職員の資質向上に取り組んでいます。

県教育委員会としましては、今後も子ども生活福祉部や総務部と連携を図り、沖縄型幼児教育を推進してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 沖縄の子育てと新制度についての御質問の中で、子ども・子育て新制度についてお答えをいたします。

子ども・子育て支援新制度においては、幼児期の教育・保育の量的拡充と質的改善が図られることとなっております。具体的には、教育と保育に係る給付の一本化や小規模保育等に対する新たな給付、保育士の給与改善等となっております。今年度から実施している子ども・子育て支援事業計画では、平成29年度末までに約1万8000人の保育の量を拡大し、待機児童を解消することや保育の受け皿の整備、保育士の確保が課題となっております。

県としましては、安心こども基金や待機児童解消支援交付金等の活用により、市町村と連携して計画の達成に向け取り組んでまいります。

次に、教育委員会との連携についてお答えをいたします。

沖縄県では、子ども・子育て支援新制度施行に際し、待機児童の解消や5歳児の居場所の確保など、本県の抱える課題の解消に向け、教育委員会を初め関係

部局の協力のもと、「黄金っ子応援プラン」を策定したところであります。

子ども生活福祉部としましては、引き続き教育委員会と連携し同プランを着実に実施してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 まず最初に、通告順に従ってちょっと質問をしていきたいと思うんですけども、宮古島市、南西諸島やあるいは現在直近の話では、宮古島市への自衛隊配備の問題があるわけですね。そのことによって今、宮古では大騒ぎになっていまして、それは、市長がいわゆる早期決着を目指して議会に要請を丸投げしているという事態があります。

宮古島への配備概要を見ますと、およそ700人から800人の部隊に基地内には警備部隊や地对空ミサイル・地对艦ミサイル部隊が配備をされると。火薬庫、射撃訓練場が配置予定となっておりますけれども、実は、これから来るであろう日本版海兵隊の水陸機動団、強襲揚陸艦を使つての着上陸訓練などが考えられていると言われております。当然、日米訓練もあるわけですから、オスプレイが宮古島に飛んでくるということもあり得るわけでありまして。

考えてみますと、これだけ小さな島にこれだけの軍隊が常駐をする、基地を囲って対艦ミサイルあるいは対空ミサイルを空に向けて配備をするという、あるいは海上では揚陸艦が強襲訓練をするとというような事態が起こるわけでありまして、これは宮古島にとっては非常に重大な問題なんですけれども、それを宮古島市やあるいは宮古島市の議会のほうは、きちんとした住民への説明がないわけでありまして。私は先日、この記事が大きく出た日の夜に、ある方とたまたま予定をしてお会いをいたしました。冒頭、この方は、実は観光関連のかなり長らく仕事をしていた方でもありますけれども、「これで宮古島の観光はもう終わったな」と「奥平、何とかならんのか」というお話を聞いて、ますますショックを受けたわけでありまして。

そこで、実は、誘致賛成派の理由は「誘致によって地域の振興や人口増が図られる」というふうに訴えているわけでありまして、これは公室長でいいかと思ひますけれども、基地の誘致で発展して人口がふえている箇所というのはありますか、国内で。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 自衛隊の誘致によって、地域に対してそういう影響があった事例があるのかという御質問に対しまして、沖縄防衛局に照会したところ、そういうことは承知してないという返事でござ

いました。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 そうなんですね。ほとんど発展するどころか人口が減って、過疎化が進行しているという事例が多いんです。他市のことを言って非常に悪いんですけども、対馬、対馬はかなり人口が減って経済的にも全然発展してないというお返事もいただきました。このように、うそをついて住民をかどわかして、こういう自衛隊誘致をしようという、そういう推進派の皆さんの言葉は非常に信じられないこともあります。

それから、もう一つ、非常に寝耳に水の配備要請あるいは市長の誘致賛成発言に、非常に今驚きが起こっているわけでありまして、計画や配備の詳細を市民に全く知らせない、多数与党の議会に丸投げをして早期決着を図ろうとしている、こういう姿勢に非常に市民から多くの疑問が出、批判が出ているんですけども、公室長、これについていかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 私どもの立場としては、地元に対して丁寧に説明し、その理解と協力を得ることが大事だと考えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ちょっと視点を变えて、土木建築部長にお伺いしたいと思うんですが、宮古島市は、県立公園誘致に今積極的になっておりまして、ほぼその建設場所も決まりつつあります。その中で、実は宮古島市は二、三年ほど前から県立公園として、実は県立公園というのは5000ヘクタール以上の土地を一まとめにして県立公園用地として普通はやるんですけども、この方は、用地を2つに分けてこっちとこっち、防災機能、スポーツ機能で誘致したいというふうなことで誘致をしたいきさつがありますけれども、そういう経緯がありますか。その場所はどこでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 平成25年3月12日に県営広域公園（宮古総合運動公園）誘致促進協議会から下地地区と上野地区の2カ所に分けて建設するよう要請がございました。この上野地区というのが、野原地区ということになっております。

○議長（喜納昌春君） 奥平 一夫君。

○奥平 一夫君 今明らかにしますけれども、実はこの野原の千代田地区、千代田カントリーというゴルフ場があります。実はそこを市長は、図らずも県営公園を要請していながら、ことしの1月に実は防衛省へ行って、この土地をぜひ自衛隊を誘致したいという要

請をしているわけですよ。こういうことを行政のトップがやるということに非常に驚いております。そういうふうに——これやっておりますというのは新聞報道で私は知ったわけでありまして、このようなことで、非常に二枚舌で自衛隊を誘致しようという、そういうことをぜひ皆さんに知っていただきたいということで紹介をしてあります。

私は賛成があっても反対であってもいいんです。しかしながら、問題は市民を置き去りにした配備が防衛省と市長や議会によって一方的に決められていくこと、市民の理解や賛同を得ない安全保障は、やはり砂上の楼閣であると言わざるを得ません。また、このことによって強引な誘致によって、市民感情が分断をされてしまいます。与那国町を見ても、今市民の間で賛成・反対でかなりぎくしゃくしていて、日常生活もやはり影響があるというふうに言われております。

そこで、御意見をお聞きしたいのですが、そういう市民が分断をされて市民社会が混乱をしてしまう、これは明らかにこの自治体の益を毀損することだというふうに思いますけれども、公室長いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 先ほど来議員のほうから、説明が十分でないあるいは観光への影響の懸念、それから市民に対しての分断、さまざまな御指摘がございました。私どもとしても今回の自衛隊の配備については、その影響がどのようなものが出るのか、その辺については、しっかり注視しております。いずれにしても、丁寧な説明と地元の理解と協力、それは大事でありますので、それはしっかり進めたいと思っております。

○知事（翁長雄志君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 私は自衛隊の問題については、知事とは腹八分、腹六分のおつき合いをしたいというふうに思っておりますので、そこで詳しく知事にどうというお話ではないんですけれども、事実関係だけちょっとお聞きしたいなと思っております。空白地域を埋めるとの理由で自衛隊配備の増強が進んでおります。さらに、自衛隊・米軍の一体的訓練が日常的に行われております。このことは、沖縄にとって新たな基地の負担であり、過重負担になるとは考えませんか。その辺の見解、もしお願いできましたら、よろしく願います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 先ほど申し上げたんですけれども、今のところ自衛隊の配備によって県民生活にどういう影響が出るのか、先ほど議員の御指摘

の観光へどんな影響が出るのか、その辺はまだ明らかではありませんので、その辺をしっかりと見きわめたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 一度誘致をされましたら、際限なく軍事というのは広がっていき、強化をされていくわけですよ。だから今が大事なんです。そういうところで、我々非常にせめぎ合いをしていまして、世論に訴えをしているんです。ただ、僕はこの現実、これだけ南西諸島に与那国であれ、石垣であれ、宮古であれ、あるいは奄美であれ、あるいは沖縄本島であれ、そういう自衛隊の配備が、これはきのうの吉田さんの質問でもおわかりになったように、かなり自衛隊の増強が見られるというふうに思っているわけですね。ですから、そのことについてやはり自治体の長がしっかり、このことについて客観的な認識を持つということが非常に大事なかなというふうに思うんで、知事についてこの辺少しコメントできればと思いますが、難しいでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） お答えをいたします。

先ほど来知事公室長のほうで自衛隊の配備については、住民生活、大変影響があるかないか、見えてこない部分がありますので、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明をする必要があるということでもありますけれども、自衛隊の話とは別にしまして、やはり、この米軍の問題の場合でも、冷戦構造時代から中国の脅威あるいはまた積極的平和主義ということで、中東まで視野に入れたときの沖縄のあるべき姿みたいなものの説明もこれはまだ十二分ではありません。そういった意味での説明、そして理解を得る、こういったことは大変重要だと思いますので、ぜひ丁寧な説明をお願いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ありがとうございます。

それでは質問を変えます。

子宮頸がんワクチンについてでありますけれども、1つ目にちょっとお聞かせください。被害者の会が早期の被害解決を求めた意見書への議決が、県内市町村の議会で続々広がっているように思いますが、現在幾つの議会で可決できているか。またそれに対する見解も部長からお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） 国に対しまして、子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求

める意見書ということで、県内の市町村議会において可決されたものを確認しましたところ15市町村というふうになっております。

県としまして、全国衛生部長会及び九州各県保健医療福祉主管部長会議等を通じまして、国に対して副反応被害者への救済について早期に解決するように働きかけていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 実はけさ、宮古島市へ確認をいたしました。宮古島市はいち早く、その被害者への支援を可決をし、今実施をしている、支援制度をつくって取り組んでいるところでありますけれども、実はその実態調査を行いました。それで中間的な報告でありまして、全部が全部ではありませんけれども、ほぼ六十数%の皆さんからアンケートを徴収して、その結果を発表いたします。その中で、新たに5名の、新たに副反応と思われる5名の方が出てきたということが判明をいたしております。部長、そのことについてもちょっと見解を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） この件につきましては、実態調査というのが大事だと思います。この被害の状況が、国のほうに直接報告する制度がありますけれども、支援の会からの要望にありますように、各市町村に対しまして、実態調査について協力を求めていると考えています。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 よろしく願いいたします。

それから、国内では、実は神奈川県がこの7月から支援制度をつくって、被害者支援に立ち上がるということを聞いておりますけれども、部長、その神奈川県の支援制度、どういうものか御説明いただけますか。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） 神奈川県では、子宮頸がんワクチン接種後の健康被害に苦しむ方を支援するために、県独自で医療費などを支援する制度を開始するということです。支援内容につきましては、神奈川県内で子宮頸がんワクチン接種後に、原因が明らかとならない持続的な痛みやしびれ等の症状を有しまして、日常生活に支障を生じている方を対象にしまして、県が指定しました協力医療機関などで受診しました医療費の自己負担分、それと入院あるいは通院の日数に応じて月額最大3万6000円の医療手当を給付するという制度になっています。支給の対象期間ですが、接種後の健康被害による治療を受けた日から来年

の3月31日までとなっているようです。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 そうということで、全国で初めての県の支援制度ができるわけでありますけれども、これは、恐らく黒川知事の政治的な判断があってこのように素早く動いたものというふうに、私は評価をしているわけでありますから、この沖縄におきましても、やはり知事、ぜひ政治的な判断、そういう判断をぜひやっていただいて、この支援制度をつくっていただきたいなと思っておりますけれども、知事ないしは副知事の御答弁をいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君） 子宮頸がんワクチンに大変御心配していただきまして、御苦労さまでございます。

子宮頸がんワクチン接種後にさまざまな症状で苦しんでいる被接種方に対しまして、県独自の支援策はないかということでありますけれども、今神奈川県のお話もされましたけれども、大変これは重要なことであると考えております。基本的には、今後も国に対して副反応症例への救済策について早期に解決するよう働きかけてまいります。また、同時に県としまして、支援を行うことにつきましては、他の疾病等との公平性の問題や市町村の意向の確認等課題が幾つかありますが、支援策の制度設計についても、早目に検討してまいりたいとこのように思っております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 大変ありがたいと思っております。ぜひ早目にですね、若い娘さんたちだけに、本当に早目の支援をぜひお願いをしたいなと思っております。ありがとうございます。

それでは次に、教育長にちょっとお聞きしたいと思うんです。今お話ししたように、夢もあり希望もある子供が、中学校から高校に入ってそういう思わぬ副反応作用で学校生活もままならない。例えば、全身倦怠であったりあるいは震え、意識障害、学習障害、記憶障害という通常の家庭での生活も大変ですけれども、学校生活はもっと大変だけれども、とにかく学校は出たいと、自分の夢もあるということで、今一生懸命頑張っているわけでありますね。そういう意味では、学校管理者や職員、生徒の皆さんの十分な理解がないと、その子たちも学校生活を満喫することもできないし、また送ることもできないと思うんです。そういう意味で、そういう子供たちに対する支援といいますか、そういうことを県教育庁として考えていただけた

らと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 今御指摘がありましたように、当該ワクチン接種によりまして、副反応があって重い後遺症等通学が困難になっている生徒がいることを聞きまして大変驚いているんですけれども、一日も早い回復を願っております。

県教育委員会としましては、予防接種等で健康被害があつてはならないと考えております。ワクチン接種後に体調の変化が認められた生徒に対しましては、当該生徒やその保護者へ連絡して、医療機関等への受診または相談を進めるとともに、生徒個々の心身の状態に応じて、学習面を含め学校生活のさまざまな面で適切に対応するよう、今後とも各学校と連携を密にして連携体制がとれるように努めてまいります。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 一例を挙げますと、その中の1人が学校生活の中で、体育の授業でプールに行かなきゃならないんですね。自分はちょっと怖いのでできませんと言ったら、これ泳がないとあなた単位もらえませんよということで、すごく無理矢理というか、泳がざるを得なかった。単位取れないということで。泳いだ途端に溺れてしまって意識失ったそうです。そういう事例もありますので、職員の理解、そして生徒の理解も十分にできるように、教育長のほうから学校の皆さんに、ぜひ理解を求めていただきますようお願いをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時12分休憩

午後5時13分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

奥平一夫君。

○奥平 一夫君 土木建築部長にちょっとお伺いをいたします。

下地島空港の件についてでありますけれども、この利活用の基本的な考え、経済・社会発展に寄与する将来性・持続性のある利活用ということはどういうことでしょうか。お願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 私どもこの利活用の勉強、二、三年こずっと勉強してきているんですけれども、当然下地島空港先ほど述べましたように、3000メートル級の滑走路持っていて、那覇空港と遜色ないような留意した機能の空港でございます。

ロケーションもいいということで、ここの下地島空港及びその周辺の跡地を有効に使うことによって、宮古圏域の経済の発展、ひいては沖縄県経済の発展に資するということで、我々一生懸命利活用のことを勉強しているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 この下地島空港の利活用については、多くの企業誘致を行いましたけれども、今回、4社の企業に絞って今その利活用どうしようかというお話し合いをされていると思うんですけれども、特に気になるところは雇用の問題、この辺についての考え方を少し聞かせてください。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 私ども利活用の公募をかけた際にも、地元の雇用には配慮することということ条件を付しました。雇用を含む地域経済の波及効果については、今後提案者との協議を重ねて明らかになっていくものと考えております。したがって、現時点で定量的な数値を示すことはできませんが、将来的に持続的な発展が見込まれる利活用事業となるよう、事業自治環境の整備に取り組んで地域雇用の促進が図れるよう、各提案者と協力していくことにしております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ちょっと2点ほどお聞きしたいと思いますが、将来的な下地島空港の利活用について、周辺用地の利活用、航空利用の促進につながるアジアを代表するリゾート地としての利活用についてお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 今回、4つの事業を提案いただいた中には、LCCを活用した国際航路ですとかあるいはプライベートジェットとかという提案もございました。さらに、高級ホテルの計画もございまして、そういうことを踏まえて、我々はアジアの中心、利活用という格好で捉えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それでは、最後になります。

その実現に向けて、今後どういう課題があるのか、どういう協議が必要なのか、そのことについてお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 現在、提案者と協議・対話に着手したところでございます。具体的な課題につきまして、今後さらに整理を要しますけれども、まず最初に下地島土地利用基本計画のゾーニング

を含む見直しの検討が必要かなと思っています。さらに、各種規制に係る規制の緩和になりますか、あるいは我々ができることがあるのかということの調整が必要になってくると思います。いずれにしても、提案者が求める事業展開における環境整備に迅速に取り組むことが県としての課題だと考えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 せっかく時間あいていますので、この今4つの企業が下地島空港及び周辺地を使って、企業をいわゆる活動を始めるわけですが、まだそのイメージとして浮かんでこないんですね、この4つの事業者が。これをできるだけわかりやすく説明してもらえませんか、絵を描くような感じで。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 今回提案いただいた4つの事業というのは、パイロット養成事業というのがございます。パイロット養成事業というのは、当然空港も使うでしょうし、その周辺の中で、もしかしたら宿舍の設備等施設等の整備も必要となってくるかと思えます。

さらに、マルチコプター、ドローンというのがありますけれども、その操縦技術者育成事業というのがございまして、当然こういう方々が来た場合には、そこでいろんな無人機のルールづくりの検討があるんですけども、あるいは法律、今できているんですけども、そこで下地島空港を活用した場合には、その周りに人々が集まるだろうということを結構考えております。

さらに、プライベートジェット機の受け入れが本格化した場合には、当然宮古島空港との役割分担が出てきます。宮古島空港というのは、あくまでも国内をターゲットにするんですけども、下地島空港で国際線のプライベートジェットから国際線のほうも視野にできるんじゃないかなと思っていますし、さらに富裕層を対象にした宿泊施設というのができましたら、また高級リゾートの趣が出てくるんじゃないかなと思っていますけれども、これは先ほど申し上げましたゾーニングとの関係がございまして、県内の意思・意見の整理ということも必要になってくるかと思っています。

○奥平 一夫君 以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

まず、通告後に発生した重大な問題であるため、議事課に連絡をしました。先例を踏まえ質問を行います。

自民党本部の会合での百田尚樹氏の「沖縄の2つの新聞を潰せ」という暴言は、報道の自由に対する攻撃、民主主義の根幹にかかわる問題であり、沖縄県民への重大な挑戦として看過できません。また、沖縄県民を侮辱し、強奪してつくられた普天間基地の歴史を歪曲し、米軍のレイプ犯罪を不問に付すなど、県民の人権と尊厳をじゅうりんするものであり断じて許せません。自民党の最高責任者としての安倍総理大臣が沖縄県民に謝罪することを強く求めます。知事の見解を伺います。

安倍首相を後ろ盾とする百田氏の沖縄県民や報道に対する攻撃は、秘密保護法、教育の国家介入、辺野古への新基地建設、戦争法案を強行している安倍政権を支える、まさに米軍基地の強化と戦争する日本の国づくりと連動するものであります。知事の見解を伺います。

知事の政治姿勢について。

5月17日県民大会で、辺野古新基地を絶対につくらせない、翁長知事の決意。大会宣言は、沖縄の新たな闘いは「沖縄と日本の未来を拓く大きな潮流へと発展しつつある。」、「私たち県民は決して屈せず、新基地建設を断念させるまで闘うことをここに宣言する。」と全国、世界に発信しました。知事の訪米の成果と今後の決意を伺います。

5月下旬の琉球新報、O T Vの世論調査で辺野古移設反対が83%、承認取り消し77%、作業停止が71%と圧倒的な民意となっています。辺野古新基地をつくらせないための知事の行政権限の内容について、また、埋立承認の取り消し及び撤回の見通しについて。

防衛省がことし1月から辺野古新基地工事5件を大成建設など本土大手ゼネコンに405億円余で競争入札による工事契約を行い、その後3月下旬まで当初契約額の約5割の工事額を含む約168億9000万円の追加工事を変更契約で行っています。1件について見ると、防衛省は大成建設JVに中仕切り岸壁新設工事を157億6000万円で発注し、48日後に当初契約額の49.6%増の78億2000万円で隣接場所の岸壁工事を変更契約で行っています。外務省の担当者は、原則として新しい工事を発注するときは別に入札すると言及しています。県の公共工事でこのような契約変更を行うことができますか。

シュワブゲート前で県警機動隊の指揮官が「犯罪者、早く排除しろ」と住民の強制排除を指示した件

で、報道では警察庁からの指示があったということですが事実ですか。憲法21条の表現の自由を行使して、ゲート前で整然と抗議行動をしている住民を暴力的に排除するのは許せません。憲法擁護を責務とする警察官にあるまじき違法行為ではありませんか。過剰警備をやめさせることについて。

海保のボートを海中の男性に乗り上げスクリューに巻き込む寸前の危険行為、抗議船に乗り込んでけがをさせ刑事告訴もされている数々の蛮行は断じて許せません。海保の危険行為に抗議し、係る行為をとめさせることについて。

環境アセス後に埋立予定地で新種の生物が多数発見され、2014年、4000人の研究者が所属する日本生態学会などの19の学会が防衛省に再調査を要望しています。環境保全策を実施することを条件にした防衛局は、新種の保全のために直ちに現地調査に応じるべきです。県が調査を要求することについて。

前知事は、留意事項を付して辺野古埋め立てを承認し、防衛省は環境監視等委員会をその実効性の担保だとしました。工事は環境監視等委員会の議論が秘密にされたまま強行されていますが、早急に議事録を公開させる必要があると考えますが、見解を伺います。

キャンプ・シュワブ内で琉球王朝時代の礎石が発見され、周辺には多くの遺跡が存在することが確認されています。防衛大臣は関係法令に従い適切に対処すると述べていますが、文化財保護法に基づく現場調査の時期、文化財の保護・保全に必要な対応策を伺います。

普天間基地配備の同型機オスプレイがハワイで墜落炎上し乗員2人が死亡したにもかかわらず、県内で翌日から飛行訓練が継続されています。普天間基地の司令官と同席した航空安全担当官が、オスプレイが市街地上空をヘリモードで飛行しないとする日米合意を遵守する必要はない、事故は完全に避けられないと発言したのは言語道断です。抗議をすべきではありませんか。オスプレイの訓練が全国に移転して以降、オスプレイの県民負担は軽減されていますか、実態を伺います。オスプレイを原因究明までの飛行停止、撤去を日米政府に要求することについて。

安倍政権による消費税増税と社会保障の改悪が県民を苦しめています。今国会で医療保険制度が改悪されました。国民健康保険の都道府県移管、医療、介護など現状と比べてどう変わるのか。どれだけの県民負担増となるのか。負担増を軽減するために県の支援が必要と考えますが、見解を伺います。

中部の中学校で発達障害の生徒2人が修学旅行に参

加できませんでした。1人は安全の確保が難しいという理由でした。発達障害を理由に、修学旅行に保護者が付き添いをしたり、また参加できなかったのは何人いますか。希望する全ての生徒が参加できる修学旅行にすべきです。対応策を伺います。

戦後70年の慰霊の日を迎えました。唯一住民を巻き込んだ地上戦によって県民の4人に1人が犠牲になった沖縄戦は、県内至るところに戦争の傷跡を残しました。しかしながら、戦跡指定されなかった激戦地の浦添前田陣地跡や那覇市真嘉比の陣地壕跡などは都市開発によって破壊されました。戦跡の県文化財指定が急がれますが見解を伺います。学校教育において沖縄戦の実相を継承し、二度と戦争をしないための平和教育が重要です。県内の学校で地元の戦跡を生かすなどの平和教育、また平和祈念資料館やひめゆり資料館での学習実績はどうなっていますか。平和学習に位置づけることが重要と考えますが見解を伺います。

全国学力テスト、到達度テストの対策に、過去問題や練習問題のための補習の8割が普通の授業を割いて行われたことが教員へのアンケートで明らかにされました。元県教育委員の大宜見小児科医師は、昨年からテスト対策で心と体が悲鳴を上げる子が受診するようになった。「学力向上対策が勉強嫌いを生んでいる。」「性急に結果を求めすぎて、情緒の安定が大切な幼少期に過度な詰め込みを強要すれば悪影響が出る。」と警鐘を鳴らしています。どの子にもわかる授業によって基礎・基本を身につけ、子供たちが学びわかり合う教育こそ求められています。点数競争をあおる全国学力テストへの参加をやめ、少人数学級の早期実現を目指すことが重要ではありませんか。

子供の貧困調査の進捗を伺います。県内の学習支援の対象となる生徒数と実績と効果を伺います。県が支援する町村での実施計画及び11市に拡充することについて。

高齢者、ひとり親、障害者世帯などの公営住宅への入居状況はどうなっていますか。世帯数と入居世帯数、割合を伺います。民間アパートの入居が困難な世帯の実態調査の結果を伺います。保証人が探せない、家賃の支払いが困難な世帯に対する支援はどうなっていますか。また、家賃債務保証制度の活用など居住支援協議会の実績と今後の計画を伺います。

ひとり親世帯の医療費助成は、窓口払いのため手持ち金があれば医者にかかれません。病院窓口での現物給付にすること。ひとり親の子供の人数は5年前と比べてどうなっていますか。給付人数と割合、助成額の推移について。

子供医療費の通院費無料化拡大の進捗状況、通院費の自己負担をなくして中学卒業までの窓口無料化を早急に実現することについて。

日本年金機構の流出した個人情報125万件のうち6割の74万件が沖縄県で、県民の不安や疑念は深まるばかりです。県民への謝罪もなく、なぜ沖縄県が多いのか、悪用され被害を受けた場合の補償はどうなるのか、流出した個人情報は安全に回復できるのか。県民は納得できる説明を求めています。県の対応について。

浦添の西海岸は、南部地域で唯一自然の海浜が残されたサンゴとイノーが広がり、県の環境評価ランクⅡの環境保全を図る貴重な海域であり、浦添西海岸の埋め立ては軍港建設につながるものです。移設条件つき返還の那覇軍港は41年間たっても返還されていません。那覇軍港の返還は移設条件つきではなく無条件返還でこそ実現可能です。海兵隊の他国への前線出撃基地となる浦添新軍港の建設に市民の意志は圧倒的多数が反対です。牧港兵たん補給基地を返還させ跡地利用計画と整合性のとれた西海岸開発として県民・市民合意で抜本的に見直し、自然の海浜を利用して沖縄観光の振興を図る道を検討すべきではないですか。

安倍首相が「この夏までに成就させます」と米議会に約束した後、国会に提出された戦争法案は、自民党が推薦した憲法学者を含め3人の参考人全員が憲法違反と断言し、学者・文化人など幅広い反対の声が広がっています。6月14日の国会包囲集会では、沖縄県の大学生玉城さんが「戦争で命を奪われたくないし、人の命を奪う手伝いもしたくない」と訴えるなど、若者の反対の声も沸き上がっています。辺野古新基地建設の強行の中、米軍とともに自衛隊がいかなる戦争にも参戦していく集団的自衛権の行使は、憲法9条に違反する武力行使であり、若者が殺し殺される戦争への道です。沖縄戦の痛苦の教訓からとりわけ沖縄から戦争法案廃案の声を上げるべきではないでしょうか。知事の見解を求めます。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 西銘純恵議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、知事訪米の成果と今後の決意についてお答えをいたします。

今回の訪米では、国務省、国防総省、連邦議会議員及び有識者など19名もの方々に直接面談する機会を得ました。面談を通して、今沖縄が置かれている状況

を詳しく正確に伝えることができたことは、大変有意義なことだったと考えております。特にマケイン上院軍事委員長及びリード同副委員長らと面談できたこと、マケイン議員側から継続して私と建設的な対話を続けたいとの話をいただいたことは大きな成果だと考えております。今後とも必要に応じて訪米することを検討してまいります。

次に、辺野古移設に関する知事権限及び埋立承認の取り消し等の見通しについてお答えをいたします。

辺野古新基地建設に関する権限としては、公有水面埋立法や沖縄県漁業調整規則に基づく手続等さまざまなものがあります。普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に関しては、法律的な瑕疵の有無を検証する第三者委員会において検証作業が行われているところです。その報告も踏まえ、埋立承認の取り消しまたは撤回について検討をしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、沖縄県における工事の変更契約についてお答えします。

県の発注する工事においては、建設工事請負契約約款第18条に基づき、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと、設計図書に誤謬又は脱漏があること、設計図書の表示が明確でないこと、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと、設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたことが確認され、必要があると認めるときは、設計図書の訂正または変更を行っているところであります。また、県が必要と認める場合には、約款第19条に基づき設計図書の変更内容を受注者に通知して、工期もしくは請負代金額を変更しているところであります。なお、新たな追加工事は、原則として別途契約することとしておりますが、当該工事の目的、効用を著しく変えることなく、かつ当該工事と分離して施工することが困難な場合は、設計変更で処理しているところであります。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会の議事録についてお答えします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会は、県が承認の際に付した留意事項を踏まえ、沖

縄防衛局が当該事業を適切かつ円滑に行うため、環境保全措置及び事後調査等に関する検討内容の合理性・客観性を確保し、科学的・専門的助言を行うことを目的として、平成26年4月11日に設置されております。同委員会は、これまでに5回開催されており、公開されている資料から、工事中の事後調査及び環境監視調査の計画、サンゴ移植、ボーリング調査に伴うサンゴ類への影響などについて検討がなされているものと理解しております。

県としては、同委員会において、各委員からどのような助言や意見が出され、事業者である沖縄防衛局がどのような対応をするのかを具体的に確認することが重要であるとの認識から、これまで同委員会の議事要旨等の提供を申し入れてきたところであります。沖縄防衛局からは、第1回から第4回までの配付資料、第3回までの議事要旨の提供を受けましたが、議事録の提供がなかったことから、平成27年6月4日付で議事録の提供を依頼したところであります。しかしながら、6月18日付の沖縄防衛局の回答では、「第4回委員会の議事要旨については、近日中に当局のウェブページにて公開する予定」とのことで、また、「議事録については、第1回委員会において、委員間で議論がなされ、議論の内容が分かるような議事要旨を公表することに決定されたため、議事録は作成していない」とのことでありました。

次に、高齢者などの入居状況等についての御質問の中で、高齢者などの公営住宅入居状況についてお答えします。

県営住宅の全入居世帯は1万6656世帯であり、このうち老人世帯は3207世帯で全世帯の約19%、母子・父子世帯は1653世帯で全世帯の約10%、障害者世帯は1558世帯で全世帯の約9%となっております。なお、市町村営住宅の老人世帯数等については、現在把握しておりませんが、今後調査していきたいと考えております。

同じく高齢者などの入居状況等についての御質問の中で、民間アパートの入居が困難な世帯の実態調査についてお答えします。

県では、平成25年度に市町村担当課、福祉関係団体及び不動産会社を対象に、高齢者、障害者、低額所得者等の民間賃貸住宅入居に関する実態についてアンケート調査を実施しました。このうち、入居を制限または断られた事例について聞いたことがあるかの問いに対して、高齢者に対しては不動産会社の73.5%が聞いたことがあると回答しており、同様に障害者は74.3%、低額所得者については62.9%が聞いたこと

があると回答しております。また、入居を制限された理由としては、連帯保証人がいないため、入居後のトラブルへの懸念、家賃滞納への不安等となっております。

同じく高齢者などの入居状況等についての御質問の中で、保証人が探せない世帯等に対する支援についてお答えします。

民間アパートで保証人が探せない等の世帯を支援するための制度として、高齢者住宅財団の家賃債務保証制度があります。同制度については、沖縄県居住支援協議会において、平成25年度より不動産関係団体や市町村担当者等への説明会を開催し、紹介するとともに、県及び当該協議会のホームページにより情報提供を行っているところであります。

同じく高齢者などの入居状況等についての御質問の中で、沖縄県居住支援協議会の実績と今後の計画についてお答えします。

沖縄県居住支援協議会の実績としては、家賃債務保証制度を初めとする各種制度の紹介や情報提供等が挙げられます。このような取り組みの結果、高齢者住宅財団によると、同財団の家賃債務保証制度の県内における保証引受件数は、平成27年5月末時点で累計135件とのことであります。今後とも同協議会において、説明会及び不動産関係団体講習会等で本制度の周知を図り、保証引受件数の増加に努めていきたいと考えております。また、同協議会の今後の計画としては、沖縄県あんしん賃貸支援事業の実施及び新たな支援策の検討を行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 知事の政治姿勢に関する御質問の中で、住民の強制排除は警察庁からの指示によるものなのか及びキャンプ・シュワブ前での警察活動についての御質問についてお答えいたします。

県警察に対しましては、御質問のような指示が警察庁から出されたことはありません。県警察では、キャンプ・シュワブ前における抗議行動に関し、警察の責務に照らし、抗議行動を行っている方の安全確保、抗議行動を行っている方と工事関係者等とのトラブル防止、国道上の一般交通を含む安全の確保などの観点から、安全に最大限配慮した上で法令にのっとり適切な措置を講じているところであります。

また、御質問のキャンプ・シュワブゲート前で、機動隊の指揮官が「犯罪者 早く排除しろ」と住民の強制排除を指示したということにつきましては、6月4

日午前7時ごろ、キャンプ・シュワブのゲート前において、抗議行動を行っている方々が路上へ座り込んだり、寝転んだりするなどして、工事関係車両の入域を妨害している状況がありました。これに対し、警察官から違法行為をやめるよう再三の警告を行いました。これに従わなかったため、その状態を解消するため、安全な場所へ移動させる措置を開始しました。その際、抗議を行っている方々の中に、規制に当たる警察官に対して、暴れるなどの行為をエスカレートさせる方々もあり、公務執行妨害罪等での検挙も想定される状況でありました。そこで部隊の指揮に当たっていた警察官が規制に当たっていた警察官に対し、検挙の際には犯罪を行っている者を特定の上、証拠の収集を確実に行えという趣旨で、「犯罪行為については、犯罪者を特定し、採証活動を徹底せよ」と指示したものであり、御質問のように抗議行動を行っている方々に対し、犯罪者との言葉を発した事実はありません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、海上保安庁への抗議についてお答えします。

県は、本年1月26日、第11管区海上保安本部次長に対し要請を行ったところであり、今後とも警備活動に当たっては、県民の安心・安全を守ることを最優先にしていきたいと考えております。

続きまして、普天間基地配備の同型機オスプレイの事故についての御質問の中で、オスプレイの飛行停止、撤去についての御質問にお答えします。

県としては、米軍の裁量に委ねられた日米合意事項に基づく飛行運用は、県民不安の解消につながるものではなく、政府は厳格に実効性が担保されるよう強く求めるべきであると考えております。また、オスプレイの県外での訓練等については、県の資料によると、平成26年度は51回となっておりますが、騒音や部品落下事故など、依然として負担軽減が図られているとは言えません。このような中、県は、ハワイで発生したオスプレイの事故について、去る5月19日、沖縄防衛局に対し、オスプレイの配備撤回及び事故原因が究明されるまでオスプレイの飛行中止を求めています。

県としては、建白書の精神に基づき、オスプレイの配備に反対であり、今後ともあらゆる機会を通じ日米両政府に対しオスプレイの配備撤回を求めてまいります。

次に、浦添新軍港の建設についての御質問の中で、那覇軍港建設の見直しについてお答えします。

県としましては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。これまで移設協議会が23回開催され、国、県、那覇市、浦添市、那覇港管理組合が連携し、移設の実現に向け、代替施設の位置や形状、港湾計画との関連等について協議を進めてきたところであります。

県としましては、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で進めることが現実的と考えております。

続きまして、安全保障関連法案についての御質問にお答えします。

安全保障関連法案については、集団的自衛権の行使を含む具体的な議論が国会で行われており、さまざまな意見があるものと承知しております。在日米軍専用施設面積の約74%が集中し、過重な基地負担を抱えている沖縄県としては、我が国の安全保障政策の変更には重大な関心を持っており、政府は、国政の場などで十分に議論した上で、その影響も含めて国民に丁寧な説明すべきであると考えております。

続きまして、百田氏の発言に関する緊急質問にお答えします。

百田氏の一連の発言については、民主主義の根幹である表現の自由をないがしろにしかねない発言であるとともに、沖縄の歴史等を正しく理解いただけてないところが多々あることから、戦後70年間、過重な基地負担を強いられてきた県民の心を傷つけるものであり、まことに残念であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 知事の政治姿勢についての中、沖縄防衛局に対する新種の生物に係る調査の要求についての御質問にお答えします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価法及び環境影響評価条例に基づく手続は終了しており、同法及び条例においては、手続の終了した事案について、新たな種や事象が見つかったことを理由として再調査を求める規定はありません。新種の確認調査及びその結果に基づく対策等については、事業者である沖縄防衛局において適切に対応すべきものであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、知事の政治姿勢についての御質問の中で、石の鑑査と文化財保護の対応策についてお答えいたします。

去る2月にキャンプ・シュワブ内で発見された礎石の可能性のある石につきましては、6月24日に埋蔵文化財提出書が届きましたので、内容の確認及び実地検分を行いました。鑑査の結果、礎石と認められましたので、6月30日付で文化財として認定したところです。発見場所周辺における文化財調査につきましては、文化財保護法の趣旨に基づき、名護市教育委員会が実施するものと考えており、同委員会から依頼がある際には協力していく所存です。

次に、希望者全員が修学旅行に参加するための対応策についての御質問で、児童生徒の修学旅行の参加についてお答えいたします。

県教育委員会が実施した平成26年度の修学旅行に関する調査によりますと、発達障害を理由に保護者が付き添った事例は、小学校で6件、中学校で4件となっております。当該調査において、発達障害が理由で参加できなかったとの回答はありませんでした。

県教育委員会としましては、修学旅行は、教育課程の学校行事に位置づけられる教育活動であり、全ての児童生徒が参加することが望ましいと考えております。今後も安全・安心な修学旅行となるよう、市町村教育委員会と連携を図ってまいります。

次に、平和学習についての御質問の中で、戦跡の県文化財指定についてお答えいたします。

戦争遺跡の文化財指定につきましては、10年余に及ぶ調査を終え昨年度末に基礎資料が整った段階であります。県指定に当たりましては、市町村からの申請の際に必要な土地所有者の同意はもとより、県文化財保護審議会での慎重な審議も求められることから、県指定までにはそれなりの期間を要するものと考えております。

県教育委員会としましては、戦争遺跡の保存継承は重要なことと認識しており、指定に向け取り組んでいく所存です。

次に、平和教育の取り組みと平和祈念資料館の利用についてお答えいたします。

県教育委員会では、戦後70年の節目として、沖縄戦の悲惨な実相や教訓を正しく後世に継承することの重要性に鑑み、今年度新たに全県高校生代表者会議における平和講演会と討論会、「ピース ウォークトゥ マブニ」の実施、平和学習ポータルサイトの開設などを行いました。平和教育については、学校の教

育活動全体を通して行っており、平和集会、戦跡めぐりや演劇など、多くの学校で児童生徒や地域の実態に合わせた特色ある取り組みが行われています。県内の学校における平和祈念資料館の学習実績については、平成26年度、小学校177校、中学校24校、高等学校20校、約2万人の児童生徒が利用しております。今後とも、平和教育の充実に資するよう、平和祈念資料館等の有効的な活用に努めてまいります。

次に、全国学力テストの御質問で、全国学力調査及び少人数学級についてお答えいたします。

児童生徒一人一人が将来、自己実現を図り、夢や目標を達成するためにも、学力向上の取り組みは重要だと考えております。全国学力調査等の結果公表に関しては、学校の序列化や過度な競争をあおることがないよう、慎重に判断すべきものと考えます。また、少人数学級につきましては、学習規律の定着等、児童生徒一人一人に応じたよりきめ細かな指導の充実に必要と考えております。

県教育委員会としましては、全学年での少人数学級の実施拡大に向けて着実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは医療保険制度についての御質問で、医療保険制度改革における国民健康保険の都道府県化、医療と県民負担、県の支援についてお答えいたします。

去る5月に成立・公布されたいわゆる医療保険制度改革法におきましては、国民健康保険制度の安定化を図ること等を目的として、平成30年度から都道府県は市町村とともに国保の保険者となり、国保の財政運営の責任主体として国保運営に中心的な役割を担うこととなっています。保険税の賦課徴収や保険給付、保健事業などについては地域住民との身近な関係の中で引き続き市町村が担い、都道府県と市町村が適切な役割分担のもとで連携して国保を運営していくこととなります。また、今回の改革では、国保への財政支援の拡充を行うことにより財政基盤を強化することとされておりますが、これらを含めた制度改革の詳細は、今後再開される国と地方の協議の場等において検討されることとなっており、県民負担への影響の把握は困難であります。

県としましては、今後の検討の動向を注視し、必要に応じ全国知事会を通じて意見を述べる等、適切に対応してまいりたいと考えております。このほか今回の法改正では、負担の公平を図る観点から、入院時の食

事代を段階的に引き上げることや、医療機関の機能分担のため、紹介状なしで大病院を受診する際の定額負担の導入、患者からの申し出による新たな保険外併用療養の仕組みである患者申し出療養の創設等が盛り込まれております。

次に、子供医療費の通院費無料化拡大についての御質問の中で、こども医療費助成制度の通院対象年齢の拡大及び窓口無料化についてお答えいたします。

沖縄県では、子供の疾病の早期発見と早期治療の促進を図るとともに、子育て支援を目的に、市町村を実施主体として、こども医療費助成事業を実施しており、本年10月1日より通院の対象年齢を現在の3歳から就学前に拡大することとしております。中学卒業までの拡大につきましては、現在、就学前までの拡大に向けて市町村と調整を行っているところであり、まずは10月1日の円滑な実施に向けて取り組んでまいります。

また、窓口の無料化につきましては、受診の増加による医療費の増大、小児救急への過重な負担、国庫支出金の減額調整などの課題が指摘されており、県としては、市町村の要望の多い自動償還を平成25年度から導入しているところであります。一部自己負担金については、財政負担の大きさから持続可能な制度とするため、受益者に対して適正な負担を求めているものでありますが、受診回数の多いゼロ歳児から2歳児の通院と経済的負担の大きい入院については、一部自己負担金を導入しておりません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） それでは、医療保険制度についての御質問の中で、介護の負担増と県の支援についてお答えをいたします。

介護保険法の改正により、平成27年8月1日から、一定以上の所得のある第1号被保険者の自己負担を現行の1割から2割に引き上げることとなっております。具体的には、65歳以上で公的年金等控除を差し引いた合計所得金額が160万円以上の被保険者が引き上げ対象となりますが、本県の当該対象者は、平成26年4月1日現在の数字で約3万5000人となっております。利用料引き上げ後の負担額については、所得別に利用状況の統計がとられていないことから、推計することは困難であります。

また、介護保険は、介護を国民みんなで支え合うという理念に基づき全国一律の制度として運用されております。その考えに基づき、介護費用は、保険料と

国・県・市町村の公費負担も含めそれぞれの負担割合が定められており、県が独自の支援等を行うことは適当ではないと考えております。

次に、子供貧困調査についての御質問の中で、子供の貧困調査と学習支援についてお答えをいたします。

子供の貧困に関する調査は、子供の貧困対策を効果的に実施するため、本県における子供の貧困の現状把握等を目的として実施しております。去る5月に受託事業者を選定し、現在調査方法等の詳細について調整を行っているところであります。

学習支援について、県においては、低所得世帯の小中学生を対象として、平成24年度が92名、平成25年度が147名、平成26年度が166名に対して支援を行っております。県と同様に事業の実施主体である市においては、平成24年度が6市で151名、平成25年度が8市で251名、平成26年度が9市で257名に対して学習支援が行われております。今年度は、県事業では1町に教室を追加し、県内5町に設置した教室において学習支援を行っており、市事業につきましては1市がふえ、県内10市において学習支援が実施されております。

県としては、貧困状態にある子供たちへの学習支援は、貧困の連鎖を防止する上で効果的な取り組みであると認識しており、今後とも市町村と連携を図り、段階的な事業の拡充に努めてまいります。

次に、ひとり親世帯の医療費助成についての御質問の中で、母子家庭等医療費助成事業についてお答えをいたします。

母子家庭等医療費助成事業における平成26年度の受給対象児童数は3万7744人となっており、平成21年度と比較しますと4952人増加しております。また、平成26年度の助成に係る県の補助金額は、約2億8500万円となっており、平成21年度と比較しますと約4000万円増加しております。母子家庭等医療費助成事業における給付方法の見直しについては、こども医療費助成事業における自動償還払いへの移行状況や課題等を確認しながら、実施主体である市町村の意向を踏まえ、検討していきたいと考えております。

次に、日本年金機構の個人情報流出についての御質問の中で、沖縄県の状況や県の対応等についてお答えをいたします。

日本年金機構の発表によりますと、流出した個人情報約125万件について情報の重複などを除いた人数の合計は、101万4653人となっております。このうち沖縄県は3万8538人で、全体に占める割合は約3.8%となっております。また、厚生労働省は広報用チラシ

において、横取りにより年金が支払われなくなることはなく本人に確実に支払うと広報しております。加えて日本年金機構は、ホームページ等において、個人情報流出した方については基礎年金番号の変更を行うと広報しております。

県においては、那覇年金事務所長に対し正確な情報提供、県民への被害防止対策の徹底等について申し入れを行うとともに、県のホームページにおいて不審な電話等に対する注意喚起や、福祉保健所等において注意を呼びかけるポスターの掲示等を行っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 教育長に伺います。

小中学校10人の子が発達障害ということで、保護者の付き添いで修学旅行に行ったということですが、付き添いがなければ修学旅行は参加できないんですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 発達障害の有するその症状によって違うと思うんですけれども、学校長の判断でどうしても保護者についてもらいたいとか、あるいはそういうのはあると思います。基本的につかないで来たほうが一番ベストだと思いますけれども。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 行けなかったお母さんから、うるま市の中学校、私相談受けました。それで、お母さんが付き添いしてくれと言われたら下の子も障害を持っていて行けないということで参加できなかったんですよ。参加できなかった子はいませんという先ほど答弁されたんですけれども、いました。今聞いているのは、義務教育の場で親がつかなければ学校行事に、大事な修学旅行に参加できないということがあっていいのかということなんですよ。だからこれはほかの皆さん、学校は多分それなりの人的配置をして参加させていると思うんですね。私はこれは義務教育として、ちゃんと保護者がつかなければということを前提にしないでちゃんと教育として保障していく、それが大事じゃないかと思うんですが、参加させる努力を尽くされているかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 修学旅行とは、日ごろの学習環境の中では体験できない社会的・文化的な価値に触れること、それから期間中、先生方あるいは友人たちと行動をともにすることで集団的な規律、社会性、協調性が身につくなど、多様な観点からも教育的な学校行事だと認識しております。そういう意味で、

学校教育の場でやはり全生徒に行ってほしいという思いはあります。ただ、本県ではいろんな状況によりまして、修学旅行に行けなかったり、不登校の生徒であるとかあるいはいろんな形で行けない子が出ていることは確かであるんですね。

議員おっしゃるように、ぜひ行かせてもらいたいという努力は、学校でもまた教育委員会でも今後ともやっていくつもりです。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん これは教育ということですから、学校内の教職員を配置すればできるわけですよ。それをやらなくて保護者にとというのが問題だと思っています。10名の子が保護者がついたと、それをぜひ改善していただきたいと思います。もう一度お願いします。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） この中学校の修学旅行につきましては、普通、学級担任は35名から40名で1人であるんですけれども、25名に1人とかさらに養護教諭それから団長として校長か教頭つきますので、人的な配置は例えば何名かの発達障害とかいろいろ課題がある生徒に対しては、何とか人的な配置はできると思いますけれども、ただこのうるま市のその件につきましては、いろんな要素があったということも承知しております。この辺はやはり人的配置などもっとできないか市町村教育委員会とも意見交換を進めていく必要があるんじゃないかなと思っています。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 礎石の件なんですけれども、文化財指定がされた、認定がされた。そうしたら海の中ですから周辺の海域や陸域の文化財調査が必要になると思います。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 今回、礎石として文化財として認定いたしましたので、名護市の教育委員会がその後、その周辺の試掘調査であるとか踏査であるとか、その判断することになると思います。この辺につきましては、我々もいろんな面で協力していきたいと思っています。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん キャンプ・シュワブの中にも文化財幾らかあると、それについて基地の工事のどの部分かということを示していただけませんか。

○教育長（諸見里 明君） ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後6時7分休憩

午後6時7分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里 明君） 今年度、名護市が試掘調査を実施する予定とされているのは、作業ヤード部分それから仮設道路部分、美謝川切りかえ部分と聞いております。そこで該当する遺跡、もっと紹介いたしますか——紹介したいと思いますけれども、思原遺跡それから思原石器出土地、思原長佐久遺物散布地、大又遺跡、ヤニバマ遺物散布地の5つの遺跡がそういう面で引っかかっているということです。それから今後また発見された一帯についても、名護市により試掘調査が行われることも想定されますね。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 海域も調査をされなければいけないと思うんで、それは県教委も協力をされるということですが、あと11管区の海上保安本部が沖縄県の水中文化遺産一覧を出しています。もう一つは、3月2日に出した海洋情報部研究報告ということで、これ11管区や9管区やそして技術・国際課ということで出されています。これについては、沖縄県の水中文化遺産について詳しく書いているんですけども、これ示したんですが前にも。この中身、この海上保安本部そのものが沖縄県の水中文化遺産をどのように捉えているかということを教育長にお尋ねしたいと思います。

○教育長（諸見里 明君） ちょっと休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後6時9分休憩

午後6時10分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里 明君） 第11管区海上保安本部の管轄地であるこの沖縄の海域での調査につきまして、沖縄県の海は透明度も高く、海底から沿岸まで先史時代の貝塚や石切り場、魚垣、塩田や造船所跡などの生産遺跡、沈没船その他諸外国との交易を示す陶磁器などの遺物も見つかっており、重要であるという認識を示しております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん これ水中文化遺産、200余りのものを公表して、この中では特に「沖縄では、沖縄戦により多くの古文書や文化財が破壊されたことから、近

世以降の歴史と文化を復元するツールとして考古学が重要な役割を果たしている」、「近世以降どころか、近代～戦前の古墓や古集落も積極的に「遺跡」として認識し埋蔵文化財包蔵地として保護の対象と論じている。」ということで、この沖縄の海中、海辺に海岸べりみんなですよ、200余りの文化遺産があるわけですよ。今回この碇石が海の中から出てきたということは、この海の周辺も貴重な文化財が眠っていると、そしてキャンプ・シュワブの中も今名護市教育委員会が基地のためにこれまで文化財の調査ができなかったけれども、沖縄県の大事な先史の歴史そして文化財として、戦争で文書類が焼失をしたというところだからこそ、沖縄はこのような考古学に頼らないといけない。だから碇石もしっかりと調査をしなければならないということに触れているわけですよ。私は知事にも上げましたがけれども、これからしても海上保安庁そのものがこの海域について、碇石があった海底そしてこの周辺も保護しなければならないという立場に立つのがこの中身になっているんですね。いかがでしょうか。大事な文化財を指定をしていく、それについてぜひ世界自然遺産登録していくとか生物多様性の沖縄をさらに保護していくという観点からも知事の御見解もいただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 西銘議員の再質問にお答えいたします。

第11管区海上保安本部の情報管理課から出されております沖縄県の地図を中心として、200カ所いろんなところにチェックが入って、ここは文化財があるんだというようなそういったもの、今資料を私見させてもらっております。そういう意味では、行政を預かる者とすれば、今日までも私も政治の長い中では、文化財というのは何よりも一番優先されるようなことでありますし、いろんな事業の中で文化財が発見されたときのものは、これまでも見てきておりますから、やっぱりこういう形で今見つかったというのは、これについては県の教育委員会もしっかりとサポートするというのを発表しておりますし、これはぜひこの文化財のあり方というようなことも含めてしっかり調査してもらいたいなというふうに思っています。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 保護に向けて頑張っていただきたいと思います。

環境監視等委員会の件なんですけれども、議事要旨しか公表されないと、それもホームページと。これ沖縄県がこの承認をしたというときに、これ大事な条件

なんですよ、理由になっているわけですよ。第4回の委員会の要旨は、委員の声どうなっていますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 沖縄防衛局は、議員御指摘のとおり、平成27年6月26日に第4回環境監視等委員会の議事要旨をホームページで公開しました。これによりますと、委員からは委員会の責務が非常に曖昧、報道されていることが資料としても一切出てきておらず社会の批判に対して我々は応えることが全然できていない、我々が関与できない状況でいろいろなトラブルが起きてしまっている、科学的・専門的な助言を行うための判断材料がなかったなどの指摘があったことが記されております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん これが議事要旨です。（資料を掲示） 今読んでいただいたんですけども、一部しか読んでいただいてないんですけども、私この環境監

視等委員会の委員そのものがこのような声を上げているということ自体、この承認をする理由として出されたこの監視等委員会が環境を守れないということの大きな証拠ではないかと思っています。もはや取り消し以外ないと私は思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 第三者委員会の報告を踏まえ、取り消しまたは撤回について検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明2日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時17分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 具 志 堅 徹

会議録署名議員 當 間 盛 夫

平成 27 年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 7 号）

平成27年 7 月 2 日（木曜日）午前10時58分開議

議 事 日 程 第 7 号

平成27年 7 月 2 日（木曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 乙第 1 号議案から乙第17号議案まで（質疑）

第 3 陳情第68号、第72号、第73号の 2 及び第76号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程追加 自民党勉強会での報道機関への言論圧力及び沖縄県民侮辱発言への抗議決議

日程追加 自民党勉強会における不穏当発言に反省を求める決議

日程第 1 一般質問

日程第 2 乙第 1 号議案から乙第17号議案まで

乙第 1 号議案 沖縄県税条例等の一部を改正する条例

乙第 2 号議案 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

乙第 3 号議案 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄県青少年保護育成審議会設置条例

乙第 5 号議案 沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例

乙第 6 号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

乙第 7 号議案 沖縄県いじめ防止対策審議会設置条例

乙第 8 号議案 工事請負契約について

乙第 9 号議案 売買代金請求事件の和解等について

乙第10号議案 運転免許の取得可能年月日の誤通知により生じた損害の賠償に関する和解等について

乙第11号議案 初心運転者講習通知書の誤送付により生じた損害の賠償に関する和解等について

乙第12号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について

乙第13号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について

乙第14号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

乙第15号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

乙第16号議案 専決処分の承認について

乙第17号議案 専決処分の承認について

日程第 3 陳情第68号、第72号、第73号の 2 及び第76号の付託の件

出 席 議 員 (47名)

議 長	喜 納 昌 春 君	5 番	仲 村 未 央 さん
副議長	翁 長 政 俊 君	6 番	新 田 宜 明 君
1 番	比 嘉 京 子 さん	7 番	儀 間 光 秀 君
2 番	比 嘉 瑞 己 君	8 番	上 原 章 君
3 番	西 銘 純 恵 さん	9 番	花 城 大 輔 君
4 番	玉 城 満 君	10 番	砂 川 利 勝 君

11 番	具志堅	透	君
12 番	大 城	一 馬	君
13 番	具志堅	徹	君
14 番	渡久地	修	君
15 番	山 内	末 子	さん
16 番	仲宗根	悟	君
17 番	照 屋	大 河	君
18 番	當 間	盛 夫	君
19 番	吉 田	勝 廣	君
20 番	又 吉	清 義	君
21 番	島 袋	大	君
22 番	中 川	京 貴	君
23 番	座喜味	一 幸	君
25 番	玉 城	ノブ子	さん
26 番	赤 嶺	昇	君
27 番	新 垣	清 涼	君
28 番	瑞慶覧	功	君
29 番	崎 山	嗣 幸	君

30 番	新 垣	安 弘	君
31 番	呉 屋	宏	君
32 番	前 島	明 男	君
33 番	照 屋	守 之	君
34 番	新 垣	良 俊	君
35 番	仲 田	弘 毅	君
36 番	嶺 井	光	君
38 番	嘉 陽	宗 儀	君
39 番	玉 城	義 和	君
40 番	奥 平	一 夫	君
41 番	新 里	米 吉	君
42 番	高 嶺	善 伸	君
43 番	狩 俣	信 子	さん
44 番	金 城	勉	君
45 番	糸 洲	朝 則	君
47 番	新 垣	哲 司	君
48 番	具 志	孝 助	君

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	翁 長 雄 志	君
副 知 事	浦 崎 唯 昭	君
副 知 事	安慶田 光 男	君
知事公室長	町 田 優	君
総 務 部 長	平 敷 昭 人	君
企 画 部 長	謝 花 喜一郎	君
環 境 部 長	當 間 秀 史	君
子 ども 生 活 福 祉 部 長	金 城 武	君
保健医療部長	仲 本 朝 久	君
農林水産部長	島 田 勉	君
商工労働部長	下 地 明 和	君
文 化 観 光 スポーツ部長	前 田 光 幸	君
土木建築部長	末 吉 幸 満	君
企 業 局 長	平 良 敏 昭	君

病院事業局長	伊 江 朝 次	君
会 計 管 理 者	金 良 多恵子	さん
知事公室秘書	新 垣 秀 彦	君
広報交流統括監		
総 務 部		
財 政 統 括 監	池 田 克 紀	君
教育委員会委員	宮 城 奈 々	さん
教 育 長	諸見里 明	君
公 安 委 員 会 長	與 儀 弘 子	さん
警 察 本 部 長	加 藤 達 也	君
労 働 委 員 会 長	大 城 玲 子	さん
事 務 局 長		
人 事 委 員 会 長	親 川 達 男	君
事 務 局 長		
代表監査委員	知 念 建 次	君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	比 嘉 徳 和	君
次 長	知 念 正 治	君
議 事 課 長	平 田 善 則	君
副 参 事 兼 課 長 補 佐	勝 連 盛 博	君

主 幹	中 村 守 君
主 査	川 端 七 生 君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

○奥平 一夫君 議長。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 緊急動議の提案をしたいと思っております。

「自民党勉強会での報道機関への言論圧力及び沖縄県民侮辱発言への抗議決議」を提案をしたいと思いますので、よろしくお取り計らいお願いいたします。

○比嘉 瑞己君 議長。

○議長（喜納昌春君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 ただいまの奥平一夫君の動議に賛成いたします。

○議長（喜納昌春君） ただいま奥平一夫君から議員提出議案第2号「自民党勉強会での報道機関への言論圧力及び沖縄県民侮辱発言への抗議決議」を日程に追加し、議題とされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

この際、お諮りいたします。

議員提出議案第2号「自民党勉強会での報道機関への言論圧力及び沖縄県民侮辱発言への抗議決議」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は、日程に追加し審議することに決定いたしました。

○照屋 守之君 議長。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 緊急の動議を提案をさせていただきます。

私どもも「自民党勉強会における不穏当発言に反省を求める決議」を提案をさせていただきます。

よろしく願います。

○具志堅 透君 議長、11番。

○議長（喜納昌春君） 議席番号11番具志堅 透君。

○具志堅 透君 ただいまの照屋守之議員の動議に対し賛成をするものであります。

○議長（喜納昌春君） ただいま照屋守之君から議員提出議案第3号「自民党勉強会における不穏当発言に反省を求める決議」を日程に追加し、議題とされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

この際、お諮りいたします。

議員提出議案第3号「自民党勉強会における不穏当発言に反省を求める決議」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号は、日程に追加し審議することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

午後3時29分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

この際、議員提出議案第2号及び議員提出議案第3号を一括議題といたします。

まず、議員提出議案第2号「自民党勉強会での報道機関への言論圧力及び沖縄県民侮辱発言への抗議決議」について、提出者から提案理由の説明を求めます。

仲宗根 悟君。

〔議員提出議案第2号 巻末に掲載〕

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 こんにちは。

ただいま議題となりました議員提出議案第2号を提出者を代表して御提案を申し上げたいと思います。

提案理由を説明申し上げます。

提案理由は、自民党勉強会での報道機関への言論圧力及び沖縄県民侮辱発言に抗議し、発言の撤回と県民への謝罪を自由民主党総裁に求めるためであります。

次に、議員提出議案第2号を朗読いたします。

〔自民党勉強会での報道機関への言論圧力及び沖縄県民侮辱発言への抗議決議朗読〕

よろしく御賛同賜りますようお願いをいたします。

○議長（喜納昌春君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後3時35分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 こんにちは。

ただいま提案のありました議員提出議案第2号について質疑をさせていただきます。

まず、我が国日本国は言論の自由が保障されている民主主義国家であります。もとより言論の自由、報道の自由は民主主義の根幹をなすものであり、憲法第21条で保障された権利であり、権力で規制するような国権の最高機関である国会議員の言動には責任を持たなければならないということは言うまでもありません。また、百田尚樹氏は著名な文化人であり、個人の発言とはいえ沖縄の県民感情を逆なですするような歴史認識に誤解を与えるような発言は批判されて当然であります。

しかしながら、今回提案されております「自民党勉強会での報道機関への言論圧力及び沖縄県民侮辱発言への抗議決議」には問題があるというふうに思っております。

そこで、質問をさせていただきます。

1つ目は、まず地方自治体の議会において、個々の政党に抗議決議できるのかであります。私、今回の提案で時間ありませんでしたが、調べたところでは前例はほとんどないというふうに思っておりますが、抗議決議はできるのかどうか伺いをしたいと思います。

また、議員の私的、非公式の発言が県議会の抗議の対象となるのか慎重に検討しなければならないというふうに思っております。個々の議員の不適切な言動を決議で戒めるべきなのか、この辺は大変大きな問題があると思っております。このことは今後の議員の活動や言動、そういうものの萎縮につながる。無制限にこの抗議等があるとかこの議員活動の調査、言論等の範囲が狭まり萎縮してしまうという影響を持つからであります。

次に、私はこの問題は国会の場で議論されるべき課題だと思っております。それは自民党のガバナンスの課題はあるものの、国会の中で現実にこれは質疑の中で議論されておりました、この国会の場で国会議員の言動の責任はとられるべきである。したがって、現に行われている国会等での議論これを注視すべきものであって、県議会の場で抗議することが適切かどうか大変問題があるというふうに思っております。

次に、決議の内容に百田氏の発言が多分に取り上げられ批判されております。百田氏のこの発言を肯定するものではありませんが、百田氏はあくまでも個人であり、憲法第21条の表現の自由を侵害するのではないかという危惧が持たれるからであります。今後、こ

のような個人の発言に対する議会の抗議が続くようであれば、広がるようであれば百田氏個人のこれからの活動に大きな支障を来す可能性を秘めております。

それから、個人本人からのこの訴えがあったときに、我々県議会で提案されたこの個人への言論の自由に対する抗議とともとれる抗議が本当に責任がとれるのか、それは大きな問題となるのではないかと考えております。

それから、私はこの文章の中で、「もともと田んぼの中にあり、周りには何もなかった。基地の周りに行けば商売になると、みんな何十年もかかって基地の周りに住みだした。」というようなこの報道等があります。とやかく言うことはありませんが、彼の基地社会の成り立ちに対する歴史観というものが前後に述べられたというようなこと等も聞いておりますが、この事実確認は大変重要ではないか。

それから、大変これは沖縄県民にもショッキングな話になりますが、六本木ヒルズに住んでいる大金持ちという事実無根という記述がありますが、大変大きな項目であってこの事実確認というものも決議の中では大変重要ではないかというふうに思っております。

それからもう一点であります、「言論弾圧をおおるような暴言が相次いでいたことが明らかとなった。」という表現があります。この案件についても複数の議員からこうした発言があったのかという確認、これらはされたのか。決議書でありますから、この辺の事実の確認というのは大変重要ではないかというふうに思っております。

最後に、本議案は言論の自由という憲法の基本にかかわる問題を含んでおります。したがって、緊急動議という時間のない中での審議になりましたが、今回、慎重に審査されるべき議案がなぜこんなにも緊急に提案されるのか、その緊急性について伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時43分休憩

午後3時43分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 大変失礼しました。

六本木ヒルズ云々ということに関しては大変失礼しました。その部分に対しては取り消します。

よろしく申し上げます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時44分休憩

午後3時44分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 座喜味一幸議員の1番目の質問に答えたいと思っております。

いわゆる地方自治体の中で、個々の発言に対して抗議の決議があったかどうかという趣旨の質問だと思っております。

過去に私ども県議会は「マッキー米太平洋軍司令官の暴言に対する抗議決議」、このことも1995年12月1日の本会議で全会一致で可決されております。そしてまた、平成23年の第8回の定例会の中で、「前沖縄防衛局長の不適切発言に抗議し、防衛大臣の責任を明確にすることを求める抗議決議」を審議・決議しております。そしてまた、平成24年3月日本維新の会の共同代表橋下徹氏を宛先とする「橋下日本維新の会共同代表の風俗業活用提案発言に関する謝罪を求める抗議決議」を原案のとおり可決しております。そしてまた、平成23年の第2回の定例会の中で、「ケビン・メア米 국무省日本部長の発言に対する抗議決議」もなされております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 今もありましたけれども、地方自治体の議会が国政与党、国の政党にこういうことができるのかとありましたけれども、今回の自民党の勉強会というのは政権党なんですよ、政権。日本の政権をとっている政党だということをやっぱり自覚する必要があると思います。

そして、私的発言に対しての抗議が対象になるかと言いましたけれども、これもやっぱり自民党は今圧倒的な一強と言われている政権をとっている政党だという自覚がないんじゃないかというのが今国民の大きな批判、おごりじゃないかという批判にさらされているわけです。そういう意味ではやっぱりこれが私的だということに捉えてはだめだと思います。政権を担っている政党の本部での勉強会だということをきちんと捉えることが必要だと思います。

そして、国会の場でやるべき課題だということではないかという質問がありましたけれども、当然国会でもやられるべき問題だと思いますけれども、事は沖縄に関する発言なんですよ、ほとんどが、沖縄に関する発言。そして、その沖縄に関する発言は沖縄の2紙に当てられた発言であり、その2紙を読んでいる県民へ

の私は攻撃じゃないかなというふうに思います。

そして、4点目に百田氏は個人であって、憲法に保障された表現の自由を縛るものじゃないかというようなことを言っていますけれども、私たちが出しているこの決議案は自民党総裁宛てに出しております。そして、皆さん方が出したこの反省を求める決議にも百田氏の発言に対して、これは沖縄県民の感情を逆なでするものであるということで、皆さん方も痛烈に批判していることですので、これは看過できないという立場は皆さんも一緒だと思います。

それから発言の記述があるかということなんですけれども、これは新聞紙上で自民党若手国会議員の会合の発言要旨が詳しく書かれていますけれども、これは皆さん方の政党の本部の幹事長などもこれは認めたことだと思います。

それから、緊急に提案された、なぜこんなに急いでやるのかということなんですけれども、これは今度の発言が相当沖縄県民にとってもう許しがたいということで怒りが渦巻いているわけですよ。それは皆さん方も承知だと思います。そういう意味では、これは緊急性があるということで判断して私たちは提案をいたしました。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 再質疑させていただきますが、まず1番目の件なんですけど、例えば、橋下（当時）大阪市長は本人が語った、話した、発言したということに関して抗議が行っております。その立場の者がこういう言動があるべきかという話がありまして、抗議をしたと思っております。

そういう私たちのこの今回の自民党の総裁に、総裁は本来この言動を自民党としてのガバナンスは問題があるにしても、これがその政党たる長に行くべきことなのか。しかもこれが、議会での決議という形になっている。そういう意味において、これはいろんな意味で各政党の党員が今後いろんな発言等で言動に問題があったときにこれは押しなべていろんな問題がある。それに関しては明確に私はその発言した責任者に責任を問うべきである。もちろん我々自民党県連としても厳しく申し入れをしておりますし、抗議してもおります。それは、議会が我々の党首に抗議するということですがそもそもあってはならない。その辺に関してはもう一度明確にお願いをしたいなというふうに思っております。

それから、先ほどありました百田氏の発言そのものを我々も擁護することはない。また我々も一部事実関

係を確認した部分ではありますが、まだ十分に確認していない面もあります。マスコミ報道等での範囲内での我々も判断になっておりますが、これはいかなることがあっても県議会で個人の発言に対する威圧行為、決議というものは、これは断じてならない。再度、これは憲法の保障する表現の自由というものを侵害するというふうに思っておりますから、個人の言動に関しては私は厳に慎むべき決議案ではないかというふうに思っております。このことは個人の自由があります。マスコミは権力を監視、批判するというのは当然の使命であります。しかしながら、これはまたマスコミが国民からいろんな批判を受けて襟を正していくというようなことは当然であります、ここの中における個人の発言が多々使われているこのことは事実確認の上に、しかも私は個人の言動をもって批判し抗議の対象とすべきではない。この憲法に係るこの表現の自由という個人に対する議決のあり方に関してもう一度お願いしたいなというふうに思っております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 座喜味一幸議員の再質疑に対する答弁をしたいと思います。

今回、いわゆる文化芸術懇話会の中の勉強会で発言した国会議員は、自民党所属の党籍を持った国会議員であります。したがって、当然のことながら自民党総裁、トップの責任というのは私は非常に重大であるというふうに認識をいたしております。したがって、自民党総裁宛てに謝罪と撤回を求めるのは私ども提案者といたしましては、当然の結果であるというふうに思っております。なおかつ、自民党は文化芸術懇話会を主催した当の青年局長の木原議員を更迭いたしました。このことも当然自民党の総裁として処分したというふうに私どもは理解しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 2番目の個人の発言に対する抗議決議がなじむのかということですが、今も答弁ありましたけれども、これは自民党本部で行われた自民党の国会議員の会合で行われたものです。そして、この百田氏というのは元NHKの経営委員もやっている方で非常に社会的な責任もある方だと思います。ですから、いかにこういう個人であっても普天間基地の成り立ちとか全く事実無根のことをどんどんやっているということにはならないと思うんですよね。ですか

ら、そこはきちんと私は襟を正して事実を確認して発言すべきだと思います。そして同時に、この私たちが出している今回の決議案は百田氏宛てにはなっていません。その辺はよく御理解をいただいて、あくまでも主催をした自民党の勉強会、そしてそのトップである安倍自民党総裁にこの沖縄県民のやっぱり抗議の声を上げようということで提案しましたので、御理解いただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後3時57分休憩

午後3時58分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

次に、議員提出議案第3号「自民党勉強会における不穏当発言に反省を求める決議」について、提出者から提案理由の説明を求めます。

照屋守之君。

〔議員提出議案第3号 巻末に掲載〕

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 議員提出議案第3号「自民党勉強会における不穏当発言に反省を求める決議」案の提案理由を説明いたします。

我が国沖縄県は、言論の自由が保障されている民主主義国家であります。このことは、言論、表現、報道の自由が保障され、憲法21条に定めるところであります。しかしながら、勉強会での発言は、極めて不穏当な発言であり、憲法21条の定める表現の自由はある中で、県民や沖縄県の立場で抗議をするために議案を提案するものであります。

決議案を朗読させていただきます。

〔自民党勉強会における不穏当発言に反省を求める決議朗読〕

○議長（喜納昌春君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

休憩いたします。

午後4時4分休憩

午後4時4分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 こんにちは。

自民党勉強会における不穏当発言に反省を求めることに関する質疑をします。

今回の不穏当発言は、戦後70年、沖縄県民がアメリカの植民地的支配のもとで塗炭の苦しみを強いられながらも、力を合わせてイチャリバチャデーの精神で助け合って、生き抜いてきた先人たちに対する冒瀆だと考えます。県民の尊厳を踏みにじるものです。絶対に許されません。

百田氏のこの発言は、百田氏個人の問題では済まされない重要な政治的陰謀がうごめいていると考えられます。政治的に危険な背景があると思います。憲法9条を変えて、戦争をする国づくりの運動と連動していると考えられます。それで私は大変危険性を感じています。だから、戦争への危険な火種は、早いうちに消しておく必要があります。

そういう立場から、幾つか質問をさせてもらいます。

1、決議文のタイトルが「不穏当発言に反省を求める決議」となっていますが、何が不穏当発言か、その内容の説明を求めます。

2、反省を求めると言うが、その反省の具体的な内容は何ですか。自民党県連は、この件に関して会議を開いて、反省の内容を確認したのか、反省を求めても謝罪を求めない理由は何ですか。

3、反省を求められた自民党若手議員が次々と暴言を繰り返しているが、それに対して具体的にどのような対処をしているか。

4、暴言が繰り返される背景には、自民党としての政治的立場から百田発言を容認しているから厳しい対応ができないのではないかと考えるが、どうですか。

5、自民党本部での勉強会であり、それだけに自民党の責任は重大であります。自民党総裁である安倍総理が、速やかに沖縄県民と地元マスコミ2社に謝罪すべきではないですか。自民党提案には、謝罪が入っていないのはなぜか。謝罪するまでもないことだと考えてのことか。

6、決議の宛先が自民党総裁ではなく、衆議院、参議院の両議長宛てになっているのはなぜか。筋違いではないか。

7、もとは田んぼの中、普天間居住、商売目当てと発言しているが、提案者は、普天間基地の形成過程をちゃんと説明してください。

8、沖縄2紙潰さないとという発言を繰り返してい

る。自民党県連も同じ立場か、見解を伺う。

9、百田発言に対して、多くの識者から、報道の自由を否定するもの、ファシズム的な言論と厳しい批判が渦巻いている。どう考えるか。

与党案は事前に、自民党に提案していたが、それに応じなかった理由は何ですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時10分休憩

午後4時12分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 お答えします。

漏れがございましたら、御指摘ください。

まず1点目ですけれども、決議文のタイトルが「不穏当発言に反省を求める決議」となっておりますが、何が不穏当発言かという、その内容ですね。

これは、文案にもありますように「沖縄の2つの新聞は潰さないといけない」とか「マスコミを懲らしめるには広告料をなくすのが一番、経団連に働きかけてほしい」、「もともと田んぼの中にあり基地の周りに行けば商売になると、みんな何十年もかかって基地の周りに住みだした」というこの部分ですね。

その内容につきましては、沖縄に対する無理解と認識の不足、歴史の重圧に苦しむ沖縄県民の感情を逆なでするものである、そういうことですね。

反省を求めると言うが、その具体的な内容は何かということでもあります。

自民党県連は、会議を開いて決めるということはありません。この決議案を提出するというのが、きのうの夜しか決まってないものですから、そのいまはございませんでした。この「反省を求める」という表現にとどめております。

謝罪を求めない理由は何かということでもありますけれども、私どもは、宛先が衆議院議長、参議院議長、文化芸術懇話会代表ということですから、そういう相手先も含めて、謝罪という部分につきましては、そういう表現は控えているところであります。

3番目の、反省を求められた自民党若手議員が次々と暴言を繰り返しているが、それに対して具体的にどのように対処しているかということでもありますけれども、これは、党の幹事長をして、そういう処分が行われたところであります。次々と暴言を繰り返してというふうなことの御指摘でありますけれども、私ども県連所属の自民党の県議会議員あるいはまた県連としても、そのことについては非常に情けなく憤慨をいたし

ているところであります。

暴言が繰り返される中、自民党として政治的な立場から百田発言を容認しているから、厳しい対応ができないのではないかと考える、これについてはどうかということでもあります。

私ども先ほど申し上げましたように、谷垣幹事長がこのことについて、自民党の報道の自由、言論の自由に対する基本的な精神を誤解させるものだ、国民、県民の信頼を大きく損なうもので看過できない、与党の政治家は自分の思ったことを言い募ればいいという責任の浅いものではない、極めて無神経な発言だということで処分をいたしております。

5番目の、自民党本部での勉強会であり、それだけ自民党の責任は重大である。自民党総裁である安倍総理が、速やかに沖縄県民と地元マスコミ2社に謝罪すべきではないか。自民党提案には、謝罪が入っていないのはなぜか。謝罪するまでもないと考えてのことか。

私どもは、今回の提案につきまして、与党議員から提案されている提案書も確認をさせていただきました。この自由民主党本部の建物を使ったということは、事実であります。しかしながら、自民党総裁の責任の名のもとで開催された勉強会ではないわけであり、自由民主党総裁の責任で、例えば国防部会とかさまざまな部会があって、あるいは総務部会もそうですかね、そういうふうな公の自民党総裁としての勉強会であれば、私どももこの抗議文は自民党総裁宛てに予定をいたしておりました。ところが、この任意での勉強会ということありますから、私どもの認識としては、自民党の国会議員であり、自民党本部で開催された勉強会ということはあるかもしれませんが、自民党総裁の責任の範疇ではないという、そういう捉え方の勉強会という位置づけですから、そういう形で今対応をしているということでもあります。

決議の宛先が自民党総裁ではなく、衆議院、参議院、両議長宛てになっているのはどういうことか、筋違いではないかということでもあります。

私ども先ほど申し上げましたように、このさまざまな発言が、我が沖縄県あるいはマスコミ等々も含めて非常に不穏当な発言だということを受けとめております。しかしながら、憲法21条で保障する表現の自由と、このようなものに対して我々県議会議員がどういう形で意思を表明する、市民、県民の立場で意思を表明をしていくかということについて、非常に思い悩みました。これをどういう形で、形として表現をすべきかというふうなところから、自民党総裁の責任ではない勉強会で、自民党総裁に対してのなかなか宛名と

しては出しにくい。だからといって、この今の私どもの置かれている沖縄県の状況からすると、対応しないといけない。これは、最後の項目に、「本県議会は、自民党勉強会における不穏当な発言に反省を求めるとともに、国民の代表である国会議員は、その職責を自覚し発言には留意されるよう決議する。」ということにしております。

自民党の国会議員は、自民党勉強会というそういうくくりの中で、自民党はもちろん国会議員としてしっかりやらないといけないと思っております。同時に、国会議員は国民の代表で、事表現の自由、言論の自由、あるいはまた報道の自由については、国会議員をして積極的にその発言とかそういうものについてこういう事例を反省を踏まえてしっかりやっていただきたい、注意喚起を促していただきたいという、そういう思いで衆議院議長、参議院議長ということになっているわけであります。

もともと田んぼの中とか、普天間居住商売目当てと発言しているという、普天間基地の形成過程の説明ということでもありますけれども、大変このことについては、おわびを申し上げます。

沖縄県における基地の形成過程につきましては、私もせんだってキャンプ・シュワブやハンセン、そのことについて私の知り得る資料を取り寄せながら、知事にその確認を求めたところでもあります。強制収用とかさまざまなことが言われておりますけれども、普天間もその一部だというふうに聞いてはおりますけれども、沖縄県全体の基地の形成過程について、まだ私は、あるいはまた私どももそうですけれども、十分その生い立ちというか形がより具体的に御説明できない部分もあるものですから、このことについてはそういう強制接収であろうというふうな感覚でしか御説明申し上げられませんが、より具体的にそういうことをおまえ知っているのかというふうな問われ方をしますと、これはこれからもし必要があれば休憩を挟んでさらに詳しい状況を調べながら御説明を申し上げたいと思っております。

沖縄の2紙は潰さないと発言を繰り返している。自民党県連も同じ立場かという、そういう見解です。

私どもは、報道機関については、それぞれの公正・公平な報道とか、あるいは報道が権力をチェックをしていく、国政にしても我が沖縄県政にしてもそういうふうに担っているということと、同時にまた期待をいたしております。ですから、こういうふうな発言を聞くと逆に我々のほうが、どういうことでこういう発言が出てくるのだろうという、そういうふうな思いがあ

りまして、全くそういう見解は持ち合わせておりません。

9点目、百田発言に対して多くの識者から、報道の自由を否定するもの、ファシズム的な議論と厳しい批判が渦巻いていると考える。

確かにこの発言によって、言論弾圧とかそういうふうな批判が出されております。百田氏もそれなりの立場の人でありますけれども、この勉強会は自由民主党の政策を研究していく、さまざまな過程を勉強していくというそういう場であります。こういう発言を通して、報道の自由を否定するとかファシズム的な言論とかというふうなことは、決してないと思っております。多くの皆様方がそれぞれのお立場で批判をするということについては、否定はしませんけれども、私どもは、自民党の国会議員は勉強会においてこれからさまざまな勉強をしていく上で、この百田さんの御意見をお伺いをする、その中で発言が出てきたという部分もありまして、決してそのような意図を持って発言をしたものではないんだろうというふうに思っております。決して私どもまたそのような意図はございません。

与党案は、自民党に事前に提案をしていたけれども、提案に応じなかったのは、どういう理由ですかということであります。

私どもは、こういうふうな言論圧力、言論弾圧、国民は全て自由に発言をする権利はございます。それぞれの一人一人がそういう形で発言することによって、それを言論弾圧で決めつけていく、そういう立場でない人であっても、それは言論弾圧とかということを決めつけるという分については、なかなか理解しがたいということが一つございます。言論弾圧といっても、これだけのマスコミの報道を1人の人がそういう形で圧力をかけてどうのこうのという、そういう代物ではないと思っているんです。確かに、そういうふうな発言は不適切かもしれませんけれども、だからといってそういうことを捉えて、言論弾圧だというふうなそこにもっていくという、そのもの自体もなかなか私どもの考えとして理解しがたい部分がございます。確かに、意図はわかります。そういうふうな提案者の趣旨はですね。そういうのはわかりますけれども、私どもの中ではなかなか受け入れがたいということもございます。これは、報道機関への言論圧力というそういうふうな表現になっております。よって、この決議もですね。

先ほど言いましたように、個人的に百田さんへの抗議という、直接安倍総裁に対する抗議になっておりま

すけれども、この内容は、百田さんの発言の抗議になっているというふうに今捉えております。ですから憲法21条で規定をする報道の自由とか表現の自由の部分と、こういう個人のものに対して我々が本当にこういうことをやっていいのかという、さまざまな迷いが、ですから我々の県民の思いとかいうそういうふうな表現は、怒りはぶつけないといけなけれども、だからといって21条で規定をされているその表現の自由の部分とどう整合性をつけていいものかということもあって、これもなかなか厳しいなということでした。

同時に、自由民主党総裁宛てということであります。先ほどから申し上げましたように、確かに自由民主党総裁はこの自民党本部の全ての責任を負うことになりますけれども、この建物の中で、勉強会と称して自民党総裁が責任を負った催し物とかあるいは会合でない部分について、それぞれ任意でその党本部の会議場を使って勉強会する分について自民党総裁の責任が果たして及ぶのかという、そういうことをいろいろ考えたときに、これは自民党総裁の責任の範疇を超えているという、そういうこともございまして、提案者の決議にはなかなか賛同しにくいなという、そういうふうなことを考えたわけであります。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時28分休憩

午後4時28分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 御答弁ありがとうございました。

聞いてもよく私、理解しにくかったんで、改めてもうちょっと聞き直しますけれども、まず、宛先の問題で、衆参両院議長になっています。お互い議員ですから、その中身はよくわかっていると思うんですけども、衆議院の各議員がいます、参議院も各議員がいます。皆さん方の抗議というのは、その議員にも抗議しているんですか、この宛先は。これよくわからない。しかも、皆さん方は、自民党の政権党ですから、一糸乱れぬちゃんと統率がないといかぬけれども、先ほどの答弁では、自民党というのはばらばら政党だなど、自民党の方針がどこに行くかわからない政党だという感じがいたしました。ここに自民党若手国会議員会合報告の中で、自民党の議員が、マスコミを懲らしめるには広告料収入がなくなることが一番だ、我々政治家には言えない、ましてや安倍晋三首相は言えないが、文化人、民間人が経団連に働きかけてほしいとい

うような発言をしているんですけれども、これも反省した議員がこういう態度をとるんでしょうかね。それからもう一人出席議員は、関連だが、沖縄の特殊なメディア構造をつくってしまったのは、戦後保守の墮落だった、左翼勢力に完全に乗っ取られていると。これもその自民党の若手議員の発言の中で出た言葉なんですけれども、沖縄の自民党は墮落してきているということでありすけれども、それについての言いわけがあるんだったらやってください。

それから自民党の議員の不穏当発言が言論統制の中でもたくさん出ていますけれども、私は先ほどの答弁を聞いたら、今県民が何でこの発言に怒っているのかという真髄をつかんでないんじゃないか、沖縄県民の怒りがどこにあるかということについて、よく自民党の皆さん方は理解していないんじゃないかという感じを率直に受けました。

この文章には、この決議案にも「我が党の努力を無にするかのような発言がなされた。国民の信頼を大きく損なうので看過できないと判断した」と述べ、関係した議員を処分し、党としてけじめをつけてある。」と、こういう決議になっていますけれども、党としてのけじめという中身がよくわからなかった、さっきの答弁では。具体的に党としてのけじめは何をやったのかということについても説明をする責任があると思います。

それから、反省を求めると盛んに言葉を使っていますけれども、誰に反省を求めますか。安倍総理に反省を求めるとか、あるいはほかの政治家に反省を求めるとか、意味がわからない。

それから、先ほど基地の形成過程について、照屋守之議員が普天間よくわからぬと言っていましたけれども、本会議での皆さん方の追及も一貫していました。県民はみずから基地をつくって差し出したことはないということに対して、実は、みずから契約をして提供しているんじゃないかと言っていましたけれども、その前提を皆さん方は、しっかり見てほしい。例えばキャンプ・シュワブ、なぜキャンプ・シュワブという基地の名前になっているんですか。なぜ、キャンプ・コートニーという基地の名前になっているんですか。全部米軍がつけた。特にキャンプ・シュワブは、日本軍も抵抗する中で、あれを火炎放射器で焼き払って、米軍が基地がつくれるようにやった。その手柄として、その海兵隊の手柄としてキャンプ・シュワブというシュワブの名前がついているんですよ。そういう占領軍がいかに沖縄県民に対してひどいことをしてきて、そして基地を建設してきたのかということについて、よく

理解もしないで、ああいう議会での知事に対する質問は、私は甚だ失礼だということを感じました。ぜひ、沖縄の基地の形成過程についてもしっかり勉強して、本当に自民党も含めて、今こういう重要な時期だから力を合わせて、日米両政府に沖縄の基地負担軽減せよ、辺野古の新基地建設やるなということで一緒に頑張るべきじゃありませんか。

そういうことを言って、以上、それについて答えてください。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 お答えします。

まず最後の、基地の形成過程であります。

私は、よくわかってないという表現をしましたけれども、キャンプ・シュワブのことをいろいろ調べてみると、やっぱりこれまでの我々の認識は大きく違っているなという認識を持っております。あれは、辺野古誌を見ても自主的に契約をしたという、そういうような表現になっております。確かに、そういうふうな時代、あの1956年、55年は、基地は強制的に収用されていくという島ぐるみ闘争がありました。その島ぐるみ闘争はあっても、あの辺野古区は、この間議会でも説明しましたように、より具体的にその村長とか村議会議員がそういう米軍と再三水面下でしっかり交渉しているんですね。そういうふうなことをやりながら、一方では、表向きはそういうふうな交渉をしていくということをやってきたわけです。厳しい状況は否定していませんよ。否定はしないけれども、事実なんですから。来間さんの新聞報道にもありましたけれども、それがじゃ自主的にやったかやらなかったかということについては、いろいろ議論があるということをおっしゃいましたよ。ですから、そういうことも含めて、これまで我々がその基地形成というものについては、全て強制的に抑えられてきたというこの実態を含めて、あの辺野古やハンセンの状況を見ていると、新聞報道にもありますように、積極的に誘致運動をされてきたというそういう事実もあるわけですよ。ですから、そういうことで今普天間のことについてもなかなかつかないことを言えないから、これで勘弁してくださいという形で申し上げたまでであります。

同時に、そのマスコミを懲らしめるとか特殊なメディアどうのこうのというそういう墮落があるという、その追加の発言がありましたけれども、このマスコミの分についてのものです、極めてやっぱり不穏当だという、我々もそういうふうな不適切だという考えがございます。ですから、先ほど言いましたように、憲

法21条の国民の表現の自由、表現の自由を我々がどういう形でその縛りをかけていくのか、こういうふうな抗議をすることによって、どうしていくのかという新たな問題も含めて、我々は考えながらこの決議案を出したという、そういうようなことであります。

その青年局長とか役職停止とか厳重注意とかそういう処分をしております。処分をしても結局、またやったじゃないかというそういう御指摘については、本当に恥ずかしく思っております。本来は、きちっとそういう形で顧みながら、今沖縄県の置かれている状況とかあるいはまた日本が置かれている状況を加味しながらやるのが国会議員だと思っております。ですからこういう問題をぜひ国会議員もしっかり確認をしてもらいたいという思いがあって、ここの中に「国民の代表である国会議員は、その職責を自覚し発言には留意されるよう」という衆議院議長や参議院議長の宛先になっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 具志孝助君。

〔具志孝助君登壇〕

○具志 孝助君 こんにちは。

質疑については、一応、照屋議員からほぼ答えたことになろうかと思っておりますが、今、嘉陽議員から細かい具体的な質疑がありました。

この趣旨、心情については、我々は十分に理解をいたしております。ただ、御理解をいただきたいと思っていることは、議会人として言論封圧、あるいは憲法で言う表現の自由ということについては、厳しく受けとめて行き過ぎがないように処していかなければならない。そしてまた特に理解をいただきたいと思うことは、自民党総裁に対して抗議をしたいということに、自民党の県連、組織として、そのとおりですと悪いことは悪いで一緒に決議しましょうと、こういうようなことにはなかなかいかないわけなんです。

と同時に、あの会合は、繰り返し申し上げていますように、党の機関として組織として、公式にかかわったことではない。繰り返しの話で恐縮ではありますが、あくまでも私的な勉強会で、しかもああいうような言論のありようについて勉強しようというでもない。今、議論されている安保法制について、私が聞くとところによると、これだけ国民からの批判がある。しっかりと勉強して、これに耐えられるようにやっていかなければならない。したがって識者の意見も大いに聞いてお互い勉強を深めていこうとこういうような目的で開かれた会合なんです。全く言論云々の話ではないんです。こんな中で、次第のテーマが終わって

雑談の中でああいうような暴言が出てきたというようなことであります。もちろん、だからと言って許されることではないし、我々もこのことについては十分な抗議をしております。そして県連としても申し出をしております、県連として申し入れたと。安全保障問題で我々沖縄県連がこのように苦しみ、あえいでいる。去る総選挙も結局は、あの基地の重圧という中で自民党の政権に対する責任が我々県連一身に問われていて、あの結果があるんだと。このような中で、またしても沖縄の普天間の基地、ああいうような誤解から生じるような傷つけるような発言をしたらたまったものじゃないと、こういう抗議をしているんです。したがって……

○議長（喜納昌春君） まとめてください。

○具志 孝助君 申し上げたいことは、我々も何ら変わりはないけれども、私たちも一緒になって抗議をするということは、我々が全部認めるということになるんですよ。組織を挙げて、こういうことをやって総裁責任をとれと、こういうようなことになるわけでありまして、実際の問題は党がかかわったことではないので、ここは違う立場をとらなければならない。しかし、看過できない。こんな中で私たちは、ああいうような宛先について、国会議員たる者、みんな政治の衝にある者は、心してかからなければならない。特に、あの自民党の勉強会を主催した、ここが一番糾弾されることだといって、衆議院、参議院には恐れ多くもあの名前と一緒に自民党の勉強会の名前も連ねたということは、そういうような気持ちから出てきたことでありますので、県民の皆さん、そして与党の皆さんには、我が自民党県連のこの言論に対する厳しい態度、このことについては、何ら変わりはないということを御理解を賜りたいとこのように思っている次第であります。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 先ほどの嘉陽議員の中で、まさにこの勉強会が政治的な陰謀とか、あるいは危険な背景とか、憲法9条を変えて戦争する国づくりとか、戦争への火種は早いうちに消しておく必要があるとか、狙いがあるというふうなニュアンスですけれども、一切そういうのはございません。

先ほど言いましたように、私的に個人的にそういういろんな議員が集まって勉強会をして、こういうふうなものがまさにこの戦争とか憲法9条を変えていくとかそういうふうな捉え方をしていくという、そのもの

自体がそれを利用した形で、我が自民党の体制を追及しようというふうなことには使わないでください。一切そういうことやっていませんから。純粋な勉強会ですから、そこまで飛躍させないでください。ですから、そういうこともあって、我々非常に危惧しております。

どうぞ、よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後4時45分休憩

午後4時45分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号及び第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） これより討論に入ります。

議員提出議案第2号及び第3号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

花城大輔君。

〔花城大輔君登壇〕

○花城 大輔君 失礼いたします。

「自民党勉強会での報道機関への言論圧力及び沖縄県民侮辱発言への抗議決議」に反対し、「自民党勉強会における不穏当発言に反省を求める決議」に賛成の立場で討論を行います。

去る6月25日の自由民主党本部で行われた若手議員らの勉強会である文化芸術懇話会において、講師として招かれた百田尚樹氏の発言や出席していた一部議員の質問・発言が言論を弾圧するものと批判をされている。

我が国日本は、言論が保障されている民主国家であり、個人の発言やマスコミの報道は、厳に尊重されるべきものである。しかし、問題視されている多くの発言は、沖縄に対する無理解と認識不足を露呈し、基地の重圧に苦しむ沖縄県民の感情を逆なでするものであり、到底許されるものではない。言論の自由、報道の自由は民主主義の根幹をなすものであり、憲法第21

条で保障された当然の権利であり、権力で規制することがあってはならないのである。また、今回問題となった会合は、自民党の一部の若手議員の私的な勉強会であり、議員が講師を招いてさまざまな問題に対する賛成、反対の意見や考え方を聞き、見識を広げて政策に生かしていくためのものである。

このような私的な勉強会での発言を批判し、政治問題化するのには、これこそ言論統制との批判を受けるおそれがあると考えます。確かに、今回の一連の発言には、沖縄の実情を知らないがゆえの認識不足や戦後の米軍統治下の実態、過重な基地負担からくる県民感情に対する無理解と不見識がある。

我が自民党は、今回の問題を引き起こした一部の議員について、既に処分したことを国民に表明し、党としてけじめをつけたのである。政権批判は、言論の自由であることは論をまたない。しかしながら、私的な会の主催者でもなく、発言元でもない自民党総裁を宛先にして県議会で抗議決議を行うことは、筋違いであると考えます。

よって、「自民党勉強会での報道機関への言論圧力及び沖縄県民侮辱発言への抗議決議」に反対し、「自民党勉強会における不穏当発言に反省を求める決議」に賛成するものであります。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん 社民・護憲ネットの仲村未央です。

議員提出議案第2号に賛成し、第3号に反対する立場から討論を行います。

沖縄県民にとって6月は、深い鎮魂と祈りに包まれる特別な季節です。あすある子供たち、若者たちを、逃げようのないお年寄りを無残に巻き込んだ地上戦から70年の節目となったことしも、それぞれに失われた身近な誰かの命に手を合わせ、悲しみそして愚かさを忘れるまい、二度と繰り返すまいとの一層の決意が島中にたたえられています。

その県民の心を遮り、沖縄が歩んできた歴史をあざ笑うかのような発言が、作家百田尚樹氏から次々と繰り出されました。「騒音がうるさいのはわかるけど、じゃああそこを選んで住んだのは誰やねん」、「沖縄が本当に被害者やったんか」、「米兵が起こした犯罪よりも、沖縄人が起こしたレイプ事件のほうがはるかに率が高い」、自民党勉強会におけるみずからの発言をオフレコだった、冗談だったと振り返りながら、その後も地元紙への取材に「住んでいた場所に基地が

引っ越してきたわけではない」、「滑走路のそばに小学校があるがいまだに移転していない。基地批判のために小学校を置いている。何がしたいのかわからない」、「わたしも言論人。言論は自由であるべきだ」などと答えている。

焼き尽くされたふるさとの地に一步の足も踏み入れることができないまま、締め出され、収容所からの着の身着のままの再興を余儀なくされた県民の歴史をまるで冒瀆している。占領軍の基地拡張は容赦なく進められ、復帰後も占有され、訓練に伴う爆音に昼夜も問わずさいなまれ、中にはその爆音に耐えかねて、基地周辺の先祖代々の地からなじみのない土地へと移らざるを得ず、泣く泣く離れていく者もいる。返還されればされたで、汚染された土地の浄化に煩わされ、使用履歴も明らかにされず、跡利用に当たって二重、三重の手間を余儀なくされることも少なくない。そんな地主の苦悩、県民の共有の課題に気づきもせず、あるいは意識的に曲解し、喧伝する姿勢は言論人としての尊敬に値しない。「わたしと意見が違う2紙を誰も読まなくなり、誰も読者がいなくなって潰れてほしい」と重ねて主張されたようだが、読むか読まないか、潰すか潰さないかを決めるのはもちろん読者であり、その圧倒的多くは地域県民であり、百田氏と地元2紙、どちらの言論に分があるかの判断は、当然に保障された表現の自由のもとで下される。その判断に十分に耐え得る読者、県民がいることを地元報道に携わる方々は信じ、批判を恐れず、権力にこびず、県民の視点に立ったあるべき発信を続けている。

ところで、これら百田氏の発言に呼応するかのごとく、政権に批判的なマスコミを取り立てて「マスコミを懲らしめるには、広告収入がなくなることが一番。文化人が経団連に働きかけてほしい」、「沖縄の特殊なメディア構造をつくってしまったのは戦後保守の墮落だ」などと自民党国会議員から報道に対する威圧的発言が相次いだことは、国民代表としての職責、使命に鑑みて一層看過できるものではない。自民党は彼らの発言が何を意図し、ひいては誘導しかねないか適切に把握し、検証し、撤回・謝罪を国民の前に、殊さら沖縄県民の前に行うべきだ。議員個人の資質にとどまる問題ではないという認識に立たなければ、憲法が保障する言論の自由、表現の自由を全うするに、ほど遠いとの疑念を払拭するにはつながらない。

よって第2号に賛成、第3号に反対の立場からの討論といたします。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 議員提案2号に反対をし、3号に賛成の立場から、討論を行います。

我が国は、言論の自由が保障されている民主主義国家であります。2号の提案者が指摘のように、言論、表現、報道の自由は、民主主義の根幹をなすものであり、マスメディアが権力を監視・検証して批判することは、当然の責務であります。このことは、全くそのとおり同意するものであります。マスメディアが権力を監視・検証して批判することは当然の責務である、特にこのことは重要であり、現在の沖縄県の権力に対して、監視・検証して批判する責務を果たしていただきたいと考えております。

さて、このたびの抗議決議は、百田氏に公の機関として抗議することが沖縄県議会として適切なのかどうか、検討をさせていただきました。個々の議員の気持ちとすれば、あるいはまた県民の立場からするとやったほうがいいと、そのような意見もございましたけれども、県議会の議決にはなじまない、最終的にそのような結論に至ったわけであります。このことが、全ての国民の言論の自由を制限をする、そのことにつながる危険性、可能性があるからであります。

次に、宛先を自民党総裁安倍晋三にするとの妥当性についてでございます。

先ほど提案理由の質疑の中でも、御説明申し上げましたが、百田氏との勉強会が自民党本部で行われたことは事実であります。しかし、そのことで安倍総裁に責任を問うことは、県議会としてなじむのかわからないのか、自民党の中でそのことを散々議論させていただきましたけれども、安倍総裁の責任の及ぶ範疇ではないという、そういう結論に至ったわけであります。若手議員らが設立した文化芸術懇話会による勉強会であります。

先ほどから申し上げておりますように、自由民主党本部、自由民主党総裁の責任において開催された勉強会ではございません。自民党本部の部会やあるいは青年局主催の勉強会でもないわけであります。任意に参加者がつくった文化芸術懇話会の勉強会であります。ですから、私どもは、私ども自由民主党それぞれの県議会議員あるいはまた県連としても党本部には強く抗議をしているところでありますけれども、総裁の責任の及ぶところではないという、そういうふうなぎりぎりのところで党本部に対しては強く抗議をさせていただきました。

次に、百田氏の発言であります。

2号の提案者も御指摘のように、言論、表現、報道の自由は、民主主義の根幹をなすものとしておりま

す。このことからすると、提案者も言論、表現の自由という観点からすると、百田氏個人に直接抗議をするという、そういう手法は避けているわけでございます。そのことは十分に憲法21条が保障する表現の自由、そういうことを加味したと考えるわけでございます。この百田氏の発言は大問題であり、このような発言は許されるものではないと私も考えるものであります。しかしながら、だからといって、一方で、繰り返し申し上げておりますけれども、表現の自由、国民の言論の自由の妨げにならないことを危惧するものであります。私どもがそれをやると、沖縄県議会が議員が、言論や表現の自由の制限に及ぶ、そのような危惧があって、私どもは独自の案をつくったわけでございます。

私は今、沖縄県、日本全体、言いかえれば、何を発言しても言論、表現の自由でありますから、構わないと思っております、認められるものだと思っております。今私どもの大きな課題になっております辺野古の反対運動もまさに、言論、表現の自由のもとに堂々で行うことができているわけであります。非常に厳しい発言や実行使もありますけれども、県警の権力をしても、反対者の言論やあるいは表現の自由の権利を最低限、特に尊重しながら対応しているという、そういう実態もございます。

5月17日の県民大会で、ジャーナリスト鳥越俊太郎氏は、安倍政権は民意を全く顧みない、独裁政権だと決めつけております。しかしこれは、ジャーナリストの鳥越さんですから、安倍政権がどういう形で誕生したかよくわかっているはずであります。国民の民意によって誕生した安倍政権でございます。ですから、こういう大会でもこういうふうな発言も全て許されるわけであります。独裁を進める中の一つに辺野古の問題があると鳥越さんは演説しております。独裁を進める中の一つに辺野古の問題がある、これは事実によく反するわけであります。しかしながら、言論の自由ですから、それは全て認められているわけであります。さらに、生半可なことでは、独裁政権はぶち倒すことはできないと言っております。生半可なことでは、独裁政権はぶち倒すことはできないと言っているわけであります。ですから、こういうふうにそれぞれの人たちが、それぞれの思いを込めて、自由のもとに発言をする、主張する、それが許されているのが日本国家であります。我が沖縄県であります。ですから、こういうふうな議論に対して我々は、抗議決議はできないわけであります。そういうことも含めて、言論の自由やあるいはまたそれぞれの立場で制限を加えると

いうことは、あってはならないと考えるわけであります。さらにこの大会には、鳩山元首相も参加をしているわけであります。県外移設を県民に期待を抱かせて、結局辺野古推進を決めたのは、鳩山総理であります。辺野古をつくらせない、そういう県民大会に参加をしているわけであります。そして、沖縄を軍勢力ではなく、平和のかなめ石とするお手伝いをしたいという、そういう発言をしているわけであります。全て自由だからであります。表現も自由も全てこの国が自由であるから、みずからがどういうことをやってきても、どういう大会であるかもわからない、その中でそういう発言をするわけであります。ですからこれは、私は構わないと思っております、自由ですから。そういうところに制限もかけるようなものでもありませんし、ですから我が沖縄県も日本もそういう国でありますから、ぜひそのことは私どもしっかり心に持ちたいと考えているわけであります。

きょう7月2日の新聞、社会面の中に百田氏の沖縄認識の取材記事が掲載をされております。記者の最後のほうで、ネットなどには新聞社に対して偏向報道という書き込みもある。権力側の思いを代弁し、権力側にすり寄る記事こそ偏向報道だと言いたい、そんなメディアに絶対に落ちぶれない、記者はそういう決意を表明しております。新聞社にとっては正論であります。私もそう思います。マスメディアが権力を監視し、検証して批判することは、当然の責務であります。沖縄の新聞社は、国権に対してはその役割を果たしていると考えております。しかし一方で、沖縄県政の権力に対してはどうでしょうか。マスメディアとしての監視、検証、批判する責務、沖縄県の権力に対しても大きく発揮していただきたい、そのことを期待をするわけでございます。国権の権力に対する検証、批判あるいは県政の権力に対する検証、批判、そのことをぜひともお願いをしたいわけであります。特に、沖縄県政の前県政と現県政との批判、監視、検証の対比は特に重要だと思っております。県民も同じように新聞を見比べております。私は、報道の自由を尊重しておりますので、マスコミ批判は絶対にいたしません。これは、私の要望であります。要望であります。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

○照屋 守之君 国権に対するチェック機能と沖縄県政に対するチェック機能、しっかり果たしていただきたいと考えているわけでございます。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

○照屋 守之君 いずれにしても、国民、県民の言論の自由、表現の自由、報道の自由は、民主主義の根幹です。批判するときもこの自由権をどのように確保しながら批判をするのか、考えれば考えるほど難しいテーマでございます。

私も沖縄県議会は、これから憲法学者を招いてより深くこの問題を勉強させていただくことを提案をさせていただきます。沖縄県議会議員として、言論の自由、批判する自由、それぞれの権利をどのように行使をしていくか、県議としての理解を深めたいものであります。

以上、2号議案に反対をし、3号議案に賛成の立場から討論を行いました。

よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 ハイサイ グスーヨー。

議員提出議案第2号「自民党勉強会での報道機関への言論圧力及び沖縄県民侮辱発言への抗議決議」に賛成の立場で討論を行います。

去る6月25日、自民党本部において若手中堅議員らが設立した文化芸術懇話会による勉強会が開かれた。講師として招かれた作家の百田尚樹氏は、出席議員から沖縄の地元紙が政府に批判的だとの意見が出たのに対し、「沖縄の2紙の新聞は潰さないといけない」と発言した。議員から「マスコミを懲らしめるには広告料収入がなくなることが一番、文化人が経団連に働きかけてほしい」など言論弾圧をあおるような暴言が相次いでいたことが明らかになった。また、百田氏は、市街地に囲まれ世界一危険とされる米軍普天間飛行場の成り立ちを、「もともと田んぼの中にあり、周りには何もなかった。」「基地の周りに行けば商売になると、みんな何十年もかかって基地の周りに住みだした。」と述べ、基地の近隣住民が金目当てで移り住んできたと暴言を繰り返した。さらに、「基地の地主は大金持ち」、「基地が出て行くとお金がなくなるから困る」、「沖縄は本当に被害者なのか」とも述べたという。このような発言を私たち宜野湾市民は、県民は許すことはできない。言論の自由、表現の自由、報道の自由は民主主義の基本であり、マスメディアが権力を監視し、検証して批判するのは当然の責務である。百田氏の発言は、政府の意に沿わない発言や報道は許さないという態度であり、日本国民、全国の報道機関への圧力であり、挑戦である。我が国は本当に民主主義国なのか、私たちが住む沖縄に民主主義はあるのか、まるで植民地意識のあらわれであり、断じ

て許せません。

また、現在の米軍普天間基地は、戦前多くの集落があり、役場や国民学校などの公共施設があり、県民が平和に暮らす、生産と生活の場所であった。70年前の戦争で地域住民が避難し、捕虜収容所に囲まれている間に米軍が住民の土地を強奪してつくったのが普天間基地であり、銃剣とブルドーザーによって強制的に土地を奪われ、つくられたのが沖縄の米軍基地である。沖縄の米軍基地の成り立ちを無視し、米軍基地あるがゆえに事件・事故の犠牲になり、苦しんできた多くの県民の悔しさを理解しようとしめない百田氏の発言は、県民を侮辱した発言であり、許せません。

また言論の自由、表現の自由として国民を代表する国会議員の勉強会であり、政権党の勉強会にさきに述べたような歴史認識の方を講師とし、参加した議員を含めて、マスコミの言論を封じ、沖縄県民を侮辱する発言は許せません。

自民党は、国民の信頼を大きく損なうので看過できないと判断したとし、議員を処分したとしながら、安倍自民党総裁は県民には謝罪をせず、公明党代表には謝罪するということからしても、沖縄県民を無視する行為であり、断じて許すことはできません。

よって、「自民党勉強会での報道機関への言論圧力及び沖縄県民侮辱発言への抗議決議」に賛成の討論といたします。

議員の皆様御賛同お願い申し上げます。

終わります。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第2号「自民党勉強会での報道機関への言論圧力及び沖縄県民侮辱発言への抗議決議」及び議員提出議案第3号「自民党勉強会における不穏当発言に反省を求める決議」について採決を行います。

議題のうち、まず議員提出議案第2号「自民党勉強会での報道機関への言論圧力及び沖縄県民侮辱発言への抗議決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 次に、議員提出議案第3号「自民党勉強会における不穏当発言に反省を求める決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立少数であります。

よって、議員提出議案第3号は、否決されました。



○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後5時14分休憩

午後5時37分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

この際、申し上げます。

土木建築部長から昨日の奥平一夫君の下地島空港の利活用に関する再質問の答弁について、釈明発言の申し出がありました。

議長としましては、土木建築部長からの発言申し出について、発言趣旨を明らかにする必要があると判断したことから、その発言責任を踏まえ釈明発言を許可いたします。

土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 昨日の奥平一夫議員の下地島空港の利活用の再質問において、4つの事業が始まるということだがイメージをわかりやすく説明してほしいという質問に対し、プライベートジェット機の受け入れが本格化した場合、宮古空港との役割分担が出てくると宮古空港はあくまでも国内がターゲットであり、下地島空港は国際線のプライベートジェット機から国際線のほうも視野にできるのではという旨の答弁をしました。

実際は、現在宮古空港において、C I Q施設の整備に取り組んでいるところであり、真意は宮古空港では一般の航空会社が利用する国際線の対応を目指し下地島空港ではプライベートジェット機が本格化すれば知名度も上がり、国際線のプライベートジェット機やプライベートチャーター便の利用にもつながるのではないかという趣旨であり、誤解を招く答弁をしました。が、釈明しおわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、乙第1号議案から乙第17号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対す

る質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

大城一馬君。

○大城 一馬君 早速質問に入ります。

まず最初の基地問題について、辺野古新基地阻止に向けての県政の取り組み状況をお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） お答えします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に関しましては、現在法律的な瑕疵の有無を検証する第三者委員会において検証作業が行われているところでございます。その報告も踏まえ、埋立承認の取り消しまたは撤回について検討してまいります。今後も県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないと公約実現に向け取り組んでまいります。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 知事の、いわゆるあらゆる手法を用いて新基地建設は絶対阻止するというその決意、覚悟を私も評価をしております。そして何よりもいろんな知事権限も行使もあります。そして、やはり私は知事があらゆる場所、あらゆる機会を通じて発信しているこの発信力、いろんな発信をその都度その都度やってきました。

その中で、1つだけ知事に真意をお伺いしたいんですけれども、さきの6月11日の日本記者クラブの取材や訪問を受けて、記者会見をしております。その中で、国の権力が進めるのをとめられるわけがないと人ごとのような姿勢で、日本の地方自治の危機だという認識もない、沖縄だけが特別な状況にあるのではない、日本という国がおかしくなることについて、知事のこの発言の趣旨をぜひ御説明をお願いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 大城一馬議員の御質問にお答えをいたします。

記者クラブの会見の中ではいろんな御意見もありました。そしてまた、今日までのいろんな出来事の中で、この四、五日前の出来事もそうありますが、沖縄県のあり方について全く無理解、無関心ということが多々見られます。そういったようなことの中で、私は福島のほうの御質問にもお答えしたんですが、やはり原発の問題もこの全国の人みんなで考えないと国対福島、国対沖縄あるいは国対どこそこという形でそれぞれ別々にやるという意味からすると、やっぱり地方自治のあり方というようなものは、国との関係でそれぞれの地方自治体でそれぞれ別な課題も抱えながら頑

張っている中に、それぞれが無関心であった場合にはなかなか日本という国に地方の声を届けることは難しいですよ。ですから、今日、沖縄の基地問題がこれだけ大きくなっているの、これはぜひ全国の皆様方の地方自治の観点からお力添えをいただきたいと。逆にまた福島の問題あるいはまた数年前は滋賀県のダムの問題がありましたけれども、こういったこと等で国と意見が違って物事をする場合の難しさ等々をそれぞれが理解をしながら自治という観点からお互いが意見交換をしながら、日本という国の国づくりにまた力も尽くしていく必要があるのではないかというような意味で申し上げました。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 知事の、先ほど申しあげましたようにあらゆる機会を通じての発信力、私は非常に県民にとっても勇気を与えていると。そしてこれが県外のメディアにも非常に反響があるということで、知事のあらゆる手段、方法を使って新基地を阻止するということは本当にそういった発信力も私は大きな力になるというふうに思っていますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思っています。

次に、3番目の大型MICE建設についてお伺いしたいと思います。

たくさんの資料、質問事項ありますけれども、まずは大型MICE施設建設、マリンタウン地区に大変、イッペー ニフエーデービタン。ありがとうございました。

この大型MICE、やはりこれから沖縄県経済の底上げ、そしてまたこれは何もマリンタウン地区だけではなくて、あるいは東海岸だけではなくて県全体の大きな経済の底上げになるだろうというふうに思っています。そしてまた、このMICE建設地、沖縄という地理的優位性、これは上海やあるいはまた北京、そしてシンガポール等にもあるいはまた東京にも1500キロメートル内で移動できる。そして、4時間以内で移動できる。非常にアジアを相手に大きな力になるというふうに思っています。この大型MICEについて、やはりこれから20年先、30年先のビジョンを描いてこのMICEの施設利用、そして周辺地域の開発、経済発展にもぜひ力を合わせて頑張っていかなければならないというふうに思っています。

そこで、この施設の見本展示場、今県としては2万平米という想定していますけれども、今経済界あたりから専門家あるいは知識人あたりからこれではやっぱりアジアとあるいは東京との競争力に劣るのではないかと、ということで、5万平米とかという話もありますけ

れども、この施設拡充の可能性はあるのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えします。

大型MICE施設における展示場は、平成25年度に策定いたしました大型MICE施設整備とまちづくりに向けた基本構想で推計しました需要予測に基づきまして2万人規模のコンサートや催事に必要な2万平方メートルで整備することとしております。展示場の整備に当たっては将来の拡張可能性を考慮しながら施設全体の規模や配置等を検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 とにかく、東京ビッグサイト、ここから客を奪ってくる、引っ張ってくるぐらいの覚悟で、ぜひ施設拡充については前向きに御検討をお願いしたいと思っています。そして、やはり平成25年度に沖縄MICE推進戦略というのが策定されました。これはもう2カ年前ですから、これからやっぱり全県的な将来ビジョンを考える場合、新しいビジョンの策定が必要ではないかと思うんですけれども、そういったことに関しましてぜひしかるべき答弁をお願いしたいんですけれども。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 大城一馬議員の質問にお答えいたします。

MICE施設のビジョンの策定の件でございますが、急速な発展を遂げているアジア地域におけるMICEの開催ニーズは拡大し、大型化する傾向が続くと考えられます。同時に、アジア諸国諸都市間のMICE誘致競争は激化しており、競争都市では行政の強力なバックアップでMICE振興が推進されております。沖縄県でも平成25年度にMICE推進戦略を策定し、有効かつ効率的にMICEの誘致を推進するためのマーケティングやMICE人材の育成及びMICE関連事業者との連携による受け入れ体制の整備などに取り組んでいるところであります。

今般、中城湾港マリンタウンの地区に大型MICE施設を整備することが決定したことを受け、当該施設をMICE振興の核としつつ既存の沖縄コンベンションセンター、万国津梁館及び民間ホテルのMICE施設などを含む県全体のMICEの誘致戦略を人材育成などを盛り込んだビジョンの策定について検討してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 大城一馬君。

○大城 一馬君 前回の2月定例会では取り下げ撤回

をいたしました。今回、最終日のトップバッターでありますけれども、先例をつくってここで一般質問を終わらせてもらいます。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

〔新田宜明君登壇〕

○新田 宜明君 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

社民・護憲ネットの新田宜明でございます。ユタシクウニゲーサビラ。

最初に、知事の政治姿勢についてお伺いするつもりでしたが、諸般の事情があって、議会の運営に協力をしたと思っております。この部分は割愛をします。

本来ですと、これまで今議会で基地問題のさまざまな議論が展開されました。私は思うに、知事が公約をされましたこの誇りある豊かさをの中に、これは「はじめに今、堂々と、誇りある豊かさを！」というこの2ページの部分に、沖縄の抱えてきた戦後史の全てをこの中に総括をされ、これからあるべき沖縄の姿を提示しているというふうに思っております。そういう意味では、知事の政治姿勢の中でこの内容について本来ですと当局持ち時間の半分ぐらい割いてでも知事にお話をしてもらおうというつもりで通告いたしましたけれども、これは取り下げをいたします。

2の経済振興についても取り下げをいたします。

3の公共交通についても取り下げをいたします。

4の教育行政についても取り下げをいたします。

5番の福祉行政についてでございますが、精神障害者の団体から他の障害者同様にどこに移動しても交通費の助成が受けられる、県の施策を講じてほしいという要請がありました。

そこで伺います。

精神障害者の交通運賃についてでございますが、現状の交通運賃はどうなっていますか。

県の施策はどうなっていますか。他の障害者同様に交通運賃の助成策を講ずるべきではないか伺いたいと思います。

6の観光行政についても削除いたします。

7の道路行政についてでございますが、そこは一部取り上げさせていただきたいと思います。

一昨日、6月30日でございますけれども、公明県民会議の前島議員の一般質問で、東京五輪への取り組みについて質問されておりましたが、知事は、その中で追加競技の候補となっている空手について関係団体と連携し、競技選定とあわせて会場の誘致を働きかけていきたいというふうに答弁をされております。

私は、(1)で県道7号線の再整備について取り上げました。

アのほうですが、今年度着工予定の空手会館に通じる県道7号線は、幅員も狭く、凹凸部分がところどころに見られます。字豊見城入り口、ゆたか小学校正門側から、このモノレール奥武山公園駅というのを削除をして小禄病院前のほうに訂正をさせていただきたいと思うんですが、要するに、ゆたか小学校正門側から小禄病院前間の再整備を図るべきと考えますが、どうでしょうかということで、質問をまずさせていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは、福祉行政についての御質問の中で、精神障害者の交通運賃についてお答えいたします。

県内の主な公共交通機関におきましては、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に対して、バスが乗車料の半額、タクシーが乗車料の1割、また沖縄都市モノレールでは乗車料の半額を割引くなど、事業者の御理解と御協力のもと支援が行われております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） それでは、福祉行政についての御質問の中で、精神障害者の交通運賃に係る県の施策についてお答えをいたします。

精神障害者に対する県内の主要公共交通機関の運賃割引は、身体障害者及び知的障害者と同様に割引がなされております。しかしながら県外においては、鉄道J R 6社などが割引を適用していない状況があります。このため、九州各県障害保健福祉主管課長会議において、J R九州に対する要望について協議し、平成24年度から要望活動が毎年度行われているところであり、沖縄県としましても、引き続き九州各県と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 県道7号線の再整備についてお答えします。

県道7号線奥武山米須線の、小禄病院付近の小禄交差点からゆたか小学校までの現道区間については、平成16年度までに整備を終えており、新たな整備計画は策定しておりません。なお、路面の状態が悪い箇所

については、適切に舗装補修等を行っていきたいと考えております。

また、当該路線の再整備については、県道7号線へ接続予定の市道2号線や沖縄空手会館及び（仮称）工芸の杜の整備による交通状況等を踏まえて、豊見城市とも連携し、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 精神障害者の交通運賃の件ですけれども、確かにJ Rにはまだ運賃助成が適用されておりましたが、少なくとも県内の航空路線、これについてはぜひほかの障害者同様に適用できないか、再度答弁をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） お答えいたします。

航空機での運賃割引につきましては、全国的に精神障害者適用されてないという現状がございます。ということで、航空機につきましては、実はその障害者の割引運賃よりも安いさまざまな料金が設定されているということもございまして、なかなかその航空会社におけるそういう拡充が行われていないという現状がございます。この辺も含めて、課題として受けとめて、今後どのような対応ができるかは検討してまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 次に、J Rのほうが運賃割引制度が適用されていませんですね。これ先ほど答弁されたと思うんですが、ぜひ県のほうからこのJ Rへの運賃割引を適用できるように要請できませんか。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城 武君） これも全国的な課題でございますので、先ほど答弁いたしましたように、九州各県と連携しまして引き続きそれが実現できるように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 ぜひ、精神障害者の現状をよく理解した上で頑張っていただきたいと思います。

次に、県道7号線ですけれども、以前にもこのテーマで質問いたしました。しかし、この旧7号線やはり一度整備はされていますけれども、これから国際大会等も誘致したいというそういう考えがあるわけですから、これはそのままでは一度整備されたからということで再整備はできないということは、ちょっと問題だと思いますよね。これから大事なやっぱり沖縄の伝統武芸を世界に広げていこうという、あるいはオリン

ピックの競技の一種目にぜひ採用させようというふうなこういう中で、あの古いそれかなり老朽化しているんですね、道路はね。それは今後ぜひ前向きに僕は検討したほうがいいと、これは沖縄の将来のためにそう提言していますけれども、もう一度答弁をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） まず現道の舗装の状況が悪いというのは、議員の御指摘のとおり私ども確認してまいりました。そのためにまず、現道の舗装のわだちとか凹凸があるところ、あるいはひび割れがある状況というところは、早急に対応していきたいと考えております。ただこの道路自体、また4車線化するという話につきましては、この道路周辺でやっています豊見城中央線、先ほど申し上げました県道7号線へ接続予定の市道2号線等でございます。そういう道路の状況を見ながら改めて検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新田宜明君。

○新田 宜明君 きょうは時間の関係でこれ以上は質問いたしません。次、9月議会ぜひまた知事の公約含めて、政治信念と心情についてじっくりとお話を伺いたいと思いますので、以上でもって私の質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん 皆さん、こんにちは。

立つと同時に早く終われという圧力を感じながら、それでも頑張っていきたいと思っております。

一昨日、6月30日は、宮森小学校ジェット機墜落事故から56年目の夏ということで、児童の追悼集会、また遺族の皆さんたち、それから語り継ぐ会の、630会の慰霊祭が行われました。楽しいはずの学校が本当に一瞬にして火の車、生き地獄と化した。真っ黒焦げになった我が子にすがりつく遺族の姿をいまだに苦しい思いをして見ております。

児童の皆さんたちのあの日の事故を忘れない、その本当に元気いっぱいな朗読や合唱に希望を見出しながら、慰霊祭では年老いた遺族同士があの日を思い出し、お互いをいたわり合い、肩を抱き合って泣き崩れる場面もありました。いまだに癒えぬ傷の深さを実感したところです。二度とこの惨劇を繰り返してはならないとそう思いながら、沖縄の空にはジェット機や危険きわまりないオスプレイが本当に我が物顔で飛び続けております。

遺族会・630会の代表の挨拶の中に、沖縄のこの状況を本当に憂慮し、その挨拶の中で、絶対にこれ以上の基地の押しつけには反対をする。そして、辺野古の新基地建設阻止に向けて頑張っていくとそういうことを発言しております。事故の恐ろしさを体験した関係者の言葉はとても重く、改めて新基地をつくらせない、そういう決意をしているところでございます。

それでは質問に入ります。

まず、知事の政治姿勢について、島田叡元知事の功績をたたえ事跡顕彰碑が建立されました。多くの県民を救った島田氏に寄せる知事の思いをお聞かせください。

(2)点目、知事訪米は、辺野古新基地建設の理不尽さと計画阻止に向けての県民の民意、知事の強い決意を伝えたと評価をいたします。米国政府、米国世論、世界的世論に対する次なるメッセージをどうするのか、注目されております。見解を伺います。

(3)、(4)、(5)は削除いたします。

(6)点目、戦後70年、平和の礎建立20周年、世界の恒久平和を願う精神に鑑み、平和祈念資料館に原爆資料、アウシュビッツにおける虐殺資料等、幅広い戦争資料の充実が望まれています、見解を伺います。

そのほか、削除をいたしまして、企業局関連について。

旧石川浄水場跡地利用計画の進捗状況を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 山内末子議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、島田叡元知事に寄せる知事の思いについてお答えをいたします。

沖縄が戦時下の困難な状況にある中で、死を覚悟して沖縄県に赴き、県民のために尽くされた島田元知事の強い信念、不屈の責任感、行動力に対し、深い尊敬の念を抱きます。

戦後70年という節目の年に、島田氏の特筆すべき功績をたたえる顕彰碑が建立されたことは、まことに意義深いことであり、島田氏の縁で結ばれた兵庫県と沖縄県の友愛の輪が今後ますます広がるとともに、さらに世代を超えて語り継がれていくことと確信しております。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢につい

ての御質問の中で、米国、世界世論へのメッセージについてお答えします。

今回の訪米では、国務省、国防総省、連邦議会議員及び有識者など19名もの方々に直接面談する機会を得ました。面談を通して、今沖縄が置かれている状況を詳しく正確に伝えることができたことは、大変有意義なことだったと考えております。また、訪米前の日本外国特派員協会やハワイ及びワシントンDCでの記者会見、並びに海外個別メディアによる取材内容が、現地テレビ及びワシントンポスト等新聞で報道されており、国外に対しても効果的に情報を発信することができたと考えております。

今後とも国内外へ向けた効果的な発信方法を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） それでは、知事の政治姿勢についての御質問の中で、平和祈念資料館における幅広い戦争資料の充実についてお答えをいたします。

平和祈念資料館は、沖縄戦の実相を伝え、沖縄の心を発信し世界の恒久平和を樹立する資料館として設立されており、沖縄戦の資料が中心となっております。しかしながら、平和祈念資料館では、幅広い戦争に関する企画展等ができるよう、日本平和博物館会議等により、連携の強化に取り組んでおります。

今後とも恒久平和の樹立に寄与できるよう、各国・各種博物館・資料館との連携の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企業局長。

〔企業局長 平良敏昭君登壇〕

○企業局長（平良敏昭君） 企業局関連について、答弁の前に山内末子議員には旧石川浄水場の跡地利用について絶えず御心配いただいております。この機会に、マークフツシ タンディガータンディ。

それでは、旧石川浄水場の跡地利用についてお答えいたします。

旧石川浄水場については、平成26年度に施設の撤去工事を完了し、現在、更地になっております。企業局では、跡地利用に当たって公的な活用を最優先に考え、地元うるま市や知事部局、国など公共機関へ照会してまいりました。しかしながら、これまで具体的な要望はない状況にあります。そのため、企業局では地域の振興に資する内容であれば、民間への売却も視野

に検討してきたところであります。このような中、とし1月に県内大手小売業者から活用したいとの申し出がありました。内容を伺ったところ、地域の活性化に大きく寄与することが見込まれることから、私自身も地元うるま市長と直接お会いしまして、市の意向を確認したところでございます。うるま市としても積極的に誘致したいとのことでありました。ただ、同跡地は、現在土地利用区分において住宅用地となっていることから、当該民間プロジェクトを推進するためには、商業地への用途変更をする必要がありますので、地元うるま市と調整しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ありがとうございます。

知事、島田叡さん、本当に知れば知るほど、調べれば調べるほど、沖縄にとって本当に大事な方だなということを痛感しております。あの当時と戦後70年の今の沖縄、本当にそういう意味では、当時の戦時下と同じような今の沖縄だというふうに私は感じております。政府の沖縄に対する弾圧姿勢、報道を否定するような、そういう政府に盾突くものを切り捨てようとするような、そういう政治家の台頭、世論、恐ろしい時代になっていると思います。

そういう意味では、こういう時代だからこそ島田知事とそして翁長知事に対する県民からの大きな敬意の念というものが広がっているんだと思っておりますが、そういう意味では、知事、知事と島田さん、1つだけ違うところがあると思います。何かと思えますか。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 島田さんは、孤独だったと思います。しかし、翁長さんには、多くの県民がついているという、そういう意味では私はそこが違うかなというふうに感じております。

そこで、もう1点、島田さんが命をかけて県民を守っていった。この時代に翁長知事は命をかけて沖縄の未来に対して命をかける覚悟を持っておりますでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） お答えいたします。

6月26日の島田叡元知事の建立された碑の中で、私がずっと思っていたのは、普通こういうすばらしい出来事も70年がたちますと風化しまして、県民もあるいはほかの誰であれ忘れてしまう方向に物事がいくんですが、この島田叡元知事の場合には、じわりじわ

りそのことについての関心が県民から多くなってまいりまして、知事としての仕事もそうでありますけれども、野球を通じて沖縄の青少年を励ました、そのとき励まされた方々がもう70代になりまして、こういったことを中心になってやっていくというときに、この島田元知事の命をかけた思い、そしてその職責といえますか沖縄県民を守るための知事でありますから、その意味で本当に命がけで、命がけというよりはもう命を捨ててしまったわけですがけれども、そういったようなものが沖縄県民が70年たっても語り継いで、このように顕彰碑を建てるまで来たという意味では、やはり政治家もそうでありますけれども、いろいろお一人お一人のそれぞれの分野で頑張っている方々もやっぱりその意味では全身全霊を込めて自分の職責に全力を投球することによって、私たちの場合には広く県民とかということもありますが、一般の方の場合でもクワンマガグンに対してのある意味で責任ということを含めて、みんな一人一人がそういう思いをつないでいけば沖縄の将来も大変明るくなるんじゃないかなとこのように思っています。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ありがとうございます。

それから次なるメッセージということで、知事公室長、私たちは前回の訪米の際に今回出ています国防権限法に下院のほうで「辺野古は唯一」という文言が入ってきた、そのことを削除してくれるように要請もいたしました。今、上院では入ってなくて、両院議員のほうで来週からもこのことについて審議が始まります。そういう意味では、このメッセージといたしましては、この権限法に辺野古が唯一ではなくて、やはり新しい知事が誕生したのですから、見直しも含めた形で文言の挿入ということもこちらのほうからワシントン事務所を通じてそういうこともやっていくべきではないかと思っておりますけれども、その辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 米国内で効果的な情報発信をする、まさにそのためにワシントン事務所を設けておりますので、議員提案の件も含め今後どういったことができるのか、どうすれば効果的な情報発信ができるのか、ワシントン事務所としっかり調整してまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ほかに今度アメリカのバークレー市のほうで沖縄に対する、沖縄の人々を支持する決議というものが、市議会に出されております。今、知事

のお手元に渡してありますけれども、こういう形でアメリカの世論も沖縄を支持する皆さんの世論が本当にふえているということに対して、これからしっかりとっとさらに広げていくような意味で、知事の決意をお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 今、バークレー市の平和と正義の委員会、沖縄の人々を支援する決議ということで山内議員から教えられまして、初めて見るものですが、今二、三分でさっと目を通したんですけれども、ここまで沖縄のことをよく調べ上げて、そして市長としては、私たちとほとんど同じ気持ちで沖縄のそういう基地問題の解決をアメリカ政府がやるべきだというふうに書いてあるのを見まして、やはり世界で、そして特にバークレー市が沖縄と特別な関係を持っているというようなものではないと思うんですけれども、このようにまで深くこの問題に立ち入った決議案をつくったということで、今大変感激をしております。ですから、そういった輪がこういう形で広がっていくというようなものをこれからもみんなでやっていけば、相当の広がりを持っていくのではないかと。その中からまた解決に向かっていくのではないかとということで、これからまた一生懸命頑張るという励みになりました。

ニフエーデービル。

○議長（喜納昌春君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 知事の決意は、沖縄県民を動かし、そして世界を動かすということで、これからも自信を持って、私たちもしっかり支えますので、自信を持って頑張っていただきたいと思います。

それでは、終わります。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

〔高嶺善伸君登壇〕

○高嶺 善伸君 クヨーム ナーラ ケーラネーラ ミシャーロールンネーラ。

一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢。

(1)、知事訪米については削除します。

(2)、沖縄の自己決定権の検証について。

去る3月25日、浦添市美術館で琉米修好条約等の原本が展示されている沖縄特別展を見ました。ペリー提督が琉球に来て1854年に琉米修好条約を締結し、アメリカ連邦議会が批准し、アメリカ大統領が公布したことはアメリカ合衆国が琉球国を国際法上の主権国家と認知していた証拠であります。アメリカではその琉米修好条約の原本が国立公文書館で展示され、琉球

側の原本は廃藩置県の際、明治政府に没収されて外務省の外交史料館で所蔵されているということでもあります。1879年の廃藩置県は、明治政府が武装警官、兵士で首里城を包囲し、強制的に首里城を開放させました。琉球併合後は、国防のかなめとして今日まで政治的差別で過重な負担を強いられ、歴史を検証することは沖縄の民意を日米両政府に、そして世界に訴えることにつながると考えます。

そこでお伺いします。

ア、琉球国の証である琉米修好条約が明治政府に没収されたのであれば、外務省外交史料館に所蔵されている原本を沖縄に返還できるように取り組むべきだと思いますが、翁長知事の認識をお伺いします。

イ、次の訪米の際は、アメリカ国立公文書館に所蔵されている琉米修好条約原本を確認し、沖縄の自己決定権に対するアメリカの理解を求める新たな取り組みとして検討すべきだと思いますが、翁長知事の認識をお伺いします。

ウ、廃藩置県の際、明治政府は併合に反対する清国対策で国益の道具として宮古・八重山を清国に割譲することを閣議決定したと言われるが、この閣議決定と宮古・八重山の取り扱いに対する翁長知事の歴史認識をお伺いします。

エ、沖縄県民の民意を一顧だにしない日米両政府の対応を是正させるために国連で世界に訴えるべきだと思いますが、知事の認識をお伺いします。

(3)、新たな軍事基地建設による抑止力についての認識。

国連憲章の敵国条項第53条によれば、日本が侵略や武力行使の可能性があるかと判断された場合、連合国のいずれかの国は承認決議がなくても一方的に攻撃できると言われる。南西諸島への新たな自衛隊ミサイル基地建設は住民のリスクが増大すると考えられる。

アは削除します。

イ、石垣島への自衛隊ミサイル基地建設計画について。

太平洋戦争で八重山にも陸・海軍が配備され、軍命により住民をマラリア有病地帯に強制的に避難させ、住民の2人に1人に当たる1万6884人がマラリアにかかり、3647人が死亡するという悲惨な戦争マラリア犠牲者事件がありました。軍隊は住民を守らない、それどころか軍隊が配備されたために攻撃を受け、多大な犠牲者を出した経験から、自衛隊配備・基地建設には反対という意見が多い。新聞報道によれば、宮古・八重山に地対空・地対艦ミサイルを配備した自衛隊基地を新たに建設するということだが、観光という

平和産業で離島振興の成功事例とするためにも、石垣島への自衛隊ミサイル配備計画には反対すべきではないか、翁長知事の認識をお伺いします。

2、環境行政と、3、観光振興は削除します。

4、離島振興について。

(1)、(2)は削除します。

(3)、県立八重山病院の移転改築・医療体制について。

ア、工事着工の見通し等進捗状況について。

イ、所要予算の確保と起債償還財源の収支の見通しについて。

ウ、地域がん治療病院指定とがん治療体制への取り組みについて。

エ、災害拠点病院体制への取り組みについて。

オ、感染症医療体制について。

カ、子育て支援事業を活用した事業所内保育所整備の取り組みについて。

キ、新病院建設現場及び周辺地域の不発弾の処理について。

以上、お伺いいたします。

(4)、医師の欠員の補充や慢性的な医師不足の解消が改善されておられません。取り組み状況と中長期的な医師確保対策と改善の見通しについてお伺いします。

5、我が会派との関連は削除いたします。

答弁よろしく申し上げます。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 高嶺善伸議員の御質問にお答えいたします。

離島振興についてに関する御質問の中の、新県立八重山病院の着工見通し等についてお答えいたします。

県立八重山病院は、八重山保健医療圏における急性期中核病院として、重要な機能・役割を担っております。同病院の移転改築については、現在、設計書の取りまとめを行っているところであり、10月には建設工事に着手し、平成29年度の開院に向けて取り組んでまいります。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、琉米修好条約の原本の返還及び自己決定権の検証についてお答えします。1の(2)アと1の(2)イは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

琉米修好条約は正式名称を「亜米利加合衆国琉球王国政府トノ定約」とし、1854年那覇において調印さ

れ、原本は外務省外交史料館及び米国立公文書館に1通ずつ保管されております。

自己決定権は、長い歴史の中で沖縄が抱えてきた問題であり、県民の間でもさまざまな意見があることは承知しております。琉米修好条約の原本の取得や沖縄の自己決定権について米国の理解を求めることについては、貴重な御提案として受けとめさせていただきます。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、国連機関に訴えることについてお答えします。

国連人種差別撤廃委員会から議員御指摘の勧告があったことは報道等で承知しております。国際社会に沖縄の実情や知事の考えを直接伝えることは、意義あることだと考えており、今後ともあらゆる手法を用いて辺野古の新基地はつくらせないということを県政運営の柱にしていまいります。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、石垣島への自衛隊配備についてお答えします。

県民には、さきの大戦で住民を巻き込んだ苛酷な地上戦が行われた経験に基づくさまざまな思いがあることは承知しております。自衛隊の南西地域の態勢については、防衛白書において、災害対応を含む各種事態発生時の迅速な対処を可能とするため、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部に警備部隊などを新編することにより、南西地域の島嶼部の態勢を強化しております。

県としては、自衛隊の配備については、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧な説明を行うべきであると考えております。

次に、離島振興についての御質問の中で、新病院周辺不発弾の処理についてお答えします。

新県立八重山病院周辺の不発弾処理につきましては、磁気探査の早期実施に向け、石垣市等関係機関と処理範囲や処理方法、民有地の処理等について調整を行っているところであります。なお、処理範囲につきましては、開院後の避難困難者の発生を防止するため、250キロ爆弾の発見時に対応できるよう新病院を中心とした、避難半径約330メートル以内の範囲の探査を優先して実施する予定であります。

いずれにしても、新八重山病院が開院する平成29年度までに、新病院周辺の磁気探査が完了するよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢につい

ての御質問の中の、宮古・八重山の清国への割譲についてお答えいたします。

廃藩置県による沖縄県の設置後、日本と清国の外交交渉の過程において、明治13年（1880年）に宮古・八重山を割譲する分島案が閣議決定されたことは承知しております。この分島案は、19世紀後半の欧米諸国のアジア進出という状況の中で、清国に日本の欧米諸国並みの通商権を認めさせることと引きかえに、宮古・八重山の清国への割譲を提案したものと認識しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 離島振興についての御質問の中で、新八重山病院整備事業における予算と起債償還財源についてお答えいたします。

新県立八重山病院整備事業については、平成27年度当初予算に用地費及び建設費を計上したところであります。整備に係る起債の償還については、その元利償還金の2分の1を病院事業が自己資金で負担する必要がありますが、建築費の高騰に伴い負担の増加が懸念されます。そのため、さらなる経営の効率化を図るとともに、現病院敷地の売却などにより償還財源の確保に努めてまいります。

次に、地域がん診療病院とがん治療体制への取り組みについてお答えいたします。

病院事業局では、県立八重山病院の地域がん診療病院の指定に向けて、去る2月議会において、医師、看護師等を増員するための職員定数条例の改正を行い、人的要件の整備を図ったところであります。

今年度においては、緩和ケア担当医師や看護師、がん相談支援員などの確保を図るとともに、地域がん診療連携拠点病院である県立中部病院との連携強化を行うなど、地域がん診療病院の指定に向けて、がん診療提供体制の充実強化に努めてまいります。

次に、災害拠点病院体制への取り組みについてお答えいたします。

新県立八重山病院については、地域災害拠点病院としての機能を確保するとともに、離島の特性を踏まえた自家発電や給水の設備に加えて、食料や薬品の備蓄倉庫などを整備することとしております。また、災害時にも対応できる組織体制を構築し、診療機能が継続できる病院を目指して取り組んでまいります。

次に、感染症医療体制についてお答えいたします。

新県立八重山病院については、新たな感染症や輸入感染症等に対応するため、専用の入り口、待合及び診

察室を設置し、病床までの動線を分離するなど、第二種感染症指定医療機関としての機能を充実強化することとしております。また、1類感染症への対応については、第一種感染症指定医療機関との連携体制の強化に努めることとしております。

次に、事業所内保育所整備への取り組みについてお答えいたします。

新県立八重山病院における保育所については、職員の働きやすい環境整備を行うことが人材の確保につながるため、病院敷地内に整備することとしております。

現在、病院内で実施したアンケート調査の結果をもとに、子ども・子育て支援新制度の活用を念頭に、必要な規模や運営形態等について検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは、離島振興についての御質問の中で、医師確保対策についてお答えいたします。

地域における医師の確保については、全国的にも厳しい状況にあります。特に、沖縄県では、北部地域及び離島における産婦人科や脳神経外科などの医師確保は喫緊の課題となっております。

そのため、県においては、県立病院での後期臨床研修を実施するなど専門医等の養成・確保を行っております。平成21年度からは、琉球大学医学部に医師修学資金貸与事業と連動した地域枠が創設され、医師の養成が行われており、今年度は離島・北部枠の3名を含む5名が増員され、離島・僻地の医師確保の強化が図られております。また、ドクターバンク等支援事業により、県外からの医師の確保を図るとともに、離島医師の研修体制の充実を図るため、ドクタープール事業等による代診医の派遣も実施しております。さらに、今年度は、沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金を活用して、医師不足の解消に向けて継続して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 琉球王国最後の尚泰王は明治政府によって主権を略奪されました。翁長知事はオール沖縄で選ばれた平成の琉球王と期待されております。したがって沖縄の地域主権、自己決定権の確立にぜひ翁長知事を先頭に沖縄は頑張ってまいりたいと考えております。

そこで、琉米修好条約に関連して、知事にお聞きします。

まず、アメリカは1893年にハワイ王国を強制的に併合しました。そして100年後の1993年、アメリカ議会はそのことについて謝罪決議をしました。そして、当時のクリントン大統領がその決議に署名してハワイに謝罪をしたわけであります。これは沖縄の自己決定権の検証に大きな示唆を与える出来事であり、翁長知事が次にハワイを訪問するとき、こういうハワイと沖縄の共通する歴史を踏まえ、ぜひハワイ州の知事、関係者とも意見交換することは有意義じゃないかと思っているんですね。

そこで、翁長知事のお考えをお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） ただいま、ハワイ王国と併合された、またアメリカとの関係の御説明がございました。こういうのを見ますと本当にハワイと沖縄というのはよく似ているなという感じがしまして、1893年にアメリカに併合され、私たちの場合は1879年にある意味で日本に併合された。それから、サトウキビ、パイン、米軍基地とそれから沖縄県から5万にわたる移民が向こうに行きまして、向こうの自然の状況もよく似ている。

そういったようなものの中で、自己決定権がこういう形でアメリカ政府が謝罪決議をし、またクリントン大統領がその決議に署名もしたということを考えてみると、やはり歴史の検証というものは大変重要だな。やはりこういった自己決定権を含め、歴史上起きたことそのものは大変これを確認をし、曖昧にしてはいけないなと思います。しっかり確認をした中から、物事をまたしっかりと構築していくということになろうかというふうに思っております。

ですから、これからハワイに行くわけでありますけれども、そういったこと等も、あと時間との関係になりますけれども、やっぱり共通するようなものは話をしながら、そういった思いみたいなものも勉強もさせてもらいたいなと思っております。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 昨年9月に沖縄県の事業でワシントンで沖縄ソフトパワー発信事業というのがありまして、副知事が出席しました。エイサーとか空手とか琉球舞踊など沖縄のこの豊かな自然・歴史・文化を紹介し大変好評だったと報告を聞いております。ことしもまた5000万余り予算を組んで11月ごろにニューヨークで開催を予定しているようであります。今回、翁長知事がぜひ、同行して訪米なさったらどうかと思って

いるんですね。そのときにワシントンにあるこのアメリカ国立公文書館をお訪ねして、先ほど質問した原本なども見る、そういう観点から琉球王国のソフトパワーの発信というものを知事が先頭になってやっていくような足がかりにしたらどうかと思いますが、知事、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 今回のワシントンDCに行った場合もジョージ・ワシントン大学で沖縄県のいろんなものの図書を中心にして、そこの図書館の中に入るようになりました。ウチナーンチュがたくさんおいでになって、その交流の中でも大変私ども沖縄の心といえますか、南米にいてもアメリカにいてもみんな心が一つになっているというようなことを感じて、大変意を強くしているところであります。その中で、いわゆる公文書館を訪ねてそういったこの条約の原本などの交渉もしたらどうかということではありますが、私は3月のときに浦添の美術館に行きまして、本物、これは日本の外務省の資料室のほうから展示をされたわけですが、琉球国米国条約書と。それから、オランダのものもありまして、これはコピーで今もらっておりますけれども、その中身は和訳もありまして、大変小さな国ながらあの大国を相手に若干不平等でありますけれども、遜色のないこの条約を結んでおられた先人たちの苦勞と堂々とした態度というようなものが見える思いがしまして、本当にこれを見て、この私たちの小さいながらも頑張ってきた様子がこれ一つでもよくわかります。ですから、こういった原本をどうかというようなものはいろいろ慣例とかあると思いますので、これから研究もしながら、できたらそういうふうな議員のおっしゃるとおりになってもらいたいと思います。いずれにしろ、それを見る機会ということはこういう形でもあるわけですので、ぜひこれは秘書課に置いておきますので、ごらんになっていただいて、中身もしっかりと対等に交渉をして条約を結ばれたことがよくわかりますので、こういったものを大切に頑張っていきたいなというふうに思っています。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 自衛隊基地建設に関連してちょっとお聞きしておきます。

仲井眞県政では平成23年に、海兵隊の意義及び役割について30項目にわたる大変厳しい質問を防衛省に照会して、いまだにこの海兵隊の役割について十分な説明ができないと、できていないということを主張しておられました。同様に、翁長県政においても例えば、なぜ石垣島にミサイル等の配備が必要かなどの質

問形式で防衛省にその具体的な取り組みがどうかのかという疑義を照会したかどうかと思っているんですよ。ということから、やっぱり住民に対する丁寧な説明を国に求めることになるんじゃないですか。ぜひ、これお願いしてみたい、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 自衛隊の配備につきましては、これまでも私どもさまざまな形で情報収集を行っております。今後、議員からも御提案ありましたので、国に対し必要な事項について説明を求めていると考えております。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 もう時間がないので最後に1つだけ、知事に決意をお聞きしておきたいと思うんですけども、医師不足を解消するためにかつて国費制度が果たしていた役割もあります。自治医科大学はもう定員をなかなかふやせない。そういう意味ではこの琉球大学、地域枠、離島枠の拡充に協力してもらっています。先日、子供たちに夢と希望、情熱を持たせるためにさらにあと二、三名は離島枠をふやしてもいいというような方針を示しておられて、やがて各高校への入学定員の説明に入るらしいんですね。県がもし、来年度予算措置してくれるんだったら今度の入学試験から地域枠、離島枠をさらに二、三名増員してもいいと言っているんですよ。

時間もないですので知事、来年の予算措置ですが、今約束できればそういう対応ができるんです。私職員とも何度も意見交換しているんですけども、なかなか重い腰を上げてくれない。知事の決意をお聞かせください。

知事に答えさせたほうがいいんじゃないの。部長、あなた同じことだけ繰り返すよ。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） お答えします。

琉大医学部の離島・北部枠ですが、平成27年、今年度から3名という枠で始まった仕組みで、これは先ほどもお答えしましたが離島・北部に定着する医師を確保する上で有効な取り組みであるというふうに思っています。

議員の提案の増枠につきましては、必要性は十分理解しております。琉大医学部と十分調整しながら予算措置についても検討していきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

○高嶺 善伸君 ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 さきの6月23日の知事の平和宣言などに対して、慰霊の日にそぐわない、ふさわしくないのではなかったなどという一部の声があります。私は全く逆に思っておりまして、今日のように米軍基地が集中しているのは、とりもおさずあの沖縄戦の結果であります。あの沖縄戦があつて6・23があり、そして今日の基地の集中もあるわけでありまして、まさに因果はめぐっているわけでありまして。したがって知事があの集まりで、過去の歴史を振り返りながら、沖縄の理不尽な現実について発言するのは、私は極めて当然のことだろうというふうに思っているわけでありまして。仮に知事があの場で当たりさわりのない話をするのが、無念の中で死を遂げた幾多の命に応える道なのか、私はそうではないと思います。多くの命は、翁長知事よく言ってくれたと、我々の死を無駄にしないで沖縄の平和をつくってほしいと、こういう私は願いがあつたところにあるだろうというふうに感じたものであります。したがって、知事のあの演説は、声明は極めて私は正当なものであろうというふうに思っている次第であります。

ことは、太平洋戦争、沖縄戦から70周年ということでもあります。私は、この凄惨な地上戦を体験した沖縄県知事として、ここで改めて70周年を迎える今日、平和への決意を沖縄県知事として声明として出すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 今、玉城議員御提案の戦後70年の平和声明についてであります。私は今回の平和宣言において、戦争体験の次代への継承を訴えるとともに、平和の礎を構築することの重要性を踏まえ、平和を希求する強い意思、平和の実現への決意等について、戦後70年への思いとして私の言葉でしっかりと発信したところであります。

また、70周年ということで、新たな談話ということでもありますけれども、これもいわゆる目的とか効果等これからしっかりと議論をして、どういう意味合いを持ってやるかということ等も考えながら、これから対処していきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 ありがとうございます。

ぜひ議論いただきたいと思います。

次に、辺野古移設がだめならば沖縄が代替案を出せと、こういう話が途切れません。私は、非常に荒唐無稽な論だと思っておりますが、知事の受けとめ方はいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 戦後70年間、過重な基地負担を背負う沖縄が危険性除去のためとはいえ、代替施設を考えなければならないというのは、大変理不尽であると考えております。

政府においては、地元の声に真摯に耳を傾け、普天間飛行場移設問題の早期解決に取り組んでいただきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 知事は、これまで自分はみずから進んで受け入れたものではないと、こういうことを根拠におっしゃっております。

今議会で、私は少し気になることがありました。野党の議論をずっと聞いておりまして、辺野古だとかあるいはハンセン、シュワブがその議会が決議をしたとか、あるいはこの契約があるという話で、あたかもその地域がみずからウエルカムで、進んで受け入れたとこういうふうな議論に聞こえております。これはやはり私も名護で、そういうことについては、これまでもいろいろと長老の方々にお話を伺ってまいりましたが、知事の答弁のとおり1950年代というのは極めて混沌とした時代であって、やっぱりこの時代背景の中で行われたことで、確かに契約もあるし議決もあるんですよ。ただししかしながら、聞いてみると涙ぐましいほどの配慮をしているんですね。少しでも有利にその契約をすとか、そういうことも含めて決して地域が好きこのんで受け入れたものではないということが、私は事実だろうというふうに思っております。時代背景、圧倒的な力を持つ米軍の中で、どういうふうにするかというまさに涙ぐましいようなことをやっておられるわけで、私はそういう議論は、県益というものと非常にかかわりがあるんで、そういう議論があたかも沖縄県が過去においてウエルカムで自分で受け入れてきたということが一方的に流れてくると、私は著しく我が県益を害するのではないかと心配をするものであります。私は県議会議員として最小限守るべきは我が県益であって、そういう意味で翁長知事が今議会でこのことについて、断固として譲らないという、私は、決意はまさに政治家翁長雄志の真骨頂をあらわしたと思っておるわけですが、そこのお互いにはお互いに気をつけて、歴史的な流れの中でどういうふうな状況だったかということを客観的にやっぱり考えて県益のためにやっぱりいかなきゃいかぬなと思っております。

この代替案について、例えば、沖縄県知事が外交権があるのであれば、私はいいと思うんですよ。外交権

のない沖縄県知事に代替案を出せということ自体が、私は極めて理屈としても政治論としても成り立たないと思うんですが、知事いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） お答えをいたします。

きのう、おとといもここで少し話をさせていただきましたが、私は、那覇市長時代にある意味で普天間の一部でも移転をできないかということで全国を駆けめぐって作業をしました。硫黄島も見て、作業その内容等を見ながら、これだったらどれぐらいの一部は持っていけるかなどということも考えてやってきたわけがあります。那覇市長としてこんなところまで口を挟むのはどうかなと、もう10年前の話ですからね、口を挟むのもどうかなと思ったんだけど、これは何かできるときはしっかりやらなきゃいかぬということで、これもさせてもらったんですが、やはり各地方、基地を持っているところを回って歩いてもなかなか私が行ったからそれに心を動かされるというよりも、何かそれと同調したら、うちのほうで基地を受けなきゃいかぬのじゃないかというような防御戦がありまして、いわゆる親身に話をするというのはなかなか簡単ではございませんでした。ただやっぱりさすがに国政におられた石原都知事、あるいはまた福田元総理——その前まだ総理になっておりませんけれども——などは、大所高所からの話もしていただきましたが、かといってそれがそれに結びつくというようなこともなかったような感じがいたしておりまして、さすがにやっぱり外交権、そういったものがない中で、沖縄が代替案を探すなどというのはこれはもう筋からいってもおかしいんですが、仮に格好としてあったとしても、これはなかなか難しいものがあるだろうなというふうに思っております。ですから、やはり政府がこれは責任を持ってしっかりやるべきだというふうに思っています。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 そのとおりだと思いますね。

沖縄県知事が仮に特定の場所を指定したら、外務省・日本政府はじゃそれを引き取ってアメリカと交渉してくれるかと、そういうことはないわけですね。それが無いのに代案を出せということ自体が、これ非常に論理としてもおかしいわけであって、一方ではまた辺野古が唯一の解決策とこう言っているわけですね。そういう意味では、まさにこの議論は、この辺でやっぱりおしまいにはしないといつまでもそういうことをしていたらだめだと思うんですね。

ちょっと時間がないんで、もうこれ以上できません

が、ぜひそういう意味ではまた引き続きやってまいりたいと思います。

終わります。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 ハイサイ、新里米吉です。

一般質問を行います。

知事の中国、台湾訪問、アジアのダイナミズムを取り入れるということでの知事の熱意を感じました。これからまたさらに他のアジアの諸国にもトップセールスをしていただくことを期待をするものです。

(1)、中国ナンバーツーの李克強首相との会談で翁長知事が述べた内容と将来への期待、展望について伺いたい。

(2)、那覇港管理組合と台湾港務とのパートナーシップ港合意書（MOU）署名による物流、観光等への期待、効果等について伺いたい。

(3)、台北市での昼食会に中華航空、マンダリン航空、トランスアジア航空、ピーチ・アビエーション、エバー航空の代表らが出席されたとのことで、さらなる観光客増が期待される。知事の所見を伺いたい。

2、基地問題について、(1)、(2)、(3)、(5)、(6)は取り下げます。

(4)、菅官房長官は、「この飛行場について19年前に日米で全面返還が合意された。3年後に当時の沖縄県知事と名護市長の同意をいただいて閣議決定した経緯がある。」と沖縄側の同意による閣議決定を強調しています。こればかり言うんですね、あの方。その後のことは一切言いません。沖縄が同意した、同意したとばかり言います。ところが、その閣議決定には条件がついていた。沖縄県知事も名護市長も条件をつけた。一番有名なのが15年使用期限、軍民共用の決定であります。これも一切言いません。しかもそれは、平成18年には、同じ閣議で廃止をしたのであります。これも日本政府は一切言いません。そのことについて知事の所見を伺いたい。

3、MICEをマリンタウン（与那原・西原）地区に決定された主な理由と課題について伺いたい。

4、イオンモール沖縄ライカム開業に関する期待と課題について伺いたい。

5、公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例（案）について。

(1)、(2)取り下げます。

(3)、20都道府県で外来種対策に資する条例が整備されているとのことである。条例が都道府県の経済発展の障害要因になっているとの報告があるか。また、

障害要因になるので、条例を廃止するとの動きや情報があるか伺いたい。

(4)、生物多様性保全と外来生物侵入に関する国際的な考え方や取り組みについて伺いたい。

質問終わります。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 新里米吉議員の御質問にお答えいたします。

知事の中国、台湾訪問についてに関する御質問の中の、李克強首相との会談内容及び将来展望等についてお答えをいたします。

私は4月11日から15日の日程で、日本国際貿易促進協会の主催する訪中団に参加し、中国ナンバーツーの李克強首相との会見にて発言する機会を得ました。

私からは、琉球王国と中国の歴史について触れた上で、特に交流が深い福建省との間における経済交流の促進を提案し、あわせて那覇と福州の定期便早期就航について要望を行いました。これに対し、李首相からは地方政府の交流を積極的に支持している旨の回答がございました。私が中国から帰国した直後、中国航空当局から那覇と福州の定期便運航が許可され、昨日、7月1日に第1便を迎えております。

今後、福建省との経済交流を契機として、中国における観光誘客・物産販路開拓・投資誘引などさまざまな施策を展開することで、成長著しい中国のダイナミズムを沖縄に取り込んでまいります。

次に、パートナーシップ港に関する合意書の締結についてお答えをいたします。

那覇港管理組合と台湾港務株式会社は、物流及び人流に関する交流を推進させ、相互理解と長期的な提携関係の強化を図るため、去る4月21日に「パートナーシップ港に関する合意書」を締結しております。台湾港務株式会社は、台湾政府が全額出資する港湾運営会社で、世界第13位の貨物を取り扱う高雄港や、大型クルーズ船の拠点港である基隆港等、国際コンテナターミナル7港と、国内コンテナターミナル2港の管理運営を担っております。世界トップクラスのハブ港としての高雄港と連携することで、那覇港からの貨物の販路が世界中に拡大をし、片荷輸送の解消等による物流コストの低減が期待されます。また、クルーズ振興についても、クルーズ船の拠点港として発展している基隆港との連携により、那覇港への寄港数の増加、那覇港のクルーズ拠点化の加速が期待されます。

沖縄県では、アジアのダイナミズムに乗って動き出した沖縄の経済をさらに発展させることを目指してお

り、那覇港管理組合と台湾港務株式会社が提携を結ぶことは、新しい沖縄を開く大きな一歩になるものと確信をしております。

次に、台北市での航空会社代表との昼食会についてお答えをいたします。

去る4月に台湾を訪問した際、台湾観光協会会長を初め、沖縄県に定期便を運航している航空会社5社のトップを昼食会にお招きをし、意見交換を行いました。現在、台湾と沖縄県を結ぶ定期航空路線は、台北―那覇、高雄―那覇など4路線で6社の航空会社が週56便の定期便を運航しております。このたびの昼食会において、各社トップから沖縄観光の可能性に対する大きな期待が寄せられたほか、エバー航空の代表からは、台北―那覇間を週7便から14便に増便するという朗報もいただくことができました。

今後とも各地の観光業界、航空業界のキーパーソンと良好な関係を構築し、成長著しいアジアのダイナミズムを取り込みながら、本県への入域観光客の増加につなげていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 基地問題についての御質問の中で、政府の辺野古移設に係る閣議決定についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設の移設について、安倍総理や菅官房長官は、16年前、当時の知事、名護市長が辺野古移設を受け入れたことを繰り返し述べられています。しかし、稲嶺知事の受け入れは、代替施設は軍民共用空港とし、15年の使用期限を設けることを条件とするものでした。また、岸本名護市長も、日米地位協定の改善、基地使用協定等の前提条件が認められなければ移設容認を撤回するとしていました。当時の政府は、稲嶺知事と岸本市長の条件などを重く受けとめ、平成11年12月に軍民共用空港を念頭として米国政府と話し合う旨、閣議決定をしています。しかし、その閣議決定は平成18年に沖縄県と十分な協議のないまま一方的に廃止されました。このように、受け入れの前提条件が取り消された以上、安倍総理や菅官房長官が、16年前沖縄側が辺野古移設を受け入れていると主張するのは正当性がないと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） MICEをマリンタウン（与那原・西原）地区に決定された主な理由と課題についてお答えいたします。

大型MICE施設の建設場所を中城湾港マリンタウン地区に決定した理由は、2020年度の供用開始が可能であること、今後交通アクセスが向上すること、周辺地域の土地利用計画等の見直しを行うことで宿泊施設等の立地が可能であり、将来的にMICEエリアとしての成立可能性が高いことなどであります。

課題としましては、施設の建設コストに留意しつつ、本県のリゾート性の魅力を象徴するような施設整備を行うことや、成長著しいアジア地域や国内のMICE需要を取り込む誘客戦略の策定、MICE関連人材の育成を図ることであると考えております。

県としましては、地元市町村と連携し、これらの課題にしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） それでは、イオンモール沖縄ライカム開業に関する期待と課題についてお答えいたします。

イオンモール沖縄ライカムは、開店後1カ月間の来店者数が約188万人と、広域的に大きな集客力を発揮しております。ライカム店は約3000名の雇用を創出しているほか、消費意欲の高い外国人観光客の受け入れ体制も整えていることから、沖縄の観光収入増大への寄与が期待されております。一方で、ライカム店の集客力を周辺地域の活性化へ結びつけることが課題となっており、イオングループと周辺の市町村、商工会等で締結した地域振興連携包括協定を有効に活用して、周辺商業地域への誘客を図ることが期待されております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 外来種対策に資する条例が都道府県の経済発展の阻害要因になっているとの報告や条例を廃止する動きについての御質問にお答えします。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律や外来種対策に資する都道府県条例が経済の阻害要因になっているとの報告や発言などは承知しておりません。また、条例を廃止する動きがあるなどの情報も聞いておりません。

同じく生物多様性保全等に関する国際的な考え方や取り組みについての御質問にお答えします。

国連などにおいては、野生生物の種の絶滅が過去にない速度で進行し、その原因となっている生物の生息

環境の悪化及び生態系の破壊に対する懸念が深刻なものとなってきていることから、生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みの必要性が議論され、1992年の地球サミットにおいて、生物多様性条約が採択されております。また、2002年の第6回締約国会議では、「生態系、生息地、種を脅かす外来種の影響の予防、導入、影響緩和のための指針原則」が採択され、外来種の侵入や定着の予防と、定着した外来種の駆除・管理などの重要性が確認されているところです。さらに、2010年の第10回締約国会議においては、生物多様性の損失の根本原因に対処すること、生物多様性への直接的な圧力を減少させ持続可能な利用を促進することなどの戦略目標や、2020年までに、侵略的外来種の定着経路の特定や優先度の高い外来種の制御または根絶などを行うとする個別目標などが採択されており、締約国である約200の国や地域で、目標達成に向けた取り組みが行われているものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉 瑞己君 今回の一般質問は、知事の訪米行動、この一点に絞って残りの質問はまた次の機会に議論を深めたいと思います。執行部の皆さん、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質問を行います。

4月28日、沖縄県民にとっての屈辱の日に日米首脳会談が行われました。安倍首相とオバマ大統領が共同声明を行い、普天間基地の辺野古移設を推進するその姿勢を改めて鮮明とした中で、翁長知事が訪米をし沖縄県民の圧倒的民意である辺野古新基地建設断念を求めたことは大変重要な意義を持つものであったと考えます。

アメリカ政府や議会関係者の沖縄の民意についての理解はどのようなものだったのでしょうか。訪米行動の成果について問うものであります。

残りの時間は再質問に回します。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 比嘉瑞己議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、訪米の成果についてお答えをいたします。

今回の訪米では、国務省、国防総省、連邦議会議員及び有識者など19名もの方々に直接面談する機会を得ました。面談を通して、今沖縄が置かれている状況

を詳しく正確に伝えることができたことは、大変有意義なことだったと考えております。特にマケイン上院軍事委員長及びリード同副委員長と面談できたこと、マケイン議員側から継続して私と建設的な対話を続けたいとの話をいただけたことは大きな成果だと考えております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 今回の知事の訪米行動に対して、菅官房長官は翁長知事が辺野古が唯一の解決策と認識して帰ってこられるのではないかと、このようなまるであざ笑うかのような発言をしております。

再質問では、ぜひ知事にこの菅官房長官の発言についての見解を伺いたいと思います。

その前に、今回私自身も訪米団の一員として参加をさせていただきました。会談をした連邦議員や補佐官、またシンクタンクの皆さんの中には、日米間でもう既に決まったことだからというこういった厳しい意見も確かにありました。しかし、私たちが沖縄の現状を詳しく説明をすると彼らの表情が変わっていくのを私は手にとるように感じました。沖縄の過重な基地負担や基地があるがゆえに県民の人権がどれだけ踏みにじられてきたか。この歴史を伝えると多くの議員や補佐官が個人的には沖縄の主張に共感ができる、このように言いました。

そして何よりも、あの3万5000人が集まった5月17日の県民大会を伝える地元紙を見せ、今沖縄で起こっている新基地建設反対の声がどれだけ圧倒的な民意なのかを伝えると、彼らは大変驚き慌てたように私たちに質問をしてきました。沖縄は基地がなくなっても経済は困らないのか、政権党の自民党の候補者は本当に選挙で負けたのか、沖縄は辺野古だけでなく全ての米軍基地の撤去を求めているのか、こうしたアメリカの皆さんからの質問に私たちは一つ一つ丁寧に答えていきました。もはや米軍基地が県経済発展の最大の阻害要因となっていること、SACOの合意から19年が経過をしても移設条件つきでは普天間基地は一步も動かなかったこと。その一方で辺野古新基地建設反対、普天間基地の閉鎖・撤去を求める声は保守・革新の違いを超えて圧倒的民意となっていること。また、その声は日本全国にも広がり、今全国世論調査でも辺野古移設反対の声が賛成よりも上回っていること。この問題は日本だけでなく、アメリカの民主主義のあり方も私たちは問うている、こうしたことを話すとアメリカの皆さんもとても真剣にメモをとっておりました。沖縄からの報告は初めて聞く話ばかりだ、東京からの報告ではこういった話は聞いたことがない、確か

に地元の合意は必要不可欠ですね、このように感想を述べ、沖縄の現地調査に行きたいと述べる議員も少なくありませんでした。

菅官房長官が言うような辺野古移設が唯一の解決策と認識するどころか、対話を継続していけば必ず今の局面を変えることができると私は確信をいたしました。知事はどうでしょうか。菅官房長官の発言に対する御意見をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 今、比嘉瑞己議員の向こうを訪米されてまた御自分で直接いろんな議員の方々、シンクタンク等々回られた感想をお聞きしまして、大変私自身も同じような感想を持っております。ですから、菅官房長官が辺野古が唯一の解決策であるというようにことを身にしみて感じたのではないかというような話が帰ってきてからございましたけれども、この辺野古基地をつくるのがいかに大変なことであるか、困難なことであるか、難しいことであるかということをお話をしますと、本当に様に事実関係について、私から見ても驚いているようでございました。ですから、皆様方が当事者でないと、いわゆる日本国内の問題だと言うんですけれども、できない場合にはまさしく当事者になりますよというような話をさせていただくと、ある意味で冒頭でそういった否定的な話をしたものがこれからどういうふうになるんだろうかというようなものもあったかと思っておりますので、これからも継続してしっかりと伝えていきたいなというふうに思っています。

○議長（喜納昌春君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 知事、ありがとうございました。

今回、私たち訪米団とずっと同行し通訳をなさったアメリカ人の女性が最後に私たちにこのようなことを言うておりました。沖縄の県民運動は黒人解放のために非暴力主義で頑張ったキング牧師の公民権運動と重なって見えます。私、この話をいただいたときに本当に島ぐるみのこの闘いが必ずや勝利するということを確信を持った訪米行動でした。

これからいよいよ正念場を迎えると思います。知事、ぜひ県民とともに頑張ってまいりましょう。

終わります。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 ハイサイ、こんばんは。

議席16番、社民・護憲ネット、仲宗根悟です。

一般質問通告してありますけれども、まず2点、1番の(2)、そして4番、残りは削除いたします。

それでは、通告に従いまして質問を行いたいと思います。

翁長知事も就任半年が経過をし、行政日程、政治日程、分刻みで当たっているということで、多くの行政課題に臨まれておりますけれども、どうぞまた頑張っていただきたいと思います。

特に、今回の訪米においては、70年の長きにわたり、沖縄の米軍基地の過重な負担、住民を追い払い、銃剣とブルドーザーで奪ってできた基地の成り立ち、施政権も奪われ、圧政に苦しめられた苦難な沖縄の歴史、今なお続発する米軍による事件・事故のありさま、それでもなお基地を押しつけてくるのか、米国も当事者であると、今回の訪米は、まさにじかに知事自身の声で訴えたことは非常に大きな意義があり、大きな成果を遂げてきたものだ、県内外から高い評価が寄せられております。

どうぞ、この後も一生懸命御尽力をしていただきたいというふうに思います。

ということで、ここから(1)に移りたかったんですが、こちら削除でありますので、きょうはこの知事の政治姿勢についての中で、しまくとぅばの普及の取り組みについてはお聞きをしたいというふうに思っています。

ユネスコでは、絶滅に瀕するこの言語に指定されるということで、しまくとぅばの重要性を再認識をして、そのしまくとぅばの使用を県民に喚起をしていくということで、しまくとぅばの県民運動が取り組まれておりますけれども、その内容についてお聞きをしたいと思います。

子育て支援、あと基地問題については、削除をいたしまして、農業振興に関して、これはもう地域課題で寄せられております。ぜひ、お聞きをさせていただきます。

サトウキビ生産工場の取り組みと今後の課題についてです。

この生産地域における収穫量、あるいは品質向上、経営の安定化を図る取り組みがなされていると思います。この農家の高齢化に伴いまして、担い手の労働力が低下する中で、どのような生産振興が図られているのか、その辺をお聞きをしたいと思います。

続いて、このカンショ生産拡大です。

本県のその観光やビジネス、そしていろんな形で本県を訪れる観光客の皆さん、お土産品で持って帰るのが最も多いのはこの菓子類だということで、特に紅芋を使った菓子が非常に人気をおさめて人気商品であるということであります。観光産業の一翼を担う、ます

なり得る話者の育成等に今取り組んでいくこととしております。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 それで、その10年戦略計画の中で、まず25年度がこの皆さんが普及計画で出した58%の人が今話せるんだと、25年度にですね。（資料を掲示） 34年度になる10年後には88%もの人がしまくとうばを話せるようにしたいんだというような目標数値があるんですが、この58から88と話せる度合いというんでしょうか、どのあたりをもって話せると言っているのか、そのあたり教えていただけないですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） この計画をつくるに当たりまして、平成25年度に実態調査といえますか、しまくとうばに関する調査を実施いたしました。その中で、日常生活においてほぼしまくとうばを使用しているという方、それからしまくとうばといわゆる標準語を併用しているという方、挨拶等の中で冒頭ないしは締め言葉の中で、しまくとうばを使うようにしているという方といった形で分類調査をいたしました。平成25年度の段階で、今申し上げた日常的に使用されている方とそれから公式の場などの挨拶等で使用されている方を含めた割合が58%でございました。それを10年後の平成34年度には88%に上昇させていくと、そういった内容の目標を立てております。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 確かにこの今25年度から27年度までの間が機運醸成と、親しみを持たせるような期間を設けて前期と定めていますけれども、もちろん知事も那覇市長時代からしまくとうば普及については、行政なり挨拶の場合には、相当な普及を続けていらっしゃる、継続していらっしゃると思いますけれども、皆さんが出したこのしまくとうばのカレンダー、これユシグトゥですね。そしてハンドブックといったぐあいで機運醸成に当たっていると。（資料を掲示）ところが、どうも皆さん使い始めると、ウスハジカサラアイビーラ、なかなか使いたがらないということもあって、その辺のところのスタートをして、今どういった定着で那覇市長時代からこの運動を続けてこられた知事自身がどういう思いを持って、このしまくとうば普及をなさるような思いでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） まさしくウチナーグチを使う、しまくとうばを使うというのは、教養が邪魔する

という言葉があります。何で教養が邪魔するかというと、みんなそれぞれ人生において、それぞれの分野で頑張ってこられたのに、ウチナーグチに関していうとばらつきがあるんですね。自分のやってきたもの、例えばここでいうと政治をやってきた上で一定のといつか大変な評価を受けておるけれども、ウチナーグチということになると10点しかしゃべれない人と100点しかべれる人がいて、その中でやはり足りなく言える人は、見える人はなかなか開かない、恥ずかしいと。ウリ以上や アビラランムヌということが出てきて、できないというのが一番大きい壁だそうです。ですから、ハイサイ、ハイタイ、ニフェーデービルという一番簡単なウチナーグチから始めて実践することが大切で、これハイサイ言うことだけでも言ったことない人からすると大変恥ずかしい言葉だそうです。それから那覇のどっちかといえば風習なんで、北部とか宮古、石垣はまた別な言葉になりますから、みんなに御一緒しましょうというのも簡単ではありませんので、こういったことにも配慮しながらやる中に実践活動が入らないと難しいと。そして一番いいのは保育園からじわりじわりやっていくと、この人たちは保育園からやりますから小学校、中学校と行きますと当たり前のような形でやるようになっていきますので、今那覇市で取り組んでいるのが、公立保育園で食事をするときにはクワッチーサビラ、クワッチーサビタン、こういった言葉等を日常的に言うことによって、この子たちが幼稚園に行き、小学校行くと、もっともっと言葉がふえて、下から上がっていくと。また上のほうでは大変また高度なウチナーグチを勉強する人もおられると、そういうのをやりながら二、三十年たっていくと、いい形でできるのではないかなと、このように思っています。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 実践でいい例をいただきました。私は、絶滅する、危惧をするというふうには思っておりません。皆さん、部長がおっしゃったようにアンケートの中では、親しみがあると、ウチナーグチンカイ親しみがあるという方々は大分いらっしゃるんですね。そして子供たち、今おっしゃったように、子供たちに聞いてみますと、聞けはするがなかなか話ができないと聞いているんですよ。理解しているんだというふうに思いますので、これはなかなかこのしまくとうば、どんどん普及はできていくんだろうというふうに思います。

あと、農業はもう次回でやりたいと思いますので、終わります。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております乙第1号議案から乙第17号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後7時36分休憩

午後7時37分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

日程第3 陳情第68号、第72号、第73号の2及び第76号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情4件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。



○議長（喜納昌春君） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明7月3日から9日までの7日間休会といたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、明7月3日から9日までの7日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、7月10日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時38分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 具 志 堅 徹

会議録署名議員 當 間 盛 夫

平成 27 年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 8 号）

平成27年7月8日（水曜日）午後4時5分開議

議 事 日 程 第8号

平成27年7月8日（水曜日）

午後4時開議

第1 会期延長の件

本日の会議に付した事件

日程第1 会期延長の件

出 席 議 員（44名）

議 長	喜 納 昌 春 君	21 番	島 袋 大 君
副議長	翁 長 政 俊 君	23 番	座喜味 一 幸 君
1 番	比 嘉 京 子 さん	25 番	玉 城 ノブ子 さん
2 番	比 嘉 瑞 己 君	26 番	赤 嶺 昇 君
3 番	西 銘 純 恵 さん	27 番	新 垣 清 涼 君
4 番	玉 城 満 君	28 番	瑞慶覧 功 君
5 番	仲 村 未 央 さん	29 番	崎 山 嗣 幸 君
6 番	新 田 宜 明 君	30 番	新 垣 安 弘 君
7 番	儀 間 光 秀 君	32 番	前 島 明 男 君
8 番	上 原 章 君	33 番	照 屋 守 之 君
9 番	花 城 大 輔 君	34 番	新 垣 良 俊 君
10 番	砂 川 利 勝 君	35 番	仲 田 弘 毅 君
11 番	具志堅 透 君	36 番	嶺 井 光 君
12 番	大 城 一 馬 君	38 番	嘉 陽 宗 儀 君
13 番	具志堅 徹 君	39 番	玉 城 義 和 君
14 番	渡久地 修 君	40 番	奥 平 一 夫 君
15 番	山 内 末 子 さん	41 番	新 里 米 吉 君
16 番	仲宗根 悟 君	42 番	高 嶺 善 伸 君
17 番	照 屋 大 河 君	43 番	狩 俣 信 子 さん
18 番	當 間 盛 夫 君	44 番	金 城 勉 君
19 番	吉 田 勝 廣 君	45 番	糸 洲 朝 則 君
20 番	又 吉 清 義 君	47 番	新 垣 哲 司 君

欠 席 議 員（3名）

22 番	中 川 京 貴 君	48 番	具 志 孝 助 君
31 番	呉 屋 宏 君		

欠 員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	比 嘉 徳 和 君	主 幹	中 村 守 君
次 長	知 念 正 治 君	主 査	川 端 七 生 君
議 事 課 長	平 田 善 則 君		
副 参 事 兼 課 長 補 佐	勝 連 盛 博 君		

○議長（喜納昌春君） 去る7月2日の会議において、本日は休会とすることに議決されましたが、議事の都合により特に会議を開きます。

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 会期延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、7月10日までと議決されておりますが、台風の影響を考慮し、7月13日まで3日間延長いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、7月13日まで3日間延長するこ

とに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

次会は、7月10日定刻より会議を開くことといたします。

ただし、暴風警報が発令されている場合は、暴風警報が解除されるまで開会いたしません。

具体の対応については、議会運営委員会申し合わせ事項「台風時における議会の運営について」のとおりといたします。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時6分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 具 志 堅 徹

会議録署名議員 當 間 盛 夫

平成 27 年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 9 号）

平成 27 年 7 月 13 日（月曜日）午前 10 時 2 分開議

議 事 日 程 第 9 号

平成 27 年 7 月 13 日（月曜日）

午前 10 時開議

- 第 1 乙第 1 号議案及び乙第 2 号議案（総務企画委員長報告）
第 2 乙第 4 号議案、乙第 5 号議案及び乙第 7 号議案（文教厚生委員長報告）
第 3 乙第 3 号議案及び乙第 6 号議案（土木環境委員長報告）
第 4 議員提出議案第 1 号 公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例（公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する特別委員長報告）
第 5 沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

玉城 義和君	島袋 大君	提出 議員提出議案第 4 号
座喜味一幸君	照屋 大河君	
上原 章君	玉城ノブ子さん	
當間 盛夫君	比嘉 京子さん	
比嘉 瑞己君	呉屋 宏君	
新垣 安弘君	嶺井 光君	

- 第 6 乙第 10 号議案から乙第 17 号議案まで（総務企画委員長報告）
第 7 乙第 9 号議案（文教厚生委員長報告）
第 8 乙第 8 号議案（土木環境委員長報告）
第 9 自衛隊ヘリによる那覇空港トラブルの再発防止を求める意見書

山内 末子さん	花城 大輔君	提出 議員提出議案第 5 号
仲田 弘毅君	翁長 政俊君	
具志 孝助君	照屋 大河君	
高嶺 善伸君	玉城 義和君	
吉田 勝廣君	渡久地 修君	
當間 盛夫君	大城 一馬君	
比嘉 瑞己君	呉屋 宏君	
新垣 安弘君	嶺井 光君	

- 第 10 米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書

新垣 清涼君	又吉 清義君	提出 議員提出議案第 6 号
照屋 守之君	仲田 弘毅君	
仲宗根 悟君	新里 米吉君	
玉城 義和君	吉田 勝廣君	
嘉陽 宗儀君	當間 盛夫君	
比嘉 京子さん	具志堅 徹君	
呉屋 宏君	新垣 安弘君	
嶺井 光君		

- 第 11 米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める抗議決議

新垣 清涼君	又吉 清義君
--------	--------

照屋 守之君	仲田 弘毅君	提出 議員提出議案第7号
仲宗根 悟君	新里 米吉君	
玉城 義和君	吉田 勝廣君	
嘉陽 宗儀君	當間 盛夫君	
比嘉 京子さん	具志堅 徹君	
呉屋 宏君	新垣 安弘君	
嶺井 光君		

- 第12 陳情平成26年第11号、同第71号、陳情第49号及び第57号（総務企画委員長報告）
- 第13 陳情平成24年第144号、陳情平成25年第129号、同第130号及び陳情第58号（経済労働委員長報告）
- 第14 陳情第20号、第34号及び第71号の2（文教厚生委員長報告）
- 第15 陳情第43号（土木環境委員長報告）
- 第16 陳情第44号、第45号、第56号及び第72号（米軍基地関係特別委員長報告）
- 第17 陳情平成25年第86号、陳情第14号及び第18号（公共交通ネットワーク特別委員長報告）
- 第18 議員派遣の件（平成27年度沖縄県議会議員海外派遣）
- 第19 議員派遣の件（全国都道府県議会新任議員研修会）
- 第20 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 乙第1号議案及び乙第2号議案
 - 乙第1号議案 沖縄県税条例等の一部を改正する条例
 - 乙第2号議案 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 日程第2 乙第4号議案、乙第5号議案及び乙第7号議案
 - 乙第4号議案 沖縄県青少年保護育成審議会設置条例
 - 乙第5号議案 沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例
 - 乙第7号議案 沖縄県いじめ防止対策審議会設置条例
- 日程第3 乙第3号議案及び乙第6号議案
 - 乙第3号議案 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例
 - 乙第6号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 日程第4 公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例
- 日程第5 沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 乙第10号議案から乙第17号議案まで
 - 乙第10号議案 運転免許の取得可能年月日の誤通知により生じた損害の賠償に関する和解等について
 - 乙第11号議案 初心運転者講習通知書の誤送付により生じた損害の賠償に関する和解等について
 - 乙第12号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
 - 乙第13号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
 - 乙第14号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
 - 乙第15号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
 - 乙第16号議案 専決処分の承認について
 - 乙第17号議案 専決処分の承認について
- 日程第7 乙第9号議案
 - 乙第9号議案 売買代金請求事件の和解等について
- 日程第8 乙第8号議案
 - 乙第8号議案 工事請負契約について
- 日程第9 自衛隊ヘリによる那覇空港トラブルの再発防止を求める意見書

- 日程第10 米軍人・軍属等に対する綱紀肅正の徹底を求める意見書
- 日程第11 米軍人・軍属等に対する綱紀肅正の徹底を求める抗議決議
- 日程第12 陳情平成26年第11号、同第71号、陳情第49号及び第57号
 陳情平成26年第11号 沖縄県議会議員選挙区の見直しに関する陳情
 陳情平成26年第71号 西崎特別支援学校正門前信号機設置に関する陳情
 陳情第49号 旧石垣空港跡地全域の不発弾磁気探査の実施を求める陳情
 陳情第57号 台風6号の被害に伴う被災対策に関する陳情
- 日程第13 陳情平成24年第144号、陳情平成25年第129号、同第130号及び陳情第58号
 陳情平成24年第144号 沖縄県立郷土劇場(仮称)の中部地域への誘致に関する陳情
 陳情平成25年第129号 東海岸地域活性化のためのM I C E関連施設誘致に関する陳情
 陳情平成25年第130号 東海岸地域活性化のためのM I C E関連施設誘致に関する陳情
 陳情第58号 2015年度最低賃金行政に関する陳情
- 日程第14 陳情第20号、第34号及び第71号の2
 陳情第20号 子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める陳情
 陳情第34号 新県立八重山病院建設に係る工事の地元八重山郡内企業への分離・分割、最優先完全
 発注に関する陳情
 陳情第71号の2 新県立図書館及び新八重山病院建設に係る木製家具の製作と購入に関する陳情
- 日程第15 陳情第43号
 陳情第43号 主要地方道宜野湾北中城線(県道81号線)の早期完成を求める陳情
- 日程第16 陳情第44号、第45号、第56号及び第72号
 陳情第44号 R C 135 V 電子偵察機のパネル落下事故に関する陳情
 陳情第45号 キャンプ・シュワブ演習場における爆発音と山火事に関する陳情
 陳情第56号 P 3 C 哨戒機からの部品落下事故に関する陳情
 陳情第72号 相次ぐ外来機飛来による騒音激化に関する陳情
- 日程第17 陳情平成25年第86号、陳情第14号及び第18号
 陳情平成25年第86号 離島航空運賃の低減を求める陳情
 陳情第14号 南ぬ島石垣空港と那覇空港を結ぶ航空路線に「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」適用を求める陳情
 陳情第18号 新石垣空港と那覇空港を結ぶ航空路線に「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」適用を求める陳情
- 日程第18 議員派遣の件(平成27年度沖縄県議会議員海外派遣)
- 日程第19 議員派遣の件(全国都道府県議会新任議員研修会)
- 日程第20 閉会中の継続審査の件

出席議員(47名)

議長	喜納昌春君	10番	砂川利勝君
副議長	翁長政俊君	11番	具志堅透君
1番	比嘉京子さん	12番	大城一馬君
2番	比嘉瑞己君	13番	具志堅徹君
3番	西銘純恵さん	14番	渡久地修君
4番	玉城満君	15番	山内末子さん
5番	仲村未央さん	16番	仲宗根悟君
6番	新田宜明君	17番	照屋大河君
7番	儀間光秀君	18番	當間盛夫君
8番	上原章君	19番	吉田勝廣君
9番	花城大輔君	20番	又吉清義君

21 番 島 袋 大 君
 22 番 中 川 京 貴 君
 23 番 座喜味 一 幸 君
 25 番 玉 城 ノブ子 さん
 26 番 赤 嶺 昇 君
 27 番 新 垣 清 涼 君
 28 番 瑞慶覧 功 君
 29 番 崎 山 嗣 幸 君
 30 番 新 垣 安 弘 君
 31 番 呉 屋 宏 君
 32 番 前 島 明 男 君
 33 番 照 屋 守 之 君
 34 番 新 垣 良 俊 君

35 番 仲 田 弘 毅 君
 36 番 嶺 井 光 君
 38 番 嘉 陽 宗 儀 君
 39 番 玉 城 義 和 君
 40 番 奥 平 一 夫 君
 41 番 新 里 米 吉 君
 42 番 高 嶺 善 伸 君
 43 番 狩 俣 信 子 さん
 44 番 金 城 勉 君
 45 番 糸 洲 朝 則 君
 47 番 新 垣 哲 司 君
 48 番 具 志 孝 助 君

欠 員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 比 嘉 徳 和 君
 次 長 知 念 正 治 君
 議 事 課 長 平 田 善 則 君
 副 参 事 兼 勝 連 盛 博 君
 課 長 補 佐
 主 幹 中 村 守 君

主 査 川 端 七 生 君
 政 務 調 査 課 長 宮 城 弘 君
 副 参 事 前 田 敦 君
 主 幹 上 原 毅 君
 主 幹 天 久 庸 隆 君
 主 幹 田 代 寛 幸 君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

7月9日、玉城義和君外11人から、議員提出議案第4号「沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」、山内末子さん外15人から、議員提出議案第5号「自衛隊ヘリによる那覇空港トラブルの再発防止を求める意見書」、新垣清涼君外14人から、議員提出議案第6号「米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書」及び議員提出議案第7号「米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める抗議決議」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第1 乙第1号議案及び乙第2号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） ハイタイ グスーヨー チューウガナビラ。

おはようございます。

大型台風9号の直撃により多くの被害が報告されております。まずは被害に遭われた皆様、関係者の皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧と、県におきましては、速やかな支援策の構築をお願いいたします。

それでは、ただいま議題となりました乙第1号議案及び乙第2号議案の条例議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び企画部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「沖縄県税条例等の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部改正に伴い、法人事業税の税率及び地方消費税の税率引き上げ時期等を改

めるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、1点目に、平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る大法人の法人事業税の税率について、所得割を引き下げ、付加価値割と資本割を引き上げること、2点目に、個人県民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を1年半延長すること、3点目に、紙巻たばこ旧3級品に係る県たばこ税の特例税率を4年間で段階的に廃止すること、4点目に、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者について、狩猟税を課税免除とすること、5点目に、地方消費税の税率の引き上げ時期を平成29年4月1日に改めるとの説明がありました。

本案に関し、紙巻たばこ旧3級品の販売実績及び税収は幾らか、また、特例税率を段階的に廃止した場合にたばこ税は4年間でどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、旧3級品の平成26年度の販売実績は約3億2400万円、税収は約1億3300万円である。また、たばこ税額は4年間で、現行の1000本当たり411円が、平成28年に481円、平成29年に551円、平成30年に656円、平成31年に860円になるとの答弁がありました。

そのほか、認定鳥獣捕獲等事業者の認定権者及び対象者、外形標準課税の対象法人数及び税率拡大による影響、県内企業の赤字率が全国一低い要因などについて質疑がありました。

次に、乙第2号議案「住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、情報提供手数料の額の決定に関する規定を廃止する必要があるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、情報提供手数料の額の決定に関する規定を廃止するほか、所要の改正を行うとの説明がありました。

本案に関し、住民基本台帳ネットワークシステムの概要及びセキュリティ対策はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、当該システムは国及び地方公共団体の行政事務の合理化に資するため、住民の氏名、住所、生年月日及び性別の4情報と住民票コードによる本人確認情報を全国共通で利用するものである。セキュリティに関しては、制度面、技術面ともに二重、三重の対策が講じられているとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決の結果、乙第1号議案及び乙第2号議案の条例議案2件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第1号議案及び乙第2号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案及び乙第2号議案の2件は、原案のとおり可決されました。



○議長（喜納昌春君） 日程第2 乙第4号議案、乙第5号議案及び乙第7号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 呉屋 宏君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 呉屋 宏君登壇〕

○文教厚生委員長（呉屋 宏君） おはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

ただいま議題となりました乙第4号議案、乙第5号議案及び乙第7号議案の条例議案3件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長、保健医療部長及び教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第4号議案と乙第7号議案は、関連するの一括して審査を行いました。

乙第4号議案「沖縄県青少年保護育成審議会設置条例」は、沖縄県青少年保護育成審議会に、いじめ防止対策推進法に規定された再調査に係る事務を追加するため、沖縄県青少年保護育成審議会設置条例を定めるものであります。

主な内容は、沖縄県青少年保護育成審議会の設置について定めるとともに、同審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第7号議案「沖縄県いじめ防止対策審議会設置条例」は、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、いじめ防止のための有効な対策を検討し、専門的な見地から審議を行う沖縄県いじめ防止対策審議会を設置するため条例を定めるものである。

主な内容は、沖縄県いじめ防止対策審議会の設置について定めるとともに、同審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであるとの説明がありました。

本案2件に関し、沖縄県のいじめの実態は全国と比べてどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、1000人当たりの認知件数で見ると、沖縄県の小学校は2.3件で全国は17.8件、中学校は5.2件で全国は15.6件、高校は1.1件で全国は3.1件、特別支援学校は4.8件で全国は5.9件となっており、沖縄県は全国と比べて比較的少ないとの答弁がありました。

次に、教育委員会と子ども生活福祉部はどう連携をとっていくのかとの質疑がありました。

これに対し、まず、一義的には教育委員会が解決すべき問題であるが、自殺などがあって遺族が納得いかないケースなどこじれた場合には、子ども生活福祉部の審議会で再調査を行うこととしているとの答弁がありました。

次に、私立学校でいじめに係る重大事態等が発生した場合はどうなるのか、県の教育委員会はかかわらないのかとの質疑がありました。

これに対し、いじめ防止対策推進法では、都道府県の教育委員会は県立学校について調査を行うことになっており、私立学校については、学校または学校法人が調査を行うという役割分担になっている。私立学校については、県の教育委員会は直接はかかわらないことになっているとの答弁がありました。

次に、いじめ防止対策推進法が目標とするいじめの早期発見に対する行政としての取り組みはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、各小中学校、高等学校においていじめ防止基本方針を策定し、教師に対する研修会、県警やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの外部機関との連携を図るなどの取り組みを行っている。また、沖縄県いじめ対応マニュアルの活用を各学校に指導しているとの答弁がありました。

そのほか、重大事態の定義、審議会の委員構成、過去の重大事態の発生事例、市町村の対応状況、委員の報酬などについて質疑がありました。

次に、乙第5号議案「沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例」は、医療施設耐震化臨時特例基金事業について、国の事業が終了したため基金を廃止するものである。

主な内容は、国の医療施設耐震化臨時特例交付金を活用し、平成21年に設置した医療施設耐震化臨時特例基金により実施している事業が全て完了し、基金を廃止する必要があることから、条例を廃止するものであるとの説明がありました。

本案に関し、県内に耐震化を必要とする病院は幾つあるのか、また、まだ耐震化を終えていない病院はどうするのかとの質疑がありました。

これに対し、県内には94病院あり、既に80%の75病院が耐震化を終えている。また、まだ耐震化されていない19病院については、積極的にハード交付金の周知を行っていききたいとの答弁がありました。

次に、基金の総額と執行額は幾らか、また、残金はどうのように処理するのかとの質疑がありました。

これに対し、基金総額は18億3000万程度で、豊見城中央病院に1億7000万円程度、サマリヤ人病院に3億8000万円程度、天久台病院に2億3000万程度の補助を行っている。また、残金については、平成24年度は5億円程度、平成26年末は6億円を国に返還しているとの答弁がありました。

次に、基金とハード交付金の補助率は幾らか、また、ハード交付金の利用に期限はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、基金の補助率は2分の1、ハード交付金の補助率は4分の3となっている。また、通常のハード交付金なので、今のところ期限はないとの答弁がありました。

そのほか、耐震診断に対する補助制度などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決の結果、乙第4号議案、乙第5号議案及び乙第7号議案の3件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第4号議案、乙第5号議案及び乙第7号議案の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第4号議案、乙第5号議案及び乙第7号議案の3件は、原案のとおり可決されました。



○議長（喜納昌春君） 日程第3 乙第3号議案及び乙第6号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣良俊君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 新垣良俊君登壇〕

○土木環境委員長（新垣良俊君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第3号議案及び乙第6号議案の条例議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、環境部長及び土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第3号議案「沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例」は、非飛散性石綿の飛散防止に必要な措置等を規定するため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、1点目に、特定建築材料が使用されている建物等の解体工事について、作業の届け出及び基準等の規定を定めること、2点目に、解体等工事における特定粉じんの事前調査及び調査結果の掲示等の規定を定めること、3点目に、大気汚染防止法及び改正条例の特定排出等作業の届け出をした者に対する完了届け出の規定を定めること、4点目に、立入調査及び違反者に対する罰則規定を定めることであるとの説明がありました。

本案に関し、レベル3の非飛散性のアスベストについては、国でも法令等の規制がない中で、なぜ沖縄県では対策を強化する必要があるのか、あえて今条例を

改正するのはなぜかとの質疑がありました。

これに対し、今回の条例改正は、基本的には2年前に発覚したキャンプ・コートニーでの米軍アパートの改修に係るアスベストの不適正な処理が発端となっている。この事案もレベル3のアスベストであったが、それを解体する際に、のこぎりで切ったり、あるいはかみそりで剥がしたりと、かなりのアスベストの粉じんが飛散したということが大きな問題となった。そうということがあって、レベル3であっても方法を間違えると危険な場合があることから、これを踏まえた上で各県の調査をしたところ、大阪府を初め幾つかの自治体でもレベル3についても規制をしていることがわかった。また、レベル3でもケレン棒を使うとレベル2、あるいはレベル1に近いような危険性が出てくるということがあって、今後は平成40年度をピークに石綿を含んだ建物解体工事がふえてくと推計されており、早目に手を打っておく必要があることから、今回の条例改正を提案したところであるとの答弁がありました。

次に、この条例が施行されると、例えば、40坪の民間建築物の解体工事でどのぐらいの費用がふえるのか、また、費用がふえることについて何らかの助成措置を考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、非飛散性のアスベストの除去費用について、沖縄県解体工事業協会の会員に聞いたところ、平米当たり約1300円となっており、40坪の場合は、およそ15万円となる。また、アスベストに係る補助としては、民間建築物については国土交通省が補助を行っているが、この補助制度を活用するに当たっては、各市町村が補助制度を創設する必要があるとあり、平成27年5月現在で、補助制度を創設している市町村は那覇市とうるま市の2市のみである。各市町村の補助制度の創設に向けては、土木建築部と協力しながら取り組んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、集められたアスベストは、どこでどのような手順で処理されているのかとの質疑がありました。

これに対し、レベル1、レベル2については、危険レベルの高い飛散性のアスベストであり、これについては特別管理産業廃棄物という分類で、県内では処理することができないため、県外で処理している。その処理については、1500度を超える温度で溶融化するか、あるいは薬剤で安定化して二重にこん包した上で、管理型最終処分場に埋めるという方法をとっている。また、レベル3の非飛散性のアスベストについては、特別管理産業廃棄物に該当しないため、通常の安

定型最終処分場で処理することが可能となっているとの答弁がありました。

そのほか、今後見込まれる解体工事の件数、解体工事を受注する事業者の資格、規制内容の実現性などについて質疑がありました。

次に、乙第6号議案「沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例」は、運天港上運天地区に設置する給電設備について、使用料の徴収根拠を定めるため条例を改正するものである。

改正の主な内容は、使用料は1時間につき217円とするとの説明がありました。

本案に関し、1時間につき217円とした算定根拠は何か、また、年間どの程度の歳入を見込んでいるのかとの質疑がありました。

これに対し、使用料の算定については、今回の建設コストや将来20年にわたっての毎年のメンテナンス費用、また、県負担分については借入れがあるので、その利息などで算定している。具体的には減価償却費として県負担分を20年間で分割して支払う部分が58円、経費として年間のメンテナンス費用と利子の部分が159円で、その合計額の217円を使用料として算定したものである。また、年間の歳入としては54万円を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、これまで台風などで避難しているときには、海上で補助エンジンを回して発電しており、地元からはコスト的に非常に厳しいとの話があったが、これが陸上電源の使用に変わることによって、どれだけのコストダウンになるのかとの質疑がありました。

これに対し、試算したところ、伊平屋村の場合、これまでどおり補助エンジンで25%出力のアイドリングの場合では、年間285万9000円かかっていたものが、陸上電源の使用に変えることによって年間87万4000円となり、198万5000円のコスト縮減を図ることができる。また、伊是名村の場合は、年間335万7000円かかっていたものが78万7000円となり、257万円のコスト縮減を図ることができるとの答弁がありました。

次に、離島航路の場合は、港湾をつくるときに給電設備も一緒に整備すべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、給電設備は、港湾整備の中で補助対象になっていないことから、今回は関係部局の了解をもらってソフト交付金を使って整備したものである。久米島航路や南北大東航路では、就航している民間の船会社が自前で整備している事情があり、民間がやるべきものをなぜ公共でやるのかという議論がここ1年ほ

どあった。これについては、離島振興ということで、関係部局あるいは内閣府と相談して認めてもらった経緯があり、今後はこれを突破口にしていろいろなことができるのではないかと考えている。ほかの離島についても、地元の要望を踏まえながら、相談させてもらいたいとの答弁がありました。

そのほか、給電設備の設置事例、沖縄電力のかかわりなどについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第3号議案及び乙第6号議案の条例議案2件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第3号議案及び乙第6号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第3号議案及び乙第6号議案の2件は、原案のとおり可決されました。



○議長（喜納昌春君） 日程第4 議員提出議案第1号 公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する特別委員長仲宗根 悟君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する特別委員長 仲宗根 悟君登壇〕

○公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する特別委員長（仲宗根 悟君）

ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。クタン

ディンネーミソーラングトゥ ウガンジュー アッチ
ミセービーガーヤーサイ。トーサイ ウチンジャチ
ナービラ。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、琉球大学農学部教授辻瑞樹氏を参考人として出席を求め意見聴取を行いました。また、提出者を代表して仲村未央議員外3議員、環境部長、農林水産部長及び土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における提出者及び執行部の質疑の概要等について申し上げます。

まず、提出者への質疑の概要等について申し上げます。

初めに、条例案については、行政側が策定していくべきではないかという意見に対する提出者の意見を聞きたいとの質疑がありました。

これに対し、議会基本条例第16条に「政策立案、政策提言等」という条文があり、「議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、積極的に政策立案及び知事等に対する政策提言を行うものとする。」と規定している。今回はこの趣旨にのっとるものであり、まさに政策提言を通じて、生物多様性の確保に対して条例制定が契機になって、県を挙げて特定外来生物の侵入防止に関する総合的な対策への底上げになっていくことを期待して議員提案に至ったところであるとの答弁がありました。

次に、今回、条例を制定することが特定外来生物の侵入を防いでいく上で、非常に大事な第一歩になると考えるが、どう思うかとの質疑がありました。

これに対し、特定外来生物侵入の最大の防除と言われている「入れない」ということに関して、今回、過去に例のない大量の土砂を県外から持ち込むという事業が目前にある。また、那覇空港第2滑走路建設工事においても、その石材を県外から入れたいという申請がある。このように現にある危機に対して、いかなる対応をするかというときに手をこまねてはいられないという意味で、まず特定外来生物の侵入を防止するという視点に立ち、そのリスクに対応したという点で非常に特徴があり、今回の議員提案の大きな意義になっていると思っているとの答弁がありました。

次に、なぜ、パブリックコメントを行わないのかという質疑がありました。

これに対し、パブリックコメントの実施を否定する

ものではないが、特定外来生物法の趣旨自体は、当然、県民、国民に広く理解を得ているということがまず大前提である。そして、事業者においてもこの特定外来生物の侵入防止についてはみずからリスクも認識し、その防除策をとるという主体的な意識も持っており、その使命も帯びているということも前提にあることから、県民一人一人に意見は聞いてはいないが、今回の条例提案に至っているとの答弁がありました。

次に、立入調査はどういう権限で行うのか、この条例の内容だけではできないのではないかという質疑がありました。

これに対し、立入調査の権限は、条例第8条に規定されているが、実際に調査に立ち入る場合には、運上は事業者の協力を得て立ち入るということになるので、協力が得られないときには調査ができないということは考えられると思う。しかし、やみくもに調査に入るのではなく、知事が条例第7条の措置によって外来生物が付着または混入しているというおそれがあると判断したときに、その必要性を明らかにした上で調査に入ることになる。事業者は当然に外来生物の侵入防止に対してしっかりと認識を持っているという前提での届け出なので、調査に協力いただけるものと考えているとの答弁がありました。

そのほか、防除の事実確認の実施者、罰則規定を条文化しなかった理由、環境監視等委員会と本条例の役割、洗浄による資材価格高騰の負担、辺野古移設をおくらせて普天間を固定する条例であるという認識、今後の公共工事に不利益を与える可能性、土砂以外の建築土木資材へ対象を広げること、条例の憲法違反の可能性、立入調査を行う者の身分、届け出の期日を90日前までとした根拠、県内での土砂の移動に対する規制などについて質疑がありました。

次に、執行部への質疑の概要等について申し上げます。

まず、外来生物の侵入により、どのような影響があるのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県は亜熱帯性気候に属し、多くの島々から成る島嶼県であり、ヤンバルの森林や石西礁湖などのサンゴ礁に代表されるように、島ごとに多様な自然環境や生態系が形成され、世界的にも類いまれな生物多様性の豊かな地域であることから、外来種もしくは外から入ってくる種によって環境の変化が起こることによって在来の動植物に影響を与え、地域全体の生態系及び生物多様性の保全にも影響を与えるため、外来生物の侵入防止は非常に重要と考えているとの答弁がありました。

次に、外来種被害防止行動計画の目的及び地方自治体の役割は何か、また、沖縄県の取り組み状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、同行動計画は、生物多様性国家戦略を受け本年3月に策定され、国、地方自治体、民間団体・企業及び国民それぞれの主体が外来生物問題に取り組むための基本的な考え方、行動指針として示されている。その中で地方自治体の役割としては、地域の生物多様性を保全及び持続可能な利用を図る観点から生物多様性地域戦略等を策定することが求められており、当該戦略を踏まえ侵略的外来種に関する条例及びリスト等を策定するなど、地域における外来種対策等を総合的に推進することが求められている。また、沖縄県では生物多様性おきなわ戦略を作成したところである。なお、条例等の策定については、同行動計画が本年策定されたことから今後検討していくこととしているとの答弁がありました。

次に、公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例を制定する意義は何か、また、条例制定により県経済及び既存事業への影響はないかとの質疑がありました。

これに対し、本条例は法律を補完する形となり、条例制定により県外からの搬入土砂等に混入して非意図的に侵入してくる特定外来生物の侵入リスクの低減が図られ、地域における外来生物侵入対策を総合的に推進するための嚆矢になると考えている。また、既に20県で外来種に関する条例が制定されているが、条例が経済の阻害要因になったという報告はなく、また条例廃止の動きも承知していない。さらに、既存事業については、環境影響評価手続を経て埋立承認がなされており、環境保全措置及び変更承認申請の中で外来種対策をとることも事業者を示されており、そのための費用や日数も事業実施の前提とされているとの答弁がありました。

次に、本条例制定による利害関係者とは誰か、また、今後県内で公有水面埋立事業の計画はあるかとの質疑がありました。

これに対し、利害関係者とは、公有水面埋立法に基づく事業承認を受けた者となる。今のところ那覇空港第2滑走路建設事業と辺野古埋立事業を行っている2事業者が利害関係者ということになる。また、今後の計画としては、那覇港浦添埠頭地区埋立事業及び那覇港浦添地先地区埋立事業が計画されているとの答弁がありました。

次に、公有水面埋立法や環境影響評価法では、違法行為に対して県が是正措置や中止の勧告を行うことは

できないのか、また、当該法律に外来生物対策も盛り込まれており、さらに外来生物に関する法律もあり、新たに埋立用材を規制する条例は必要ないのではないかとの質疑がありました。

これに対し、埋立承認願書の添付書類の中で、特に外来生物の侵入防止対策について万全を期することを留意事項としており、対策が不十分な場合には当然に指導等ができると考えている。また、特定外来生物法は、外来生物の移動、拡散等を規制しており、埋立土砂の中に明らかに認められる場合には法律で規制ができるが、非意図的な移動の場合にその時点では確認されないので、条例に基づき確認することになる。なお、公有水面埋立法等は埋め立て自体を規制・承認する法律であり、今回の条例は埋立用材の中の外来生物を規制する条例であることから、法律と相入れないものではないと考えているとの答弁がありました。

次に、条例第3条（搬入の禁止）、第4条（埋立用材の搬入の届出）と第5条（変更の届出）、第6条（届出又は搬入中止の勧告）の規定がなければ、県は事業者に対して特定外来生物の付着または混入のおそれのある埋立用材の県内搬入を禁止し、内容を把握することはできないのかとの質疑がありました。

これに対し、これまでの埋立事業に係る外来生物対策は、環境影響評価法に基づくアセスメント手続として事業者が環境保全措置として行っていたが、今回の条例制定により明確に県内への搬入禁止が定められ、さらに届け出によって、アセスメントとあわせて行政によるチェックができることになる。また、埋立用材の搬入の届け出については、埋立承認願書の添付書類の中で、事業者が土砂採取時に外来生物混入の調査等を行うと記載されており、環境監視等委員会を設置して助言を受け、工事実施前に県に環境保全対策の内容が報告されることになっている。また、公有水面埋立法では事業者の環境保全対策の事後報告を確認することになっているとの答弁がありました。

次に、条例第8条（立入調査等）に基づき県外での立入調査は不可能ではないか、強制力のない条例による運用は可能かとの質疑がありました。

これに対し、土砂採取場所も当該用材の所在する場所に該当するが、条例の適用範囲は県域に限られており、他県での本県条例の適用は難しいと考える。これについては事業者と外来生物の侵入を防止するという共同の認識に立って協力を依頼することになる。なお、埋立土砂等を積載した船舶が県内海域に入った場合には、当然に県条例が適用でき、そこで調査することになるとの答弁がありました。

次に、条例に基づく埋立用材の承認手続、埋立土砂に外来生物が混入するという科学的知見や明確な審査基準はあるかとの質疑がありました。

これに対し、条例の施行に合わせ規則により手続様式等を定めていくことになる。植物防疫法で土壌は輸入禁止となっており、その理由は土壌は外来生物の侵入の蓋然性が極めて高いということと考えるが、科学的な知見は十分ではないと思っている。また、審査基準は、環境アセスメントで事業者が外来生物対策について調査をし、防除策は専門家の意見を聞いて検討することになっており、届け出の中で環境アセスメントに準じた手続をすることを届け出書類の中に記載していくことになると考えているとの答弁がありました。

そのほか、沖縄県の自然環境、生態系及び生物多様性に対する県の認識及び保全施策、那覇空港第2滑走路建設事業に要する埋立用材の量と県内調達可能量、生物多様性おきなわ戦略が示す5つの危機と米軍基地由来外来生物対策、沖縄県の総埋立面積と県土に占める割合、沖縄21世紀ビジョン基本計画における外来種対策、マングース及び松くい虫等駆除対策の状況、国内及び県内における特定外来生物の種類、埋立用材の県内採取地域とその自然環境保全対策、外来生物侵入防止対策の公有水面埋立事業以外での必要性、環境影響評価に関する意見照会件数及び評価内容、パブリックコメントの実施、利害関係者及び学識経験者への意見照会の必要性、外国産建設資材の審査状況、公平・公正な法令の適用及び調査の実施、生物多様性に関する国際的な考え方及び取り組みなどについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決に先立ち、自民党所属委員から継続審査の動議が提出され、採決の結果、継続審査の動議は賛成少数で否決されました。

継続審査の動議が否決されたことに伴い、原案について採決した結果、議員提出議案第1号は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋 大君。

〔島袋 大君登壇〕

○島袋 大君 自民党を代表いたしまして、議員提出議案第1号「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」原案に反対し、継続審議を求める討論を行います。

本条例は、沖縄県の公共事業、県経済に大きな影響を及ぼすにもかかわらず、わずか2日間の不十分な審議で採決に持ち込まれました。国の行う公有水面埋立事業、中でも辺野古埋立事業すなわち辺野古に基地をつくらせないという極めて政治的な意図が目的で、本来の先祖から継承された沖縄の自然を保全するという条例の本来の目的を逸脱していることは、大変大きな問題であるというふうに考えております。

本条例は議員提案となっております。この条例の本身は、本来、外来生物法による外来生物の被害を防止するため、国と地方自治体、団体等の協力を得ることが必要でありますけれども、こういう条項が入っておりません。また、専門家や学識者、経験者等の意見を聞く環境審議会にも諮問されておりません。さらには、法令や部局間の整合を図る必要があるけれども、法制審議でも審査はされております。したがって本条例はこれらの手続が省略され、審議されていないという大きな欠陥があります。しかも、施行上多くの課題が残る条例となっております。

このように知事部局が本来進めるべき、もしくは進めている案件を自民党、無所属議員を除いた一部の与党議員で提案したということは、議会のあるべき議員間の議論を全く無視した大きな問題だと私どもは考えております。このように今後、政治的に面倒くさい案件は、全て議員提案で押し通すという極めて危険な独裁議会につながる事例を残すこととなるという大きな問題であるというふうに我々は考えております。

本条例は、手続の不備、すなわち環境審議会や県民のパブリックコメントがとられていないこと、利害関係者や市町村等の意見が反映されていないばかりか、本来、国や地方自治体が行うべき外来生物の防疫、防除を事業者に全て任せるという大変大きな問題であります。

また、土地の立入権限の行使が機能しない可能性があるということを提案者みずからも認めております。他府県の条例にはない、特定の公有水面埋立事業、埋立土砂に限定するという法律上の公正・公平が確保さ

れてないという欠点を指摘しなければなりません。今後、訴訟に発展することが当然想定をされます。その責任は、提案者の議員ではなくて、結局知事が負われ県民につけが回ってくるというふうになるわけであり、議員が提案せず、執行部がみずから提案をし、知事が責任を負うというのは道理的筋も通っております。議員が提案し、結局は最終的に知事が責任を負う、まさしく議員の責任はどこに行っているのでしょうか。少なくとも、本条例の提案者である議員はしっかりと責任と覚悟を持つべきであると我々は考えております。

本条例は、辺野古埋立事業、那覇空港第2滑走路増設事業などが対象となるというふうな内容になっております。那覇空港第2滑走路増設事業は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を見据え、沖縄県のリーディング産業である観光関連産業の活性化に大きく寄与するものと期待されているけれども、作業がおくれ、工期内での完成が困難になれば、このような観光振興を期待する県民に不安が広がります。

豊見城市議会では、那覇空港増設滑走路の平成32年3月供用開始について確実に実現を求める意見書が多数可決で行われております。お隣の県都那覇市議会と同様の意見書が多数否決で行われております。

このように今回の沖縄県が行おうとしている条例が通ると、どれだけの問題が出るかというおそれさえ県都那覇市議会では理解されておられません。しかし、そういう状況が続いております。各市町村とも温度差があるのが現状であります。沖縄県の経済発展にも影響を及ぼすことが予想されます。辺野古埋立事業をとめるために、両てんびんにかけること自体県民に不安が広がると考えております。

国際物流特区としまして、また観光客1000万を目指す沖縄県は、人の流れ、物の流れをダイナミックに促進し、沖縄の経済自立を図っていかなければならない大変重要な時期にあるということは言うまでもありません。

このような大変な時期に、政府と正面から対峙し、そして不公正、不必要な規制条例で国の事業をターゲットにした規制条例は、大きな沖縄振興の阻害要因となるというふうに我々は考えております。条例をつくるということは、もっといろんな意見を聞いて進めるべきであります。好き嫌いで判断することもできません。

今、国会では安全保障関連法案の審議中であります。国政与党・野党議論をしておりますけれども、国

政野党側からもっと慎重審議をすべきだという意見があります。しかし、今現在かなりの時間を使って議論をし、各都道府県も含めていろんな議論がされております。ところが沖縄県の今回の条例については、何度も言いますが、2日間しか審議がされておられません。各市町村にも意見交換がされておられません。環境審議会にも意見を通しておりません。法制審議会にも通しておりません。まさしく、県議会の中で執行部と議論をし、この県政与党の皆さんだけがしっかりとこの条例を通そうというふうに汗をかいているようにしか見えません。

議員提案というのは、全会一致の可決となることが基本であり、賛否が分かされると県民に説明しにくいわけであり、当然のことだと思っております。しかし、県政与党の皆さん方は、しっかりと審議を尽くしたと言っております。あなた方は政府に何やかんや言うのであれば、今、自分たちがしていることをしっかりと胸に手を当てて考えるべきだと我々は思っております。何が何でも知事の、辺野古に新基地をつくらせない決意が政治的に法律を曲げ、自由な経済活動の大きな阻害要因とならないよう、本条例の原案に反対し、継続審議を求める討論とします。

ぜひともよろしく願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉 瑞己君 おはようございます。

私は、ただいま議題となっております議員提出議案第1号「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」に賛成する立場から討論を行います。

私たちの住む沖縄県は、何十万年、何百万年という長い歴史の中で多様な生物が共生し、相互につながり合い、独自の豊かな生物多様性がつくられてまいりました。しかしながら、復帰から40年以上が経過した今日、経済や社会も大きく変化する中で、本県の豊かな生物多様性を保全していくことが、今大きな課題となっております。特に生物多様性に深刻な影響を与える外来種の侵入に関しては、国際的にも大きな課題となっており、日本においても特定外来生物による被害を防止することを目的とした外来生物法が2005年に施行されたところであります。こうした社会背景の中、私たち沖縄県においても史上初めてとなる県外からの大量の土砂持ち込みによる公有水面埋立事業が計画されており、本県の貴重な生物多様性への影響が懸念されているところであります。

このような、今まさに直面している緊迫した課題に

応えるべく、今回議員提案によって本条例案が審議されているところであります。条例案は、本会議での提案者の質疑や各会派による代表質問、一般質問でも活発な議論が交わされました。また、本条例案に特化した特別委員会も設置され、専門家による参考人質疑や県執行部への質疑なども行い、慎重な審議がされたところであります。

審議の中では、議員の皆さんから幾つかの疑問点も寄せられました。1つは、国の法律がある中でなぜ条例制定を急ぐのか、2つ目に、公有水面埋立事業に特化をする理由、3つ目に、環境審議会やパブリックコメントを行わない理由、主にこの3点が挙げられるかと思えます。

条例制定の必要性や緊急性、公有水面埋立事業に特化しているその理由についてですが、国が定めた外来生物法では、特定外来生物を意図的に外国から輸入することや飼育や栽培することなどを禁止するなどの規制があります。しかし、国内における意図しない移動については規制がなされていないということが課題となっております。そこで国としても、ことし3月に外来種被害防止行動計画を策定し、地方自治体に対して、国内間の侵略的外来種への対策をとるための条例制定を求めているところであります。

また、その行動計画では、地域における優先すべき防除対策を明確にすることを求めています。そこで本条例案は、目下緊急性の高い最優先の課題として、公有水面埋立事業の実施による外来生物を防除対象としたところであります。仲井眞前知事が埋立承認をした辺野古新基地建設では、県外から運ばれてくる土砂が1700万立方メートル、10トントラック280万台分の土砂がああ美しい海に埋め立てられようとしております。このような差し迫った現実直面している今、先祖から受け継いできた自然環境を守ってほしいと願う県民の立場に立って、立法機関としての県議会の役割を果たすことは、県議会議員として当然の責務ではないでしょうか。もちろん、貴重な生物多様性を保全していくためには、総合的な外来種対策は必要です。今回の条例制定が沖縄県の総合的な外来種対策への大きな第一歩となることを心より期待をするものです。

このように、本条例制定は、国が地方自治体に要請している役割を積極的に果たし、法律を補完する形で県外からの土砂由来の特定外来生物の侵入リスクを大きく低減させるものであり、外来生物法の精神を生かすものであると考えるものです。

さて、環境審議会やパブリックコメントを付さなかった理由についてですが、まず最初に環境審議会に

ついてですが、そもそも環境審議会は知事の諮問に応じ、調査・審議を行うものであり、法例上議会からの諮問を受けるものではないということを御理解いただきたいと思えます。

次に、パブリックコメントについてですが、我々議員は選挙によって県民の負託を受けて選出された県民の代表としての役割も担っております。こうした意味からも、パブリックコメントを実施することは、議会が条例を制定する際に行政法律上必ずしもやるべき要件とはなっておりません。そして、本条例の対象となる公有水面埋立事業は、全ての県民が対象となっているわけではありません。現時点では、辺野古新基地建設と那覇空港滑走路事業の2つの事業が想定されております。1つ目の辺野古新基地建設事業においては、仲井眞前知事が国に対して、外来生物防止策に万全を期すこと、また実施状況を沖縄県に報告することを埋立承認をする際の留意事項として求めています。事業者である防衛局も外来種対策の必要性を十分に認識をしているところです。2つ目の那覇空港滑走路事業については、現在、県外の埋立用材を使用するとの変更申請がなされているところでありますが、その際においても、事業者である総合事務局は、県外からの埋立用材を調達することのリスクをみずから認め、外来種対策を行う旨の意思表示がなされているところであります。このように、対象者である防衛局と総合事務局のいずれの事業者もみずから外来種対策を行うことを約束しており、パブリックコメントを実施するまでもなく、合意形成は十分になされているものと考えております。そして、本条例案は、その県への届け出を義務づけるものとなっております。

以上、理由を述べてまいりましたが、私たちは、今こそ自然と人間との関係に思いをいたし、自然がかけがえのない人類共通の遺産であることを深く認識し、その恩恵が現在及び将来の世代に享受できるように、県民共通の責務として努力をしていかなければなりません。

よって、議員提出議案第1号「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」について賛成をするものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 おはようございます。

条例の原案に反対し、今のところ反対し、継続審査を求める立場から討論を行います。

先ほど島袋大議員からも反対討論がございましたけ

れども、重複する部分もございます。どうぞ御理解をお願いします。

本条例は、特定外来生物の被害の防止に関する法律第1条に規定する目的の趣旨を踏まえて、「生物の多様性を確保し、もって祖先から受け継いだ本県の尊い自然環境を保全することを目的とする。」ものであります。

本来、このような環境や自然に関する条例は、県執行部提案でなされるのが筋であり、全国20都道府県の条例も全て執行部提案で条例が制定をされております。

県執行部の提案になりますと、①、環境審議会や外来生物の専門家の審議を行う、②、条例制定における各種法律との検討会、③、環境及び自然に関する法律の条例は、多くの利害が関係することから利害関係者からの意見の聴取、これは必須でございます。そして、④、県民に対する公表であります。このような手順を必ず踏まえて条例はつくられるものであります。特に、県議会議員も、一般的にも余り知られていない特定外来生物の実態や社会に与える影響をより専門的な立場で協議検討することは、必要不可欠であります。

沖縄県にも外来生物は数多く生息している中で、なぜ埋立用材のみを特定するのか。県内にも外来生物は生息している現状で、県内の埋立用材を対象にしないその理由、さらに外来生物は、国外からの侵入を防止することが法律の趣旨であるにもかかわらず、国外の埋立用材を対象にしないその理由、埋立用材に侵入可能性のある外来生物の特定など、外来生物の専門家、環境審議会の協議は事前に行う必要があるわけであります。

次に、条例、決まり事をつくるときには、その目的を明確にした上で、憲法や地方自治法や外来生物の法律の内容も含めて検討する必要があります。特に、外来生物の法律とこれからつくろうとする条例の関係、法律を補完するのか、あるいは法律の条文を活用するのか、しっかりとした審議の上で、県条例の条文をつくり上げていくことは当然のことです。このような条例制定における法制の検討は大変重要であり、これを抜きには条例制定はあり得ないと私は考えております。

次に、条例をつくり運用することになりますと、県内各界各層にさまざまな利害関係の変化が生じることになります。特に環境や自然に関する決め事は、多岐にわたって利害関係が存在しておりますので、条文をつくる前に利害関係者から意見を聞くことは大変重要

であり、常識であります。

最後は、県民のための条例制定でありますので、条例の意義を県民に広く知らしめる行為は特に重要で、県民に公表されるべきであります。

このように環境や自然に関する条例をつくるときの要素、手順を述べてきましたが、これは、条例案をつくる前にやらなければいけないことだと私は考えております。

しかし今回は、議員提案で全て省略されております。議員提案の条例提案には特に法の定めがないからであります。

県議会議員提案による条例づくりに法律の規制はないと言っても、県議は環境や外来生物の専門家ではございません。県議会議員は、法律の専門家でもありません。県議会議員には、利害関係の対象もよく理解されております。先ほど述べた点も含めて、県議はそれぞれの専門家ではありませんので、県議会として取り組むべきであると私は考えております。

先ほどもありましたけれども、今条例案の審査は2日間の特別委員会で、外来生物の専門家お一人の意見と条例執行者の県当局の対応を聞いただけでございます。幾ら議員提案といえども、条例の条文をつくる前に、県執行部が提案する前に行う環境審議会、外来生物の専門家の審議、条例制定における法制の検討、利害関係者からの意見の聴取、このような県民の公表に沿った形で、与野党各会派の代表者が集まって、条例制定の意義を確認し、取り組み手順を示した上で環境、外来生物の専門家の意見、条例制定の法制の検討、条文の確認、利害関係者からの意見の聴取、最低限取り組むべきであったと私は考えております。

ところが、今回の議員提案は、与党議員の一部で内容がつけられ、定例会直前に条例案が全議員に配付されたのでございます。本来、このような条例は全会一致で可決されるべきでございます。そのためには、条例制定のプロセスや過程は大変重要であります。今、継続審査を求める討論を私が行っていること自体、非常に憂慮すべきでございます。議員提案といえども、外来生物に関すること、法律に関すること、利害関係に関すること、その手続を省略した条例提案は、やはり無理がございます。ですから、私は、継続審査を求めて、しっかりそのことに対応すべきだと考えているわけでございます。

次に、条例案の条文、第8条の立入調査についてでございます。

私は、その実効性が全くないと思っております。ですからこの条例としての役割を果たさない、そのよう

に考えております。継続審査を求める1つの理由として、そのことも大きな理由でございます。

第8条は、「知事は、特定外来生物が付着又は混入しているおそれがある埋立用材があると認めるときは、その県内の搬入の前後にかかわらず、当該職員又は知事の指定した者に、当該埋立用材の所在する場所に立ち入り、当該埋立用材を調査させ、関係者に質問させ、又は調査のために必要な最小量に限り、当該埋立用材を無償で集取させる」とございます。特定外来生物が付着混入しているおそれがある埋立用材があると認めるときの立入調査の想定でございます。この条例は、県外からの埋立用材を規制する条例でありますから、埋立用材の所在する場所とは当然県外であるはずでございます。ところが、この条例は、沖縄県の条例ですから、沖縄県でしか条例は適用できません。県外でこの条例を適用することができないわけであります。このことは、提案者も認めておりますし、特別委員会で環境部長も認めているわけでございます。つまり県外で、立入調査ができない、提案者も執行する県当局も、それは認めているわけでございます。しかしながらこの条文は、立入調査ができるという、そういう解釈のもとにつくられているわけでございます。実効性どころか、できないことを条文にしてあります。これは、大問題でございます。この埋立条例の中で、この条例の条文は、私は非常に大きな柱だと思っております。できないことを条文に入れて、実効性のないこの条文、このような条例を議会がどうして可決できますか。可決されても実効性がない、できない、県外で立入調査ができない、何のための事前の立入調査でありましょうか。

さらに、おかしいことがございます。

第8条の3項には、立入調査は、犯罪捜査のために認められたものではないと明記をしているわけであります。あくまで任意でお願いをして、相手が断ったら立入調査ができない。犯罪捜査ではありませんから、法的な根拠がないわけであります。法的な根拠がないということは、強制力がないというわけであります。先ほど事業者の理解を得てという、そういうふうな表現がございましたけれども、この立入調査は、事業者の問題ではございません。埋立用材を提供する資材屋さんの問題であります。外来生物が付着しているおそれがある埋立用材があると認めたもの、このことについておそれがあるそれだけで立入調査ができるのでしょうか。犯罪のおそれがあるというそれだけで立入調査ができるのでしょうか。今現在の法律の中で、犯罪のおそれがあるということで家宅捜索ができますか。ある

いは、麻薬云々のそういうおそれがあるだけで、家宅捜索ができますか。これは恐らく不可能であります。外来生物のおそれ、幾ら県条例で定めても立入調査は実行できないわけでございます。もし、できると断言をする人が今この県議会議員にいれば、その証明をしてください。証拠を示してください。できないはずであります。ですから、できないことをやらないことを条文に明文化してはいけないわけでございます。この8条の立入調査は、実行どころかできないわけでございます。知事がおそれがあると判断する、事業者は認識をしているときは調整をしてやりたいというふうに言うておりました。

先ほども少し申し上げましたけれども、埋立用材の立入調査は、事業者ではございません。用材を提供する資材業者の問題であります。埋立用材を扱う業者は、憲法やさまざまな法律の権限、あるいはまた権利によって事業が営まれているわけでございます。ただ単に県がおそれがあるということだけで、その埋立用材の業者に対して立入調査ができる。そのような法の決まりは、今、日本にはないわけであります。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に、静粛に。

○照屋 守之君 これは、どういうことかという、埋立用材の搬入をしようとする業者が、皆様方の埋立用材は外来生物が混入をしている、適正な資材ではありませんよ。こういうふうなことをもとに強制的に立入調査ができるかという問題であります。ですから、彼らからすると社会的にも資材業者として責任を持って、憲法の権利の有する範囲内で仕事をしているわけでありますから、一方的に外来生物が混入しているおそれがあるという、それだけでは立入調査はできない。これは、ごく当たり前のことでございます。

したがって、私の結論は、第8条の立入調査は、県外ではできない。これは、当然であります。なぜなら、この条例は県外には適用できないのであります、県の条例ですから、県内でしか適用できない。もう一つは、県内でも立入調査はできないわけであります。これは、先ほど言いましたように、法的な具体的な根拠がありません。もし、議員がそういう根拠があれば、どうぞ示してください。このようなことからいたしましても、この条例、条文をつくる意味がないと私は考えているわけであります。

次に、問題を提起したいと思っております。

第8条には、調査のために埋立用材を無償でとるとい、そういうふうな決まりがございます。つまり、外来生物の混入のおそれのある用材をサンプルとして

預かり、検査を行うとするものであります。これは、県がやることになると思います。

では、このおそれのある用材のサンプルを、どのぐらいとればいいんでしょうか。埋立用材の50%、埋立用材の10%、埋立用材の5%でしょうか。そのぐらい検査をしないとイケないのではないかと思いますけれども、最低でも5%ぐらいはやらないとイケないんじゃないですか、埋立用材の。辺野古の埋立用材土砂は、現在、先ほどもありましたけれども予定量は、2100万立米であります。県内から400万立米で、県外から1700万立米を調達することになるわけです。県外からの1700万立米、この量は霞が関ビル34個分です。東京ドーム14個分です。そしてさらにわかりやすく言うと、10トンダンプで約300万の台数分です。10トンダンプの300万、この台数分です。これだけ膨大な量、東京ドーム14個分になると、県は、外来生物の混入のおそれのある用材、そういう形で言わないとイケないと考えております。これだけ膨大な中には、やっぱり入っておりますから、県は、外来生物混入のおそれのある用材として調査をする必要があるわけです。なぜならこれだけ膨大な量に外来生物が混入しないと証明できる専門家は、恐らく日本にはいないと思っております。それでは、この外来生物の混入のおそれがある埋立用材でサンプルをどのぐらいとればいいのかという話であります。先ほど言いましたように、10トンダンプ約300万台の50%をサンプルとして調査しますかという話であります。（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君） 静粛に、静粛に。

○照屋 守之君 10%を調査する必要があるのかという話であります。5%で調査をしますかという話であります。10%とすると300万台の10%は30万台です。このダンプの30万台をどうやって県が、外来生物が混入をしているという調査ができますか。30万台です。5%にしても15万台です。15万台。ダンプを15万台、埋め立て100%のうちの5%を調査する、95%調査しませんよ。5%を調査するというだけで1日1台検査するとして、年間約200台ぐらいこれを検査するとしましょう、年間に200台です。15万台を検査しますからたった5%ですね。15万台ですから、15万台を年間200台で割ると、750年かかります、皆さん。検査するだけで、5%検査するだけで750年かかります。逆に1%を検査するとして、1%は300万の1%、3万台ですから、1日検査して年間200台検査するとして3万台を

年間200で割ると150年かかります。1%を検査するのに150年かかります。これ、どういうことですか。

（発言する者多し）

○議長（喜納昌春君） 静粛に、静粛に。

○照屋 守之君 0.5%、トータルの1%で検査するだけで150年かかるんですよ。さらにこの1%の半分、0.5%でも150年の半分、75年かかるわけです。これだけの責任をこの条例で、県が本当に責任を果たせるのかということでもあります。75年かけて外来生物が入っているかどうかを計算をする、たった0.5%です。99.5%は何もしない。こういう実態が本当に現実的にそういう検査ができるのであります、皆さん。本当にびっくりする内容であります。ですから、提案者もこの基準は示してないわけです。仮に、ごく少量のバケツ1杯を検査したらどうなりますか。バケツ1杯を検査すると1000年ぐらいかかりますよ。ですから、そういうふうな実態と、県はこの検査体制で毎日何百人もそこに費やして、そういう検査する施設も新たにつくり、大変なことになるわけです。

さらに、この条例は、8条の条例でありますから、この立入調査によって9条や11条の勧告や公表等の条文にも影響をするわけです。実効性がないこの8条によって、9条や11条の適用もできないと私は考えるものであります。

さて、次の問題提起であります。

立入調査について環境部長は、県外では明確にできないと言っております。その上で、船に積まれて県内の海域に入った場合には、当然県条例が適用できることになりますと、特別委員会で説明をしております。県外では立入調査ができない、沖縄県内の海域に入ったら県条例が適用されると言っておりますけれども、領海侵犯でもあるまいし、あるいは海賊でもあるまいし、その海域に入ったら対応すると言いますが、非常に無責任であります。環境部長が言うように、海の上ではできないわけであり。当然でしょう、これは。ですから、県がこの立入調査をしようとすると、沖縄の港に船が着きます。船が着いてその中でやるのか、あるいはそこから埋立用材を沖縄に移して、そこで調査をやるのかというそういうふうなことになります。当然ですね。これは県外ではできませんから、沖縄県に入ったら適用しますから、海上ではそういうことはできません。港に着いて、埋立用材をおろして、その後に立入調査が行われるという、そういう理解になります。

ここで大きな問題が発生します。

この条例は、県外から外来生物の侵入を防ぐことを目的としております。県が、埋立用材に外来生物が入っているおそれがあるということを、沖縄に持ち込んでそこで立入調査をすることになると、既に、外来生物の混入した埋立用材は、沖縄県に入っているわけであり、皆さん。入っているものを調査することですから、この条例の趣旨に合いませんよ、おかしいと思いませんか。これは、入った上でしか調査はできませんから、この条例は、外来生物の混入した埋立用材を入れないという条例ですから、この立入調査、県内でやるということは、既に外来生物の混入した用材を県内に入れた上でやるということですから、この条例の趣旨にも反するわけであり、同時に、先ほど申し上げましたように、この埋立用材、県内であれ県外であれ、ここで立入調査をするというそういう法的な権限はございません。ですから、これを拒否された場合は、当然立入調査ができないわけでありまして、その勧告とか公表するとかという条例の趣旨に基づいた対応もできないわけでございます。このような外来生物を逆に侵入をさせる条例、そうとも言えるわけです。侵入をさせる条例、これは、県議会でも納得いかないわけであり、

議員の皆さんもぜひよく考えてみましょうよ。賛成多数で可決されればいいというものではございません。今起こっている、立入調査ができない、県外でもできない県内でもできない、そして県内で立入調査をしようとする、外来生物の混入しているおそれのある用材を大量に沖縄に持ち込んで、それから検査をするという、この条例の趣旨に全く相反する行動をこの条例ではとらなければならないわけでございます。

ですからこの条例の目的に反対することを現実に行うてはいけない、そのようなことは私は強く訴えるわけでございます。

ですから、賢明な議員諸君の皆様方ですから、ぜひ一度この条例をそれぞれの会派に持ち帰って検討していただきたい、そのように思うわけであり、

この条例の実効性については、専門家からも強く指摘をされております。昆虫分類学が専門で、日本科学者会議会員の屋富祖先生は新聞報道でこのように言っております。外来生物混入の可能性があれば県が立入調査をするが、膨大な土砂の中から誰がどうやってサンプリングをするのか、調査しても実態は表には出ず、歯どめにはならない。これは私が先ほど言った5%をやるのか、1%をやるのか、10%をやるのかということ専門家が指摘をしているわけであり、さらにまた、政治的な意味はあっても実効性はなく、ざる

法になるのではないかと専門家が厳しい指摘をしているわけであり、政治的な意味はあっても実効性はなく、ざる法になるのでは。

さらにまた、県建設業界の幹部は、条例は、公有水面の埋め立てが対象。侵入防止を目的というが、ほかの工事とどう整合性をとるのか。那覇空港の埋立工事や建設工事だけでなく、造園や農家など多方面に影響が出る可能性があるとし、条例の目的や影響についてしっかり議論が尽くされたのか疑問だと指摘しております。

私は冒頭に申し上げましたように、このような環境や自然に関する条例をつくるときに県当局提案であれ、議員提案であれ、環境審議会や外来生物の専門家の会議、あるいはまた法制等の検討、利害関係者の意見等を聞く必要性を説明したわけであり、まさにそのようなことを省いたことが、日本科学者会議会員の先生や県建設業協会の幹部の指摘になっているわけでございます。それぐらいの専門家の政治的な意味はあっても実効性はなく、ざる法になる。条例の目的や影響についてしっかり議論が尽くされたのか疑問だ。今回の議員提案の条例は、この言葉に集約されていると考えるものであります。

さて、条例制定の影響についてであります。

この条例で県外からの用材を規制することによって、面倒な手続や工期が著しく延長される可能性が出る時には、埋立用材を県内産に切りかえる可能性があります。土木建築部長は、第2滑走路も県内の埋立事業で賄う埋立用材は県内にあるとのことであります。それを使う可能性が出てまいります。しかしながら、県内産で賄うことになると沖縄県で行われている他の事業が大幅におくれる可能性や事業ができなくなる可能性がございます。膨大な埋立用材になることから、沖縄県の環境破壊やあるいは自然破壊につながり、外来生物どころの話ではなくなるぐらい自然や環境には悪影響を与えるおそれがあるわけでございます。

まとめます。

最後に、①、議員提案であっても環境に関すること、外来生物に関すること、法律に関すること、利害に関すること、県民公表、継続審査をしてしっかり協議を行っていただきたい。

②、立入調査についても条例・条文でその根拠を示して実効性のあるものをぜひ一緒につくっていききたい。

③、外来生物の混入のおそれのある埋立用材、この文言についてしっかりとした基準を設けて条文は実効

性のあるものをつくっていきたい。

今、沖縄県議会で賛成多数で可決しても、県執行部はこの条例を実行することが今の条文だとできないわけでございます。今からでも遅くありません。休憩を挟んでぜひ各会派でこの条例の取り扱いについて、再協議をくれぐれもお願いをいたします。

以上申し上げ、採決に反対し、継続審査することに賛同を求める討論を行いました。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 静粛に、静粛に。

奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 随分長かったね、おなかもすいてきましたけれども。

討論に入る前に、随分話が違うなということが、島袋さんからそれから照屋議員からもありました。

1つは、まずこの条例は常任委員会で十分ではないかという話で、常任委員会で質疑しようということになったんですけれども、自民党側から、これは大事な条例だからやっぱり時間をかけて、それでたくさんの議員で議論したほうがいいというふうなことで、我々もそれに賛成をして特別委員会を立ち上げました。そういう経緯もあります。

そしてさらにもう一つは、大変重要な条例なので、これにはやっぱり関係者や専門家を参考人招致して、それぞれ2名ずつの参考人招致しようということになったんですけれども、我々も準備をしておりましたら、自民党側から2人とも提案できないというふうな話がありまして、それは我々はもうお願いをしてあった手前、琉大の辻先生を参考人招致としてやった経緯があります。そういうことで、しっかり議論を深めながら、そして専門家を呼んで話を聞きました。

それでは、県民ネットを代表しまして、議員提出議案第1号「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」に賛成の立場で討論をいたします。

この条例の提案理由として、「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の防止に関し、事業者の届出事項、知事がとることのできる措置その他必要な事項を定めることにより、本県の生物の多様性を確保するとともに、祖先から受け継いだ尊い自然環境の保全を図るため、条例を制定する必要がある。」としています。

県が制定した沖縄21世紀ビジョンにおいても、沖縄が目指すべき将来像においても、沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島として位置づけられ

ております。豊かな自然の残る美ら島では、青い海と白い砂浜が広がり、自然の海岸線が続いている。自然海岸と連なるサンゴ礁により、イノーの穏やかさが守られている。美ら島には緑豊かな森林が広がり、多くの固有種や希少種が生息する生物多様性に富んだ、自然環境が守られている。さらに生物多様性を守る上で、森林や河川、海草藻場や干潟などの自然環境の保全は重要であり、特にサンゴ礁や干潟を初めとする水辺環境の保全は重要である。このことは単に地域の課題にとどまらず国際的な潮流ともなっていることから、今後干潟の埋め立てなど水辺の開発と利用についてはこれまで以上に慎重であるべきであり、新たなルールづくりが求められているとしております。すなわち生物多様性を維持しながら、自然環境と調和した経済活動、経済社会をどう構築するかが問われているということであろうかと思います。

そのことを踏まえれば、今回の条例はおおむね2030年の沖縄の将来像を実現していく上で、まさに時宜を得た条例だと私は考えます。

委員会質疑の中で、幾つか論点が出てまいりましたので、そのことを踏まえながら私の賛成討論にしたいと思っております。

1つ目は、なぜパブリックコメントを実施しないかということについて、提案者は議会が条例を制定する際、パブリックコメントを実施することは、法令上の要件とはなっておりません。つまり、行政手続法です。また、議会における質疑や審査においても十分議論され、意見が反映されることでパブコメを必要としないと答えております。この条例が、県民に不利益をもたらすものでないこと等を勘案すると、提案者の答弁で十分だというふうに思っております。

2つ目、利害関係者からの意見聴取が必要ではないかにつきまして、提案者は、事業実施に当たっては、外来種対策を行う旨の意思表示がされているので、必要性はないと考えたと答えております。当然、総合事務局、防衛局ともにしっかりと外来種対策をします。そういう国の機関であるという信頼関係からすれば、当然だというふうに思っております。

3つ目は、条例の実効性についての……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

○奥平 一夫君 疑問についてであります。提案者は、本条例は許可制のように一定の行為を禁止するものではなく、特定外来生物の侵入防止を図るため、一定の事項、埋立用材の搬入の届け出について、届け出義務を課すものであり、知事が実態、状況を把握しな

がら、条例の目的を達成するため、必要であるときは事業者に対して一定の指導、勧告を行うことで、実効性を担保していると思います。立入調査については、上位法、外来生物法と同様の規定であると答えております。また、先日の委員会質疑において、執行部は条例の必要性について、生物多様性を確保するためには、多面的な施策の展開が必要であり、外来種対策の推進はとるべき対策の一つである。この条例の施行で、少なくとも大量の土砂が短時間で県内に運搬されることによる、外来生物の非意図的な持ち込みリスクが低減されることが期待されると認識していることなどからしても、実効性の疑問は当たらないものと考えております。

4つ目ですが、条例は違法ではないかということについて、提案者は、憲法第94条では、地方公共団体は、「法律の範囲内で条例を制定をすることができる。」と記載されている。そもそも本条例は、法律の範囲内で制定するものであり、違法ではない。本条例は、上位法である外来生物法の趣旨を踏まえ制定したものであり、法の施行を妨げるものではなく、法を補完する形で特定外来生物の侵入を防止し、本県の生物多様性に寄与できるものと考えていると答弁をされております。

埋立事業に県条例で規制をかけることが、法令や憲法に違反しているのではないかという、執行部への質疑の中でも条例は埋め立てを規制するものではなく、埋立資材に混入した外来生物の侵入を規制するもので、条例として十分成立すると述べております。そのとおりだと思います。

さらに、平成27年3月に環境省、農水省、国土交通省の3省が選定した行動計画においても、地方自治体に対し、次のことが求められております。1つは、当該地域における優先すべき防除対象を明確にし、対策を推進すること、2つ目は、地域への新たな外来種の被害を未然に防止することとしております。そのことからしても、法の趣旨を尊重した条例であり、法の効果を損なう条例でないことは明らかであります。

最後になりますが、条例制定により経済活動に影響があるかということについて、県執行部への質疑の中で、条例のある自治体あるいは国からこの条例で経済活動の損失はあるのかという質問に対して、そういう事例はないというふうに明確に答えておられました。県では、2014年度までに実施された外来生物の防除対策で、300億円が支出され経済的損失が生じていることが明らかになりました。また、委員会に参考人として出席した琉大の辻瑞樹教授は、生物多様性がなぜ必要

かについて、この地域にしかない、有象無象の野生生物たちは全てが未利用の遺伝的資源と考えるべきである。これらは人類が永く存続するためにも、将来において地域が経済的に発展するためにも有用であり、短期的な利害を安易に優先させることで失ってはならない。外来生物法の現行の運用関連にただ従うだけではなくて、法の精神にのっとった県独自の取り組みが必要であることを述べておられました。

今回の条例提案の質疑の中で、島嶼生態系の沖縄は多くの固有性を含む特徴があり、小さな島々に微妙なバランスで成り立つ生態系であることから、生息・生育地の破壊や外来種の侵入による影響を受けやすい生態系であることを私たちは学びました。本県の生物多様性を確保するためには、希少野生生物の保全が重要であり、特定外来生物だけではなくてそのほかの外来生物の対策も必要だとの意見が特に野党の席から出たことは、大変心強く思います。それを受けて、当間環境部長は、今回の条例は、県が行う総合的な外来生物対策の骨子となると述べて、今後、総合的な条例を整備する意向を示したことは、この条例のもう一つの狙い、本県の外来生物対策への足がかりとなる可能性に言及された意義は大変大きいと思います。また、11日の報道によりますと、辺野古埋立土砂の採取が予定される、鹿児島県などの6県7地区に定着している特定外来生物の中で、土砂に混入して県内に持ち込まれるおそれがあるのは9種に上ることがわかりました。侵入防止に向けた対策が急がれます。

本条例の成立を手始めに、県の生物多様性戦略をかりれば、県内への外来生物の侵入防止に向けた生物多様性に対する理解を深め、生物多様性を保全、回復し、自然からの恵みを持続的に享受するための取り組みを拡大していかなければならないと思っております。

以上、議員提出議案第1号「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」に賛成する討論といたします。

県民の皆様、そして議員の皆様各位の御賛同をお願いして、私の討論を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時57分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより議員提出議案第1号「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、議員提出議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する特別委員会に付託された事件は、委員会審査を終了し、その結果が会議において議決されたので、これをもって同特別委員会は消滅いたしました。



○議長（喜納昌春君） 日程第5 議員提出議案第4号 沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

玉城義和君。

〔議員提出議案第4号 巻末に掲載〕

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 こんにちは。

議員提出議案第4号「沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提出者を代表して提案理由と内容の概要を御説明申し上げます。

これまで都道府県議会議員の選挙区は、公職選挙法の規定により、「郡市の区域による。」こととされてきました。しかし、現在、市町村合併の振興により地域代表の単位としての「郡」の存在意義が大きく変質している状況があり、さらに地方分権が進展し、地方の自主性をより尊重すべきという時代の潮流があります。そうした中で、平成27年3月1日に施行された公職選挙法の一部を改正する法律に基づき、都道府県は地域の実績を踏まえ、条例で市町村を単位とした選挙区を定めることになりました。このことを踏まえ、本条例は議会改革推進会議で平成26年5月から1年余り合計11回にも及ぶ協議を重ねた結果、先月開催

いたしました、平成27年度第1回議会改革推進会議において全会一致をもって最終案を決定し、去る6月25日に各派代表者会議にて議員提出議案として提出することで意見の一致に至った次第であります。

条例制定に向けて熱心な御議論をいただきました、島袋大副委員長を初め、各会派・議員の皆様の労を多とし、改めて敬意を表する次第でございます。

次に、本条例の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第1に、選挙区の名称及び区域に関する事項であります。

現行の那覇市、島尻郡、南城市の3つの選挙区を変更し、島尻郡区の南部離島7町村と那覇市を合区し、「那覇市・南部離島選挙区」とすること、与那原町、南風原町、八重瀬町と南城市を合区し、「島尻・南城市選挙区」とする内容となっております。これにより、南部離島7町村から要望のありました那覇市との合区が実現されること、南城市の1人区が解消されることとなります。

第2に、施行期日に関する事項であります。本条例は、「公布の日から施行する。」ことといたしております。

第3に、適用区分に関する事項であります。本条例は、「この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。」ことといたしております。

以上で本条例の提案理由と内容の概要説明を終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） これより議員提出議案第4号

「沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第4号は、原案のとおり可決されました。



○議長（喜納昌春君） 日程第6 乙第10号議案から乙第17号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） ただいま議題となりました乙第10号議案及び乙第11号議案の議決議案2件、乙第12号議案から乙第15号議案までの同意議案4件、乙第16号議案及び乙第17号議案の承認議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び警察本部警務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第10号議案「運転免許の取得可能年月日の誤通知により生じた損害の賠償に関する和解等について」は、運転免許取得可能年月日の誤通知により損害を与えた件について和解をし、損害賠償額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

事案の概要は、県が誤った運転免許再取得に係る取得可能年月日を記載した運転免許受験資格回答書を交付したことにより、相手方が運転免許の再取得が可能であると誤認し、自動車教習所に入校し自動車運転教習料金を納付したものである。和解の内容は、県は相手方に損害賠償金として、21万7127円を支払うとの説明がありました。

本案に関し、何をどう誤って通知したのか、また、チェック体制はどうなっていたのかとの質疑がありました。

これに対し、取り消し処分及び特定加算による4年

間の欠格期間の者に、2年間の加算分を見落とし運転免許再取得可能と誤って通知してしまった。また、応援職員による処理を担当職員等がチェックを行う体制をとっているが、見落としてしまったとの答弁がありました。

次に、乙第11号議案「初心運転者講習通知書の誤送付により生じた損害の賠償に関する和解等について」は、初心運転者講習通知書の誤送付により損害を与えた件について和解をし、損害賠償額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

事案の概要は、初心運転者講習の受講対象でない者に対し、県が誤って講習通知書を送付したことにより、相手方が当該講習を受講するため手数料を納付したものである。和解の内容は、県は相手方に損害賠償金として、1万8200円を支払うとの説明がありました。

本案に関し、相手方から誤りが提起されて入力ミスが発覚したのかとの質疑がありました。

これに対し、相手方の講習受講後、結果をシステムに入力する際に講習対象外と表示され、入力ミス及び誤送付が発覚したとの答弁がありました。

次に、乙第12号議案「沖縄県人事委員会委員の選任について」は、人事委員会委員1人が、平成27年7月18日に任期満了することに伴い、その後任を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第13号議案「沖縄県収用委員会委員の任命について」は、収用委員会委員2人が、平成27年7月31日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第14号議案「沖縄県公安委員会委員の任命について」は、公安委員会委員1人が、平成27年7月31日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第15号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員1人が、平成27年3月31日に辞職したことに伴い、その後任を任命するため、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第16号議案「専決処分の承認について」

は、地方税法の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、沖縄県税条例を改正し同日から施行する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がなく、平成27年3月31日付で専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものである。

主な改正の内容は、1点目に、法人県民税均等割の税率区分の基準を法人事業税資本割の課税標準に統一すること、2点目に、大法人の法人事業税の税率について、所得割を引き下げ、付加価値割と資本割を引き上げること、3点目に、不動産取得税について、住宅及び土地に係る税率の特例措置を3年間延長すること、4点目に、自動車取得税について、エコカー減税の適用基準等を見直した上で、適用期限を2年間延長すること、5点目に、軽油引取税について、課税免除の特例措置に係る対象を見直した上で、適用期限を3年間延長すること、6点目に、平成31年3月31日までの間に狩猟者登録を行った対象鳥獣捕獲員の狩猟税を非課税とするとの説明がありました。

本案に対し、自動車取得税の年間収入額は幾らか、また、市町村への交付割合やその方法はどうかとの質疑がありました。

これに対し、自動車取得税の平成26年度調定額は、4億5597万9000円である。また、市町村へは収入額の66.5%を、市町村道の延長面積で案分し交付しているとの答弁がありました。

そのほか、消費税10%時における自動車取得税廃止の検討状況、本県の中古自動車の割合と取得税特例の内容、軽油引取税の特例措置延長による収税への影響及び在沖米軍関連の免除額などについて質疑がありました。

次に、乙第17号議案「専決処分の承認について」は、「過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、県税の課税免除等の特例に関する条例を改正し同日から施行する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がなく、平成27年3月31日付で専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものである。

主な改正の内容は、過疎地域における事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る課税免除の特例について、適用期限を2年間延長するとの説明がありました。

これに対し、過疎地域自立促進特別措置法を適用し

ての免除件数及び金額は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、昭和60年からの適用件数及び金額は、法人事業税で7件、1735万8000円、不動産取得税で26件、1億3817万4000円、合計で33件、1億5553万2000円であるとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決の結果、乙第10号議案及び乙第11号議案の議決議案2件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第12号議案から乙第15号議案までの同意議案4件については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

また、乙第16号議案及び乙第17号議案の承認議案2件については、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後0時15分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより乙第10号議案から乙第17号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず乙第10号議案及び乙第11号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案及び乙第11号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 次に、乙第12号議案から乙第15号議案までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、委員長の報告のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案から乙第15号議案までは、委員長長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 次に、乙第16号議案及び乙第17号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第16号議案及び乙第17号議案は、委員長長の報告のとおり承認することに決定いたしました。



○議長（喜納昌春君） 日程第7 乙第9号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長長の報告を求めます。

文教厚生委員長 呉屋 宏君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 呉屋 宏君登壇〕

○文教厚生委員長（呉屋 宏君） それでは、委員長報告を申し上げます。

ただいま議題となりました乙第9号議案の議決議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、保健医療部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第9号議案「売買代金請求事件の和解等について」は、係争中の訴訟事件について和解をし、損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、元県職員が起こした歯科器材等の不適切な会計処理問題に伴い、歯科器材販売業者が県に納入した歯科用金銀パラジウム合金に係る代金及び遅延損害金の支払いを求めて提訴した訴訟について、裁判所から和解の勧告がなされたことから、県が相手方に損害賠償金として248万円を支払うものであるとの説明がありました。

本案に関し、元職員の当時の役職と当時不適正経理にかかわった職員の処分はどうなっているのかとの質

疑がありました。

これに対し、元職員の役職は主任技師で、職種は歯科技工士であった。処分については、元職員に対しては懲戒免職、当該職員の上司等に対しては戒告処分1名、訓告処分1名という処分が下っているとの答弁がありました。

次に、3年間不正に気づかず、外部からの情報提供でしか対応できないのは問題ではないかとの質疑がありました。

これに対し、不正が発生した原因として、当時、元職員は長期にわたり、無歯科医地区医療対策事業に従事してきたことに加えて、離島の巡回歯科診療という事業の特殊性や専門性から事業の実施に当たって上司の関与が薄く、チェック機能が働いていなかった。また、平成22年に職員が欠員となり、2人体制で牽制を行っていたものから、1人体制となり、さらにチェックができなかったということがある。今回の事件を受けて、再発防止を図るために、当時、不適正経理等について部内全職員に文書による周知を図るとともに、本庁出先機関への説明会を開催したほか、厳正な服務規律の確保、コンプライアンス意識の高揚、予算執行事務の適正化などについての研修を実施しているとの答弁がありました。

次に、不正防止の改善策について、物品の管理システムはどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、物品に関しては、物品受け払い簿というものがあり、幾ら購入したかを登録して、それから幾ら払い出し、使用したかを記録するシステムとなっているが、今回の事件については、残念ながらそのことがしっかりと行われていなかったとの答弁がありました。

そのほか、過失の割合、特殊勤務者の公金の取り扱い、公金取り扱いの複数体制、ネットオークションでの換金の実態、残っている金銀パラジウム合金の取り扱い、懲戒免職処分の基準などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第9号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第9号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。



○議長（喜納昌春君） 日程第8 乙第8号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣良俊君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 新垣良俊君登壇〕

○土木環境委員長（新垣良俊君） ただいま議題となりました乙第8号議案の議決議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第8号議案「工事請負契約について」は、沖縄空手会館新築工事に係る工事請負契約について、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

契約の主な内容は、沖縄空手会館の武道棟及び奥の院の建築工事であり、契約金額は16億2010万8000円、契約の相手方は株式会社南海建設、株式会社大米建設、株式会社太名嘉組の3者で構成する特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、奥の院と武道棟の両方に道場がつくられるようだが、使い方に分けがあるのか、奥の院の道場には何か特別の意味があるのか、また、図面を見ると奥の院には観客席があるが、武道棟にはない、武道棟には観客席はつくらないのかとの質疑がありました。

これに対し、通常は武道棟の道場を使うことになる。奥の院は空手発祥の地であることを視覚的に伝え、空手会館に品格を与える施設であることから、その使用については、空手の日の奉納演武あるいは高段者の昇段試験など、特別な用途に限定することを想定

している。また、武道棟は2階が観客席となっており、固定席で380席を用意している。また、簡易の椅子を持ち込むことによって約1000席を確保することができるとの答弁がありました。

次に、外国の空手家からすると、沖縄は空手の聖地ということになる、そういう空手の聖地をあらわす部分は、建物でどのように表現されているのかとの質疑がありました。

これに対し、奥の院は、空手発祥の地であるということ視覚的に伝え、空手会館に品格を与える施設として整備するものである。沖縄の歴史や、空手の聖地として神聖さを感じさせるつくりとして、壁は首里城南殿のような板張りとし、屋根は入母屋づくりで、沖縄産赤瓦のしっくい仕上げ、建物の正面及び背面には木製の観音開きの扉を設置するなど、沖縄らしさを強調した建物を考えているとの答弁がありました。

次に、奥の院には沖縄らしい赤瓦を使っているが、武道棟には使われていない、武道棟は県産石材を使うなど、沖縄らしい仕上がりにはならないのかとの質疑がありました。

これに対し、武道棟の屋根に赤瓦を使用することも検討したが、建築面積が大きく屋根が目立ち過ぎることや、空手会館が丘の上にあることから、その稜線を断ち切ることがないようにということ、周辺の景観を損なわないようにしようということで、屋根は現在の形に落ちついたところである。建物の外壁については、石張りのPC板を使い、グスクの石積みの持つ力強いイメージを表現しているところであるとの答弁がありました。

そのほか、空手会館の供用開始日、運営方法、落札率などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第8号議案の議決議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第8号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。



○議長（喜納昌春君） 日程第9 議員提出議案第5号 自衛隊ヘリによる那覇空港トラブルの再発防止を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山内末子さん。

〔議員提出議案第5号 巻末に掲載〕

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん ただいま議題となりました議員提出議案第5号につきましては、7月3日に開催した総務企画委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、自衛隊ヘリによる那覇空港トラブルの再発防止を求めることについて、関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第5号を朗読いたします。

〔自衛隊ヘリによる那覇空港トラブルの再発防止を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） これより議員提出議案第5号「自衛隊ヘリによる那覇空港トラブルの再発防止を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第5号は、原案のとおり可決されました。



○議長（喜納昌春君） この際、日程第10 議員提出議案第6号 米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書及び日程第11 議員提出議案第7号 米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

新垣清涼君。

〔議員提出議案第6号及び第7号 巻末に掲載〕

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 ただいま議題となりました議員提出議案第6号及び第7号の2件につきまして、7月8日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求めることについて関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第6号を朗読いたします。

〔米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔米軍人・軍属等に対する綱紀粛正の徹底を求める抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、抗議決議の宛先で、在日米軍沖縄地域調整官及び在沖米国総領事につきましては、その趣旨を要請するために米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見っておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきます

ようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第6号及び第7号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） これより議員提出議案第6号「米軍人・軍属等に対する綱紀肅正の徹底を求める意見書」及び議員提出議案第7号「米軍人・軍属等に対する綱紀肅正の徹底を求める抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第6号及び第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） ただいま可決されました議員提出議案第7号に関し、提案理由説明の際、提出者から、在日米軍沖縄地域調整官及び在沖米国総領事については、その趣旨を要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第7号の趣旨を在日米軍沖縄地域調整官及び在沖米国総領事に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・・◆
○議長（喜納昌春君） 日程第12 陳情4件を議題といたします。

休憩いたします。

午後0時40分休憩

午後0時40分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） ただいま議題となりました陳情4件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時41分休憩

午後0時41分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

議題のうち、まず陳情第57号について採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情1件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時42分休憩

午後0時42分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

次に、陳情平成26年第11号、同第71号及び陳情第49号の陳情3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情３件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。



○議長（喜納昌春君） 日程第１３ 陳情４件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
経済労働委員長上原 章君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 上原 章君登壇〕

○経済労働委員長（上原 章君） ただいま議題となりました陳情４件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情４件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。



○議長（喜納昌春君） 日程第１４ 陳情３件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
文教厚生委員長呉屋 宏君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 呉屋 宏君登壇〕

○文教厚生委員長（呉屋 宏君） ただいま議題とな

りました陳情３件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情３件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。



○議長（喜納昌春君） 日程第１５ 陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣良俊君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 新垣良俊君登壇〕

○土木環境委員長（新垣良俊君） ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情1件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。



○議長（喜納昌春君） 日程第16 陳情4件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長新垣清涼君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長 新垣清涼君登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（新垣清涼君） ただいま議題となりました陳情4件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情4件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。



○議長（喜納昌春君） 日程第17 陳情3件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

公共交通ネットワーク特別委員長金城 勉君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔公共交通ネットワーク特別委員長 金城 勉君登壇〕

○公共交通ネットワーク特別委員長（金城 勉君）

ただいま議題となりました陳情3件につきまして

は、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情3件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。



○議長（喜納昌春君） この際、日程第18 議員派遣の件及び日程第19 議員派遣の件を一括議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） お諮りいたします。

ただいまの議員派遣の件2件は、それぞれお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を海外及び全国都道府県議会新任議員研修会へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。



○議長（喜納昌春君） 日程第20 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続

審査に付することに決定いたしました。

◆・・・◆

○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成27年第2回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後0時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 具 志 堅 徹

会議録署名議員 當 間 盛 夫